

平成23年9月1日（木曜日）第3回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員長
高子武	農業委員長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	丹野敏晴	財政課長
犬飼弘一	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員局長 事務局局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
奥山健一	水道事業所長	櫻井幸夫	病院事務長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
清野健	生涯学習課長	片桐久志	監査委員
大泉辰也	監査委員長		

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主査

議事日程第 1 号

第 3 回定例会

平成 23 年 9 月 1 日（木曜日）

午前 9 時 30 分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
- （1）定例監査結果等報告について
- 〃 4 行政報告
- （1）市政の概況について
- 〃 5 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 〃 6 議第 46 号 表彰について
- 〃 7 議案説明
- 〃 8 委員会付託
- 〃 9 質疑・討論・採決
- 〃 10 議会案第 8 号 日本海国土軸の構築と社会資本整備を求める意見書の提出について
- 〃 11 議会案第 9 号 寒河江工業高等学校と寒河江高等学校果樹園芸科の統合・整備を求める意見書の提出について
- 〃 12 議案説明
- 〃 13 委員会付託
- 〃 14 質疑・討論・採決
- 〃 15 報告第 8 号 平成 22 年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について
- 〃 16 報告第 9 号 平成 22 年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について
- 〃 17 質疑
- 〃 18 認第 1 号 平成 22 年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 19 認第 2 号 平成 22 年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 20 認第 3 号 平成 22 年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 21 認第 4 号 平成 22 年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 22 認第 5 号 平成 22 年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 23 認第 6 号 平成 22 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 24 認第 7 号 平成 22 年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 25 認第 8 号 平成 22 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 26 認第 9 号 平成 22 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について
- 〃 27 認第 10 号 平成 22 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 28 認第 11 号 平成 22 年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- 〃 29 議第 47 号 平成 23 年度寒河江市一般会計補正予算（第 4 号）

- 〃 30 議第48号 平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
 - 〃 31 議第49号 平成23年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 〃 32 議第50号 寒河江市市税条例等の一部改正について
 - 〃 33 議第51号 寒河江市都市計画税条例の一部改正について
 - 〃 34 議第52号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - 〃 35 請願第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出に関する請願
 - 〃 36 請願第6号 原発からの撤退と自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出に関する請願
 - 〃 37 議案説明
 - 〃 38 監査委員報告
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、平成23年第3回寒河江市議会定例会を開会いたします。

会議を始める前に議員並びに当局の皆さんに申し上げます。

このたびの定例会から、インターネットによる議会中継が実施されます。開かれた議会、市民にとってよりわかりやすい議会となりますよう御期待申し上げます。

また、過般の議会運営委員会におきまして、エコスタイルの推進期間に合わせ議場における服装について決定をしております。本会期中の会議において、上着の着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○高橋勝文議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、5番太田芳彦議員、15番内藤明議員を指名いたします。

会 期 決 定

○高橋勝文議長 日程第２、会期決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。沖津議会運営委員長。

〔沖津一博議会運営委員長 登壇〕

○沖津一博議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました平成23年第３回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る８月29日及び本日、委員６名全員出席、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から９月21日までの21日間とし、その間の会議等につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告とさせていただきます。

○高橋勝文議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から９月21日までの21日間と決定いたしました。

第３回定例会日程

平成２３年９月１日（木）開会

月	日	時	間	会		議	場	所
9月	1日(木)	午前9時30分	本	会	議	開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、行政 報告、人権擁護委員候補者推 薦、表彰議案上程、同説明、 委員会付託、質疑・討論・採 決、議会案上程、同説明、委 員会付託、質疑・討論・採 決、報告、質疑、議案・請願 上程、同説明、監査委員報告	議	場
9月	2日(金)	休 会						
9月	3日(土)	休 会						
9月	4日(日)	休 会						
9月	5日(月)	午前9時30分	本	会	議	一 般 質 問	議	場
9月	6日(火)	休 会						
9月	7日(水)	午前9時30分	本	会	議	一 般 質 問	議	場
9月	8日(木)	午前9時30分	本	会	議	一 般 質 問	議	場

月 日	時 間	会 議		場 所
9月 9日 (金)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、 決算特別委員会設置、委員会 付託	議 場
	本会議休憩中	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会 終了後	決算特別委員会	正副委員長の互選、付託案件 審査	議 場
	決算特別委員会 終了後	本 会 議	決算特別委員会正副委員長の 互選結果報告	議 場
9月10日 (土)	休 会			
9月11日 (日)	休 会			
9月12日 (月)	午前9時30分	厚生常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
9月13日 (火)	午前9時30分	厚生常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
9月14日 (水)	休 会			
9月15日 (木)	休 会			
9月16日 (金)	午前9時30分	建設経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
		総務文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
9月17日 (土)	休 会			
9月18日 (日)	休 会			
9月19日 (月)	休 会			
9月20日 (火)	午前9時30分	総務文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
9月21日 (水)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会終了後	決算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	決算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報 告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

○高橋勝文議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行 政 報 告

○高橋勝文議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について

市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

初めに、6月定例会以降現在までの主な市政の概況について御報告申しあげたいと思います。

まず、大震災関連について申しあげます。

東日本大震災発生から間もなく半年を経過しようとしているわけではありますが、福島第一原子力発電所の事故は、いまだに終息に向けてのはっきりとした道筋が見えない中であります。

本市に避難されている方々の人数につきましても、福島県からの転入者がふえてきております。8月25日現在では370人となっているところであります。市といたしましても、被災地、また市内避難者への支援を初め、農作物等の風評被害対策などに引き続き全力を挙げて取り組んできているところであります。

さきに山形県は、県内全域での空間放射線測定の方針を示しましたが、本市におきましては、6月から市内全小・中学校の測定をスタートし、さらに全市立保育所も加えて毎月2回の測定を実施し、市のホームページに公表しております。いずれも文部科学省が発表した校舎、校庭などの利用判断における暫定的な目安を下回る結果となっております。

さらに、これまで水道水や農畜産物、土壌などについても市内の状況を調査し、あわせてホームページで公表し、安全確認しているところであります。今後とも安全・安心な市民生活のために注意深く監視してまいる所存であります。

また、今般大震災を教訓として市民や観光客、通勤者などへの災害情報を迅速かつ正確に伝達するため、NTTドコモの緊急速報「エリアメール」を8月22日から始めたところであります。これは、市内エリア内でNTTドコモの携帯電話に災害・避難情報など安全にかかわる情報を一斉同時配信するもので、県内自治体では初めての採用であります。災害時においては市民の皆さんから安全確保に有効に活用していただきますようその周知に努めてまいり考えているところであります。

次に、ことしのさくらんぼの出荷並びに販売状況等について申しあげます。

風評被害が懸念された中での出荷ということではありましたが、JAによりますと取扱量は前年比約14%の増、販売価格は平均単価で前年比約4%の減ではありましたが、販売額では前年を上回る金額となっております。

時期を失することなく、「寒河江の安全・安心シール」を積極的に活用したこと、また東京、大阪の市場におけるトップセールスや新たにホームページ上に動画、「さくらんぼ便り」を掲載したことなど、内外に向けた積極的な情報発信も功を奏したものと考えているところであります。

一方で、心配された観光さくらんぼ園の誘客についてであります。5月の仙台市を皮切りに首都圏で5回、関西圏で3回、さらに姉妹都市寒川町ほか東北各地等で7月まで計30回を超えるPRキャンペーンを展開し、また周年観光農業推進協議会においては、仙台圏から誘客を図るため、温泉協同組合や市とタイアップして、さくらんぼ狩り日帰りバスツアーを実施するなど、例年にない取り組みを展開してきたところであります。

しかしながら、観光さくらんぼ園の入り込み状況を見ますと、前年度比約55%と大変厳しい結果となったところでございます。

原発事故という特殊要因があったとはいえ、観光キャンペーンについては、今年度の事業効果を十分検証し、今後に向け実効性のあるPRキャンペーンのあり方を検討していかなければならないというふうに考えているところであります。

次に、花咲かフェアについて申し上げます。

第9回を迎えました花咲かフェアINさがえは、「応援の花を咲かせよう！がんばろう東北・とどけよう寒河江の元気」をテーマに去る6月11日から7月3日までの23日間開催をしたところであります。

ことはテーマに合わせた花壇を設置いたしましたとともに、義援金の募集などについても積極的に取り組み、約11万2,000人の方々から来場いただいたところであります。来年は第10回を迎えることとなりますが、区切りの年にふさわしいフェアになるよう工夫を凝らしてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、市民の住環境の改善と地域経済の景気浮揚対策の一環として、昨年度に引き続き実施いたしました住宅建築推進事業について申し上げます。

今年度の予算は5,000万円でしたが、8月31日をもって満額となり、申請受け付けを完了しております。助成件数は336件、対象工事費は約13億2,000万円となっております。地域経済が依然として厳しい状況にありまして、住環境の整備促進と地元関連業界の活性化に大きく寄与したものと考えているところであります。

次に、西村山地区高校再編について御報告申し上げます。

去る6月28日に市と市内高校同窓会、学校関係団体、町会長連合会や商工会等で構成する組織「寒河江市の高等学校の未来を考える会」を発会したところであります。将来においても工業と農業の産業教育が本市で行われるよう、寒河江工業高校と寒河江高校果樹園芸科の統合による産業高校の整備を県に求め、7月より市内全戸及び各団体を対象に署名活動を実施したところであります。

その結果、2万5,132名の方々より署名をいただきました。この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。そして、8月24日に県教育長に対し要望書とともに署名簿を提出したところであります。あわせて県知事、県議会議長あてに要望書も提出させていただきました。

地元の高校の存続は、本市にとって優秀な人材育成の場であるだけでなく、産学連携の拠点として将来にわたり地域の産業振興にとって不可欠なものでありますことから、これからも粘り強く要望してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

最後に、田代簡易水道事業について申し上げます。

山形県が田代地区において整備を進めておりました田代簡易水道施設がこの8月1日に完成し、8月10日に市がその施設の譲与を受け管理運営し、8月22日から使用を開始したところであります。

田代地区は、これまで水不足や衛生面など懸念されたところでありますが、これらの不安が解消されますとともに、昭和29年に本市の水道の供水が始まって以来57年を経過し、市内全域で水道水を供給できるようになったところであります。今後とも安全で安定した水道水の供給に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上、6月定例会以降の市政の概況を申し上げますが、今後とも議員各位の御支援と御協力をいただきながら市政運営に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

質 疑

- 高橋勝文議長 ただいまの市政の概況について質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

- 高橋勝文議長 日程第5、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。
- 本件については、お手元に配付しております文書のとおり、委員候補者2名の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長から意見を求められております。
- お諮りいたします。
- これに同意することに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 御異議なしと認めます。
- よって、人権擁護委員の候補者の推薦については市長の諮問のとおり同意することに決しました。

議 案 上 程

- 高橋勝文議長 日程第6、議第46号表彰についてを議題といたします。

議 案 説 明

- 高橋勝文議長 日程第7、議案説明であります。
- 市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。
- 〔佐藤洋樹市長 登壇〕
- 佐藤洋樹市長 議第46号、表彰について御説明を申し上げます。
- 地方自治の振興や本市の興隆・発展に寄与し市政に功労のある方について表彰を行うため、本市表彰条例に基づき議会の同意を得ようとするものでございます。
- 初めに、伊藤忠男氏でございますが、伊藤氏は、平成7年から平成23年まで16年間の長きにわたり寒河江市議会議員として地方自治の発展と市民福祉の向上に多大な貢献をされました。この間、予算特別委員会委員長、総務常任委員会委員長、議会運営委員会委員長を務められたのを初め、平成17年5月から副議長、平成19年5月からは議長に就任し円滑な議会運営と地方自治の発展に貢献され、市政発展に尽くされた功績はまことに大きなものでございます。
- 次に、芳賀靖夫氏でございます。
- 芳賀氏は、平成5年から平成23年まで18年間の長きにわたり寒河江市農業委員会委員として地域農業の振興に尽力されました。この間、地元西根地区においては担い手への面的集積に積極的に取

り組むなど、農作業の効率化に貢献されました。平成17年7月から会長職務代理者、平成20年7月からは会長に就任し、新規就農を促進するために、農地の権利取得における下限面積の見直しなどを率先して推進するなど、農業の発展と農業委員会の円滑な運営に貢献され、市政発展に尽くされた功績はまことに大きなものがございます。

最後に、五十嵐 巖氏でございます。

五十嵐氏は、昭和39年に寒河江市消防団に入団され、以来通算35年6カ月の長きにわたり地域防災活動に尽力されました。この間、平成4年4月に消防団副団長、平成13年4月からは消防団団長に就任し団員をよく掌握し、抜群の指揮統率力をもって消防団発展に寄与されました。

さらには、山形県消防協会西村山支部長や山形県消防協会副会長を務めるなど、山形県消防団の代表として活躍した功績は極めて顕著であります。

このように消防団副団長、団長として19年間にわたりその重責を担い、消防力の強化、安全・安心な地域環境の確保に貢献され、市政発展に尽くされた功績はまことに大きなものがございます。

各氏の御功績、経歴等の詳細については別紙資料のとおりでございます。

なお、この件につきましては、去る8月10日開催の市表彰審査委員会において審査の結果、全会一致をもって表彰をすることが適当である旨報告をいただきましたので、今回御提案申しあげるのでございます。

御同意くださいますようお願い申しあげる次第であります。

以上であります。

委 員 会 付 託

○高橋勝文議長 日程第8、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第46号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○高橋勝文議長 日程第9、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第46号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第46号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第46号はこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第10、議会案第8号及び日程第11、議会案第9号の2案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○高橋勝文議長 日程第12、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第8号及び議会案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委 員 会 付 託

○高橋勝文議長 日程第13、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第8号及び議会案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○高橋勝文議長 日程第14、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会案第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議会案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立全員であります。

よって、議会案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議会案第 9 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議会案第 9 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立全員であります。

よって、議会案第 9 号は原案のとおり可決されました。

報 告

- 高橋勝文議長 次に、日程第15、報告第 8 号及び日程第16、報告第 9 号について市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長 初めに、報告第 8 号、平成22年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について御説明申し上げます。

健全化判断比率を各会計及び関連団体の決算等に基づき算定した結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は発生せず、実質公債費比率は16.7%、将来負担比率は122.3%となったものであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により御報告申し上げるものでございます。

次に、報告第 9 号、平成22年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

資金不足比率を四つの事業会計の決算等に基づき算定した結果、いずれの事業会計も資金不足比率は発生しないものであり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第 1 項の規定により御報告申し上げるものであります。

以上であります。

質 疑

- 高橋勝文議長 日程第17、これより質疑に入ります。

報告第 8 号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

- 佐藤良一議員 健全化判断比率でありますけれども、寒河江市でも寒河江市開発公社に債務保証をやっているんですけれども、その辺の感じからしますと、やはりかなり厳しいのではないかなと思

われます。クアパーク構想を見ましても本来の計画から大きく離れております。また、企業も何社か営業しておりますけれども、その辺の感じはどのように認識しているのか。

あとは毎年チェリークア・パークが、チェリーランドさがえもありますけれども、この辺の見通しなどもどのように認識しているのかお願い申し上げます。

○高橋勝文議長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 ただいまの質問、将来負担比率、開発公社ということになると、そちらの方に対する御質問なのかなということでお伺いいたしましたが、この将来負担比率につきましては、開発公社等に対する債務保証、そちらの方については別にカウントならないというようなことになってございます。これは算定上、ルール上そういうふうになっているというようなことになってございます。

あとチェリークア・パークの件でございますが、こちらの方につきましても、この将来負担比率の算定にはカウントはならないというようなことになってございます。

私からは以上でございます。済みません。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 佐藤議員からはチェリーランドとチェリークア・パークの今後の整備の展開の見通しというようにお話でありましたが、工業団地も含めてだろうというふうに思いますが、現在なかなか景気の状態が厳しいというところで苦戦をしているという状況であります。ある程度この震災の影響などもありまして半年がたつ中で、少しやっぱりいろいろな面で東北の企業、あるいは中央の企業などの動きも見えてきているところでありますし、我々の方にもいろいろな問い合わせやらオファーというものが来ているところであります。

特に、チェリークア・パークについてはいろいろオファーもあるわけではありますけれども、今後どういうふうにあそこが発展していくのかということを見据えて、そういったのにふさわしい企業といいましょうか、そういう誘致する団体というものを選んでいかなければならないのかなというふうなところであります。将来ともにあそこがさらににぎわいのある地域として発展していくような整備というものを進めていかなければならないというふうに思います。

工業団地についても一時期よりは十分そういう動きが出てきているというふうに我々は認識しているところであります。いろいろな面で誘致活動に積極的に取り組んでいるところでありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 やはりこれからは少子化になっていく、高齢化と同時に進行しているわけでありまして。やはり開発公社に対しても市では債務保証ですか、損失保証をしているわけでありまして。やはりそれが大きく今後の財政運営を圧迫してくるのではないかなと私なりに考えているわけでありまして。

やはり寒河江市の人口も頭打ちでありますし、当然高齢者がふえますと医療費、福祉の方にお金もかかるわけでありまして。その辺の勘定はどのように認識しているのかであります。

また、広大な下水道工事が昭和58年に供用されておりますけれども、その辺も大きくウェートを占めているように感じます。やはりそのことを考えながら、寒河江市の運営を考えていかなければならないような感じがいたします。まして市立病院におきましても、一般会計から約6億円近く繰り出しも行われております。でも、市民の安全を、健康を守るためにもある程度はしようがないか

など私なりに思っています。その全体的にこの数字が出たのかどうかであります。もう一度お聞きいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 佐藤議員から全体的に将来に向かって市の財政が健全化に向かって進むのかどうかということを懸念されての御質問だというふうに思います。もちろん全体的に少子高齢化が進む、そして福祉、医療といったことに財政的な支出がふえてくる。

さらには、そういったことと関連して医療費も増大してくるというような状況に将来的にもなっていくというのは、我々としても十分認識をしているわけでありまして、そういった中でやはり若い方を初めとした雇用の場というものを確保していく、そして市民の所得を向上させていくということも、やはりあわせて取り組んでいかなければならないというふうに思っているところであります。

4万3,000人の市民の皆さんの生活の確保、それから安全・安心の確保というものについては、我々の使命でありますので、そういったところを踏まえて財政の健全化に向けて一層努力をしながら、そうした市民の活性化、あるいは地域の活性化に取り組んでいかなければならないというふうに考えているところであります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 16番。先ほどの質問の中でも将来の財政状況を左右する要因としていろいろ質問あったわけでありましてけれども、その中で、チェリークア・パークの問題も出されました。引き合いがあるんだけれども、今後どういうふうな位置づけにするのか、そのこともあわせて考えていきたいという趣旨の市長から答弁あったわけでありましてけれども、私もあそこのことについていろいろ相談も受けたので話もしているわけでありましてけれども、この位置づけというのが、当初あの事業を立ち上げたときには一つのコンセプトがあったわけですが、今現在はそれから大幅に変わった形の中で事業が展開されています。

したがって、今後どういうコンセプトで進むのかということを決めていただかないと、決めないという、さまざまな引き合いがあっても、あなたのところだめ、あなたのところだめというふうな形になっては困ると思うんです。

したがって、そういう方向をいつまでつくる考えなのか、そのことがあってそれぞれの誘致や何かが進むんだというふうに思いますので、この点についてお聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 基本的には、これまでもそこ、チェリークア・パークに対する誘致活動、あるいはいろいろな整備というものについては進めてきたわけでありまして。そういった意味で、今の段階で新たな方針をつくっていくということはなかなか現実的には難しいというふうに思います。

我々としてはいろいろな問い合わせあり、打診ありというのは来ているわけではありますけれども、それがまた現実的に形としてなっていない状況であります。できる限り将来のあの地域のにぎわいの創造のために、どういう施設がふさわしい施設なのかということを見きわめながらいく必要があるというふうに思っているところであります。

そういった意味で、具体的な話がまだ煮詰まっていない段階でありますから、具体的にどうこう言うことはできませんけれども、そういう具体的な話が出た段階でそれにふさわしい施設になる

かどうかということを決めていく必要がある。これまでも既に立地をして事業を展開している企業、団体があるわけでありますから、その中で新たな残地についてどういう団体なり企業なりが立地をしていくかということになるわけでありますから、改めて市の考え方を新たな方針を打ち出すということについては、果たしてふさわしいのかどうかということは考えていく必要があるんじゃないかというふうに認識しております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 私も当初あの事業立ち上げの段階からいろいろかかわってきました。議員という立場で。そうしたときに、最初は逆転の発想で東北、寒い、冷たい、暗い、この逆転の発想で暖かい、情熱というふうな形で売り出した。そういうコンセプトで始めたんです。途中からどんどん変わってきています。

そして、そこでお尋ねをしたいんですが、それでは今現在どういう、にぎわいというのはわかります。基本的なコンセプトというのは今どういう形でやっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 宮川商工振興課長。

○宮川 徹商工振興課長 それでは、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

3月に新第5次振興計画の方を策定しておりますけれども、その中でも基本的には交流施設、にぎわいのある拠点施設というふうな位置づけで今後発展、展開させていきたいというふうなことで提示させていただいております。その中で、いわゆる商業施設なども含めまして交流人口のふえる、そういったにぎわいのある施設を誘致していきたいというふうに現在考えているところであります。

なお、観光交流拠点といいますか、広域観光のいわゆる拠点施設、拠点地域というふうな位置づけも基本的に振興計画の中で考えておりますので、スマートインターチェンジ等々を十分活用した、あそこを拠点にして寒河江西村山、山形県の方の観光のベースというふうなところも十分念頭に置きながら誘致を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○高橋勝文議長 報告第9号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 先ほどにも市立病院のことを申しあげましたけれども、やはり全国的に医師の研修制度を初めに大きく医師不足が全国で叫ばれております。まして3月11日の大震災におきましてもかなり医療機関も被害に遭った地域が大きく受けております。

これから厚生労働省では病院の日数を少なくしながら在宅だの介護施設だのというように転用するように聞いております。これからの寒河江市の市立病院も山形県、寒河江市医師会、県内の山形医学部初め協議になっておりますけれども、我々議員にはまだ報告がありません。その実態に基づいてこれからこの計画をやっていくのかどうかであります。その報告はいつごろ当議会にも報告になるのか、早急にしなければならないと思われま。

単純に申しあげますと、盲腸ありますね、あの件で大体10日間あります。1カ月に3回ベッド回数にすれば1万点以上よくなると聞いておりますけれども、今の日数は大体1カ月は検査や手術、2カ月にはいろいろリハビリ、3カ月、90日になりますと、大体4カ月になると家に帰って療養するのが予定であります。それがまだまだこれからの病院経営、厚生労働省では入院日数を少なくし、家に退院してリハビリや在宅の医療に大きくなると思われます。そのことも認識されて健全計画を

なされているのか、まず第1点であります。

あと水道と簡易水道でありますけれども、3月11日の地震、福島原発において放射能、セシウムというんですか、その測定が各地で行われております。今全国地域で関東地方を初め、東北地方全部、日本全国でいろいろと問題になっておりますけれども、寒河江市の水道は寒河江ダム初め、寒河江市の井戸、そして幸生、田代のセシウムの検査どうなっているのかであります。

また、下水道におきましても3月11日の地震以後、汚泥の処理がストップしております。これがいつまで続くのか今現状のこともお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤議員に申し上げます。

報告第9号につきましては、御案内のように平成22年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告でありますので、その意に沿って質問方をお願いいたします。櫻井病院事務長。

○櫻井幸夫病院事務長 それでは、現在の全国的な医療関係の方向といいますか、これを踏まえて市立病院が今後どのような形に進むのかというふうな御意見かと思っておりますけれども、御案内のように、ことしの6月22日でありますけれども、昨年の西村山地域の医療を考える懇談会の中で議論をいただきまして、西村山地域の医療体制の将来ビジョンという形で公表がされております。

これらのことにつきましては、先般の議員懇談会の中でお示ししたとおりでございます。寒河江市立病院はこういう方向に進んだらいいのではないかという形で5項目ほどヒントをいただいているという現状でございます。

今現在の進捗状況でありますけれども、議員からもありましたように、高度急性期医療、あるいは中間施設的な機能、あるいは介護、在宅もろもろの課題があるわけがございますけれども、これらを含めてその西村山地域の中で市立病院がどういう役割を果たしていったらいいのかという形で、今院内なり、あるいは市の検討委員会なりで詰めている最中でございます。

全国的にやっぱりいろいろ高度機能を有する病院はもう7対1の看護基準という形でどんどん進んでいく傾向にありますし、うちのような中小の市立病院がどういう方向で今後市民のための病院としてやっていくのか、この辺を踏まえながら十分検討していきたいと思っております。

なお、第4回目の懇談会が10月中旬ごろに行いたいというふうに聞いておりますけれども、そのころまでには一定の方向性を出していきたいものだなと、こんなふうに考えているところでございます。

以上です。

○高橋勝文議長 奥山水道事業所長。

○奥山健一水道事業所長 寒河江市の水道水の放射能のセシウム、ヨウ素等の状況ということでございますが、直近のことで申し上げますと、8月26日に川原ポンプ場の水、また三泉ポンプ場、あと幸生、田代の水について検査をしたところ、いずれの成分についても不検出というようなことで検査結果を得ております。

以上でございます。

○高橋勝文議長 山田下水道課長。

○山田敏彦下水道課長 下水道の汚泥の処理についての御質問がございました。3・11の震災以来汚泥の処理につきましては一切ストップしておりません。通常どおり処理してございます。

以上です。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 では、平成22年度の3月31日までの対応的に聞きしたいんですけども、やはり寒河江市立病院に地震の災害に遭った方の、患者の避難者の今まで3月31日まで何人対応なされたんでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤議員、報告第9号でありますので、資金不足についての報告でありますから、その趣旨に沿った質問方をお願いいたします。資金不足です。佐藤議員。

○佐藤良一議員 やはり長年の私の経験で言いますと、必ず予備費からこの中で皆ほとんど出費なされているんです。その辺の取り扱いはどうなっているんですか。このあれに反映されているんですか。では、はっきり申しあげますと。その辺の予備費からの支出はどうなっているんですか。一つも載っていないでしょう。健全化だ、健全化だと。どのようになっているんですか、では。3月31日まで、結果ははっきりしてくださいよ。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第18、認第1号から日程第36、請願第6号までの19案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○高橋勝文議長 日程第37、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 初めに、決算の認定について御説明申しあげます。

平成22年度寒河江市一般会計歳入歳出決算及び8件の特別会計歳入歳出決算について、地方自治法の定めるところにより、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

初めに、認第1号平成22年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

歳入決算額は161億433万7,081円、歳出決算額は153億4,530万3,263円であります。形式収支は7億5,903万3,818円の黒字決算で、繰越明許費等に係る繰り越すべき一般財源が8,484万2,176円ですので、実質収支は6億7,419万1,642円の黒字決算でございます。

剰余金の処分につきましては、基金条例等の規定に基づき財政調整基金に3億4,000万円、減債基金に1,000万円を積み立てし、残る3億2,419万1,642円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第2号平成22年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申しあげます。

歳入決算額は18億7,221万9,136円、歳出決算額は18億6,880万7,136円であります。形式収支は341万2,000円の黒字決算で、繰越明許費等に係る繰り越すべき一般財源が341万2,000円ですので、実質収支では差引残額はございません。

次に、認第3号平成22年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申しあげます。

歳入歳出ともに決算額はゼロ円で、歳入歳出差引残額はございません。

次に、認第4号平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は42億3,918万8,896円、歳出決算額は41億6,492万6,205円で、歳入歳出差引残額7,426万2,691円は翌年度へ繰り越しをいたしました。

次に、認第5号平成22年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

歳入歳出ともに決算額は571万5,548円で、歳入歳出差引残額はございません

次に、認第6号平成22年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

歳入決算額は3億9,282万760円、歳出決算額は3億8,768万2,250円で、歳入歳出差引残額513万8,510円は翌年度へ繰り越しをいたしました。

次に、認第7号平成22年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

歳入決算額は28億4,497万4,066円、歳出決算額は28億257万7,042円で、歳入歳出差引残額4,239万7,024円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第8号平成22年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

歳入決算額は2,441万4,401円、歳出決算額は2,206万9,846円で、歳入歳出差引残額234万4,555円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第9号平成22年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

歳入決算額は73万8,424円、歳出決算額は59万436円で、歳入歳出差引残額14万7,988円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、平成22年度寒河江市立病院事業会計決算及び平成22年度寒河江市水道事業会計決算について、地方公営企業法の定めるところにより、議会の認定に付するものであります。

最初に、認第10号平成22年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明を申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入は19億3,976万4,769円、支出は18億9,092万2,710円で、4,884万2,059円の純利益となりました。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は4億6,310万円、支出は4億6,334万423円であります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は24万423円となりますが、これについては当年度分損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。

欠損金については剰余金計算書及び欠損金処理計算書に記載のとおり、当年度までの未処理欠損金5億7,564万239円を翌年度に繰り越ししようとするものでございます。

次に、認第11号平成22年度寒河江市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入は12億2,057万7,007円、支出は9億4,278万745円であります。この結果、収益的収支については2億6,138万8,018円の純利益を計上することができました。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は3,901万6,665円、支出は5億20万5,999円であります。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は4億6,118万9,334円となりますが、これについては過年度分損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。

剰余金については剰余金処分計算書に記載のとおり減債基金積立金に4,000万円、建設改良積立金に2億2,100万円を積み立てし、5,189万8,717円を翌年度に繰り越ししようとするものでございます。

その他の詳細については別冊資料のとおりでございます。

以上、各会計の決算及び事業会計決算について御説明申しあげましたが、よろしく御審議の上、御認定くださいますようお願い申しあげる次第であります。

次に、議第47号平成23年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、庁舎等公共施設耐震化事業費等を新たに計上し、消防団活動推進事業費等を追加するものでございます。

その結果、1億1,000万5,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ152億4,772万円とするものでございます。

次に、議第48号平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、公共下水道管渠建設費を追加し、浄化センター管理費を減額するものでございます。

その結果、1億815万円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ18億8,360万7,000円とするものでございます。

次に、議第49号平成23年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、前年度決算等に伴う基金積立金及び介護給付費等の精算に伴う償還金を追加するものであります。

その結果、4,239万7,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ30億8,440万6,000円とするものであります。

次に、議第50号寒河江市市税条例等の一部改正について及び議第51号寒河江市都市計画税条例の一部改正については、関連がありますので一括して御説明を申し上げます。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月30日より施行されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

市税条例等の改正内容は、寄附金控除の適用下限額の引き下げや不申告等に関する罰則の見直しなどについて、所要の改正をしようとするものであります。

また、都市計画税条例の改正内容は、引用している条項について整理しようとするものでございます。

次に、議第52号スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

スポーツ基本法の制定に伴い、関係する条例を改正するため、本条例を制定しようとするものがあります。

以上、6 案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

以上であります。

○高橋勝文議長 ここで、暫時休憩いたします。

再開は午前10時50分にいたします。

休 憩 午前10時34分

再 開 午前10時50分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

監 査 委 員 報 告

○高橋勝文議長 日程第38、監査委員報告であります。

監査委員から審査結果の報告を求めます。片桐監査委員。

〔片桐久志監査委員 登壇〕

○片桐久志監査委員 おはようございます。

監査委員を代表いたしまして、私から平成22年度寒河江市一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計、合わせて11会計の歳入歳出決算審査の結果について御報告申し上げます。

最初に、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査の結果について申し上げますので、お手元に配付しております決算審査意見書1ページをお開き願いたいと思います。

第1、審査の概要であります。審査の対象になりましたのは平成22年度寒河江市一般会計、特別会計については平成22年度寒河江市公共下水道事業特別会計より平成22年度寒河江市財産区特別会計までの8特別会計で、審査の期間、審査の方法は記載のとおりでございます。

第2、審査の結果であります。審査に付された各会計の決算及び附属書類は、関係法令に従って作成されており計数的に正確であり、予算の執行についても適正であると認められました。

また、各基金はそれぞれ設置目的に沿って運用されており、決算における計数は正確で、その執行は適正であると認められました。

なお、審査結果の概要につきましては、時間の関係もございますので、結びの中の決算額、財政分析、市税等の収入状況などについて御説明申し上げますので、49ページをお開き願いたいと思います。

初めに、下から10行目、決算額の概要から御説明を申し上げます。

平成22年度の一般会計及び各特別会計の純計決算の総額は、歳入239億8,106万9,000円、歳出230億9,433万3,000円で、歳入歳出差し引き8億8,673万7,000円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は7億9,848万2,000円となり、さらに、前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は3,811万7,000円の黒字となっております。

このうち、一般会計の決算総額は、歳入が161億433万7,000円、歳出は153億4,530万3,000円で、歳入歳出差し引き7億5,903万4,000円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた6億7,419万2,000円が実質収支額となり、さらに前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は1億5,153万1,000円の黒字となっております。

一方、特別会計の決算総額は、歳入93億8,007万1,000円、歳出92億5,236万8,000円で、歳入歳出差し引き1億2,770万3,000円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は1億2,429万1,000円となり、さらに前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は1億1,341万4,000円の赤字となっております。

次に、財政分析であります。財政力指数は0.520で、前年度に比べて0.026小さくなっております。経常収支比率は91.2%で、前年度に比べ5.6ポイント低くなり、財政硬直化が緩和されております。

主な要因は公債費や人件費、物件費で減少したことと、経常収支比率算式の分母になる普通交付税と臨時財政対策債が大きく増加したことによるものであります。

実質公債費比率3カ年平均は16.7%で、前年度に比べ1.3ポイント低くなっております。これは、平成22年単年度の実質公債費比率が15.4%と低くなったことによるものであります。その主な要因は、新規市債発行の抑制とこれまでの補償金免除繰上償還に係る借換債により、市債償還額が大幅に減少したこと、実質公債費比率算式の分母を構成している標準財政規模が大きく伸びたことによるものであります。市債残高一般会計分は186億801万6,000円で、前年度に比べて4億21万9,000円減少しております。

次に、市税等の収納状況についてであります。市税収納率は92.8%で、前年度に比べて0.5ポイント低くなり、主な税目では市民税が94.0%、固定資産税は91.5%とそれぞれ前年度に比べて収納率が減少しております。また、主な一般市税以外の収納率であります。下水道使用料は94.8%、介護保険料は98.6%とそれぞれ前年度と同じ収納率となりましたが、国民健康保険税は73.0%で、前年度より1.7ポイント低くなっております。

収入未済額の主なものについて申し上げます。市税では3億3,771万7,000円、国民健康保険税は3億3,932万円となり、それぞれ前年度に比べて収入未済額が増加しております。そのほか、下水道使用料は2,417万7,000円、保育所運営費負担金は951万3,000円、市営住宅使用料は87万8,000円の収入未済額となっております。公金の未収金収納対策につきましては、庁内各課における情報交換や滞納整理マニュアルにより対策が講じられておりますが、公金の収入未済額解消は、公費負担の公平・公正の観点や一般財源確保の上からも重要でありますので、さらなる収納率の向上に工夫と努力が望まれます。

今後地方分権、少子高齢化社会の進展が続く中で、新第5次振興計画具現化事業費や企業会計と特別会計の繰り出し、市庁舎も含めた市有施設の耐震化対策費などに多額の所要額が想定されますので、行財政改革指針アクションプランの確実な実施による経費削減とともに、歳入確保に努められ、健全財政のもと市政の発展と市民福祉が向上されますよう要望いたします。

次に、公営企業会計決算審査結果について申し上げます。

お手元の寒河江市公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開き願いたいと思います。

第1、審査の概要であります。審査の対象は平成22年度寒河江市立病院事業会計決算、平成22

年度寒河江市水道事業会計決算であります。審査の期間、審査の方法は記載のとおりでございます。

第2、審査の結果であります。審査に付された決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規定等に準拠して作成され、経営成績及び財務状態を適正に表示しており、決算計数も誤りがなく適正であると認められました。

なお、各事業の決算諸表の表示するところにより業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財務状態を分析した結果は意見書に記載のとおりであります。主な内容について御説明を申し上げます。

先に病院事業会計について申し上げますので、13ページ、結びをお開き願いたいと思います。

初めに、下から4行目に記載しております病院の利用状況から申し上げます。

入院患者の年間延べ人数は2万9,405人で、前年度に比べ1,125人、4.0%増加し1日平均80.6人となっております。外来患者は年間延べ5万8,132人で、前年度に比べ1,095人、1.8%減少し、1日平均239.2人となっております。

医業収支状況について前年度と比較しますと、医業収益は851万6,000円、0.6%増加し、一方医業費用は1,571万3,000円、0.9%の減少となり、医業収支比率は79.1%で、1.1ポイント高くなっております。

損益状況について見てみますと、総収益は一般会計からの繰り入れ5億8,898万2,000円もあり19億3,792万7,000円となり、対して総費用は18億8,908万5,000円で、差し引き4,884万2,000円の純利益となっております。

その結果、総収支比率は102.6%と前年度に比べ10.3ポイント高くなっております。当年度未処理欠損金は、前年度からの繰越欠損金6億2,448万2,000円から当該年度純利益を減じた5億7,564万円となっております。

総収支比率と医業収支比率が上昇した理由であります。経営の安定と資金不足解消及び経常損失補てんのため、繰出基準額を上回る補助金を一般会計より収益的収支に繰り入れたことと、外来収益の増加及び給与費、材料費が減少したことが大きな要因となっております。

経営分析については、17ページ、18ページの別表3に表示しておりますが、主な項目について申し上げますと、病床利用率は64.4%で、前年度に比べ2.4ポイント上昇しておりますが、全国自治体病院の類似規模病院における平均病床利用率、平成21年度であります。67.7%であり医療資源の効率的活用面から見ても病床利用率のアップが望まれます。

流動比率は132.1%で、資金不足が解消されておりますが、依然として資金不足再発生の危険な状況にあるので注視が必要であります。今後の病院経営の方向性や諸課題については、西村山地域の医療体制を考える懇談会においても協議されている最中ではありますが、過去5年間の患者数の推移を見てみると、入院は21.4%減、外来は16.4%減となっておりますので、患者の動向や市立病院に対する市民の医療ニーズ、近隣医療機関との連携、機能分担など、常勤医師不足以外の要因についても十分に調査・検討されて将来ビジョンを策定する必要があると思われます。

また、当面の経営健全化に向けての対応につきましては、引き続き常勤医師の確保に努力されるとともに、現在保有している医療資源を最大限に活用し、診療報酬の増加、患者サービス向上に結びつく方策を検討され、経営の健全化と市民が安心して生活できる地域医療の核となる病院経営を望むものであります。

次に、水道事業会計について申し上げます。

33ページの結びをお開き願いたいと思います。

水道事業の配水量等を前年度と比較しますと、総配水量は22万5,392立方メートル、3.7%増加、有収水量についても15万2,003立方メートル、2.9%増加しております。有収率は、老朽管布設がえ工事が進んだものの、去る3月11日発生した東北地方太平洋沖地震の影響による濁水処理や水質保全のための停滞水排出により85.8%と、前年度に比べ0.7ポイント減少しております。

水道事業収益は3,329万5,000円、2.9%増加しておりますが、給水収益が2,957万9,000円、2.7%増加したことが主な理由であります。

一方、水道事業費用は、企業債利息、業務及び総係費で減少したものの、浄水及び配給水費、減価償却費、資産減耗費などで増加したことにより3,480万4,000円、4.0%増加しております。

その結果、経常収益11億6,218万8,000円に対し経常費用は8億9,631万2,000円で、差し引き2億6,587万6,000円の経常利益となりますが、特別損失、特別利益が生じておりますので、純利益は2億6,138万8,000円となり、前年度に比べて151万円、0.6%減少しております。

また、供給単価、給水原価を比較すると、給水原価1立方メートル当たり165.8円に対し、供給単価は1立方メートル当たり211円で、供給単価が給水原価を1立方メートル当たり45.2円上回っております。

経営分析について見てみますと、営業収支比率は136.5%で、前年度に比べて2.6ポイント減少しておりますが、県内類似市と比較しても良好な数値となっております。

営業収支比率が低下した理由は、営業収益が受託工事収益を除く給水収益等で2,803万1,000円増加しておりますが、営業費用についても、受託工事費を除く浄水及び配給水費や減価償却費、資産減耗費などで3,538万9,000円増加していることが主な理由であります。

経営成績や財政状態について分析した比率等は別表に表示したとおりであります。支払い能力を示す流動比率や施設の利用率を示す施設利用率も良好な数値となっております。

平成13年度から平成26年度までの事業期間で実施している上水道第4次拡張事業は、10年次目が終了し、事業進捗率は事業費ベースで72.2%、老朽管更新事業は工事延長ベースで60.4%となっております。この効果もあり、有収率は85.8%、有効率は91.3%となっております。

企業債償還及び企業債利息は、前年度より5,163万9,000円、19.4%減少し、企業債未償還残高は21億3,189万8,000円となっております。水道料金の未収金については、戸別訪問を実施し未収金回収に努力されておりますが、納期未到来の調定額を除くと4,382万8,000円で、前年度に比べ188万1,000円増加しております。

平成22年度は猛暑による水道水の消費増もあり給水収益も増加しておりますが、今後は給水人口の減少や節水意識の高まりにより個人消費の減少傾向は続くと思われ、大口給水管使用企業においても、水道水消費は控え目傾向にあることから、給水収益の大きな増加は期待できないと見込まれます。

一方、費用では、第4次拡張事業の残事業費や幸生地内の上水道施設更新事業費、送水管及び配水管の耐震化事業費、動力費などで多額の費用が見込まれることから、各年度の純利益については大きな減少が懸念されます。

今年度寒河江市水道ビジョンが策定されますが、厚生労働省で示している安心・安定・持続・環

境などのキーワードについて、当市の現状分析と課題を整理し、適正な費用負担も含めて将来像や目標、施設整備の実現方策などを検討されまして、なお一層経営の効率化と安心・安全・良質な水道水の安定供給に努力されますよう要望いたします。

以上でございます。

散 会 午前 1 1 時 1 2 分

○高橋勝文議長 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

御苦労さまでした。

平成23年9月5日（月曜日）第3回定例会

○出席議員（18名）

1 番	高 橋 勝 文	議員	2 番	阿 部 清	議員
3 番	遠 藤 智 与 子	議員	4 番	後 藤 健 一 郎	議員
5 番	太 田 芳 彦	議員	6 番	國 井 輝 明	議員
7 番	沖 津 一 博	議員	8 番	工 藤 吉 雄	議員
9 番	杉 沼 孝 司	議員	10 番	辻 登 代 子	議員
11 番	荒 木 春 吉	議員	12 番	木 村 寿 太 郎	議員
13 番	新 宮 征 一	議員	14 番	佐 藤 良 一	議員
15 番	内 藤 明	議員	16 番	川 越 孝 男	議員
17 番	那 須 稔	議員	18 番	鴨 田 俊 廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	那 須 義 行 副 市 長
渡 邊 満 夫 教 育 委 員 長	兼 子 昭 一 選 挙 管 理 委 員 会 長
高 子 武 農 業 委 員 会 長	犬 飼 一 好 総 務 課 長
菅 野 英 行 政 策 推 進 課 長	丹 野 敏 晴 財 政 課 長
犬 飼 弘 一 税 務 課 長	安 彦 浩 市 民 生 活 課 長
富 澤 三 弥 建 設 管 理 課 長	山 田 敏 彦 下 水 道 課 長
小 野 秀 夫 農 林 課 長 (併) 農 業 委 員 会 長	宮 川 徹 商 工 振 興 課 長
安 孫 子 政 一 情 報 観 光 課 長	那 須 吉 雄 健 康 福 祉 課 長
柴 崎 良 子 子 育 て 推 進 課 長	横 山 一 郎 会 計 管 理 者 (兼) 会 計 課 長
奥 山 健 一 水 道 事 業 所 長	櫻 井 幸 夫 病 院 事 務 長
荒 木 利 見 教 育 長	工 藤 恒 雄 学 校 教 育 課 長
清 野 健 生 涯 学 習 課 長	片 桐 久 志 監 査 委 員
大 泉 辰 也 監 事 査 務 局 長	

○事務局職員出席者

安 食 俊 博 事 務 局 長	佐 藤 肇 局 長 補 佐
佐 藤 利 美 総 務 主 査	兼 子 亘 主 任

議事日程第2号

第3回定例会

平成23年9月5日（月曜日）

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再

開

午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

○高橋勝文議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は一議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますようお願いをいたします。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成23年9月5日（月）

（第3回定例会）

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	商工会への補助金について	寒河江市の経済発展のために頑張っている商工会に対し補助金を引き上げることに ついて	7 番 沖 津 一 博	市 長
2	中央工業団地への 企業誘致について	3月11日の震災並びに福島原発30km圏内の 企業に対する支援策について		市 長

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
3	視覚障がい者に対する補助について	(1) 全盲の視覚障がい者のタッチメモ (物品識別装置)について (2) 視覚障がい者への広報紙(市報) に音声コードをつけることについて (3) ハートフルセンターに視覚障がい 者が心のケアができる場所を設置す ることについて (4) 視覚障がい者の移動支援事業への 利用者拡大について	10番 辻 登代子	市長
4	歴史公文書、古文書等の保存・公開について	(1) 整理、管理方法について (2) 資料等の公開について (3) 電子化をすすめることについて (4) 資料収集における市民との協力体 制について	6番 國 井 輝 明	教育委員長
5	安心して地域活動ができる保険の加入について	公民館、町会が安心して地域活動ができるような傷害保険にまとめて加入する方法について	2番 阿 部 清	市長
6	婚活について	(1) 婚活を支援する体制づくりの取 組みについて (2) 市が認定する仲人の組織づくり について		市長

沖津一博議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号1番、2番について、7番沖津一博議員。

〔7番 沖津一博議員 登壇〕

○沖津一博議員 おはようございます。

本日も大勢の皆様は私の応援に傍聴に来ていただきまして、まことにありがとうございます。改選後、私にとりまして初めての一般質問であります。また、一問一答式ということで初めての経験であります。しかも、今議会からインターネットの配信ということで、大変緊張しております。

3月11日の東日本大震災から早いもので半年がたとうとしております。多くの被災されました方々、そして多くの企業に一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

私は、新政クラブの一員として「東北は一つ」との思いから、大変厳しい状況にある企業に少しでも来ていただきやすい環境をつくり、東北に元気を、寒河江を元気に、そして景気雇用対策に力を入れ、人口の減少に歯どめをかけていかなければならないと思い、通告してある番号に従って二つの項目について質問させていただきます。答弁よろしく願いいたします。

通告番号1番、商工会への補助金について市長に伺います。

商工会にとりまして、平成22年は商工会法施行50周年の節目を迎えられました。これまで社会一般の福祉に関する事業や地域振興事業、経営改善普及事業、人的サービス事業を主なものとして、さらには多くの企業、商店街、飲食店、小規模事業者らの大きな力となってきました。また、商工会への期待も大変大きいものがあると思っております。

3・11の大震災以降、観光客も激減し、飲食店や観光施設では客足が途絶え、観光・サービス関連会社も大変な状況にありました。現在では少し持ち直してはおりますが、こんなときもやはり商工会に相談に行かれた方々が多いと聞いております。

ほかにも地域内商工業者の全般的な育成、地域特産品の開発、観光客の受け入れ、観光振興ビジョンの策定、従業員の表彰やスポーツ、レクリエーションなど多種多様な面で頑張っております。

ここで寒河江市からの商工会への商工会活動補助金であります。平成元年から14年までの14年間、400万円あった補助金が、平成15年には320万円、平成16年には200万円、年々少なくなり、現在は160万円となっております。

ただし、事業負担金や事業委託料として引き継がれているものもありますから、単純に比較することはできませんし、また自治体により支出計上の違いがあると思われそうですが、近隣の自治体を見ますと、大江町では352万円、朝日町は350万円、西川町は200万円、河北町は540万円となっているようです。

この4町の補助金を平均すると361万円となり、寒河江市の補助額160万円は4市町の平均補助額2分の1以下と大分少ないように思います。

地域の総合的な発展への貢献、地元の中小企業の育成を図るため、私は商工会活動補助金を少し引き上げてもいいのではないかと思います。市長の所見を伺います。

次に、通告番号2番、寒河江中央工業団地への企業誘致について伺います。

3月11日の大震災、大津波、そして福島原発事故で多くの工場が被災し、また福島原発の30キロ圏内に住んでいた多くの方々が自宅に戻れない状況が続いております。

一方で、本市を見ますと、災害もなく美しい自然、そして寒河江川の水もととてもきれいであります。さらに、寒河江市の中央工業団地には第4次拡張20ヘクタールもの広大な土地が使われることなく眠っている状況があります。

現在、東日本大震災により事業継続に支障を来している企業も多いと思います。こうした被災地の企業に対し国も助成しようと考えているようですが、寒河江市でも被災した企業に対し思い切った企業誘致を考えてはいかがでしょうか。

実際に酒田市では、6月から工業団地の無償提供等の実施を発表しており、上山市でも市有地の無償譲渡もしくは最大10年間無償貸付を行っております。企業が誘致されれば新たな雇用につながりますし、市内経済の波及効果も期待できまちに元気が出ます。今こそ寒河江市が総力を挙げて企業誘致に取り組む必要があると思います。

また、今年度から山形県の東京事務所に本市から企業誘致のための市の職員を派遣しておりますが、すぐに効果があるとは思えませんが、大変いいタイミングだったのではないかと考えているところでもあります。

これまでどのような動きになっているのか、企業誘致推進室の動きとあわせて市長はどのように

考えているのか所見を伺いまして第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

沖津議員からは東北を元気に、そしてもちろん寒河江市を元気にということであります。私も大変同感であります。そういった視線に立ってお答えを申し上げたいと思います。

商工会に対する支援、それから中央工業団地への企業誘致について、2点御質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げたいと思います。

御案内のとおり、市の商工会については、地域を代表する総合経済団体として地域振興の発展を図るため、きょう会長さん以下役員の方もお見えでありますけれども、役員の方々のリーダーシップのもとに、会員企業の経営向上に力を注ぎながら商店街の活性化や工業振興、さらには祭りやイベントによるにぎわいづくりなどに尽力をされております。

さらに、会員の福利厚生への支援や経営についての相談・指導、特産品の開発、さらには異業種交流、各部会による積極的な事業などを展開されて、地域の総合的な発展に大きく貢献をいただいているわけであります。

折しも、去る3月11日に発生した東日本大震災以降、深刻化した被災企業との取引停止や発注の先送り、さらには、自動車業界を初めとするサプライチェーンの混乱、加えて消費の自粛ムードや風評といった間接的な被害が影を落としまして、寒河江市の経済活動に対する影響もはかり知れないものがあるというふうに思います。

そうした中で、商工会におかれては率先して多くの関係者や各種団体との連携を図りながら、市を挙げた震災後の産業経済の活性化に向けた取り組みを展開していただいているものというふうに思います。改めて感謝申し上げる次第であります。

お尋ねの市からの商工会に対する補助金でありますけれども、平成22年度決算ベースで比較をしてみますと、御指摘のとおり平成14年に400万円を支出しておりました商工会活動事業補助金、いわゆる経常的な活動費の補助でありますけれども、これが160万円と減額になっております。

経済的な事情もあったわけではありますけれども、しかし一方で、商工会が取り組む新たな事業展開に対する補助・支援ということは積極的に支援してまいったというふうに理解しております。商工会と十分協議を重ねながら共催事業負担金、あるいはスウィートスウィーツ事業などによる事業補助金、さらにはインターンシップ事業委託料、プレミアムつき商品券発行事業など、いわゆる個別具体的な事業への補助という形でシフトしてきた経過があるわけであります。

議員も御指摘ありましたけれども、支出形態の違いなどもありまして、他の自治体との比較というのは単純にできないわけではありますけれども、今申しあげましたように、通常の活動補助金や事業負担金、事業補助金、事業委託料、買い物券発行事業など、商工会に対するトータルな支援状況について見ますと、平成22年度決算では寒河江市の場合1,385万円と、周辺自治体と比較しても遜色ないのではないかとこのように認識しているところであります。

しかしながら、寒河江市の地域振興や商工業振興には、商工会は今後とも極めて重要な役割を担っていただく必要がありますので、その支援については商工会における財政事情なども考慮しながら、今後とも十分に協議を重ね、より適切で効果的な活動補助金のあり方、また個別具体的な事業

負担金や事業補助金、事業委託料などのあり方について十分検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

次に、中央工業団地への企業誘致について御質問をいただきましたが、企業誘致については、御承知のとおり地域に多くの雇用を生み出し、地域経済の活性化に直結するものでございます。また、それによる税収というのは、活力あるまちづくりに不可欠な財源として地域社会の発展に大きく寄与しているものでございます。

寒河江中央工業団地につきましては、第4次拡張を含め、現在23.8ヘクタールの面積について誘致活動を進めているところでありますが、世界的な金融危機とその後の景気停滞、急激に進む円高などは国内の製造業に大きな打撃を与え、生産拠点の海外移転など国内産業の空洞化が懸念される事態となっております。企業誘致の推進には大変厳しい状況になっているのは御案内のとおりであります。

本市におきましては、こうした状況への対応策として、これまで企業立地促進補助制度や固定資産税課税免除制度を創設いたしました。そのほか、今年度から分譲単価の引き下げ、さらには、御指摘ありましたが県東京事務所への職員派遣などを実施いたしまして、立地企業に対する優遇制度の整備や誘致体制の強化を推進してきたところであります。

特に、本市として初めて県東京事務所へ職員を派遣したわけでありますけれども、派遣された職員は、首都圏を中心に精力的に企業訪問を行いながら誘致活動に努めているところであります。もちろん市の企業誘致推進室とも十分連携をとりながら、今後とも活躍してくれるものと大いに期待しているところであります。

御質問ありましたが、被災企業の誘致についてでありますけれども、被災地の企業に対するアンケート調査、さらには県との連携や市内企業を通じた情報交換に努めているところであります。今年度に入りまして、被災企業を含む数社から引き合いをいただいているところであります。

しかしながら、被災企業は震災で大きな損害をこうむっているわけであります。移転には多額の経費を要するということが想定されますので、資金面が課題となっているようであります。立地先についても、原発事故による放射能問題や円高対策、電力供給の不安などの面から、東北地方よりは九州、さらには海外も視野に入れた選定を行う傾向があるというふうに伺っているところであります。

こうした状況の中で、寒河江市といたしましては、被災企業の誘致を促進するために交通アクセスのよさや自然災害の少ない立地条件にあることなど、寒河江中央工業団地の魅力を全面的にアピールするとともに、被災企業に対する企業立地促進補助金の上乗せやリース制度の新設、さらには固定資産税課税免除期間の延長などの新たな被災企業支援策を現在検討しているところであります。

厳しい財政状況の中ではありますけれども、支援態勢の整備強化を図りながら、被災企業を含む優良企業の誘致を推進して、本市における雇用の創出と地域振興につなげ元気のある寒河江を推進してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 沖津議員。

○沖津一博議員 1問目に対しまして丁寧に、また前向きにお答えをいただきまして、まことにありがとうございます。

商工会はこれまでも商店や零細企業にとりましてなくてはならないものであります。寒河江市の発展のためにも大きく貢献してきたと思います。現在の商工会を見てみますと、私の個人的な見解ではありますが、大沼会長を中心に副会長、部会長を初め、役員の方々も本当に親身になって会員を思い、寒河江市の発展に活動なさっていると思い、私は頭の下がる思いであります。

今後とも寒河江市の経済の活性化、魅力あるふるさとづくりのために商工会にはさらに頑張ってもらいたいというふうに期待をしております。

また、先ほど160万円と言ったのは商工会の活動費でありまして、その分も少しは上げていただけないかということをお願いをしたわけでありますので、市長が今の商工会の方々の頑張っているところに関しても、もう少し感じたところがあればもう1回お聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどもお答え申しあげましたが、また沖津議員からも再度御質問がありましたが、商工会の皆さん、あるいは商工会全体として地域の活性化をして、大震災もありましたから、特にことはいろいろな面で御活動をいただいているということは、我々としても非常にありがたいことだなというふうに思いますし、そういった活動を行政としても一緒になって取り組んで、寒河江のいわゆる元気を発信していくということが大事だろうというふうに思います。

そういった意味で、今後とも商工会の皆さんとも十分協議をしながら寒河江の発展のために市としても支援をしていく、そういうことで協議を続けていきたいというふうに思っているところであります。

○高橋勝文議長 沖津議員。

○沖津一博議員 ありがとうございます。商工会の補助金につきましては、この辺で終わりにしたいと思います。

次に、企業誘致でございますが、寒河江市は先ほど市長からもありましたように、山形県のほぼ中央にありまして、関東方面を結ぶ東北自動車道、山形自動車道も整備され、太平洋と日本海それぞれ70分圏内という交通の便のいい好位置であります。

高速インターチェンジも市内に2カ所ありますし、企業誘致するにはこういった条件がそろっていますが、20ヘクタールもの土地が残っている点を考えれば、もう少し頑張っていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

企業誘致には寒河江市だけが頑張っているのではなくて、山形や東根工業団地なども頑張っておりまして、空き区画があと1区画しかないということで、これは寒河江市にとって大きなチャンスだというふうに思っておりますので、先ほど市長からいろいろと優遇点もお話をさせていただきましたが、思い切った土地の価格を減額しても企業誘致に取り組んで、東北に元気を出していただきたいというふうに考えておりますので、再度市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今、工業団地の分譲価格についての御質問をいただきましたけれども、先ほども申しあげましたが、ことしから10%分譲価格を引き下げて1万6,100円を1万4,500円ということにいたしました。さらにもっと減額をすべきではないか、酒田市は無償だと、こういうような御指摘でありますけれども、例えば今23.8ヘクタールという面積を商品として御提示をして企業誘致活動をしているわけでありますので、これを無償にというのは現実的にはなかなか市としても大変厳し

いものがあるということでもあります。

そういったところで我々としては補助制度があるわけでありますから、そういったところをある程度さらに充実をするなり、さらにはリースなどという制度も新たにつくるべきではないのかというような考えもあります。

そういったところで、できるだけ支援の充実を図りながら、もちろんそれぞれの企業によって立地する企業側の条件というのもそれぞれ違いますから、寒河江市の場合は、御案内のとおりオーダーメイド方式で誘致をしているということでありますから、逆にそれぞれの企業の事情というものを十分踏まえながら、臨機応変に対応していくということも必要なのではないかと考えております。

そういった意味で、できる限りの支援の充実ということを図りながら、企業誘致を進めてまいりたいというふうに考えているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○高橋勝文議長 沖津議員。

○沖津一博議員 企業が企業立地を決める条件としては、やっぱり交通の便とかさまざまなものはあると思いますけれども、やはり用地価格というのが一番の決め手になるのではないかと私は思います。土地を下げるのはやはり開発公社などとの絡みもあり簡単でないことは私も承知をしております。

しかし、これまで市の方でも企業誘致にいろいろと頑張ってきたわけでありますから、それでもなかなか来ていただけないという状況もあります。将来の投資と思い寒河江市が成長、雇用拡大に期待をし、思い切った施策を取り組んでいただけることを期待いたします。

市長部局だけでなく、市職員も我々議員も、そして企業は企業ということもありますので、現在工業団地におられます企業にもいろいろと上京をしていただいたり、協力をしていただいて全力で取り組む必要があるのではないかとこのように思いますので、市長の勇気ある決断を期待して私の質問を終わります。ありがとうございました。

辻 登代子議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号3番について、10番辻登代子議員。

〔10番 辻 登代子議員 登壇〕

○辻 登代子議員 おはようございます。

3月11日の東日本大震災から間もなく6カ月になろうとしております。きのうは市民の防災に対する意識の高まる中での県との合同防災訓練が行われました。暑い中、大変御苦労さまでございました。

国におきましては、野田新内閣がスタートいたしました。大震災後の復興や日本経済回復にも大変期待するところでございます。

このたびの定例議会から、議会活性化のためのインターネット録画中継が実施されました。一生懸命質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

私は新政クラブの一員として、通告番号3番、視覚障がい者に対する補助について4点質問させていただきます。

国においては、平成18年4月の障害者自立支援法の施行により、どの障がい者の方も共通のサービスを住みなれた地域で受けることができるようになりました。本市では、今年度から新第5次振興計画がスタートし、その中でも障がいのある方が住みなれた地域で安心して暮らせるように、障がい者福祉の充実を掲げて障がい者にやさしいまちづくりの推進に取り組まれております。

本市が実施している「障害者自立支援・生活支援事業」によると、日常生活用具や補装具に対する補助制度があり、本人は1割負担で支援サービスを受けることができるようになっています。

視覚障がい者の日常生活用具等の補助対象としては、白杖（盲人安全杖）、盲人用体温計、盲人用体重計、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用活字文書読み上げ装置（テルミー）、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計（触読式・音声式）等で、これらの日常生活用品は2級以上の方が補助対象となっています。

全盲の1級視覚障がい者の方から、タッチメモを日常用具の補助対象としてほしいとの要望がありました。タッチメモとは、物品識別装置ともいい、音声用シールに録音してペン字型のタッチメモが触れることにより音声が出るものです。

例えば四季に合った洋服の色や素材などを録音した音声シールに張っておきますと、だれにも頼ることなく好みの洋服を選んで着用できるのです。県内では酒田市、鶴岡市、補助対象となっていますが、本市においては補助対象となっておりません。タッチメモを補助対象とすることについて、市長はどのようにお考えになるかお伺いいたします。

2点目であります、本市の視覚障がい者に対する広報紙（市報）等については、「おとわの会」の皆さんが録音したカセットテープの配付が実施されています。「おとわの会」の皆さんにおかれましては、献身的な取り組みをされておりますことに心から敬意を表するものであります。

市の情報を知ることができない視覚障がい者の方もいらっしゃると思います。山形市では視覚障がい者の方に広報紙の音声コード化されたはがきを配付していると聞いております。山形市のように広報紙の内容を音声コード化することにより、視覚障がい者用活字文書読み上げ装置（テルミー）で読むことが可能になり、本市の情報についても本人が直接知ることができます。市長の御所見をお伺いいたします。

3点目であります。

視覚障がい者の方は家に閉じこもり、引きこもりがちになってしまい、心の病にかかっている方もいらっしゃると言われております。全盲の方の中には、人との交流を深めたいと思い、左沢線で霞城セントラルに通って活動に参加していると伺っております。

閉じこもりや引きこもりを防ぎ、心の病にかからないよう共通の悩み、体験を話し合う場が寒河江市にもぜひ必要であると思います。市長にお伺いいたします。

ハートフルセンターに心のケアができる場所を設置することに対してどのように考えておられるのかお伺いいたします。

4点目であります。

下肢の不自由な身体障がい者や視覚障がい者の方に、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的として障がい者移動支援事業が実施されております。視覚障がい者の方が通院するときや外出の手助けなど、家庭の支援に頼れない方もおり、大変悩んでいる方もいらっしゃると思います。本市において移動支援事業を利用している方が少ないと聞いておりますが、市長にお伺い

たします。

視覚障がい者の移動支援事業への利用者拡大について、今後どのように取り組まれるのかお伺いいたしまして、第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 辻議員からは視覚障がい者に対する支援について4点ほど御質問いただきましたので、順次お答えを申しあげたいと思います。

まず、視覚障がい者に対する物品識別装置の補助についてでございますが、御指摘のとおり障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指す障害者自立支援法が、平成18年4月から施行されたところでありますし、また今年度スタートいたしました新第5次振興計画でも、「いきいきと健やかに暮らせる地域社会の創造」を第1章に掲げまして、その中で障がいのある方が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな生活支援のための障がい者福祉の充実を図り、障がい者の皆さんにやさしいまちづくりに努めていくということにしているわけであります。

お尋ねの視覚障がい者の方に対する日常生活用具の補助制度については、平成18年度より実施しているわけですが、福祉の機器も日進月歩でありまして、新しい製品が続々と開発されているわけであります。

その中の一つが御質問にありました物品識別装置、いわゆるタッチメモというものであります。タッチメモとはペン字型の道具で、自分の声を特殊なシールに吹き込むとメモができて服、あるいは菓の袋にそのシールを張っておけば、タッチメモでタッチすると自分の声が流れて洋服の色や菓の種類がわかるようになるというふうなものだそうであります。

このタッチメモは、実際に視覚障がい者の方が日常生活を送る上で大変便利なものであるというふうにも伺っているところでありますので、できるだけ早く日常生活用具の対象品目として加えて支給できますように、視覚障がい者の方々の要望、さらには他市の状況などを参考にして検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、視覚障がい者の方に対する広報紙の音声コード化について御質問いただきました。先ほど議員御指摘のとおり、市報についてはボランティア団体「おとわの会」の御協力をいただいて、カセットテープに市報の内容を音声化して声の広報として、現在は7名の方に御利用をいただいているところであります。

近年では情報のバリアフリー化に対応するため、御指摘のとおり紙によるコミュニケーションコード（SPコード）に情報を入力をして、これを専用の活字文書読み上げ装置を用いて音声として聞くことができるコードコミュニケーションツールが開発されてきているわけであります。

県内におけるこのシステムの広報紙への導入につきましては、先ほどありましたが、山形市では平成20年度より実施をしているわけであります。山形市では市報の紙面とは別に、音声コード版広報として市報の内容を抜粋したものをコード化して、はがきサイズの用紙に添付をして希望者に送付するというやり方をとっているというふうに伺っているところであります。また、酒田市におきましては、今年度中の導入を目指して関係者への研修会を計画しているとのことでございます。

寒河江市ではどうかというお尋ねであります。市といたしましては情報のバリアフリー化は大変これからの大切な課題であるというふうに認識しているところでありますが、市報の音声化コー

ドについては、これまで御協力をいただいております「おとわの会」の皆さんの活動・実績なども十分尊重しながら、他の自治体の動向や取り組みなどの状況を十分踏まえて今後検討していきたいというふうに考えているところであります。

次に、ハートフルセンターに視覚障がい者の方が心のケアができる場所を設置してはどうかという御質問でありましたが、議員御指摘のとおり、村山地区の中途視覚障がい者の会が山形市の霞城セントラルで活動しておられます。寒河江市の方も参加をされて情報交換や会話を楽しんでいるサークルがあるというふうに聞いているところでありますし、また西村山郡中途視覚障がい者の方も、最上川ふるさと公園でみんなで散歩などの活動をされているということでありまして、私どもも視覚障がい者の方々が外に出て集まり共通の悩みを話したり、お互いに情報交換ができるということは心のケアにもつながっていくものというふうに考えているところであります。

ハートフルセンターは、御案内のとおり市の総合的な福祉拠点施設であります。障がい者の方々にとっても憩いの場となるべき場所でございます。市としては寒河江市にお住まいの視覚障がい者の方々のためにできるだけ早く活動できる場所を確保して定期的なサークル活動などができるように支援していきたいというふうに考えているところであります。

当市には障がい者の団体であります、御案内のとおり身体障害者福祉協会というものがあるわけでありまして、また身体障がい者の方々の相談に乗っていただく身体障害者相談員もおられるわけでありまして、今後とも連携を図りながら、視覚障がい者の方々の福祉向上に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

まずは福祉関係の職員が実際の相談相手になって、視覚障がい者の皆さんの情報交換の場を設けて、それがひいては心のケアができる場所になればというふうに考えておりますので、視覚障がい者の方で窓口となっていただく方と十分連携をしながら、自立した活動ができるよう誠意を持って取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、視覚障がい者の方々などの移動支援事業の利用拡大について御質問がありましたが、屋外での移動が困難な障がい者の方々に対して外出のための支援を行うことによって、地域における自立生活及び社会参加の促進を図るために屋外の移動支援サービスを行っているところであります。

この事業は、身体障がい、知的障がい、精神障がいの種別にかかわらず利用ができるものでございます。支援の内容については、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援するというところになっておりまして、居宅介護などのサービス提供を行う指定事業者に委託をして実施しているところであります。

現在、5名の方が御利用いただいているところでありまして、内容的には知的障がい者の方が4名、視覚障がい者の方が1名というふうになっております。利用者の方は余暇活動や医療機関への付き添いなどに御利用いただいているというところであります。

利用者の拡大についてでありますけれども、新たに身体障害者手帳を持たれる方につきましては、福祉制度の案内の手引きを作成しております。福祉の窓口で提供しながら、障がい者の等級や種別により利用できる福祉サービスについて説明をして理解を深めていただくように努めているところであります。

現在、視覚障がい者の御利用が大変少ないわけではありますが、ほとんどの1級、2級の視覚障がい者の方は健常の方と同居されているようでありまして、単身者の方は数世帯ということでありま

すから、外出の際は家族の同行が得られていることによって、この移動支援事業への申し込みが少ないのではないかと考えているところでもあります。

いずれにいたしましても、移動支援事業などを含めまして各種の福祉サービスに関しては、福祉の窓口、寒河江市のホームページ等によって積極的に周知を図ってまいりたいというふうに考えておりますし、今後とも福祉関係職員が視覚障がい者の活動の場に積極的に参画をして情報提供に努め、福祉事務所に来られない方については訪問をして状況を確認しながら、この移動支援事業の利用者拡大に鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えているところでもあります。

以上であります。

○高橋勝文議長 辻議員。

○辻 登代子議員 前向きな市長の御答弁いろいろとありがとうございました。

第1問に対する答弁でございますけれども、この物品識別装置の補助、タッチメモにつきましては大変前向きな御答弁をいただいていると思っております。本当にありがとうございます。

タッチメモのその他の利用方法といたしましては、市長もいろいろとお話しありましたけれども、銀行の通帳とか、冷蔵庫の中のタッパー等に入れているものにシールを張って、それにどこの何の食べ物であるか、そして通帳はどこの通帳なのか、こういうことがすごくタッチメモの有効性があるというふうに聞いております。

今後、全盲の方にとりましてはなくてはならない生活必需品であると思っております。早期実現に向けて対応をよろしくお願い申し上げます。

次、第2問の視覚障がい者の広報紙に音声コードをつけることに対しましては、山形市は平成20年実施されていると聞いております。そして、酒田市も今年度中予定をされているというふうに言われておりますけれども、そこで市報を視覚障がい者の方にも情報として届けるには、私は音声コード化が一番よいのではないかなというふうに思っております。その音声コード化の実施についてどのように今後取り組まれるのか、市長の御所見をお願いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 音声コード化というのは大変画期的なシステムではないかというふうに認識しているところでもありますけれども、実施していくには、先ほど来御質問にありましたけれども、専用の活字文書読み取りの装置が必要になってくるわけであります。助成制度、補助制度というのは9割の程度の補助があるということにはなりますが、利用者の方からは残った分は負担していただかなければならないというのが一つあるわけであります。

また、山形市などの実施状況などいろいろお伺いをしますと、その現在のコードに入る情報量というのが800字程度ということで、大変我々の期待するような情報量がまだ入るようにはなっていないということでもあります。

そして、そのコード化の作業をするにもある程度の時間を要するというようなことがあって、いろいろな課題があるというふうに認識しているところでもありますので、そういったところを十分実際やっておられる山形市、あるいはこれから進めようとする酒田市の状況なども見ながらいろいろ検討していく必要があるということでもありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○高橋勝文議長 辻議員。

○辻 登代子議員 ただいまの御答弁につきましては、その音声コード化することに対しましてい

いろな課題があるというふうにお答えいただきました。なるべく早く周りの情報などもとらえていただきまして、解消していただいてぜひ早期実現に向けて取り組まれることをよろしくお願いいたします。

3点目のハートフルセンターに心のケアができる場所を設置することについてでございます。

私の意図する御答弁でございますけれども、今までいろいろな視覚障がい者の方々の情報を受け入れてみますと、やはりある地域の視覚障がい者の方は、山形市に行くには左沢線で行かれているということを聞いております。目の悪い方が左沢線で霞城セントラルまで行くというのは、大変難儀なことではないかなというふうに私も思っているところでございます。

いろいろなお話を聞きますと、霞城セントラルでの交流はとても楽しく、なるべくだったら寒河江市に在住している視覚障がい者の方が、このハートフルセンター近くで交流をともにできるのであればなというふうにぜひお願いしたいということでございますので、どうぞ市長、この視覚障がい者が左沢線で行くというのはなかなか大変だなというふうに思っておりますので、よろしくこのことにつきましても検討をお願いしたいと思っております。

そして、視覚障がい者が集まりやすい活動の場として運営ができますように健康福祉課が窓口になっての支援もよろしくお願いしたいと思っております。

次、4点目の視覚障がい者の移動支援事業についてでございますが、会員からのお話によりまして、先月8月20日には移動支援事業サービスを受けて最上川ふるさと公園を散歩されたそうでございます。久しぶりの交流をして大変楽しく過ごさせていただいたと感謝しておりました。

このように移動支援事業を大いに活用していただき、視覚障がい者の方が日常の生活への不便等を解消し、またふるさとウォークアイの方が最上川ふるさと公園を散歩されましたように、移動支援事業を利用していただくことにより、心のケアもできると思っております。今後、移動支援事業への利用者拡大をさらに強化されますようお願いいたします。

私も市民の一人といたしまして、視覚障がい者の方のみならず他の障がい者、そして子供たちからお年寄りまで安心して暮らせるよう、日ごろから見守りつつ支えてまいりたいと思っております。本市のさらなる御支援をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

國井輝明議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号4番について、6番國井輝明議員。

〔6番 國井輝明議員 登壇〕

○國井輝明議員 おはようございます。

今定例会より本会議のインターネット中継を配信することとなりまして、多くの市民が視聴されることと思いますので、より質問内容をわかりやすくなるよう心がけ、簡潔に質問するよう努めさせていただきます。

私は新政クラブの一員として、またこの課題について関心を寄せる市民を代表し、通告している課題について質問させていただきます。

通告番号4番、歴史公文書、古文書等の保存・公開について質問いたします。

ここ寒河江市は、鎌倉時代に大江広元、1584年以降は最上義昭により、中世以来の寒河江城は最上氏によって維持整備されたと記されております。明治に入ると郡役所が置かれ、1885年に楯北、楯南、楯西、本楯の4村が合併して寒河江村となり、1889年町村制施行に伴い現在の市域に当たる寒河江村、西根村、柴橋村、高松村、醍醐村、白岩村、三泉村が発足、1893年には寒河江村が町制施行し寒河江町になったと記されております。

戦後に入り、1954年8月1日に寒河江町、西根村、柴橋村、高松村、醍醐村が合併し寒河江市となり、同年11月1日には白岩町、三泉村を編入し現在に至っております。

歴史を知る上では歴史公文書や古文書を読むことにより明らかにされております。今後も寒河江市の歴史のひもを解く重要な資料であり財産でもあります。

現在、県内の市町村で歴史の編さんに携わる職員の配置人数が少ない中、寒河江市では市史編さん室を設置し、3名の人員を配置され力を入れていることに私は評価をいたします。

寒河江市においては、昔から西村山郡一帯の行政、経済の中心地として発展してまいりましたので、歴史公文書、また古文書等や歴史的に価値のある民具等も多く残されていると思います。そこでお尋ねいたします。

一つ目、公文書、古文書等の整理、保管は現在どのようにされているのか。

二つ目、これらのものは公開されているのか、もしくは請求があればそれらを見ることができるのか。

三つ目、公文書、古文書等は和紙に記されているため、年々傷みが生じてくると思われますが、電子化を進める考えはないのか。

四つ目、歴史資料の収集に当たって市民との協力体制はどのようにになっているのか。

以上、大きく4点について教育委員長に質問し私の第1問といたします。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

〔渡邊満夫教育委員長 登壇〕

○渡邊満夫教育委員長 おはようございます。

国井議員からは歴史公文書、古文書などの保存公開について4点にわたって質問がございました。順次お答えを申しあげます。

最初の整理、管理方法についてお答えをいたします。

本市に関係いたします古文書、公文書などは寒河江の歴史を語る上で、あるいは裏づける極めて貴重な歴史資料であります。また、これらを解説、あるいは調査研究することによって、新たに寒河江の歴史が位置づけられ、また深められるという極めて重要なものでもあります。議員のおっしゃられるとおりのことです。

この保存と収集、公開につきましては、寒河江市史編さん委員会規則に定めておりまして、その3条に「郷土資料を調査研究し、その散逸毀損防止の措置を講ずること」、それから「郷土資料を収集、保存及び展示する」というふうに規定、位置づけております。

まず、資料の所有者から市に寄贈になった古文書類につきましては、資料1点ごとに分類し目録を作成して、その1点ごとに袋に入れて整理しております。保管場所2カ所ございますけれども、一つは図書館の閉架書庫、それにもう一つが長岡山の郷土資料室でございまして、資料番号を付した整理箱に収納して保管をいたしております。

これら資料につきましては、目録を検索すれば実物をいつでもスムーズに探し出せるように配慮をしているところであります。

次に、寄贈を受けないといいますが、市内に存在しております資料につきましては、市史編さん専門員の方が主に市内の旧家など訪れるといいますが、調査いたしまして資料をお借りして、ただいま申しあげた市に寄贈された資料と同じような分類、整理を行いまして、その上で所有者にお返しするというふうなことでございます。

これら資料の所在を示す目録についてでございますけれども、これは冊子にまとめて発行してございまして、図書館などで公開をいたしております。現在、このようにしてまとめられた「寒河江市史資料所在目録」は第18集まで刊行されてございまして、これに所収といいますが、収録されている総件数は3万8,000件余りになっております。

また、古文書につきましては、必要に応じて解説を行っております。解説した古文書は江戸時代の土地台帳である検地帳や年貢割付などの租税関係、住民台帳に当たる人別帳、また戦前、戦後の役場文書など、必要に応じて市史編さんの基礎資料集である「市史編纂叢書」として刊行してございまして、現在79集に及んでおります。

本叢書は市民の方の求めに応じて頒布しておりますし、市内外の歴史研究者などから大いに活用いただいているところでございます。

そのほかに、昭和63年に県の教育委員会が「本山慈恩寺文書調査報告書」を刊行いたしておりますが、こちらには1万4,000件余りの文書が収録されております。この慈恩寺文書につきましては、慈恩寺本堂及び各院、各坊において保管されております。

また、市民の方から農具や民具などの寄贈があります。これらにつきましては、長岡山の郷土資料室に保管しております。現在700点を超えるという状況にあります。

さらに、屏風や掛け軸などの貴重な美術品についても寄贈いただいておりますが、こちらは図書館の閉架書庫に保存・保管してございまして、現在30件余りになってございます。

次に、第2番目の御質問、公開についてお答えをいたします。

この古文書などにつきましては、ただいま申しあげました「寒河江市史資料所在目録」を図書館に備えてございまして、だれもが閲覧できるようにしております。またさらに、この古文書の現物の閲覧要望、主に地域史の研究者や大学の歴史学研究者などが多いわけでございますけれども、この場合においても要望どおりごらんいただけるように対応いたしているところであります。

また、図書館ギャラリーでの郷土資料展や郷土館での特別展などで展示テーマに沿った古文書を展示公開し、市民の方々の歴史学習に役立たせていただいております。

3番目の御質問、電子化を進めることについてお答えを申し上げます。

今日の電子化技術の発展とインターネットの普及によりまして、多くの市民の方が手軽に古文書の情報にアクセスできる、あるいは地域の歴史研究者にとってはキーワード検索などによりまして、多くの関連情報を瞬時に得ることができるようになってまいりました。

また、本市にとっては慈恩寺や寒河江大江氏など、寒河江市の誇る歴史文化を広く全国に発信できるなど、これからの有効な手段・手だてというふうに認識しております。

古文書類の活用に電子化を進めていくには、資料そのものを映像に取り込み、さらに解説や解説をつけるといった作業が必要になってくるかと思っております。また、これらの基礎データを構築する作

業には、専門知識と長期の研究時間が必要になってまいります。

問題はだれが、どこまで、どの程度、どのようにといった内容、程度、方法、手続の問題がございますけれども、本市におきましてはこれからの重要な研究課題というふうに考えております。

なお、県内他市の状況を見ますと、現在これら古文書の電子化を実施しているところはございませんが、酒田市の図書館におきまして、文書ではございませんけれども、古い書籍、古書籍といえますか、これをページごとに電子化してインターネットで公開している旨お聞きしております。

4 番目、最後の御質問、資料収集におきます市民の方との協力体制についてお答えいたします。

寒河江市史に関する資料の収集は、3名の市史編さん専門員を中心に行っております。また、地区ごとに歴史文化活動推進委員を委嘱お願い申しあげておりまして、旧家の改築の際など、ボランティアで市内に所在する古文書の情報提供をお願いいたしております。

また、市史編さん専門員の業務として、市民の皆さんから、自分がお持ちになっている自家所有の古文書などの解説をお願いされることが往々にしてございますけれども、そういった要望に的確にはこたえているわけですが、そういった活動によって貴重な古文書の所在の把握や収集に努めております。

古文書類は所有者にとりましても貴重な財産でもあります。今後とも市民の方の協力を得ながら市史編さん事業への理解と信頼関係の構築を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 国井議員。

○国井輝明議員 御答弁ありがとうございます。

大体私の1問目の質問に対しまして細かく御答弁いただいたというふうに思っております。これからは2問目以降、私の気になっているところ、また提案等も含めてこれから質問させていただきたいと思います。

まず、歴史公文書の整理、保管についての件についてお尋ねさせていただきますが、保管場所について、先ほど図書館の閉架書庫や長岡山の郷土資料室に整理箱に入れて保管されているとのことのお答えでしたが、図書館の閉架書庫はまず問題はないと思いますが、特に郷土資料室というところがありますが、現在の保管環境下で資料に傷みが生じてくるようなことはないのか、まずお伺いさせていただきます。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 かなり具体的な、あるいは現状を一番知っている者から答弁させた方がよろしいかと思しますので、荒木教育長の方から答弁いたさせます。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 それでは、お答えをいたします。

資料につきましては、非常に高温とか湿度の問題が非常に課題になるところでありますが、私も資料の保管の現場に行ってその状況を見てまいりました。現在、先ほど委員長がお答えしましたように、図書館の閉架資料室と、それから郷土資料室に保管しているわけでありましてけれども、今までそれぞれの民家に保管されていたものの状況と比較しますと、それと同程度か、むしろもっと状況がよいのかなという思いで見えてきたところであります。

そういった面でいいますと、今までよりもいい状況の中で現在は保管されているのかなと。ただ、文書類は素材が和紙でありますので、時間がたてば少しずつ劣化が進んでくるのではないかなという思いがいたします。

そういった意味で、劣化をどう防止していくのかというのは今後の課題でもありますし、湿度調整とか、そういう設備もだんだんと必要になってくるのかどうかであります。そういうことも含めて検討していかなければいけない課題でありますし、今御質問にありました電子化なども一つの大きな手だてであるのではないかという、そういったことも含めて今後の検討としていきたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○高橋勝文議長 国井議員。

○国井輝明議員 ただいまのお答えで劣化状況が若干ずつ進んでいくのではないかなというようなこともあって今後の課題だというようなことでありますが、そういった状況なんですが、古文書の保存の場所は伺いましたので、その状況の確認、現在定期的な古文書の確認作業、そういったものは定期的に行っているものなのか、その点お伺いさせていただきます。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 お答えをいたします。

先ほど委員長からも答弁ありましたように、資料の数が5万点を超えるという非常に膨大なものであります。現在、3名の調査専門員がいるわけでありまして、一つ一つを点検するというのは非常に膨大な作業が必要とされるものでありますので、現在1点1点を確認するというようなことはまだできないという状況であります。

ただ、時々保管場所を訪れましてその状況等について、箱の様子とか、その場所の様子については点検していると、そういった状況であります。

○高橋勝文議長 国井議員。

○国井輝明議員 ありがとうございます。

まず、状況に応じて確認されているということで、まず心配はないかなというふうには私は思いますが、次に、先ほど二つ質問させていただきまして、お答えいただいておりますが、保管状況、古文書の今後の利用、先ほど民具が700点超える、掛け軸や屏風が30点超えるというようなことで、市民からの御提供というような意味でもいろいろ受けているようでありますので、今後の量がふえることを考えますと、新たな保管場所が必要と思いますが、今後資料がふえることを想定して保管場所などはどのように考えているのかお尋ねします。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 お答えをいたします。

現在、先ほど委員長がお答えしたように、資料は図書館の閉架書庫と長岡山の郷土資料室に保管しているわけでありまして。図書館にある市史編さん室というのがありますが、その業務としてはこれらの資料がときには必要になる場合もあるということでありまして、なるべく市史編さん室の近くにそういった資料が保管されていることが望ましいのかなという思いがいたします。

そういったときに、図書館の閉架書庫も私も現場で見てまいりましたが、その図書館の閉架書庫の書棚をもう少し増設するとか、そういったことの中で歴史資料の保管スペースを今よりは

もっと確保できるのではないかという思いがいたしてきたところであります。

今後その図書館の閉架書庫の整備なども含めて検討していく必要があるのではないかというふうに今は考えているところであります。

以上です。

○高橋勝文議長 国井議員。

○国井輝明議員 いろいろと対応を考えているようでありますので、まずそういった今後の状況なんかもちょっと見守っていきながら、高くするとなかなかとりにくいというようなこともあるかと思いますが、いろいろ今後の課題ということで状況把握今後させていただきたいと思います。

次の歴史公文書、古文書等の公開について質問させていただきます。

先ほど委員長の御答弁の中では地域史研究者や大学の歴史学者、研究者と言いましたでしょうか、の方々が閲覧に来られるという答えでしたが、私思うに古文書、公文書、歴史的な価値のあるものですので、大変大事なものだという私認識あるものですので、そうしたものに傷みが生じる、また紛失するということを大変心配しているところであります。

そういったことで、閲覧に来られたとき写真を撮って持ち帰って解読されたりとか、いろいろなこともあるかと思うので、写真を撮ったり、閲覧したときに紛失するようなことがないとも言えませんので、古文書の閲覧するに当たって特別な規定とか、そういったもの何かしていないものかどうか、その点お伺いさせていただきます。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 資料を写真を撮ってはいけないとか、そういった特別な規定は設けておりませんが、研究者、関心を持つ人が訪れる場合には事前に連絡がありますので、それぞれ市史編さんの専門員の方がそのときには立ち会っていろいろお話を聞いたり、説明を申しあげたりするということですので、一人で見てどうのこうのということは現在のところないという状況でありますので、そういった体制をとればなというふうに思っているところであります。

以上です。

○高橋勝文議長 国井議員。

○国井輝明議員 まず立ち会って閲覧されているということで問題ないと。また、それ以上にいろいろその歴史について情報を提供しているようなニュアンスでもありましたので、大変いいことなのかなというふうに認識いたしました。

これまで歴史公文書の整理、保管場所についての答弁、また今の公開等についての答弁に関連してでありますが、私のちょっと考えていることで、思いという意味で受け取っていただきたいのですが、保管場所、現にちょっと私も実際現場を見させていただいて、大分量が多くて保管場所に困っているなという認識でした。私も認識いたしました。

そういった意味で、大変ちょっと申しあげにくいのですが、フローラの地下、まだなかなか利用してくださる方がいないような状況でもありますが、あそこであればある程度の防火対策、また湿度の管理なんかもちんちんとされておりますし、また3階に市民ギャラリー等もありますので、そういったところの関連を含めてフローラの地下に保管しつつ、3階で、市民ギャラリー等で重要な書物とか、先ほどいろいろ市民からもいただいているものもあるということです。大変珍しいものがありましたら、入れかえ展示とか、そういったことなど行えないのか、ちょっとお伺いさせて

いただきます。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 お答えをいたします。

フローラの利活用につきましては、現在フローラSAGAE利活用推進連絡会議というものを庁舎内に設けまして、どういうふうに市内の活性化を図っていくのかということで検討中であります。私たちはやっぱりどう活性化を図っていくのかということを優先に考えていくのがまず筋だろうというふうに思っていますし、保管場所としてはやっぱりそういった流れの中で、そういった古文書の保管等についてはいかななものかという意見なんかもあるようであります。

専門家の宇井先生のお話をお聞きしますと、フローラの地下については湿度の問題があるんだと、こういうふうなお話がありました。空調設備がきちんとなっていればそれは問題ないわけでありませけれども、やっぱり湿度というのは文書の保管にとっては非常に大敵であるということでもあります。ちょっと望ましくないのかなという専門家の意見なんかもお聞きしたところであります。

フローラSAGAEにある美術館についてもお話がありましたけれども、そのことにつきましては、古文書の歴史資料の公開方法としてその美術館を活用するということについては大変すばらしいことで、大事なことだなというふうに思っていますので、今後そんなふうな形でできるのかどうかについても、どういった形でできるのかについても検討していければなというふうに思っているところであります。

以上です。

○高橋勝文議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。

私思っている以上に湿度が高いということは私もわからなかったことでございますので、そういった大切な資料をきちんと保存できるような環境下で今後も保存していただければ、まずはいいのかなというふうに思います。

この件に関しましては、大変歴史に関しまして非常に関心を強く持っている市民もおりますので、ぜひ入れかえ展示などについても今後検討していただければというふうに思っております。

次の質問に移ります。

歴史公文書、古文書の電子化についてであります。先ほど委員長から1問目の答弁でもあったんですが、ある程度答えられておりますが、電子化を進める上で、私もいろいろ調べてはみましたが、どのような具体的な作業や機材など、もし進めるに当たって購入した場合とか、またどれほどの人数が必要なのか、私は正直ちょっとわからないところありますので、機材の購入や人件費等などの費用はどの程度かかるものか、すべて電子化することになった場合どの程度かかるものなのかという意味でちょっとお伺いさせていただきます。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 電子化を進めるというのはもうこれからの課題だというふうに思いますが、電子化を進めるに当たって、委員長の答弁にもありましたようにどの程度のものを、どんな内容のものを、どんな方法でというのがまず検討の課題になってくるのかなと。

単なる保存という意味だけのものなのか、それを公開して市民とか関心を持つ人が利用できるような電子化を図っていくのかによっても非常に違ってくるんじゃないかなというふうに思っていま

す。まだその検討に至っておりませんので、具体的な機器とか人数とかについてはまだ検討していないというのが本当のところであります。

○高橋勝文議長 国井議員。

○国井輝明議員 まだ検討されていないということで、今回初めて私も質問して今後の課題だというような御答弁でしたので、理解させていただきます。

電子化についてですが、私が考えるにどうしても古文書は和紙でできているので傷みが生じる、そういった意味での保存がなかなか難しいという上で、そのデータを残しておいた方がいいのではないかとということと含めて、電子化を進めればパソコン上でいろいろな目録を整理しまして瞬時に引っ張ってきて、パソコン上で文書を読むことが、解読することができるんじゃないかというふうに思ったので、そういったことを思ったのでちょっと質問させていただいたんですが、先日実は私も市史編さん室にお伺いして、現状をちょっと把握してまいりました。

実際古文書をなるべく近くに置いておくと、先ほど御答弁ありましたが、わざわざとりに行って持ってきて机の上で調べる、また新たな古文書が手元に来た場合、その解読したときに関連あるものをすぐ目録をまた本で調べてその場所に行ってとりに行く、そういった作業というのがなかなか時間がかかって非効率ではないかなというふうに思ったので、電子化を進めるに当たって、私は効率性を考えた方がいいのではないかとことでの質問でしたので、今後、現在の人員配置3名市史編さん室にありますが、その方々からも見て電子化についてメリットとかデメリット、どのようなものが考えられるのかお尋ねさせていただきます。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 今議員御指摘のような電子化がきちんとなった段階では非常にメリットが多いのかなというふうに思っています。情報処理のスピードが格段に上がって資料の検索がしやすいということはずいぶん言えると思います。

また、インターネット等で配信をできるようになれば、その歴史的価値を広く市及び市外の方に情報提供ができるというよさがある、多くの市民の、または歴史に関心を持つ方の利用に供することができるというメリットがあるのかなというふうに思っています。

また、議員が御指摘されたように、古文書そのものを実際扱う必要がないわけでありますので、現物資料の棄損とか、そういったことの防止にもつながるんじゃないのかなというふうに思っています。

また一方、すべていいことだけでなくデメリットとして考えられることは、データベースの構築、プログラムの作成など新たなコストがかかってくると。あと目まぐるしくパソコンなんかも技術が進歩して更新されてくるということでありますので、それに対応するソフトの構築など新たなコストも発生してくる場合も考えられるのかなという、デメリットとしてはそんなところかなというふうに思っているところです。

○高橋勝文議長 国井議員。

○国井輝明議員 ありがとうございます。

最後、4点目の歴史資料の収集に当たって市民との協力体制はどうなっているかということについてお尋ねさせていただきます。

先ほど委員長の答弁で歴史文化活動推進員を委託しているということで、ただボランティアで古

文書の情報の提供をいただいたりしているというような答弁でしたが、その歴史文化活動推進員という方々は市内で現在何名ほどおり、またどういった方々を委託しているのかお尋ねさせていただきます。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 お答えをいたします。

歴史文化活動推進員は、現在26名委嘱しているところであります。寒河江、南部、西根、柴橋、高松、白岩、醍醐、三泉の各地区ごとにバランスを考えて委嘱をしているという状況であります。

設置要綱によりますと、委嘱する方々はこういった方々に委嘱しようと、こういうことであります。一つは、歴史文化に造詣が深い人がおればそういった方をまずお願いしようと。それからもう1点は、市史編さん委員長や地区公民館長より推薦のあった方、それぞれ地区のあの人ならいいんではないかというような方がおればそういった人を委嘱しようという、その二つの観点で選んでいるということであります。

○高橋勝文議長 国井議員。

○国井輝明議員 ありがとうございます。

今の御答弁で委嘱ということで、済みません、私委託というふうに申しあげたので、訂正させていただきます。どのような形で委嘱しているのかということで訂正させていただきます。

まず、いろいろな御協力をいただいている、またボランティアだというようなことで、ぜひ今後とも関係をよくして地域の歴史の御協力を今後も継続的に行っていただければというふうに思っております。

最後に、あと2点ほど質問させていただきたいと思いますが、これまでのすべての質問に関連してちょっとお尋ねさせていただきたいと思うんですが、現在寒河江市には慈恩寺があります。国指定の史跡を目指す慈恩寺について情報の収集を積極的に行って公開して、市民の意識を高めていくことも非常に重要なことなのかなというふうに私は考えますけれども、これまでの取り組み、また今後の取り組みはどのように行っていくのか、関連してちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 ただいまの慈恩寺の国史跡の指定につきましての御質問ですけれども、現在鋭意取り組んでいる最中でございます。私どもが何よりも心強いといいますか、慈恩寺の優位性といいますか、これを感じておるのが何よりも慈恩寺そのものの存在といいますか、重要文化財の指定、あるいは県指定の文化財そのものの存在が大きく力強い存在になっているかと思えます。

もう一つが、これまでになされてまいりました膨大なすばらしい調査研究の集積、蓄積だと思います。現在これらその二つの優位性のもとに取り組んでいるわけでございますけれども、まずこの史跡指定を目指す支援体制を確立を目指しました。

一つが、その史跡指定を進める上での核となります地元の支援体制でございますけれども、これにつきましては、慈恩寺国史跡指定推進委員会というふうなものを昨年立ち上げて、現在活躍をいただいております。

それからもう一つ、ことしの7月でございますけれども、これは本格的な調査機関として大学教授や有識者から成ります慈恩寺調査検討委員会、これを設置いたしまして本格的な活動の展開をす

るといいますか、土台づくりといっていますか、ようやくなした、できたというところであります。

こういう支援体制のもとにいろいろな事業を展開しておりますけれども、まずはシンポジウムでございます。これは一昨年3月と、それから昨年の10月にこの慈恩寺シンポジウムを行っておりますが、いずれも300人を超える参加者の出席をちょうだいしております、慈恩寺文化に関します市民のみならず、多くの方々の関心の高さを裏づけたものかというふうに思っております。

それから、一昨年は真言宗の開祖空海を祭った「慈恩寺御影供」という宗教行事といっていますか、それから昨年は慈恩寺修験の法会、「慈恩寺柴燈護摩供」を公開し、研究を行って奥深い慈恩寺文化の一端を明らかにするということをやっております。

それから、これが国史跡指定の肝心なところですけども、県の助成を受けまして慈恩寺国史跡指定総合調査事業というふうなものを昨年から取り組んでございます。これには慈恩寺院坊の文化財調査、慈恩寺修験の修行場の調査、慈恩寺の背後を取り巻く裏山に所在する中世城館址などの調査、慈恩寺華藏院の仏画調査など実施しているわけでございますけれども、さまざまな新たな事実も浮かび上がってきているという状況にあります。

それから、これもこれまでのという意味で、昨年ですけども、慈恩寺文化の理解を深めることを目的に3日間連続で慈恩寺学習会というようなものを現地で開催しております。

以上、これまでの取り組みの経過を申しあげましたけれども、今後の取り組みといたしましては、ことし12月中に世界遺産平泉中尊寺の関係者をお招きいたしまして、指定文化財の内容やら、その観光資源としての活用のメニューも触れていただいたシンポジウムを引き続き開催をいたしたいということに考えております。

それから、祭礼行事についても申しあげましたけれども、ことしも引き続き公開、研究といったものを実施してまいりたいというふうに考えております。

慈恩寺調査検討委員会と申しあげましたけれども、これらが審議が始まっておりますので、まずはこの審議を踏まえまして、時間を要するとも思いますが、できるだけ早期にまず外郭を示すための地形図、それから「慈恩寺総合調査報告書」というふうなものを作成して、史跡指定の範囲を確定をするということが前提になりますが、その後に地権者の同意を得て文化庁の方に国史跡指定の申請を行いたい、具申書の提出を行いたいというふうに考えているところです。

取り組みと今後については大体そんなところでございます。

○高橋勝文議長 国井議員。

○国井輝明議員 ありがとうございます。

ただいまいろいろ答弁いただきましたけれども、非常に国史跡指定に力を入れていることがわかりました。ちょっと自分の思いで何ですが、現在寒河江市でも非常に観光面でいろいろと関係していますから、私は今後、寒河江市が慈恩寺がすごく中心的な観光地点というふうにちょっと位置づけておりまして、寒河江市の発展にもこの慈恩寺というものを大変重要なところだというふうに認識しておりますので、その点もう一日も早い国の指定がいただけるような動き、働きなども進めていただければというふうに思っております。

最後の質問にさせていただきます。

先ほどもちょっと申しあげましたが、市史編さん室の関連であります、現在市史編さんに当たっている方の中には御高齢の方も大変いらっしゃいます。

ただ、古文書を読むには専門的な知識と多くの経験が必要でありますし、特に経験を積むことによってこれまでの歴史の背景や新たな古文書が出てきた場合、解読した場合、その関連性等に即座に結びつけることができるというふうに思っております。

そういった意味で、今後市史編さんにかかわる方は知識を持っている方はもちろんであります、さきに申しあげましたが、年齢的なこともあります、今後のことを踏まえて新たな人員配置等も考えていくべきではないかというふうに考えますが、この点質問させていただいて、答弁伺って私の質問を終わらせていただきます。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 お答えをいたします。

寒河江市の歴史を解明していくということ、継続していくということは大事なことでありますので、そういった面での解読に当たる専門員の人をどう継続していくかというのは、私たちにとっても大きな課題であると思っています。現在3名の専門員を配置して専門的に市史編さんに関連した事業をやってもらっておりますけれども、議員御指摘のように、古文書というのはなかなか読みくですというのも専門的な知識が必要であります。

そして、やっぱりその古文書等を寒河江の歴史の中にどう位置づけて、価値づけていくのかということも大きな課題、専門的な力がないとなかなかできないというところでもあります。やっぱりそういった業務を行うというのは、より専門的な力が必要なわけでもありますので、そういう適任者がすぐ次にいるかという、なかなか難しいという状況もあるわけでもあります。

そういったことを踏まえて、しばらくはやっぱり現在の体制を継続しながら、市史編さん委員会とか、市史を実際に執筆していただいている専門委員の編集委員の委員の方々とか、いろいろな方々の力をおかりしながら、適任者がいればそういったふうな仕事と一緒に参加していただいて、力量を高めていただくということも考えてまいりたいというふうに思っていますし、現在の寒河江市の歴史文化担当職員にもその歴史文化事業に対する知識と経験をより多く積んでいただきながら、職員の資質向上に取り組んでいただいて、今後うまく継続できるように私たちも体制の充実を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。よろしくお願いします。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午前11時25分といたします。

休 憩 午前11時11分

再 開 午前11時25分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

阿部 清議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号5番、6番について、2番阿部 清議員。

〔2番 阿部 清議員 登壇〕

○阿部 清議員 おはようございます。

きょう最後の一般質問をやらせていただきます。

去る4月17日告示の寒河江市議会議員選挙におきまして、初当選をさせていただきました新清・

公明クラブの阿部 清と申します。早いもので当選しましてから4カ月が過ぎました。よろしくお願いを申し上げます。

それにも増して頭から離れないのが、3月11日14時46分東北地方を襲ったあの東日本大震災であります。多くの方が被災に遭われました。9月4日現在で1万5,760名の方が亡くなり、4,282名の方が行方不明になっておられます。そして、まだ8万2,945名の方が避難生活を続けられております。また、福島第一原発の放射能漏れのために二次被害が予想以上に深刻になっておるようであります。

被災に遭われました皆様方に心から御冥福とお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願うところであります。

さて、私は今までいろいろな経験をさせていただきながら、地域活動をしてまいりました。平成11年12月に西根小学校に絵本の読み語りの会「げんげ」を立ち上げさせていただきました。

現在、18名の会員で毎月第2水曜日と第4水曜日の月2回、朝8時25分からの20分間、1年生から6年生まで全教室におきまして読み語りをしております。

次代を担う子供たちが読み語りを通して心豊に育つこと、その子供たちが大きくなったとき、子供の未来への活動が芽生えるように読み語りを行っております。

また、西根地区体育協会の会長の役職を拝命してから3年目を迎えました。現在、西根地区体育協会では、年3回の運動行事と寒河江市一周駅伝の参加をしております。西根地区五つの公民館と各町会の協力によりまして、年間1,400名の参加をいただきながら、地区民相互の親睦と融和を図りながら、あわせて体力づくりを目的として活動しております。

さらに、平成15年から日田公民館の主事をさせていただき、多くの地域の方々とかかわる機会をいただきました。日田地区では、西根地区体育協会への協力と白山神社祭典への協力、また日田地区文化祭の開催、日田地区敬老会の開催、そして日田寄席などの開催をして地区民の親睦と融和を図っております。このような活動を通して自分自身が率直に感じたことの中から質問をさせていただきます。

地域から多くの方々に参加、協力をいただきながら活動しておりますと、常に事故やけがなどのアクシデントが気がかりとなります。

初めに、通告5番、安心して地域活動ができるための保険加入について質問をさせていただきます。

読み語り活動保険には、社会福祉法人全国社会福祉協議会のボランティア活動保険があります。これは掛金も安く補償内容が充実しております。また、西根地区体育協会の活動をするにも自主的に傷害保険に入っておりますが、安心できる補償内容ではありません。

現在、寒河江市で主催や共催などの市の担当者がかかわる行事の場合は、全国市長会市民総合賠償補償保険の適用があると聞いておりますが、問題は公民館活動や町会活動などの地域活動での保険であります。

寒河江市では、公民館や町会が公民館総合補償制度や自治会活動保険などに自主的に加入をしておりますが、全国的には、市民が町会活動などのコミュニティ活動やボランティア活動に積極的に参加をしていただくための支援策として、自治体が保険料を負担して全住民が対象となる独自の補償制度を設けているところも見受けられるようであります。

寒河江市におきましても全市民を対象にした独自の補償制度を創設して市民が安心して活動が行われるようにすべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、通告6番の婚活について、1番、婚活を支援する体制づくりの取り組みについて。2番、市が認定する仲人の組織づくりについてを質問させていただきます。

佐藤市長は、地域ワークショップを積極的に開催するなど、市民の声として意見を幅広く取り上げ、市民主体の新第5次振興計画をまとめあげられました。私も西根地区で参加をさせていただき、いろいろな意見を述べさせていただきましたが、一人の寒河江市民として高く評価をしております。

婚活につきましては、先輩議員の方からも質問がなされたようでありますが、改めて質問をさせていただきます。

各地域のワークショップでも婚活について多くの意見が出されました。市長は結婚観、価値観の変化から、結婚をしない人がふえていること、また結婚や出産年齢が上昇していることなどを踏まえながら、結婚については社会全体で支援する体制づくりが求められていることなど、若者が結婚を前向きに考えられるような出会いや結婚へつながる取り組みへの支援など、若者を応援する環境づくりを推進していくということですが、これらに対しても私は大賛成であります。

とにかく寒河江市を盛り上げていくことが大事だと考えております。若い世代の結婚願望は大いにあると思いますし、周りでも結婚はふえております。婚活は大いにやるべきでありますし、若者の集まれるような場所づくりの取り組みなどは積極的にやっていく必要があると考えております。

また、未婚の方々が結婚へつながる取り組みは特に頑張ってやるべきであります。寒河江市でも商工会青年部やJ Aさがえ西村山、あぐりん・夢・プロジェクト愛農結などやグランデール寒河江など、多くの団体が婚活に取り組んでいるようでありますが、そしていろいろなイベントを開催してホームページでも情報提供を行っているようであります。

参加者の話を聞いてみますと、楽しかったというような内容が多いようでありますが、カップルができてその後の進展がないとか、地元での開催にちゅうちょする若者も多いとの話であります。また、個人で会うよりもいろいろな方と会いたいとか、いい人がいても積極的に前に踏み出せないなどの悩みもあるようであります。婚活事業の難しいところでもあると思いますが、いろいろなイベントの後押しをしてもらうためにも、仲人的な方に頑張ってもらうことも必要なことではないかと思っております。

そこで、寒河江市の認可をいただいた仲人的な組織ができないかと思っております。そして、県や寒河江市、その他の市町村、企業、地域が情報を共有しながら活発な婚活のできる環境づくりの取り組みについて、市長の見解をお伺いをいたしまして、私の第1問とさせていただきます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 阿部議員からは安心して地域活動ができる保険の加入についてと婚活の問題について御質問をいただきましたので、順次お答えを申しあげたいというふうに思います。

地域のために、そして寒河江市のために多くの市民の皆さんにはいろいろな場面で活躍をいただいておりますけれども、心から感謝申し上げますとともに、敬意を表する次第であります。こうした各地域での公民館活動、さらには町会での活動などは、本市のまちづくり、活性化の基礎・基本となるものでございます。

こうした皆様の地域活動における傷害保険などの加入はどうかということでもありますけれども、先ほど御指摘ありましたとおり、これまで市におきましては地域の自治意識の高揚を図る観点などから、それぞれ町会、あるいは公民館の自主的な判断にお任せしているところでございます。

先ほどお話にありましたけれども、社団法人全国公民館連合会が行っております公民館補償制度というのがあるわけでありまして、自治公民館、いわゆる分館や地区公民館などの社会教育法に定められた公民館が加入できるというものでありまして、1年間の公民館行事参加者、あるいは公民館利用者の傷害などに対して補償するというものでございます。分館や地区公民館が独自に加入することになっているわけでありまして、市内では現在、この制度には柴橋地区の公民館が加入している状況にあります。

いずれにいたしましても、市民の皆さんがより安心して活動していただくためには、その環境を整えていくということが何よりも大切であるというふうに考えているところであります。

そういった観点から、ただいま阿部議員の御提案にありますような公民館活動、それからボランティア活動のみならず、市民の皆様方の地域活動のすべてを対象にした補償保険などがないのかどうか、あるとすればどういう方法が考えられるかなどについては、全国の事例なども最近出ているようでありますので、そこは十分研究をして検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

続いて、婚活についてお答えを申し上げたいと思います。

いわゆる非婚化、晩婚化というのは御指摘のとおり少子化に直結するものであります。社会保障制度やまちづくりなどに甚大な影響を及ぼして、ひいては地域の活力を失わせ地域崩壊にもつながりかねない極めて憂慮すべき問題というふうに認識しているところであります。

その対策として婚活というものが叫ばれ、各地ではお見合いのイベントなどが盛んに開催され、さまざまな出会い事業が実施されているのは御案内のとおりであります。

しかし、お見合いでカップルが仮に成立したとしても、そのカップルが結婚に至るというのは極めて少ないというのが実態だというふうにお伺いしております。

結婚の成立には出会いはもちろん必要でありますけれども、それだけでは十分でなく、肝心なのは出会いの後に2人が結婚までフォローアップしていくということが大切であり、その意味でいわゆる仲人というのは出会いの後もしろいろと相談に乗り、結婚、成婚まで導いてくれる実にすぐれた日本的なシステムではないかというふうに考えております。

最近この仲人という制度が若干ないがしろにされているという傾向もあるわけではありますけれども、市としてもこうしたサポートしてくれる人、仲人的な人を支援してふやしていくというシステムづくりが今求められているのではないかというふうに考えているところであります。

その上で、関連事業を実施をして本市の総合力を発揮することによって、結婚対策に取り組んでいく必要があるというふうに考えているところであります。

具体的には、現在も活躍している仲人さんがおられるわけでありまして、またこういった方々と新たに仲人になろうという方を市に登録をしてもらうことによって、仲人の活動に信頼感を与えて活動しやすい環境をつくっていく必要があるのではないかというふうに思っているところであります。

もちろん登録というのは仲人さんの自由ということになりますけれども、登録した仲人さんに対

しては研修会や情報交換会を開催をしたり、さらにはその仲人さんの御尽力によって結婚に至る、成婚に至った場合には例えば顕彰をするなど、モチベーションを高め、仲人の活動の活性化を図っていければというふうに考えているところであります。

本市におきましては、以前に結婚相談所を開設したことがあるわけでありまして。そのときのように結婚希望者個人が直接登録するというようなやり方ではなくて、登録した仲人さんが情報交換をしながら活動を図っていくというものでございます。現代の若者の気質に合ったやり方・方法で進めたいというふうに考えているところであります。

また県と市、地域の連携を考えてはどうかという御質問であります。 「やまがた婚活応援団＋（プラス）」という県の事業の中に「やまがたお見合い支援センター」というものがありますので、仲人の登録により県の支援センターとの連携、情報交換が図られるのではないかとこのように考えております。

また、組織をつくるということに関しましては、現在も市内に御案内のとおり民間の仲人組織があつて活躍をいただいておりますけれども、そのほかにも仲人が集まり新たにNPOのようなものをつくっていただくことを期待しているところであります。

市といたしましては、そういった団体、あるいは個人の仲人の方が自由な立場でそれぞれのアイデアを出していただき、活躍していただける環境をつくっていきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 阿部議員。

○阿部 清委員 市長からはただいま丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

通告５番の安心して地域活動ができるような保険加入についてということで、いろいろお話をいただきました。やはり安全・安心のまちづくりということに対しての保険加入に対しては検討するという前向きな考えをいただきました。本当にうれしく思います。よろしくをお願いをしたいと思っております。

そして、通告６番の婚活につきましても、私が思っているようなありがたい御答弁をいただきました。これからの寒河江市の明るい元気なまちづくりのためにもぜひよろしくお願いを申しあげまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

散 会 午前１１時４９分

○高橋勝文議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

御苦労さまでした。

平成23年9月7日（水曜日）第3回定例会

○出席議員（18名）

1 番	高 橋 勝 文	議員	2 番	阿 部 清	議員
3 番	遠 藤 智 与 子	議員	4 番	後 藤 健 一 郎	議員
5 番	太 田 芳 彦	議員	6 番	國 井 輝 明	議員
7 番	沖 津 一 博	議員	8 番	工 藤 吉 雄	議員
9 番	杉 沼 孝 司	議員	10 番	辻 登 代 子	議員
11 番	荒 木 春 吉	議員	12 番	木 村 寿 太 郎	議員
13 番	新 宮 征 一	議員	14 番	佐 藤 良 一	議員
15 番	内 藤 明	議員	16 番	川 越 孝 男	議員
17 番	那 須 稔	議員	18 番	鴨 田 俊 廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	那 須 義 行 副 市 長
渡 邊 満 夫 教 育 委 員 長	兼 子 昭 一 選 挙 管 理 委 員 会 長
高 子 武 農 業 委 員 会 会 長	犬 飼 一 好 総 務 課 長
菅 野 英 行 政 策 推 進 課 長	丹 野 敏 晴 財 政 課 長
犬 飼 弘 一 税 務 課 長	安 彦 浩 市 民 生 活 課 長
富 澤 三 弥 建 設 管 理 課 長	山 田 敏 彦 下 水 道 課 長
小 野 秀 夫 農 林 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	宮 川 徹 商 工 振 興 課 長
安 孫 子 政 一 情 報 観 光 課 長	那 須 吉 雄 健 康 福 祉 課 長
柴 崎 良 子 子 育 て 推 進 課 長	横 山 一 郎 会 計 管 理 者 (兼) 会 計 課 長
奥 山 健 一 水 道 事 業 所 長	櫻 井 幸 夫 病 院 事 務 長
荒 木 利 見 教 育 長	工 藤 恒 雄 学 校 教 育 課 長
清 野 健 生 涯 学 習 課 長	片 桐 久 志 監 査 委 員
大 泉 辰 也 監 査 委 員 長	

○事務局職員出席者

安 食 俊 博 事 務 局 長	佐 藤 肇 局 長 補 佐
佐 藤 利 美 総 務 主 査	兼 子 亘 主 任

議事日程第3号

第3回定例会

平成23年9月7日（水曜日）

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開

開

午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

○高橋勝文議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成23年9月7日（水）

（第3回定例会）

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
7	新第5次寒河江市振興計画重点プロジェクト、長岡山「市民憩いの花咲か山」プロジェクトについて	（1）大型バスも通れるアクセス道路と駐車場の整備の見通しについて （2）都市公園施設の維持管理について （3）春の観光の広告・宣伝について	4番 後 藤 健一郎	市長
8	都市計画道路落衣島線・市道柴橋平	寒河江スマートICからの大型車両交通アクセス向上と市道仲田内ノ袋線の交通		市長

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
	塩線の道路拡幅について	量緩和について		
9	デマンド型タクシーについて	(1) 南部地区、西根地区、寒河江地区、三泉地区がエリア外になっていることについて (2) 利用の仕方について (3) 利用者と委託者の調整が必要になると思うが委員会等を立ち上げることについて	5 番 太 田 芳 彦	市 長
10	福島原発事故による風評被害について	(1) 風評被害に対するこれまでの対応について (2) 安全シールの今後の使い方について (3) 風評被害はこれからも続くと思うが今後の対応について		市 長
11	安全・安心な生活環境をつくることについて	原発からの撤退と自然エネルギーへの転換について	3 番 遠 藤 智与子	市 長
12	高齢者福祉の充実について	(1) 介護保険法の改定関連について (2) 施設・在宅サービスの充実について		市 長
13	教育行政について	小学生の算数セットの運用について		教育委員長
14	NPO活動について	(1) NPOに対する基本的な考え方について (2) 市内のNPOへの育成・支援策について	11 番 荒 木 春 吉	市 長
15	校庭の芝生化について	(1) 校庭の芝生化の基本的な考え方について (2) 醍醐小以外の計画について		教育委員長

後藤健一郎議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号7番、8番について、4番後藤健一郎議員。

〔4番 後藤健一郎議員 登壇〕

○後藤健一郎議員 おはようございます。

この春の選挙において当選させていただき、きょうが初めての一般質問ということで大変緊張し

ております。

私は10年以上にわたる印刷会社及び広告代理店勤務の経験を生かし、選挙では「徹底したPRで寒河江ブランドの強化」というスローガンのもと、すべての市民生活の源である寒河江の経済の発展のためにさらなる観光や商業の振興に力を入れたいと訴えてまいりました。

今回の一般質問では、観光や商業の振興について具体的にお伺いさせていただきたいと思います。

しかしながら、私には全く行政経験がなく、行政用語や制度、システムがわからないために勘違い、あるいは理解不足のため間違いや誤解を招く点もあるかと思いますが、一生懸命質問させていただきますので、よろしくお願いを申しあげ、これより質問に入らせていただきたいと思います。

通告番号7番、長岡山「市民憩いの花咲か山」プロジェクトについてです。

新第5次寒河江市振興計画七つの重点プロジェクトの一つに、長岡山市民憩いの花咲か山プロジェクトがございます。私が今さらお話しするまでもございませんが、長岡山は市街地中央にある寒河江のランドマークであり、東側斜面には約3万2,000株のツツジが植えられている東北最大級のつつじ園があり、西側斜面には映画のロケ地にもなったさくらの丘公園があります。

私はハード面としてはこれ以上ないすばらしい都市公園施設がもう既にあると思っておりますが、維持管理と告知・宣伝といったソフト面に関して3点質問させていただきます。

まずは1点目、現在つつじ公園までは大型バスが入れないために、観光客の方々は平日なら寒河江高校前、週末なら園芸試験場前とバスがUターンできる場所で下車をし、そこからつつじ園まで歩いているようです。

また、駐車場はありますが、とめられる台数はそう多くないためにピーク時の案内としては、ホームページには寒河江市役所に車をとめてつつじ園まで歩いていくことをアクセスとして紹介しておりました。

しかしながら、利用者からは市役所からはつつじ園までの道がわかりづらい、遠いという声を聞いております。また、さくらの丘公園は近くに車をとめるスペースがないために、遠くから眺めるだけのお花見スポットになっているようです。

長岡山の桜とツツジは一過性のものではなく、今までも、そしてこれからも長く寒河江の春の目玉観光になると思っております。市長もプロジェクトで挙げていらっしゃると思いますが、大型バスも通れるアクセス道路と駐車場の整備により、今ある観光資源がさらに生き、仙台や福島など近隣大都市からの集客が期待できるので至急の整備が必要だと思っておりますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

2点目、この長岡山を桜とツツジの季節である春だけに限らず四季を通じて市民の憩いの場とするためには、遊歩道やベンチなどの修繕が必要と思われます。さくらの丘公園に関しては倒木があるなど、今までは全くと言っていいほど管理が行き届いていない状態ではありましたが、この2年ほどで多少改善はされているようです。

しかしながら、小さなお子さんを連れて散歩するにはまだまだ通りづらい部分もあります。さくらの丘公園にせよ、つつじ園にせよ、長岡山全体の都市公園施設をここまで整備するのに多額を投じていると思います。せっかくそれだけの金額をかけてそろえたのですから、私はもう少し維持管理に力を入れてもよいと思いますが、市長の考えはいかがでしょうか。

3点目、現在のところつつじ園は大分定着しておりますが、残念なことにさくらの丘公園は知る

人ぞ知る隠れた桜の名所になっております。アクセスしやすくきれいに整備されてからの話になると思いますが、4月中旬から5月末までつつじ園とさくらの丘公園の二つをあわせ寒河江の春の観光の目玉として広告宣伝をし、駐車場などにパンフレットを設置することにより、市内の飲食店、あるいはその時期がしゅんの観光いちご園などへの誘客に活用できるなどと思いますが、市長はいかがお考えでしょうか。

次に、通告番号8番、都市計画道路落衣島線の整備、市道柴橋平塩線道路拡張についてです。

東日本大震災の影響だけではなく、非常に大きなマーケットである中国、そして将来的に中国とロシアの高速鉄道が連結し日本海を渡ればヨーロッパまで陸路でつながることを予測している企業があり、日本海側が再び世界の窓口になると見て進出計画を立てている企業もふえてまいりました。それらのことを踏まえたと、日本海側へも太平洋側へも、そして関東へもアクセスにすぐれた寒河江中央工業団地の魅力がさらに輝くことになるとと思いますが、工業団地にとって最も重要な大型車両での交通アクセスを考えますと、寒河江スマートICは近くて遠いのが現状です。

寒河江スマートICをおりて工業団地に向かうためには、市道仲田内ノ袋線を通らなくてははいけません。しかし、この道路は御承知のとおり1日1万台以上と寒河江市の市道の中で最も交通量が多い道路です。中学校や市立病院、商業施設が多数建ち並ぶために歩行者が多く、非常に危険なため大型車両での走行を自粛している企業もあると聞いております。

寒河江スマートICから工業団地を結ぶ道路でその次に近いのが市道柴橋平塩線です。しかし、この道路は道幅が狭く冬場は車1台がぎりぎり通れるか通れないかで、雪がない場合でも普通自動車ではすれ違うのが困難、交通量が極端に少ない時間を除き大型車両は通行することができません。

そのために、こんなに近くに高速道路のインターチェンジがありながら、高速道路を使う大型車両は寒河江スマートICから国道112号線で寒河江市街地を大きく迂回し、国道287号線に乗って工業団地へ出入りをするというのが現状のようです。

新第5次寒河江市振興計画重点プロジェクトの一つ、寒河江の雇用拡大プロジェクトの中には、市立病院前の道路を整備拡張して寒河江スマートICからの交通アクセスを上げると書いてあります。現在の交通量、そして歩行者の安全を考え、この道路の拡張工事に入ったのだと思いますが、先ほど申しあげた寒河江スマートICから工業団地へのアクセス道路と位置づけてしまいますと、今よりも交通量がふえ拡張したとしても交通量が今以上に多い非常に危険な道路になってしまうかと思われま。

また、あれだけ周りに商業施設が建ち並び電柱なども非常に多いことを考えますと、ことし測量に入っているとはいえ、予算的にも道路の拡張までには5年から10年にかかるのではないかと思います。その期間、工事に伴い今よりも通行が困難になることが予想され、工事終了までの長期にわたりさらなる渋滞及び歩行者の危険が高まると考えられます。

先ほど2番目に近いと申しあげた市道柴橋平塩線の周囲は田畑であり、予算的にも工事のしやすさを考えても拡張が容易であることが予想できます。また、この市道柴橋平塩線が整備されますと、大型車両はもちろんながら、工業団地に通う通勤者の車、そして並行して走る仲田内ノ袋線の迂回路としても活用できるために、この道路を整備することが市道仲田内ノ袋線の交通量にも大きく影響を与えようと考えられます。

都市計画道路落衣島線が整備されれば、この二つの市道の問題は解決できると思いますが、こ

らの整備にはまだまだ時間がかかると思いますので、寒河江工業団地が寒河江スマートＩＣから名実ともに近くて便利になること、そして長期にわたるであろう市道仲田内ノ袋線の交通量を少しでも早く下げて危険度を下げるという２点から、市道柴橋平塩線の拡幅が必要だと思いますが、市長の考えをお聞かせいただき、私の第１問とさせていただきます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

ただいま後藤議員からは長岡山の整備について、そして市道柴橋平塩線の道路整備ということで大きく２点御質問をいただきましたので、順次お答えを申しあげたいと思います。

最初に、長岡山の整備についてでありますけれども、大型バスも通れるアクセス道路と駐車場の整備の見通しということでもありますけれども、寒河江市のランドマークであります長岡山、御案内のとおり市内の市街地の中心部に位置しているわけでもありますけれども、昭和56年に都市計画が決定をされまして、これまで計画全体54.1ヘクタールのうち33.1ヘクタールを供用開始をしているわけであります。各種運動施設、それから西村山郡役所などを移転・移築した寒河江市郷土資料館、そして先ほどありましたさくらの丘、つつじ園というものがあるわけであります。

特に、つつじ園については、先ほども話しありましたけれども、３万2,000株と東北一の規模を誇り多くの市内外からの皆さんが訪れている観光名所ということでございます。しかしながら、利用者の方のニーズの変化、さらには施設の老朽化というものが進んでおりまして、再整備が求められているというのが現状であるわけであります。

そうした観点から、今回の新第５次振興計画の重点プロジェクトということで、この市民の憩いの場である長岡山を市民の皆さんとともに総合的な整備計画を策定をして、花見のできる山としてつつじ園の造成、さらにはアクセス道路や駐車場の整備などを進めていく計画を立てたところであります。

アクセス道路の計画につきましては、これまでも過去に複数の案が検討された経過があるわけでもありますけれども、具体化までは至っておりませんでした。今回の重点プロジェクトの中でしっかりと位置づけて整備を進めるということでもあります。

これからどうしていくのかということではありますが、まずは市民の皆さんが参加していただいてワークショップを行い、そして市民の皆さんの御意見を十分に取り入れながら、長岡山全体の総合整備計画を策定してまいりたいというふうに考えているところであります。

そうした全体の計画を受けて、何をどのようにいつごろ整備を進めていくかということを優先順位を決め、その中でアクセス道路と駐車場の整備について計画的に実現を図っていくという考えであります。

次に、寒河江公園の全体の維持管理について御質問がございましたが、寒河江公園の維持管理につきましては、昨年度より山形県緊急雇用創出事業・臨時特例基金事業補助金などを活用して、公園内の松林の下刈りでありますとか、枯れ木の伐採、処分などを実施をして維持管理を進めているところであります。

また、とりわけつつじ園の維持管理や公園内の施設の周辺の除草などについては、今年度つつじ園の維持管理に協力をいただいている関係者の意見を取り入れて、委託料の予算を増額をさせてい

ただいで対処しているというところでもあります。

議員御指摘のとおり、その維持管理というのは、施設建設も大事ではありますが、維持管理はさらに重要でありますので、今後におきましても、この憩いの山であります長岡山全体の維持管理については十分意を用いて進めていく必要があるというふうに考えているところでもあります。

現在も各種団体の方よりボランティアとして除草でありますとか、樹木の手入れなどに御協力をいただいておりますので、今後もそうした輪も広げていただきたいというふうに思っているところでもあります。

また、各企業からの協力、いわゆるグラウンドワークによる協力なども可能ではないかというふうに期待しているところでもありますので、こうした点も含めてワークショップの中で大いに議論をいただいで進めていきたいというふうに考えているところでもあります。

いずれにしてもこのプロジェクトの推進とあわせて効果的な公園の維持管理を進めていく必要があるというふうに認識しているところでもあります。

3点目でありますけれども、春の観光の広告・宣伝について御質問をいただきました。つつじ園については御案内のとおり5月上旬から下旬にかけてつつじまつりを開催しているわけではありますが、今年度は震災の影響でオープニングのセレモニーでありますとかイベントは中止させていただきましたが、それでも県内外から多くの観光客に訪れていただきました。

また、さくらの丘については郷土館と一体となった眺望のよい市民の桜の名所でもあります。知る人ぞ知るとい言葉も先ほどありましたけれども、我々としてはこの寒河江の春を告げる名所を今後とも大いにPRしていく必要があるというふうに認識しているところでもあります。

また、その受け入れ体制につきましても、これまでつつじまつり期間中は寒河江公園の陸上競技場を臨時駐車場として開設をし、また大型バスの受け入れのため、山形県森林研修センターの駐車場を借り入れをして対応してきたところでもあります。

さらに、期間中車の混雑が予想されることから、寒河江公園内を一方通行といたしまして、また、つつじ園までの交通誘導及び駐車場の誘導を民間の業者の方に委託をして、観光客のスムーズな受け入れに対処してきたところでもあります。

今年度のつつじ園の来車台数は9,472台ということでございました。そのうち約1割が県外のナンバーであります。また、庄内方面からの来車もここ数年多くなっている状況にあります。そうした状況を踏まえて来園された多くの皆様から寒河江の温泉などの観光地、あるいは食事の場所などの問い合わせが多くなってきております。今年度は駐車場に市の総合観光案内パンフレット、さがえナビガイドを準備をいたしまして、交通誘導員を通して市内の紹介と案内を行ってきたところでもあります。

今後におきましても四季のまつり実行委員会と連携を図りながら、まつりの充実というものを図って、あわせて広報・宣伝に努め、さらにはパンフレットの設置場所の拡充なども行って、このおまつりの宣伝のみならず、市内の温泉や飲食店、慈恩寺などへの誘導を促進をして、周遊性を高め観光の振興を図ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、市道柴橋平塩線の道路拡幅について御質問をいただきました。御案内のとおり、工業団地から高速道路、寒河江スマートインターチェンジまでのアクセス道の整備については、寒河江市の道路行政の重要課題の一つでございます。

現在のスマートインターチェンジの利用状況でありますけれども、平成22年の、去年の7月からことしの4月までの通行量、1日平均約2,600台でございます。そのうち大型、中型車の割合は1割弱という状況でございます。

御指摘ありました市道仲田内ノ袋線でありますけれども、工業団地からチェリークア・パークまでのアクセス道路でありますけれども、近年商業施設の出店により交通量が増加しておりますのは御指摘のとおりであります。

また、陵南中学校の通学路にもなっている、さらには、市立病院の通院者も多いというその利用のためにも、ここの交通安全対策というのが急がれていたところであります。

そうした観点から新第5次振興計画実施計画において、天童大江線から陵南中学校までの690メートルを平成23年度より29年度までの7カ年で整備をする計画を立てまして、本年度都市計画道路山西米沢線として整備に着手し、測量調査設計を行っているところであります。

一方、御指摘ありました市道柴橋平塩線でありますけれども、集落間を結ぶ基幹道路というふうな位置づけをしているところであります。工業団地から長生園交差点までの区間、2車線のところもありますが、ほとんどが幅員1車線の狭い道路というふうなところであります。御質問のように、これをアクセス道路として整備していくということになりますと、大型車相互通行可能な両側歩道付きの道路の整備というものが必要であります。工業団地から長生園まで延長約1,500メートルでありますけれども、これを整備いたしますと概算では約7億円というふうな見込みが立っております。

一方、都市計画道路になっております落衣島線の場合は、工業団地から長生園まで延長1,600メートルであります。概算工事費については約8億円ということでありまして、この概算工事費だけを比較しますと、市道柴橋平塩線の方が若干少なくなっているというのが見込みであります。

しかしながら、市内全体の交通体系のネットワーク化というものが市としての大きな交通網整備の命題であります。そうしたネットワークを推進するという観点に立って、内回り環状線として都市計画道路落衣島線を計画的に順次整備を進めてきたところであります。木の下土地区画整備地内も今年度中に完成を予定しておりますし、また陵東中学校から工業団地までは既に完成をしているというところであります。

そうした流れの中で、工業団地から長生園までの区間についてもスマートインターチェンジへのアクセスを図るために、計画的に整備を進めたいというふうに考えているところでありまして、県に対しても都市計画道路落衣島線の整備について重要事業として要望をしているところであります。今後ともこの都市計画道路の早期実現に向けて努力をしていくという考えでありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

しかしながら、この市道柴橋平塩線については、御案内のとおり通学路としても利用されている道路でございます。地域の皆さんの方から交通安全対策などの要望もありますので、十分その対策については配慮してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 非常に前向きな、非常にいい計画をお聞かせいただき本当にありがとうございます。

大体お話しした内容が前向きに取り組んでいただけたというようなことでしたので、余り御質問させていただくところはないのですが、それでは、長岡山の市民憩いの花咲か山プロジェクトについてでありますけれども、ツツジもそうですが、全国各地に桜の名所がありますが、ここが後に桜の名所になればと後世のことを考え植栽し、管理をして現在に至っているというところも多数ございます。

例えば東北三大桜の名所の一つ、岩手県北上の展勝地は、ここが名所になればとの目的で植栽され、現在に至っております。長岡山の桜も私が小さいころに植栽されましたので、多分約30年ぐらい前に植栽されたのではないかと思いますけれども、維持管理をしていけばこの先何10年も桜の名所、そして市民の憩いの場所となると思いますので、多額を投じてつくった公園施設を長く使えるようにするためにも、維持管理に注力するということが必要だと思っています。

先ほどこれについて、まずは緊急雇用ということで事業をしたということでしたけれども、今後について増額も検討しているということですが、緊急雇用はもう間もなく切れてしまうと思いますので、来年度以降についてもう一度お聞かせいただければと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども若干申しあげましたけれども、施設を建てるのも施設を整備するのも大変でありますけれども、その維持管理、長く丁寧に使っていく、あるいは育てていくというのがもっと大変なのではないかというふうに、このごろ我々も思っているところでありまして、その維持管理について予算的な面も含めて充実をしていくということが必要かというふうに思います。

予算的には大変厳しい財政状況があるわけでありまして、それが毎年度、毎年度維持管理費はかかっていくということで、大変厳しい状況にはあるわけでありまして、そういった将来の例えば子供たちのためにそういう施設を市民みんなで協力をして整備をしていくということが、やっぱりそういうことが大事だろうというふうに思います。

先ほども申しあげましたが、ある程度当座は予算でも対応していかなければならないというふうに思いますけれども、多くの市民の皆さん、それからボランティア、あるいはグラウンドワークの皆さんの協力をいただきながら、そういう施設の維持などもしていけるようになれば、本当に市民の皆さんの憩いの山として内外に誇れる長岡山になるのではないかというふうに思っているところでもあります。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

市民の方がボランティアなどを通してこの山を維持管理にも携わっていただければというふうなお話でしたが、なかなか市民の方に対してもこの長岡山、そしてこのさくらの丘公園、つつじ園というものをもっと外だけではなくて、中の方に対してもPRをもっとしていかななくてはならないと思いますが、その方法についてお聞かせいただければと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 つつじ園についてはある程度市外の方も市内の方もそうでありまして、周知をしているのではないかというところでもあります。もっとPRはしていかなければなりません。ただ、御指摘のとおり桜の名所であるということについては、それほど市外の人、もちろん市外の人、それから市内の方もなかなか、ほかにも桜が季節になると花見をする場所があるということもあり

ましようから、なかなかその辺のところ周知が図られてないというところがあるかと思いますが、我々としては桜、それからツツジ、一体的な花の丘というような位置づけで内外にPRをしていく、そういうことを考えていきたいというふうに思います。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

そうですね。市内の方にもたくさんPRしていただきたいと思うんですが、どうしてもやっぱりさくらの丘公園の方は、郷土資料館前に車で言うと5台程度しかとめるスペースがないというのもあって、なかなかやっぱり遠くからしか見られないので、近くに行けないためになじみが薄いというところもあるかと思うので、ぜひこちらの方も駐車場の整備ということをあわせて御検討いただければと思います。

また、私は大学時代ガソリンスタンドでアルバイトをしておったんですけども、他市、あるいは他県から来た方は必ずと言っていいほどこの近くにおいしいお店はないのか、ちょっと立ち寄れる観光スポットはないのかというふうに聞かれておりました。

私は現在のつつじ園での観光のキャンペーンのときでも同じようなシチュエーションにあると思いますので、もう1カ所立ち寄ってもらうため、あるいは言い方が俗っぽくはなってしまいますけれども、もう500円、もう1,000円寒河江市にお金を使っただけのために期間中、先ほど市のパンフレットを設置してあるということでしたが、今までもいろいろなおそばであったり、既存のパンフレットがあると思いますので、その市のオフィシャルの一つに限らず、いろいろなパンフレットを置いていただければ波及効果は広がると思うんですが、こちらの方はすぐできると思いますけれども、こちらの点についてはいかがでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市内の観光に訪れる方はほとんど車で来られる方が多いというふうに思います。そういった意味で、おっしゃるようなガソリンスタンドとか、そういったところに立ち寄るというケースも多いわけでありまして、ナビを使っての観光ということになりましようけれども、そういったところにいろいろな情報があるということになれば、さらに市内でのいろいろなほかの施設への誘導、誘客ということもできるでありましようから、そこらについては十分検討して、あるいは資料を置いていただくなどについてもお願いをして進めていければというふうに思っているところであります。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 御答弁ありがとうございます。ぜひそちらの方も至急御検討いただければと思います。

そして、通告番号8番の工業団地の方に対するアクセス道路の件でございますけれども、先日沖津議員の一般質問にもございましたが、工業団地への企業誘致活動はここ一、二年が非常に重要だと思っております。その誘致活動においてやはり近くに高速道路のインターチェンジがあるということは非常に魅力的だと思いますし、やはり7年かかるということは、この道路が7年間ずっとやっぱり渋滞するということを考えますと、やはりその迂回路という意味でも、周辺の道路の整備というものがなかなか並行して事業をするというのは難しいかと思いますが、必要になってくると思いますが、その工事期間中、ここが渋滞することについて、その周辺の道路の事業についてはどの

ようにお考えでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のことしからやろうとしている病院前の道路については、ことしは測量調査設計ということですから、具体的には次年度以降ということになるわけですから、そこら辺は十分配慮して交通渋滞を招くことのないようにしていかなければならないということを考えていきたいというふうに思いますし、もちろんおっしゃるような柴橋平塩線、それから現在の山西米沢線のみがインターチェンジのアクセス道路というわけではもちろんありませんので、そこら辺の交通誘導、あるいは工業団地との協議会もありますから、そういった工業団地の組合の皆さんとの協議の中で、そういう情報をきちんと小まめに提供しながら進めていかなければならないというふうに思っているところであります。

インターチェンジについてもまだ24時間体制になっていないということでもあります。これについては24時間体制の方にも要望をしているところでありますけれども、その辺の状況を見ながら、あわせて交通の量というものを見込みながら対応を検討していくということになろうかというふうに思います。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

やはりなかなか市単独ではできない部分もあるかと思しますので、難しいかとは思いますが、やはり今団地の中にいらっしゃる企業さんにとっても今以上アクセス向上がされるというのは、ああやっぱり寒河江に会社を構えてよかったなと思っていただけることになり、長く工業団地において経済活動をしていただくことにもつながると思いますので、ぜひその周辺道路及びインターチェンジの24時間等は頑張ってくださいと言うしかありませんけれども、ぜひ前向きにやっていただければと思います。

これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

太田芳彦議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号9番、10番について、5番太田芳彦議員。

〔5番 太田芳彦議員 登壇〕

○太田芳彦議員 おはようございます。

私は4月の選挙で初当選させていただいた新政クラブの太田芳彦ですが、一般質問は初めての経験でございますので、的を射てない部分もあろうかと思いますが、私のキャッチフレーズが「お年寄りに優しいまちづくり」ということで一貫して訴えてまいりましたので、通告番号9番について、市民の足である交通網について質問をさせていただきます。

政治活動で寒河江市内を回っておった際、諸先輩方よりいろいろな意見が寄せられましたが、一番多かったのは交通網に関してのお話でした。今は何とか無理をしても自家用車で病院や買い物に行っていますが、運転免許証を返上することになったらどう対処していけばよいのかを考えると、返上できかねているとの答えがほとんどでした。

年をとればだれしも運動神経は落ちるし反射神経が鈍くなるのは当たり前のことで、当然交通事

故を引き起こす確率も高くなってまいります。そこでデマンド交通、いわゆる戸口から戸口への輸送を低額で提供する新たな公共交通サービスのことで、この実現に向けて佐藤市長の御見解をお伺いしたいと思っていましたところ、去る8月9日付の新聞に11月からデマンド交通導入の記事が掲載され、多くの市民が喜んでくれたものと推測されます。

新聞紙上によりますと、計画では、駅や路線バスの停留所から離れた幸生、田代、醍醐、谷沢、中郷の5エリアと市役所やJR寒河江駅、市立病院、民間の医療機関など、計55カ所の乗降場を結ぶとなっております。また、運行については平日の午前7時から午後7時半の間、エリアごと最多で8便を運行し、運行業務は市内のタクシー会社に委託する。利用者は事前に登録し利用前日までに予約する。料金片道は幸生、田代の2エリアが500円、ほかの3エリアは300円、6歳未満は無料、小学生と障害者手帳を提示した人は半額とするとの報道でありましたし、8月19日の議員懇談会の中でも説明がなされたように、これまで公共交通を民間にゆだねておけば許された時代から市町村みずからが主体的に対応しなければならない時代へと転換したわけであります。

それから、この際ですので、近隣の4町、朝日町、大江町、西川町、河北町の現状を調査してまいりましたので、御報告したいと思います。

朝日町は、平成22年4月からデマンド型、事前予約をして自宅周辺から乗りおりできる交通体系のタイプで運営している。10人乗りのワゴン車を4台、町で所有し運転業務はタクシー会社へ委託している。予約については30分前までオーケーとのことで、料金については1人400円、障害者、中学生以下は200円、幼児は無料とのことでした。また、停車場所は病院、スーパーと希望どおりに連れて行ってくれ、運営に当たっては活性化協議会（タクシー事業者、バス事業者、利用者）があり年2回ほど協議会を開催し見直すところは見直しをかけている。

次に、西川町ですが、ここはいわゆるデマンド型でなく路線バス21路線で昭和52年から運行しており、予約がないと運行しない。予約の方は前日までということです。バスは町で9台所有し2台が45名、6台が29名乗りで1台が予備ということでした。運転者は委嘱している。料金は1人200円、中学生以下は無料という設定で運営に当たっており、利用者と委託業者で年2回ほどの調整会議を行い調整をしているということでした。

河北町におきましては、デマンド型でなく路線バスという形で運行しているとのことで、以前町のマイクロバスで運転していたものを平成20年8月から業者さんへ変更になり、現在の形ができ上がったとのことでしたが、デマンド型ではないにしろ東西南北路線バスが走っており、料金も全路線共通で1人200円で中学生以下が半額で賄っていると。また、停留所に限らず路線内どこでも乗りおりできるシステムになっており、特にデマンドでないのだめだといった苦情は聞いていないとのことでした。

最後に、大江町さんの場合ですが、平成23年5月30日から業者委託による実験運行が開始になったそうであります。きっかけは町長と町民の座談会での要望と伺いました。それに伴ってアンケート調査を実施したり、住民説明会を実施したが、今までにこれほど褒められた説明会はなかったと町の担当者が冗談まじりで話してくれました。

内容に関しましては、左沢駅から2キロ圏内は該当しないとのことです。完全予約制で利用者は登録をしてもらい利用証を発行し、運行時間の2時間前までに予約を行うことになっており、予約のない便は運行しないとのことでした。それから、近隣の町と違い乗りおりが一部指定停留所

になっており、どこでも乗りおりできるシステムにはなっていないとのことでありました。実験段階なので今後の動向を見守っていくとのお話です。利用料金ですが、1人200円、小学生及び障害者は100円、未就学児は無料で運行するとの説明でした。

寒河江市もこれから実験段階の運行でありますので、ほかの町の例なども参考にしながら柔軟に進めていってくれたらよいのではないかと思います。本市では11月から実験運行されますのが幸生、田代、醍醐、谷沢、中郷の5地区との説明でしたが、南部地区、西根地区、三泉地区、寒河江地区、白岩地区一部、高松地区一部、柴橋地区一部はなぜ今回の実験運行から外れているのでしょうか。佐藤市長の御見解をお伺いしたいと思います。

2点目にデマンドタクシーの利用の仕方についてお尋ねしたいと思います。

議員懇談会の説明の中で寒河江市民ならだれでも登録でき、だれでも利用できるとのことでありましたが、私は六供町に住んでいます。私が登録したとしてエリアからエリアはだめということでしたので、例えば市役所から運行エリアである幸生まで行くのはオーケーという意味なのでしょう。そして、途中下車はできるのでしょうかお尋ねしたいと思います。

次に、これに関してもう1点お聞きします。

これから運行実験を行っていく中で、利用者と委託業者の調整会議等が今後必要になると思いますが、どんな形で審議会的なものを立ち上げるつもりか教えていただきたいと思います。

次に、通告番号10番、寒河江市の福島原発による風評被害について質問をさせていただきますが、その前に、皆様も毎日テレビ、新聞等でのニュースで報道を見聞きしていると思いますが、世の中が3・11の大地震後、被災地の復旧もままならない中、今度は台風12号の豪雨により死者48人、行方不明者56人で、2004年の台風13号以来最悪の事態となった旨の報道がありましたが、お亡くなりになった方々には心よりお悔やみを申しあげたいと思います。

さて、本題に戻りますが、御存知のように福島原発事故により福島県を中心として農作物、水産物が買い控えられ、ホテルや旅館のキャンセルが相次ぐといった事態が生じ、風評被害ということが大きな問題となっていますが、寒河江市も同様に大きな問題となっており、さくらんぼに関しては7月中旬に収穫も終え、観光果樹園に関しては金額で昨年対比55%ぐらいと聞いております。

ただ、これすべてが風評被害というものではないと思います。3・11の地震発生と重なり旅行業者がツアーを組めなかったこともあったようです。原発に関しても5月2日からハウスものの放射能の検査を行い、問題がないということで、5月12日に市長みずから安全宣言を行ったり、「安全宣言のまちさがえ」のシールを作成し、さくらんぼの贈答用等に風評被害の払拭に使用されたようで、7月12現在で19万枚出ているとの説明でした。

また、被災者を招待したり、さくらんぼを贈呈したりということで、行政・市民が一体となり風評被害を一掃しようと努力をしまいったのでありますが、風評被害により牛肉の市場価格が7月8日から7月19日にかけて暴落してしまいました。1頭で20万円から30万円の損害に遭ったと。ちなみに最も品質のよいものがA5だそうですけれども、通常キロ2,000円したものが、1,000円から1,800円、A4が1,750円が1,250円前後、A3では1,500円が800円から1,000円まで落ち込んだと聞いております。

これにつきましては、東電への損害賠償を求めている段階といった説明でした。ただ、現在は全頭検査を実施することにより値段も回復してきたとのお話でしたが、ここきて牛の堆肥からセシ

ウムが検出されたとの報道がありました。寒河江市においては、特に問題がなかったとのことでしたが、まだまだ収束したとは言えない状況かと思われます。

それから、果物に関してであります、ブドウはデラウェアの収穫がほぼ終えた時期と思われますが、J A 西村山さんにお尋ねをしましたところ、風評被害により市場価格が低迷したとのことでした。また、桃につきましても福島が最盛期を過ぎたくらいです。5キロで300円から600円と、例年なら5キロ2,000円以上しているものが一山何ぼで取引されており、隣の県である山形県産品も足を引っ張られている感が否めないとのことでしたが、風評被害に対する行政としてのこれまでの対応をどのようにされてきたのかをお伺いしたいと思います。

次に、2点目として安全シールの活用についてお尋ねしたいのですが、19万枚ほど市内に配られたとのことでしたが、市民の皆様はどのような形で使用されたのかをお尋ねしたいと思います。

次に、3点目の質問になろうかと思いますが、風評被害については過去にも大きな事件が何件かございまして、有名なものとしては1996年に発生した病原菌O157による集団食中毒に関して、原因食材が断定できる段階でなかったにもかかわらず、厚生大臣が「カイワレダイコンが最も可能性が高い」と公表したことから、カイワレダイコンが疑われた結果、当該地域だけでなく全国的に買い控えられて生産者、販売者が損害をこうむった事件でした。

また、最近では1999年にテレビ番組の報道が問題となり、風評被害に発展した所沢ダイオキシン事件もありました。テレビの報道番組がごみ焼却場からダイオキシンが放出されていることにより、葉物野菜から高濃度の検出がされたと報道し、消費者が買い控えた結果、埼玉県産の野菜価格が暴落した事件でしたので、皆さんの記憶にも残っているかと思いますが、今回の風評被害に関しては歴史上まれに見る災害ではなかったかなと思われます。

地震による津波により原子力発電所があんなにもろく破壊されようとは、ある意味想定外の出来事ではなかったのかとだれしもが思われたのではないのでしょうか。風評被害についてはこれからもまだまだ続くと思われますが、今後の対応についてお伺いし、私の第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 太田議員からは、デマンド型タクシーについて、それから福島原発事故による風評被害について、それぞれ何点か御質問をいただきましたので、順次お答えをしたいというふうに思います。

初めに、デマンド型タクシーについてでありますけれども、御案内のとおり、現在市が計画しておりますデマンド交通実証実験につきましても、高齢者などの交通弱者の救済、そして公共交通機関のない交通空白地帯解消策として本格運行に向けての利用者実態の把握や運行時における課題等を把握するために実施するものでございます。

この計画については、国土交通省から提示をされております「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」に基づきまして策定したものでございますが、ガイドラインでは、乗合タクシーを含むコミュニティバスは交通空白地帯などの解消等を図ることを目的に計画をし、路線バスを補完するとともに、これらと一体となって地域の交通ネットワークを形成することが求められております。さらに、運行する路線や区域については路線バスと実質的に競合することがないように十分検討することとされているところでございます。

さて、この交通空白地帯、地域についてでありますけれども、国において明確な基準はありません。地域の実情に合わせ定義するということにされているところであります。今回5カ所の地域を交通空白地帯と設定することに当たりましては、8月に利用者の代表の皆さん、それから国、県などの関係団体の皆さんから委員になっていただいて構成する「寒河江市地域公共交通会議」というものを設置をいたしまして、御意見を伺って当該地域を空白地帯としたところでございます。

現在、本市においては、御案内のとおり鉄道が1軌道、それから民間などのバス事業者によるバス路線が4路線あるわけであります。本市の生活交通の基盤を担っていただいているところでありますが、この交通機関における各バス停留所を起点に、半径500メートルより以遠、遠いところの地域、また500メートル以内であっても一級河川により分断されている地域、さらに一つの地域が、地域の半分以上が500メートルより遠い、以遠であることなどが条件になっております。この条件を満たした五つのエリアを空白地帯として実験の対象としたところであります。したがって、御質問のように南部地区、西根地区、三泉地区、寒河江地区については実証運行の対象外とさせていただいたところでありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

次に、運行エリア外にお住まいの方の利用について御質問がございましたが、計画では利用対象者は事前に登録した方としておりまして、寒河江市民の方はどなたでも登録が可能です。登録された方はどなたでも利用ができるということになります。

御質問のあった市役所などの共通乗降地点から運行区域まで乗車をするということはもちろん可能です。しかしながら、途中下車、途中乗車につきましては、その途中に既存の公共交通機関と競合することもありますことから、それはできないということになっているところであります。

次に、調整会議について御質問がございましたが、先ほど申しあげましたが、現在関係者の意見を聴取し、それを計画に反映させて、さらに既存事業者との協議調整を図るために、「寒河江市地域公共交通会議」というものを8月に設置させていただいたところでありますが、他の市、町においても協議調整の場としてこの地域公共交通会議が設置されているところであります。

この会議は東北運輸局山形運輸支局、さらには県、そして市内を運行するバス事業者、各タクシー事業者、利用者を代表する方々、そして道路管理者や寒河江署、警察ですね、寒河江署署員など公共交通の運行に際し関係する団体などで構成しているところであります。運行の態様、運賃、事業計画、さらには運行計画などについて十分協議・調整をしていただくということになってございます。

さらに、デマンドタクシーの利用に関する要望というものがあろうかと思いますけれども、これは市役所のみならず、運行事業者を通じて市の方に連絡いただくような体制を整えていくということにしておりますし、またそのほかに来年の4月ごろには、実際に利用していただいた方を対象としてアンケート調査をさせていただいて、本格運行実施に向けて利用者の皆さんの声を伺って反映させていきたいというふうに考えているところであります。

次に、福島原発事故による風評被害についてお答えをしたいと思います。

福島原発事故発生以来、その影響については直接的な被害、風評被害等の二次的な被害、さらには消費活動の低迷などによって、本市経済の停滞が懸念されたわけであります。庁内に「がんばろう！東北 とどけよう！寒河江の元気」推進本部というものを設置をし、また市内全体として経済関係団体から成る「産業経済活性化緊急対策協議会」というものを設置させていただいて、情報の収

集とともにその対応に万全を期してきたところでございます。

具体的には先ほど太田議員の方からも御指摘ありましたが、まずは寒河江市の安全宣言というものを行わせていただきました。本市の空気、水、土、食べ物すべてが安全であるということを市内外に広くアピールしたところであります。

また、農業関係の対応といたしましては、5月9日にさくらんぼ生産者や団体等と対応策などについての会合を行って、生産者からの要望を受けまして震災復興支援マークをベースにした安全安心シールを作成し、農事実行組合や認定農業者などに配付をさせていただきました。8月末現在では延べ3,069人の方に19万7,865枚を配付したところであります。

さらには、これも御指摘ありましたが、被災者のさくらんぼ狩り招待でありますとか、逆にこちらから出かけて気仙沼市の避難所にさくらんぼをお届けし、寒河江の元気というものを伝えて、さらにはさくらんぼの安全・安心をPRしてきたということもあります。

さらに、市のホームページに新たに動画であります、「さくらんぼ便り」というものを設けて配信をしまいいりました。6月8日に第1号を配信し、第5号まで実施をしてきたところであります。

加えまして、生産者の皆さんとの会合で、これも強い要望がありまして、東京や大阪でトップセールスなどを実施をして、市場関係者、それから消費者に直接寒河江産さくらんぼの安全・安心をPRしてきた、アピールしてきたということでもあります。

こうした取り組みもあって、御指摘のとおり先般の市政の概況報告でも申しあげましたとおり、平成23年産さくらんぼの農協での取扱量については前年比約14%の増加、販売価格では平均価格で約4%減でありましたが、販売総額では約9%の増というふうになったところでありまして、さくらんぼの出荷において風評被害も最小限に食い止めることができたのではないかとこのように判断しているところであります。

一方、本市の観光への対応ということでありますが、観光関係団体と連携・協力をして5月から7月にかけて仙台、さらには首都圏などで本市さくらんぼ観光をPRする緊急キャンペーンを積極的に展開してきたところであります。

また、横浜の百貨店など3カ所でさくらんぼの種吹き飛ばし大会などを実施するなどの誘客活動にも努めてまいりました。さらに、市の周年観光農業推進協議会が温泉協同組合、寒河江市とタイアップをして例年多くの観光客に来ていただいている仙台圏を対象に、6月11日から7月3日までの土日にさくらんぼ狩りを中心とした日帰りバスツアーを実施をしたところであります。

また、観光果樹園におきましては、今年度の入園料について小学生、幼児を減額するなどということで、例年にない取り組みをしてきたところでありますけれども、観光さくらんぼ園の入園者数については、御案内のとおり予想されたとはいいいましても、大幅な落ち込みになったところであります。

原発事故発生の後、限られた時間の中で多くの市民の皆様、そして関係団体の御理解、御協力をいただいて最善の努力をしてまいってきたところでありますけれども、反省材料も多々ありますので、今年度の事業効果というものも十分検証して、今後の改善に向け努力をしていかなければならないというふうに考えているところであります。

次に、安全シールの今後の使い方についてでありますけれども、この安全シールにつきましては、

先ほども御答弁申しあげましたとおりでありますけれども、贈答用として実際に御利用いただいた方からは大変好評でありました。今後、ブドウ、ラ・フランス、リンゴなどの秋果実、さらには米も収穫期を迎えるわけでありますので、これから実施されますさがえ秋のうまいもの市などにおいて、生産者が自信を持って販売できますよう、安全シールの活用について機会をとらえながらPRをしていきたいというふうに考えているところであります。

最後に、風評被害に対する今後の対応ということでありまして、風評被害という言葉については誤った情報により関係のない人らがこうむる被害ということでありますので、正しい情報を発信していくということが極めて重要であるというふうに考えております。寒河江市におきましては、これまでタイムリーに寒河江市安全宣言、あるいは安全安心シールの配付などの取り組みを実施して効果を上げてきたというふうに思っております。

また、6月5日号の市報では、放射性物質による身体への影響について記載をし、市内の農産物の安全性についてお知らせしてきたところであります。今後とも時期を失することなく、適時・的確な情報発信対策を講じてまいりたいというふうに考えているところであります。

また、農産物の放射性物質検査については、県におきましてその時々々の作物を対象に行っているわけでありまして、3月24日のハウレンソウを皮切りに8月末までに123回実施されております。また、これとは別に7月25日以降、牛肉の全頭検査を実施しているわけでありまして、8月末まで1,522頭の検査を実施しております。いずれも安全であるということが確認されているわけでありまして、

一方、本市観光につきましては、原発事故の終息の見通しが立たない中で、御指摘のとおり今後も観光客の低迷というものが大いに懸念されるわけでありまして。このため、観光キャンペーンについては、市周年観光農業推進協議会や温泉協同組合など、関係団体と十分連携を図りながら、旅行エージェントへの早目の対応、さらには、年間を通した計画的な実効性あるキャンペーンのあり方などについて早急に検討を行っていきたいというふうに考えているところであります。

いずれにしましても、風評被害についてはさまざまな分野で今後も生じることが懸念されているところであります。きのうのニュースあたりでは米沢牛の価格が著しく低下をしているなどということもあります。関係機関、団体が総力を結集してその被害を最小限に食い止められるように市としても最善を尽くしてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 まず、第1問に対する御答弁ありがとうございました。

当然国のガイドラインもある、また業者さんの立場もあるということでございまして、市長のおっしゃることも十二分にわかるわけでございますけれども、ただ市民にとりましては何で自分の地域が該当しないのか釈然としない気持ちは残ります。はっきり言って路線バスの停留所まで歩いていける人であれば問題ないのかもしれませんが、停留所まで歩いていけないから問題なのであります。

市内の高齢化率を見ましても65歳以上の方が1万1,188名で、26.1%と4人に1人が65歳以上ということになります。また、地区別に見ましても、寒河江地区が23.6%、南部地区が23.9%、西根地区23.8%、三泉地区33.1%、柴橋地区26.7%、高松地区32.4%、醍醐地区31.7%、白岩地区35.4%と大変高齢化率が高くなっているのが現状であります。

また、タクシー料金に関しましても、今回対象外地区から市立病院までを例えますけれども、この料金が1,500円から大体2,000円くらいと聞いておりまして、お年寄りにとっては大変な負担かと思しますので、もう一度お尋ねいたします。

山交さん、タクシー会社さん、業者さんとの話し合いをしていただいて、運行エリアを拡大できないのか検討をお願いしたいのですが、いかがでしょうかお尋ねいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今回の11月から行うというのはあくまでも、先ほど申しあげましたとおり実証実験ということであります。そうして1年間の実証実験を通していろいろな課題が、問題点、あるいは改善点というものが出てくるかと思えます。そうしたことを1年間通して見てその結果を分析をして本格実施に向けていくということでもありますので、まずおっしゃるような交通の協議会、会議をつくって関係団体、事業者の皆さんからも集まっていいただいてスタートラインに立ったところでありますので、この1年間の状況などを見させていただいて、今後どうしていくかということも十分検討していかなければならないというふうに思っているところであります。御理解を賜りたいというふうに思います。

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

やはり現段階ではしようがないのでしょうかね。実験運行がやはり1年間実施されるとのことでしたので、その中でいろいろ検討していただきまして、何かよい方法がないかを十二分に検討していただきたいと思えます。

次に、利用の仕方については大変よく理解できました。こちらも現段階ではしようがないといったところでしょうか。途中下車についてですが、これにつきましても利用者側にとりましては、自分の都合のよいところでおろしていただくのが一番よいのですが、ルールもきちんと決めておかないと歯どめがきかないということもなるでしょうから、今後1年間の実験運行をやってみて、その中で見直せるところはぜひ見直ししていただいて、市民が利用しやすいデマンドタクシーにしていいただきたいと思えます。

次に、3点目でありますけれども、先ほど私これから1年間やっていく上で会議等、審議会的なものを招集してやらなければということだと思っておったんですが、市長から寒河江市地域交通会議というものが興されて実際にあるということでございますので、この辺は非常に本当に私は大変な話し合いの場でありまして、ぜひともこの辺で、先ほどありましたけれども、1年間の実験運行の中で見直せるところは見直して市民のためになるようにひとつお願いをしたいと思えます。

次に、市長の方から風評被害に対するこれまでの対応について御答弁がありましたが、寒河江市でも全力を挙げて取り組んでこられたのがよく理解できました。

次に、2点目の安全シールの使い方でありまして、私も何軒かさくらんぼの篤農家にお尋ねをしましたが、「知ってはいたが、手間がかかるから使用しなかった」とのお答えでした。私が聞いたところがたまたま張ってなかったのかもしれないんですが、まだまだ続くであろう風評被害を考えますと、せっかくつくったものでありますから、徹底して安全シールの活用の浸透を図るべきと思うのですが、いかがでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 安全シールにつきましては、先ほどもお答えしましたけれども、当初20万枚をつくりまして、大きいやつと小さいやつを2種類つくったわけですが、先ほどお答えしましたとおり19万何がし枚数はけている、配付されておりますけれども、特にあの小さいやつよりこっちの大きい方が人気があってということではありますが、まだ農家の方でも御存じない方、あるいは使いづらいというようなお話の方もあるというお話でありますので、市としても関係の皆さんにさらに周知をして、寒河江の安全・安心を多くの農業者の皆さんに発信していただくよう努力をしたいというふうに思います。

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

先日、新聞等で拝見したのでありますが、県内のさくらんぼ狩りに来られたお客様の入りを総括しておられましたが、河北町ではパンフレットの配付を例年の3倍にふやしたところ、昨年より客がふえたというような事例もあるわけですので、安全シールに関しては徹底して張っていただけるようPR今後もしていただきたいと思います。

3点目についてでありますけれども、私も農家出身でありますので、農業の厳しさも十分わかっているつもりであります。せっかく手塩にかけて育てた米、果物が風評被害により市場価格が低迷するようなことになれば、それだけでなく農業は利益の薄い商売でありますので、収入の減になり、ひいては税収減にもつながるわけでありますので、負のスパイラルだけは避けるよう行政、市民、我々議員も一丸となって風評被害を払拭できるよう、今後の対応をよろしくお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時05分といたします。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前11時05分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤智与子議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号11番から13番までについて、3番遠藤智与子議員。

〔3番 遠藤智与子議員 登壇〕

○遠藤智与子議員 ひび割れたアスファルトのすき間から今黄色い花が伸びています。ひび割れたこの星のすき間からはい登るあしたのようです。

私は一刻も早い震災からの復興を目指し、日本共産党と通告してある質問内容に賛同している市民の声を踏まえ、以下佐藤市長に質問いたします。誠意ある答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

最初に、通告番号11番について伺います。

3月11日に発生した東日本大震災と地震と津波の直撃を受けて起きた福島第一原発事故をきっかけに、国民の間には安全・安心な生活環境をつくるために原子力に依存しないエネルギー政策への転換を求める声が日増しに高まっています。

この問題で吉村山形県知事は積極的に発言を行っています。7月12日から13日に秋田市で開催された全国知事会議で、嘉田滋賀県知事と連名で「卒原発」のアピールを発表したほか、県内におけるクリーンエネルギーの本格導入に向け、外部委員で構成する委員会を設置する構想を発表し、年度内にも省エネの推進、再生可能エネルギーの地域への導入、代替エネルギーへの転換を推進するために、エネルギー政策に係る新たな戦略を策定したいとしています。

こうした取り組みを推進したいと考えるに至った動機について、吉村知事は8月10日付山形新聞のインタビューで、「福島第一原発事故は発生から5カ月経過するが、いまだ収束のめどが立たず多くの人が避難を余儀なくされている。国民全体に不安を与えているが、山形は隣県であり深刻。将来の世代のために原発に依存しない社会づくりを国策として推進すべきと考える」と話しています。こうした知事の原発に対する発言と関連して、以下の点について佐藤市長に伺います。

一つは、知事の一連の「卒原発」発言について佐藤市長はどのように受けとめているのか伺いたいと思います。

二つ目は、住民の命と暮らしを守る立場にある自治体の長として、政府に対して脱原発を求める発言をしていくお考えはないか伺います。

三つ目は、寒河江市としても太陽光発電などの再生エネルギーの活用や温暖化対策などの省エネの取り組みを強めるべきと考えますが、これについても見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号12番、高齢者福祉の充実について伺います。

まず、介護保険制度の改定に関連して2点伺います。

ことし6月15日に震災対策と原発事故の対応で大揺れになっている中、十分な審議もなされないまま介護保険法の一部改正案が採択されました。この改定介護保険法は、介護サービスの質、量の低下をもたらすおそれを含んだ内容です。改定によって市町村は介護予防、日常生活の支援総合事業を創設できることになりました。この事業の対象となるのは要支援1と2に判定された方と介護保険に該当しない高齢者です。

この総合事業を実施する市町村は、要支援者についてこれまでどおり介護保険からの予防給付を受けるのか、介護保険の対象外の総合事業に移行させるか、一人一人について判断することになります。サービスは全国一律の介護保険制度に基づく給付でなく、市町村が行う地域支援事業となり、サービスの内容も料金設定もすべて市町村任せとなります。

この制度改正の問題点は、介護保険給付での訪問・通所介護には全国一律の基準があり、サービス内容、介護職員の資格や配置、施設整備、事業者への報酬、利用料（原則1割負担）などが決まっていますが、地域支援事業にはこうした詳細な基準がないのです。

その結果、市町村によってサービスの内容や質に差が生じる一方、総合事業の財源も介護給付費の3%と限定されているために、利用者の負担は1割負担の保険給付より高くなる可能性があります。このために、これまで有資格者のヘルパーが行っていた家事援助や入浴介助が無償ボランティアの手にゆだねることなどにならないのか。また、総合事業に移行と判断された高齢者がそれを拒むことができるのかなど多くの懸念があります。そうした総合事業のはらむ問題点について寒河江市はどう対応していくのか、佐藤市長の見解を伺います。

二つ目に、来年度に予定されている介護保険料の改定について伺います。

厚生労働省は、次期保険料を全国平均で5,200円程度となると試算を発表しています。県の財政

安定化基金や市の介護給付費準備基金の取り崩しで極力引き上げは抑制すべきと考えます。本市でも来年度からの保険料改定に向け検討が開始されていると思われますが、その内容をお尋ねします。

次に、高齢者の施設・在宅サービスの充実について、以下の３点に絞ってお尋ねします。

私はこの間、市内の介護施設を訪問して施設運営についていろいろお話を伺ってきましたが、その中で感じたことなどを中心に質問させていただきたいと思います。

一つは、介護施設での施設入所者が容体急変したときの対応について苦慮しているというお話を聞きました。検査設備が整い宿直医が常駐している市立病院にスムーズに受け入れてもらえるとういに助かるということでした。

また、この夜間救急の問題は、市立病院だけが担うことではなく、県立河北病院との連携や検査設備の整った開業医の協力も受けて体制整備しなければならないことだと考えます。

少なくとも救急患者のたらい回しや受け入れ拒否などということのないように市内の医療環境を整えることは、市民の命と健康を守る立場の行政の責務と考えます。この点について市長の見解を伺いたいと思います。

二つ目に介護困難者の対策について伺います。

在宅の要介護者の中には、今ある自分の状態を受け入れられず体が思うようにならないいらいらや切ない気持ちから、周囲の介護者に暴言や暴力を振るう場合があります。施設に一時入所してもスタッフやほかの入所者とのトラブルになることもあり、時には施設側から敬遠されることもあります。

こうしたとき本人はもちろん家族や介護者も大変つらい思いをしているのです。こうした介護困難者も穏やかに安心して介護サービスを受けられるように、個々の実情に合わせたきめ細やかな対応を行う必要があると考えますが、見解を伺います。

三つ目に、介護職員の待遇改善について伺います。

介護施設には多くの職員が日夜を分かたず献身的に働いています。ただ、介護職員の待遇は十分なものではありません。介護現場の人材不足は深刻で、介護職員の給与を月額１万5,000円引き上げるとして設けられた介護職員処遇改善交付金は今年度で終了します。そのため、施設関係者からは対策の継続・強化が強く求められています。市としても何らかの行動を起こすべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

最後に、通告番号13番、教育行政について伺います。

小学校低学年では、算数の授業で足し算、引き算などをわかりやすく学ばせるためにカードやおはじき、時計針といった教材の詰め合わせを算数セットとして全員が購入することになっています。このことについて父兄から、「すぐに使わなくなるのにもったいない」とか、「学校で一括購入して毎年下の学年に引き継げないのか」などの意見を聞く機会がありました。算数セットのほかにも体操着や鍵盤ハーモニカ、辞書などの教材も購入しなければなりません。

義務教育は本来無償であるべきです。せめて児童が家庭に持ち帰らず教室だけで使用することが多い算数セットは、学校の備品として備えておき使用するときだけ貸し出しということにできないものか、教育委員会の見解を伺いたいと思います。

市長、教育委員長の誠意ある答弁をお願いいたしまして、私の第１問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 遠藤議員からは私の方に安全・安心な生活環境について、それから高齢者福祉の充実についてということで2点御質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げたいというふうに思います。

初めに、吉村知事の「卒原発」発言に対する見解についてでございますけれども、7月に開催されました全国知事会におきまして、吉村山形県知事と滋賀県知事が「卒原発」の共同提案、提言を行ったわけであります。そして、その会議におきましては、原発立地県を初めといたしましてさまざまな意見が出されたともお聞きしているところであります。

エネルギー資源のほとんどを海外に依存しております我が国にとりまして、エネルギー問題は経済全体に大きな影響を与えると同時に、国民生活に直結する要因であることは1970年代のオイルショック、それから2000年代に入りまして原油高騰など、思い起こせば異論がないところであります。

そしてオイルショック以降、国のエネルギー政策というのは、必要とする絶対量の確保とエネルギー効率の向上を図るために原子力重視を進めてきたものというふうに理解しております。しかしながら、今回の大震災、福島第一原発事故を踏まえまして、国民の多くが原発に不安を感じ、国におきましても原発推進政策を見直す方向にあるというふうに認識しているところであります。

原発事故後のエネルギー政策を考えるに当たって必要な視点といたしましては、私は一つは、短期的にはやはり企業や国民にエネルギーについての不足を来さないことがまず重要であるというふうに思っております。企業について言えば、電力需要に不安があると自由な経済活動が阻害されることが大いに懸念されるところでありますし、また国民生活も同様であります。通学・通勤、家電のことを考えますと、エネルギーのない生活というものは一日たりとも考えられないというわけがあります。震災後の停電を振り返りましても自明のことだというふうに思います。

そしてまた、二つ目は、中長期的に必要な視点としてエネルギー供給の安定的な確保ということが必要であろうというふうに思います。これまでの原発の分を国内での発電施設の整備によっても、また海外からの調達に求めるにしても、10年単位の長い時間が必要であるというふうに思いますし、そのためには中長期的な需要と供給の予測、代替エネルギー資源の開発に關しての計画づくりが重要だというふうに思います。

現実的には、現在利用可能な既存の施設で化石燃料などを効率よく利用しながら、原発への依存度を下げつつ太陽光、風力、地熱などの代替資源の開発を目指すことになろうというふうに思います。

私は今後のエネルギー政策の方向としては、吉村山形県知事と同様に原発依存度を徐々に減らしながら自然エネルギーへの転換を進めるべきだというふうに考えているわけではありますが、エネルギー政策の方向性について具体性のない将来展望にならないためにも、先ほど申し上げましたような短期的、さらには中長期的な視点というものがきちんと確保されるということが重要であろうというふうに思っているところであります。

次に、政府へ脱原発を求めているかどうかという御質問でありますけれども、先ほど申し上げましたように、短期的にもエネルギーが不足する状況はつくり出すべきではないというふうに考えておりますし、長期的に安定したエネルギーを確保していくにはある程度の時間というものが必要であると、やむを得ないものだというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

す。

次に、再生可能エネルギーの活用や温暖化対策の取り組み強化について御質問をいただきましたが、寒河江市におきましては昨年度から県と一体となって再生可能エネルギーの活用についての勉強会を開催しているところであります。今年度県において積雪寒冷地の田園都市における太陽光発電、小水力発電、地中熱などの再生可能エネルギーの活用を目指した事業化可能性調査を、国の補助事業として実施していただく予定になっているところでありますので、それらを踏まえて県とともに研究を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

また、温暖化対策についてでありますけれども、地球温暖化対策推進法に基づく地域推進計画というものを策定する予定であります。この計画にさまざまな施策というものを盛り込んでいく必要があるというふうに考えているところであります。

次に、高齢者福祉の充実について何点か御質問をいただきましたので、順次お答えを申しあげたいと思います。

初めに、介護予防・日常生活支援総合事業についてお答えを申しあげたいと思いますけれども、この事業については介護度が軽い要支援１・２の方及び介護認定が非該当の方に対して市町村が介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的かつ一体的に行うことができるように創設されるものと理解しているところであります。

例えば要支援の方は、介護保険の予防給付を受給しつつ総合事業のサービスを利用することも可能になりますし、介護認定で要支援と非該当を行き来するような方や虚弱、あるいは引きこもりなど、介護保険利用に結びつかない方も、デイサービス等の予防給付サービスで市町村が総合事業のメニューとして定めたサービスの利用も可能となるわけでございます。

また、この事業の対象者の方は市町村が対象者の状態と意向に応じて判断をするということになっておりまして、要支援１・２の方が従来どおり予防給付事業を利用することも可能でありますし、一方的に市町村が決定するものではないというふうに理解をしているところであります。

さらに、事業の実施に当たっては、厚生労働省令で定める基準に適合したものに対して、市町村が委託をするということができるようになるようでございます。現段階ではまだ不明な点も多々あるわけでありまして、市といたしましては、間もなく国の方から介護予防・日常生活支援総合事業の基本事項が示される予定になっておりますので、対象者がこの事業を有効に活用して、そして高齢者の皆さんが地域で自立した支援が営まれるように、この事業の実施及びサービスの内容について十分検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

続いて、保険料の改定についての御質問をいただきました。平成24年度から26年度までの介護保険料につきましては、今年度中に策定する第5期介護保険事業計画に基づいて定めることになっているわけでありまして、この介護保険事業計画については、向こう3カ年の高齢者人口、要介護等認定者数の見込みや高齢者に対して行われる日常生活圏域ニーズ調査の結果分析から、介護サービスの需要と供給の動向を見定めながら、さらに高齢社会支援計画検討委員会を設置をいたしまして、委員からの御意見、さらには市のホームページでのパブリックコメントなどを実施しながら計画策定を進めたいというふうに考えているところであります。

お尋ねの保険料の設定に当たっては、財政安定化基金について平成24年4月1日以降基金の取り崩しを可能とする法改正が行われたところであり、制度発足時より市町村から県に拠出し造成した

財政安定化基金の一部を取り崩し市町村へ返還をして、第5期介護保険計画期間の保険料の上昇抑制に活用するよう示されているところであります。

また、介護保険給付費準備基金についても状況に応じて計画的に取り崩しをしながら、保険料についてはできるだけ上昇を抑える方向で検討していきたいというふうに考えているところであります。

次に、施設入所者の容体急変時の対応について御質問をいただきました。御承知のように、市内の介護施設においては嘱託医師が施設内でのかかりつけ医師となっております。入所者の健康管理に鋭意努めていただいているわけであります。

また、施設の性格上、入所されている方々の多くは日常的、または突発的に医療が必要になっている状況であります。このような中で容体が急変したときには、介護職員が看護職員や嘱託医師の指示に基づいて施設内での対応、あるいは協力医療機関を中心とする施設外の医師により対応がなされているところであります。

市立病院におきましては、特別養護老人ホーム等の介護施設の協力医療機関にもなっているわけでありまして、入所者の外来や容体急変時の入院に対応しているところであります。夕方、夜間の容体急変時における受け入れの対応についてでありますけれども、常勤医師9名が交替制で宿直をしており、夜間及び休日は医師1名の体制で救急患者に対応しているわけであります。

救急患者の症状によりましては複数の医師や専門医のいる病院に受け入れてもらった方がよい場合には、他の病院に受け入れてもらっている事例もあるようではありますが、少なくとも御指摘のような救急患者のたらい回しや受け入れ拒否などということのないように、できる限りの対応を行っているところでございます。

いずれにしても、夜間救急の問題については、西村山地域全体におきます大きな課題であるというふうに認識しているところであります。今後医師会、さらには近隣の自治体、関係機関などとも十分協議をしていながらその対策に鋭意努めていかなければならないというふうに考えているところであります。

続いて、介護困難者の対策についてお尋ねがございました。寒河江市地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士を配置をいたしまして専門性を生かして相互連携をとりながら、問題解決に向けて電話や訪問による相談を実施しているわけであります。

具体的には、介護保険の各種サービスを組み合わせることによって介護者の介護負担軽減、さらには介護困難者への対応方法など、問題解決に向けて必要に応じてケアマネジャーや介護サービス事業者とも十分連携を図りながら、介護者の精神的支援、または介護困難な当事者へのかかわりを支援しているところであります。

また、日ごろよりケアマネジャーや介護サービス事業者に対しましては、困難ケース解決のための個別相談支援を行うとともに、問題解決能力の向上、問題の抱え込み防止などを目的として、介護関連事業所連絡会というものを定期的に開催しているところであります。

今後ともケアマネジャーや介護サービス事業者間の情報交換を密にしながら、必要に応じて地域包括支援センター職員も一緒に介護困難者の課題解決に向けて鋭意支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。

最後でありますけれども、介護職員の待遇改善についてお尋ねがございました。国におきまして

は、平成21年10月から介護職員処遇改善交付金として、介護職員の処遇改善に取り組む事業所へ交付しているわけであります。申請率は全国平均で約8割、県内では約9割でありまして、ほとんどの事業者が交付を受け介護従事者の給与に反映しているわけであります。

この交付金は、平成24年3月をもって終了するという事になっておりますが、その後の処遇改善につきましては、現在厚生労働省におきまして引き続き実施する方向で検討しているというふうに伺っているところであります。介護職員の処遇改善については全国的な課題でございます。あくまでも国段階で対応すべきことというふうに考えておりますが、市としても全国市長会において国に対し、介護職員改善交付金事業については恒久的な措置を講じていただくように要請しているところであります。引き続き国の動向を注視してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

〔渡邊満夫教育委員長 登壇〕

○渡邊満夫教育委員長 遠藤議員から小学校の算数セットの運用についてのお尋ねがありましたので、お答えを申し上げます。

小学校の低学年の算数ですけれども、数量や図形についての基礎・基本を具体的な操作活動、ブロックやおはじきなどを実際に動かしながら、目やら手で実感するという形で確実に定着させることが重要であります。

こうした算数の学習活動に必要な教材を教科書に合わせてセットしたと。いわゆる先生お尋ねの算数セットでございます。各学校ではこの算数セット、これは新入生の入学時でございますけれども、これはもちろんでございますけれども、各学年で使用いたします教材につきましては、毎年十分な検討を行い、子供たちの実態に合わせた教材の選定を行っているところであります。その上でこの算数セットについては子供たちの学習に欠かせないものとして、現在市内すべての学校が採用しております。

また、この算数セットは、計算カードやブロックなどその時々学習内容に応じまして家に持ち帰り、あるいは家庭での学習に役立てる必要があることと、それから耐久性、裏返して言いますと、消耗品的な面が多々あるということやら、それから衛生上の観点からも個人持ちが適当なのではないかと、学校の備品として共用することにはなじまないものではないかというふうに判断しておりまして、保護者の御理解をいただきながら購入をお願いをしているところであります。

また、学校では、兄弟や知り合いからの、言葉が適切かどうかですけれども、いわゆるお下がりの使用も認めるところも多いようでございます。すぐに使わなくなるのにもったいないという御意見もあるという由伺いましたけれども、子供たちが最低2年間はこのセットを使うというようなこともありますので、ぜひ御理解を賜ればなというふうに存じます。

なお、議員からいただきました御質問の趣旨につきましては、各学校に十分にお伝えいたしまして、今後とも保護者から十分な理解を得た上で教材を購入いただくことができますよう努めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 答弁ありがとうございました。

この間テレビでいろいろなドキュメント番組が報道されています。子供たちは避難のため友達がばらばらにされ、それから女子高生たちはもう私結婚できないかもしれない、赤ちゃん産めないかもしれないと、それから大人は大切に育ててきた牛、それから作物、手塩にかけて育てたものを涙をのんで手放さなくてはいけない、このような自分がその身に置きかえてみますと、身を切られるような大変な思いをしているのがこの原発事故の影響です。

私はそういうことを考える場合、原発は廃炉にするしかないと考えます。そういう中でもだれもがその過酷さを認めている中でも、原発頼みの発電はやめるべきとなっているものの、まだまだ原発存続を唱えている方や、それから海外に輸出する、そういう動きもまだあります。そんな中で、新しく内閣ができましたけれども、野田首相も再稼働必要というような発言をしております。

私はこんなときだからこそ、一つの市の自治体の長に脱原発という姿勢で取り組んでいただけるのが最高なのではないかというふうに思っているんです。先ほどエネルギーが足りなくなるからだめだというお話がありましたが、不破哲三「科学の目」によりますと、十分に再生エネルギーで賄っていけるという試算も出ております。

これらのこともさまざまな角度から勉強していく、それから市の中に深く知るような勉強会、それから検討委員会といいますか、そういうものを立ち上げて、もっともっと全体が原発のことを深く知るといことも必要なのではないかと思うんですが、そのようなことについてどうお考えなのでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今回の大震災、そして福島第一原発の事故以降、やっぱり今遠藤議員おっしゃるように原発に対しての国民全体、あるいは国全体の不安というものが大変顕著になっているというふうに思います。そして、やっぱり原発に依存しないエネルギー政策というものは、大変必要になっているということは自明のことであろうかというふうに思いますし、またそういった意味で、山形県は原発の立地県ではありませんが、そういう状況の中で原子力発電について我々もいろいろな勉強をしながら、そして新たなエネルギーについて、可能なエネルギーの取り組みについて、原発にかわるエネルギーの取り組みについて大いに勉強していかなければならないというふうに思いますし、先ほども御答弁申しあげましたけれども、太陽光を初め、いろいろ再生可能エネルギーというものができてきているわけでありまして、これからさらにそういったいろいろな取り組みというものが進んでいくわけでありまして、そこら辺を十分我々としても勉強しながら、県のいろいろな事業とも連携をして、寒河江からそういうクリーンエネルギーの拠点的な事業が展開できればというふうに我々は思っているところであります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 この再生可能エネルギーについての知識を深めていきましたら、それについての企業の仕事、それもふえてくるものと思われまして。そういう意味でもぜひ勉強会といいますか、知識を深める努力をみんなでしていただきたいと思いますと重ねてお願いいたします。

そして、太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオマス発電など、さまざまな再生可能エネルギーが出ていますけれども、現在市内でも太陽光発電など個人でも取り組んでいる方もいらっしゃいます。そういう方に対しても市として何らかの補助といいますか、そういうもののお考えないでし

うか、そのことについて伺いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 太陽光発電設置への支援ということでありますけれども、個人の方が太陽光発電設備を設置する場合は、御案内のとおり昨年度から住宅建築推進事業というものをやっているわけでありますけれども、その中のメニューとしてこういうものも補助対象になるということで支援をしているわけであります。

ただ、個人はそうですけれども、企業などが設置をする場合というのは、なかなか現在のところ支援する制度がないというのが現実であります。これにつきましては、先ほど遠藤議員いみじくもおっしゃいましたけれども、年内に県の方でエネルギー政策に係る新たな戦略というものを策定する方針だというふうに伺っておりますので、その中で再生可能エネルギーの導入の普及促進のための施策のあり方についても検討するというふうに聞いておりますので、その状況を見ながら市としても対応を考えていかなければならないというふうに思っているところであります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ぜひ市としての対応をよろしく伺いいたします。

次に、介護保険問題関連について御質問いたします。

総合事業は、地域支援事業であり地域包括支援センターでの担当となりますが、7月現在、要支援1・2となっている方は330名を超えています。一人一人の判定を先ほど民間に委託してするというようなお話がありましたけれども、これも初めてのことでありますから、どうなるかはわかりませんが、民間委託ということでぜひ市の力も十分に目配り、気配りしていただいて、そこをきちんと把握していただけるようお願いしたいと思います。

そして、この総合事業の費用は地域支援事業費として介護給付費の3%以内と制限されています。寒河江市の場合、決算書から拾った試算なんですが、おおよそ7,100万円となっています。単純計算すると1人当たり一月の上限が2万円弱となっています。現行の介護保険での要支援1の利用限度基準額は、要支援1で月4万9,700円、要支援2で10万4,000円となっています。

これは文字どおり、見る限り一目瞭然大幅に減らされているというふうに思うんです。これではサービスの内容の低下、それから利用する場合の料金アップは避けられないと思います。そこで、ぜひ総合事業を実施するなら、この3%以内という制限を取り払うように国に要請すべきと考えますが、この点について伺います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、地域支援事業費は給付費の総額の3%が上限だと、こういうふうに定められているわけでありますけれども、確かにそういうことではあります。おっしゃるように計算していくと大変少なくなるというようなことは、寒河江市のみの問題ではないというふうに我々も思っています。

厚生労働省の説明によりますと、今後予算編成過程の中で別途検討していくというふうに考えをお示しをさせていただいております。秋口には、間もなくでありましょうが、当該事業の基本事項提示をして、年度内には手引きを作成するということではありますので、我々としてもそういった厚生労働省、国の動向を十分見守っていきたいというふうに考えているところであります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 先ほども判定は今までの要支援１・２のままでいる方も多いんだということをお話しされましたけれども、最終的に判断するのは市町村となっております。そうした場合、その市町村から下された判定を、私はこれはちょっと不満だとか、そういうふうにする高齢者の方が異議を申し立てるには、県に設置してある介護保険審査会に言うよりほかないわけです。

けれども、そこまでしてと思うお年寄りもかなりいると思うんです。そこについて高齢者の悩み、思いを身近なところで聞くそういうシステム、そういうところも視野に入れて、ぜひ考えていただきたいと思います。

そして、ここが大事なんですが、ホームヘルパーの援助は単なる家事の手助けとは違います。利用者と関係を築きながら生活援助を行う中で体の状況とか、生活環境に応じて働きかけて生活への意欲を引き出す、そんな大切な役割をしているのがホームヘルパーです。この大切な仕事を介護保険から取り外すというようなことは、本当にお年寄りにとってひどいことだと思うんです。それで判断する場合も、そのような状況をきちんと踏まえ、本人の困難な状況をきちんと見きわめて判断していただきたいと重ねてお願いいたします。

それと、介護困難者へのきめ細やかな対応ということですが、今現在、ケアマネジャーさん親身になって相談に乗ってくださいます。けれども、自分のたくさんの利用者さんを抱えてとてもとても深いところまで背負い切れるものではないと思うんです。それで、私は例えば心理カウンセラー、臨床心理士ですとか、心理療養士ですとか、そういった知識を持つ職員が相談員として派遣に行く、そのようなきめ細やかさも大切だと思うんです。そういうこともぜひ考えていただきたいのですが、その点についてお伺いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 カウンセラー、心理的ないろいろな困難な状況に陥るというケースもあるようで聞きしておりますから、そういった方のためのカウンセラー、臨床心理士という形の方もいらっしゃるでしょうし、そういうカウンセラーの方にいろいろ御相談をして適切な対処法を検討して、介護困難者の状況を改善をしていくということは大変大事なことだというふうに思いますし、我々としてもそういったケースが生じた場合には、適切な対応を図るように鋭意努めていきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

教育委員長からの御答弁もありましてありがとうございました。

この算数セットですが、県内で聞いたところ、上山の小学校で、学校の判断として備品をそろえて貸し出ししている小学校があるとのことでした。これはまだまだ、お下がりとかもしているというお話がありましたけれども、「毎年デザインが変わってなかなかお下がりもできないのよ」という声もありました。それから、２年間使用するということでしたけれども、年子の場合、お下がりもできないわけです。２人が使って２人が買うわけですから。そして、とにかくもったいないんだという声が多数聞かれました。

私は、ほかにも教材ありますけれども、このほかのものと比べて使う期間が本当に少ない、短いこういう算数セット、できれば学校で準備していただけたら本当にいいのではないかなと思うんです。そして、衛生面についていろいろ、管理や衛生についても言われましたけれども、家庭に持ち帰る

ものは全部ではないということもお聞きしました。あるものは持って帰り、あるものは置いておく、そういうものの使用頻度、そういうものも踏まえて、できるだけ父兄に対する負担が少なくなるようにしていただけたらと思っております。これはほかの教材のこともありますけれども、ぜひ今後の課題として検討していただけたらと思います。

この間、この一般質問を準備するに当たりまして本当にいろいろ資料を引っ張り出してみたり、ハートフルに行ってお聞きしたり、いろいろな自分の恥もさらしながらはいずり回ってまいりましたけれども、市民の幸せ、そのことをまず片時も忘れずにこのように出された、取り上げられた質問に対して、全力で要求実現のため奮闘していただけますことを重ねてお願い申し上げまして、私の一般質問といたします。ありがとうございました

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 7 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

荒木春吉議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号14番、15番について、11番荒木春吉議員。

〔 1 1 番 荒木春吉議員 登壇〕

○荒木春吉議員 私は新清・公明クラブの一員として、通告してある 2 課題について質問いたします。答弁よろしく願いいたします。

まず、14番、NPO活動について伺います。

私たち新清・公明クラブ全4名で、7月13日に静岡県三島市で活動しているNPO法人グラウンドワーク三島を視察調査をしてまいりました。同法人グラウンドワーク三島は、平成4年秋に発足し、同11年10月に特定非営利法人認定を受けているキャリア20年余の広域的ネットワーク団体です。

本市のフローラ5階にある特定NPO法人グラウンドワーク寒河江は東北ブロックの代表でもあります。グラウンドワーク三島の渡辺豊博理事長兼事務局長は、農学博士で都留文科大学教授でもある偉丈夫です。

彼の名刺の裏にはグラウンドワーク発祥地の英文でこう記されていました。「s h o v e l i n y o u r r i g h t h a n d a n d b e e r i n y o u r l e f t」と視察時の90分間で建設的かつ知的な説明を伺ってきました。3・11東日本大震災以降は、市民団体、NPO、行政、企業等が協力して被災者の大人から子供たちまで200名以上を伊豆に無料招待して元気を与えているそうです。

渡辺理事長の話をついた後は、三島市内で歩いてめぐったのですが、側溝を流れる水の勢いときれいさに、そして瀬音の音楽的なことにはまさに脱帽ものでした。霊峰富士山の伏流水は三島市民の命そのものでありました。

さて、本市にはNPO団体が幾つかあり、それにそれぞれが活動しています。行政とNPOの良好なる関係を築くために以下の2点について伺います。

①NPO活動について、本市の基本的な考え方。

②本市NPO団体への育成・支援策について。

次に15番、校庭芝生化について伺います。

この事項については、8年前に私が、そして2年前には石山市議が質問しているものです。山口素堂の「目には青葉 山ほととぎす 初鰹」という句があります。視覚と聴覚、そして味覚の三位一体の句です。緑に囲まれて緑を眺めてこそ人間がより一層人に生まれ変わるという句です。

絵と音楽、そして食欲の三つのハーモニーというわけです。芝生の緑は児童生徒の脳及び体幹を充実強化するものです。猿学者兼童話作家の河合雅雄は、「森林がサルを生んだ」の著者でもあります。我々の祖先は森で生まれ、そこから展開していきました。緑の色とにおいては我々ホモサピエンスの身体内にしっかり取り込まれています。緑に囲まれ、そして眺めてこそ懐かしい気持ちになるのはうん百年前の記憶がよみがえるからでもあります。

コンクリート教室内での教科書を使つての座学ばかりでは人間がなかなかみずみずしくなりません。以前本の宣伝文句に「飯を食え、本を読め、空を見ろ」という言葉を覚えています。食育と読書プラス芝生に寝転がっての空眺め、この三つこそ人間を人たらしめているものと信じます。

芝生と食事、本、空の四位一体こそが教育環境整備の目標です。現在、本市内の小・中学校において耐震工事が進行中です。環境対策と児童生徒たちの心身機能充実の促進策として校庭芝生化を提案するものです。CO₂削減と地球温暖化防止策としても大変有効かと思います。そこで、以下の2点について伺います。

①校庭芝生化への基本的な考え方について。

②醍醐小以外にも展開する考えはないかの2点を伺って第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 荒木議員からはNPOの活動について、その基本的な考え方、そしてNPOへの育成・支援策についてお尋ねがありましたので、お答えを申し上げたいと思います。

御承知のとおり、NPO法人というのは特定非営利活動促進法に基づいて、県、または内閣府の認証を受けて設立された法人であります。正式には特定非営利活動法人というわけであります。一言で申し上げますと、営利を目的としない市民活動の団体と言えるかと思います。

そして、このNPO法人が行う活動については、特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法が定める17種類に当てはまるもの、かつ広く社会一般の利益のための活動ということになっているわけであります。

寒河江市におきましては、現在10のNPO法人が認証を受け鋭意活動を行っていただいているわけであります。具体的には河川や公園等の環境整備、中心市街地の活性化を目的としたイベントの開催、それから障がい者や高齢者への介護福祉サービス、さらにはスポーツ振興など多方面にわたっているわけであります。

NPOに対する基本的な考え方でありますけれども、現在進めております新第5次振興計画におきましても、「市民が主役のまちづくり」というものを掲げ、その一環といたしまして現在地域活性化推進事業というものを展開中でございます。これは住民の皆さんが地域づくりについて主体的に考えみずから実践していく取り組みを行政としても支援していこうというものでございます。

NPO活動につきましても地域活動と同様に公益的な活動であるというふうにも認識しておりますし、また自発的かつ自主的な市民活動であるというふうにも思っているところであります。市民の皆さんが安心して豊かに暮らせるまちづくりというのは、行政の力だけでは実現できるものではないと思います。市民の皆さん、企業、団体の皆さんなどなど一体となって取り組む必要があるというふうにも考えておりますので、NPOにつきましてもまちづくりの担い手、よきパートナーとして大いに力を発揮していただきたいというふうにも考えているところであります。

次に、市内のNPOへの育成・支援策についてお答えを申しあげたいというふうにも思いますが、先ほど申しあげましたとおり、NPOについては、ともにまちづくりを担うパートナー、団体というふうにも考えておりますが、またその自主的な活動を尊重していかなければならないというふうにも思っているところであります。

現在は介護や子育て支援等を活動分野とするNPO法人に対して介護予防プランの作成でありますとか、ホームヘルプサービス、子育て一時預かりなどの業務を委託をしたり、また、まちづくりや環境保全等を活動分野とするNPO法人に対しましては、公園整備に関する意向調査やワークショップの運営、グラウンドワークの支援業務を委託しているところであります。活動の支援というよりはむしろともにまちづくりを進めているといったところではないかというふうにも思っているところであります。

今後も行政とNPO法人が協力をし合う場面が多く出てくるものというふうにも想定されますし、またさまざまな形で支援が必要になるというふうにも考えているところであります。その際には行政が関与することによってNPO法人の自発的かつ自主的な活動を阻害することとならないように留意しながら、判断をして支援をしてまいりたいというふうにも考えているところであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

〔渡邊満夫教育委員長 登壇〕

○渡邊満夫教育委員長 荒木議員より校庭の芝生化、校庭に芝を張ることについてお尋ねがありましたので、お答えをいたします。

子供たちが外で伸び伸びと活動できる環境を整備するということは、教育上大変重要なことでありまして、私どもの果たすべき役割でもございます。校庭の芝生化は運動やスポーツ活動に安全性と多様性をもたらし、また環境教育の面においても極めて有効な手段の一つであるものというふうにも考えております。

また、校庭を芝生化することは、砂塵の飛散防止、夏場の照り返しや気温上昇の抑制など、環境保全上の効果があります。さらには、地区民の方々がスポーツを安全で快適に楽しむことができることによる地域スポーツ活動の活発化などの効果があるものというふうにもされております。

現在、市内の学校で唯一校庭に芝生を張っております、採用しております醍醐小学校を見てみますと、子供たちが転んでもけがが少なく、土ほこりも立たず照り返しも少ないので、学校行事や地区内の各種体育行事で効果的に利用されているということがまずあります。

また、子供たちの外遊びが多く、休日もたくさんの子供が遊びに来ていること、そして四季折々に美しい景観を見せ、憩いの場所として地区民の誇りとなっていることなど、教育上のみならずほかの面でも効果が上がっているものと認識しております。実際訪れましてその芝生のグラウンドに

立ちますと、このようなことがまさに実感できるところであります。

他方、校庭の芝生化を進めるには初期投資を初めとする費用の面、それと維持管理上の問題が重い課題となっていることも事実であります。醍醐小学校の実情を見てみますと、4月中旬から10月下旬までの約半年間刈り込みが5回、施肥作業2回、除草の散布が3回、目土入れ1回、そして適宜実施する草取り、水やり、灌水作業など、ほとんど恒常的に芝生の管理に当たっているという実態があります。

そして、これらの作業は用務員の共同作業や児童・教職員の手によるもののほか、特に草取り作業のうち、年4回実施されていますが、醍醐地区民や保護者からの協力を得ながら実施してきておりまして、芝生の維持管理は地区民の方、保護者を含め学校関係者の理解と協力、そして大変な努力の上に成り立っているものと認識しております。

このように校庭の芝生化につきましてもは、醍醐小学校の状況からもわかりますように、教育その他の面で十分なる効果があることは承知しているところでありますが、維持管理面での負担が大きいことから、なお検討すべき課題も多いかなというふうに考えております。

2番目の醍醐小学校以外に芝生化を進めるということについての御質問でございますが、ただいま申しあげましたように、まず初期投資の費用面、維持管理上のいろいろ難しい問題がまずあります。それに加えて、特に既存の学校の校庭の芝生化となりますと、芝生を植栽後、植えた後、養生の期間として長期にわたり校庭が使用できなくなり、教育活動に支障を来すというような問題がまずあります。

また、学校ごとにグラウンドの規模も違います。さまざまな学校行事や部活動等を踏まえまして、そのような利用形態を踏まえてグラウンドの機能の維持、そしてそのための管理の方法などについてももう少し検討していく必要があるのではないかなというふうに考えているところであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 答弁ありがとうございました。

わけのわからない質問に丁寧に答えてもらってありがとうございます。

私も急遽きょうNPOのことを法律勉強しまして、6月に国会で超党派でNPOの新しい法律が決まりました。これ来年の1月からだそうです、今の答弁の中で分野が17あると言いましたが、たしか20ぐらいにふえているはずです。私市内に10もあるなんて全然わからなくて、二つ三つだべなんて思って私質問したんです。意外と多いものだなと思って私は大変感心しています。

今回新しい法律になった眼目は、税制的に優遇策が受けられると。10万円寄附すると半分以上戻ってくるという感じなやつが1月か、来年の4月から施行されるはずです。もうチャンス到来だと思いますので、ぜひそれに向かって頑張ってほしいなと思います。

おととい阿部さんの婚活もNPO的なグラウンドワーク的なものが、だれか答弁しているんだか質問しているんだかわかりませんが、きょうも後藤君の質疑の中でNPOという言葉が出てきました。私もグッドタイミングで質問したなと自分では思っています。

行政も自分たちでやるのは大変な部門がいろいろあります。そういうのはまず非営利団体を立ち上げさせて任せるのも一つの手かなと思っています。ぜひそういうやつを金的な面ももちろんありますけれども、やっぱり自主的な活動ですから、自分ら勝手にやれというのが本来の姿だと思います。

すが、困っているところはやっぱり少しは助けてもらいたいなと自分では思っています。

ちなみにNPOの新しい法律は、旧来のやつが50条から81条にふえています。私法律文を見たらもう頭痛くなりまして、もう見たくなかったんですが、ぜひその税制の面の優遇を生かして、寒河江市にも10と言わずに15、20とふえていってほしいなと思っています。

二つ目の芝生の話ですが、私何かせわしない質問をしてしまって済みませんなと思って、私がして2年前もしたということで、多分答弁はもう決まっているのではないかなと私は思っているんですが。私が何で芝生、芝生と言うかという、私中部小学校学区ですが、あそこスポ少で夜もサッカーやりたいというので電気をつけてもらったんです。ぜひサッカーするところだけでも、天然芝という面倒くさいから人工芝でも構わないんです。人工芝だと管理上もすごく簡単でいいんです。

ちなみに二、三日前の日経新聞にすばらしいことが書いてありまして、これいいなと思って私、本田選手という人がいますね、日本代表。その地元の金沢市に本田選手の所属しているクラブあるから、2,000万円寄附もらって子供たちの遊び場として人工芝のグラウンドをつくったと。多分人脈でそういうのができたんだろうと思いますが、我が市にできるかどうかは別としてそういう手もありということを検討してもらって、何でサッカーいいかという、同年齢ばかりでなくお父さんお母さんがぞろぞろついて来て、いろいろな家族ぐるみで仲よくなれるという、そういう雰囲気があるんです。だから、どうしても学校に入ると同じ年齢の子としか遊びませんが、そういう群れ遊び的なことがあると大変いいのではないかなと。

私は不登校とか引きこもりなんていうのは、あんなのはコンクリートの建物の中にばかりいるからなるんだと私は思っています。ああいう空のある、いろいろなところにほったらかしにしておけば一人で治るのではないかなと勝手な妄想を抱いています。

学校というのは先生方から言わせると、「よく学びよく遊び」という感じなんでしょうが、私から言わせると、「よく遊ばないと学ばない」と私は思っていますので、ぜひこういう体を動かして脳みそに汗かいてやるのが一番いいんじゃないかなと思っています。

最後はけちつけみたいな話になりますけれども、何か市長、NPOに対しての考えがあれば、教育長も何か反撃があれば答弁いただきたいなと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私の方からNPOの方で御答弁を申しあげたいと思いますけれども、やはりNPOの役割というのは、先ほども申しあげましたけれども、地域の課題というものを地域の皆さんが一緒に取り組む、それを解決をしていく一つの有力な力になる法人でありますので、荒木議員御指摘のとおり、行政の力だけでは地域課題というものは解決できないような課題も多々あるわけありますので、多くの市民の皆さん、そして新たなNPO法人のお力をかりて寒河江の活性化、地域づくりを進めていくということが大事だろうというふうに思っているところであります。

そういった意味で、非常に法人の立ち上げのしやすいような環境というものがつくられつつありますので、市としてもそういったことをぜひPRしながら地域づくりに参加する団体の育成などについても図っていききたいというふうに思っているところであります。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 私も実際に芝生の校庭に立ちますとすばらしいなというふうに基本的に思います。そういう意味では、ぜひ学校に芝生ができればすばらしいなと思いますけれども、先ほど申

しあげましたように人工芝というようなことは想定せずに、天然芝を頭に置きながらお答えしたわけですが、やっぱり初期費用、それからやっぱり維持管理の面で大分困難な面もございますことも事実でございます。

そして、何よりも学校の環境整備というような意味で大きくとらえますと、私ども教育振興計画とか、あるいはそのための実施計画でいろいろと計画の実現に向けて努力しているわけですが、そういう意味合いの中においてこの芝生化の問題も検討していかなければならない、そういうふうに思っております。先生おっしゃるとおり、芝生化自体というものはすばらしいことだと思いますし、今後の検討課題というふうにさせていただきたいというふうに思います。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 しゃべることはないんですが、検討だけしないで、ぜひ前向きに進めてもらいたい。金がない、金がないと言って、金がないのはわかっています。知恵を出して血の涙を流して頑張って前進させてもらいたいなと思っていますので、NPOのことですが、法律が詳細になって緻密になったわけですから、それを体現してぜひ市民生活が安定、豊かになるように頑張ってくださいと思っています。

これで質問を終わります。きょうは本当にありがとうございました。

発言訂正の申し出

○高橋勝文議長 後藤健一郎議員より発言訂正の申し出がありますので、議長においてこれを許可いたします。後藤議員。

○後藤健一郎議員 私の本日の一般質問の中で、「森林研究研修センター」と言うべきところを「園芸試験場」と間違って発言いたしましたので、訂正をお願いいたします。

散 会 午後 1 時 2 7 分

○高橋勝文議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

御苦労さまでした。

平成23年9月8日（木曜日）第3回定例会

○出席議員（18名）

1 番	高	橋	勝	文	議員	2 番	阿	部	清	議員
3 番	遠	藤	智	与子	議員	4 番	後	藤	健一	郎議員
5 番	太	田	芳	彦	議員	6 番	國	井	輝	明議員
7 番	沖	津	一	博	議員	8 番	工	藤	吉	雄議員
9 番	杉	沼	孝	司	議員	1 0 番	辻		登	代子議員
1 1 番	荒	木	春	吉	議員	1 2 番	木	村	寿	太 郎議員
1 3 番	新	宮	征	一	議員	1 4 番	佐	藤	良	一議員
1 5 番	内	藤		明	議員	1 6 番	川	越	孝	男議員
1 7 番	那	須		稔	議員	1 8 番	鴨	田	俊	廣議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹市	長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員長
高子武	農業委員会会長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	丹野敏晴	財政課長
犬飼弘一	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
奥山健一	水道事業所長	櫻井幸夫	病院事務長
荒木利見	教 育 長	小畑広明	学校教補佐員
清野健	生涯学習課長	片桐久志	学課校長
大泉辰也	監査委員 事務局長		監査委員

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局 長	佐藤肇	局長 補佐
佐藤利美	総務 主査	兼子亘	主 任

議事日程第4号

第3回定例会

平成23年9月8日（木曜日）

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再

開

午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

一般質問

○高橋勝文議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成23年9月8日（木）

（第3回定例会）

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
16	寒河江市議会議員の報酬について	寒河江市特別職報酬等審議会の開催と市議会議員の報酬の削減について	14番 佐藤良一	市長
17	市政全般について	（1）福島第一原発事故と脱原発政策について	16番 川越孝男	市長

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
		(2) 市庁舎の耐震対策について (3) 最上川寒河江緑地公園整備の課題について (4) 私道整備費補助金制度の改善について		
18	行政一般について	市長の政治理念について (1) 自治基本条例の制定について (2) 首長の多選を禁止する条例の制定について (3) 名誉市民、表彰基準等について	15番 内 藤 明	市 長
19	保育、教育行政について	放射線量の測定と安全基準について		市 長 教育委員長
20	農林行政について	収穫期を迎え、米など農産物に対する風評被害が懸念されているが、その対応策について		市 長
21	環境行政について	(1) 寒河江市環境基本条例の制定について (2) 温室効果ガス削減に向けた取り組みについて ア 電動アシスト付き自転車の購入費助成について イ 公民館分館への太陽光発電システム設置助成について ウ クールアース・デーへの取り組みについて エ 公共施設への太陽光発電システムの設置について (3) 地球温暖化対策推進計画などの策定について	17番 那 須 稔	市 長
22	人に優しい対策について	(1) 自殺予防対策について ア 心の相談体制の取り組みについて イ 自殺予防対策協議会の設置について (2) 視覚障がい者への取り組みについて ア 活字読み上げ装置の普及について		市 長

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
		イ ガイドヘルプの導入について		

佐藤良一議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号16番について、14番佐藤良一議員。

〔14番 佐藤良一議員 登壇〕

○佐藤良一議員 おはようございます。

今回一般質問に当たりテレビカメラが入っていますので、本当に緊張しております。特に、このたびの議会では新人の皆様は本当に緊張なされたかと私なりに思っております。また、本当に各議員にはこれから4年間一生懸命頑張ってもらいたいと思います。また、沖津議員が一番初めのトップバッターに質問したときは、商工会の傍聴人が大勢駆けつけております。また、新人で遠藤議員には多数の支持者が傍聴に来ております。そして拍手まで起きているということは本当にうらやましい限りと、佐藤良一は思っております。また、新人の方も一生懸命頑張っております。これからの寒河江市は後藤議員、そして國井議員がまだ30代であります。佐藤良一みたいに60歳を過ぎますと、当然これからの寒河江市をしょって立つような感じもいたしますので、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。また、議場にいる議長が初めて当選されたころは、父親である元市会議員高橋文一郎議員が我が息子はどうなのかなと傍聴に来ているはずであります。やはり政治信念で、この議場にいる新宮議員は政治生命に一本の気持ちがあらわれていると思われま。

やはり、この議場にいる我々18名は寒河江市の発展を願っているわけでありま。また、佐藤洋樹市長は板垣知事のもとで秘書もやっておりました。また、天童市の総務部長もやられたと聞いております。当然、議会の議員の気持ちもわかっていると思われま。

しかしながら、今日の寒河江市におきましては財政事情がかなり厳しいものがあると思われま。通告番号に入らせていただきます。通告番号18番に対して質問いたします。16番に質問いたします。

平成の大合併で、現在の市区町村は1,700台であります。12年前は3,300余りの市区町村でありました。合併に当たり、2,600人の市長、町長、村長が失職し、副市長、副町長、教育長初め監査委員といった特別職も失職し、また教育委員会委員長、また農業委員会委員長も失職なされております。

各委員長初め、各市町村の議員だけが約2年間の特例が認められ、合併した市の議員となっております。その議員報酬がそのまま支払われております。合併で、議員数が100人以上になった自治体もありました。2年後の選挙では議員定数も見直しが行われ、各自治体でも議員数は30名から50名くらいになっているようであります。

全国的に注目されたのが名古屋市の議員の報酬の引き下げであります。市民の目線の高さを見て、市長みずから報酬を年間800万円台に引き下げられております。市議会議員の報酬も800万円台に議員みずから引き下げを行っているわけです。この立役者は河村市長ではないかと思われま。名古

屋市では市長と議会が約2年余り対立してきておりましたが、市民が議会解散請求のものと住民投票で、市議会解散が賛成投票数が過半数を占め、ことし2月6日愛知県知事、市長、住民投票のトリプル選挙が行われたのであります。

ことし2月には鹿児島県阿久根市でも住民投票があつて、議会が解散されています。1月には市長選挙があり新しい市長が誕生しております。前市長は議会を招集しないで専決処分で議員の報酬を日当制にして1日当たり1万円だったと聞いております。新市長になってからは1カ月26万円に変更になっております。これも前市長と議会の対立があつたわけでありまして。議会の対立がやはり住民の関心を求めているようでありまして。二つの市では住民投票でみずから議会を変えたように感じられます。

我が寒河江市議会の議員の報酬に至っても、これまでは住民投票といったものが行われておりませんが、これからどうなるかわかりません。我が寒河江市議員報酬は、佐藤良一が昭和58年5月にこの議場に初当選させていただいたころは月額約21万円だったです。議員定数も30名、会派はありましたが、大きい議会控室の中で30名が意気わいわいと話されておりました。15名ずつテーブルを挟んで、控室でありました。今は会派の控室もあるわけでありまして。全く世の中変われば変わるような感じもいたします。現在は議員定数が18名で三つの会派に分かれていますが、皆様議員どのようにお考えなるでしょうか。

現在、我が寒河江市議会議員は18名ですが、昭和58年だったころ30名だった議員数が、そのころの議員を12名を削減されていろいろと市民の要望にこたえている現状であります。現在の議員の報酬は月額36万円であります。平成8年に36万円になってから16年間ずっと同じであります。そんな中、市長初め副市長、教育長、監査委員は常勤職で毎日市政に取り組んでいるわけでありまして。市長の給料は月額で30%、副市長は13%、教育長におかれましては10%、監査委員に対しては9%の減額なされて日夜努力されていることに、佐藤良一は頭の下がる思いでございます。

それに引きかえ、市議会議員は非常勤職で月額36万円であります。市職員に目を向けますと、今議場にいる課長は管理職の手当50%のカットが行われております。55歳になりますと、給料もストップすると聞いております。そして60歳の定年退職を迎えるはずであります。その他の職員に関しても同じように考えられるのは、人事院勧告もここ数年上がっていないような気がします。市職員の採用も控えてきているようでありまして。本来の職員定数よりかなり削減されているようであります。市長、その辺はどうなのでしょう。

それに引きかえ、市議会議員は12名の議員の削減を行っていますが、現在の議員数は18名ですが、月額36万円まで16年も経過がたっております。今日の厳しい寒河江市財政を運営されている市長は本当に大変であります。この2年半の余り本当に御苦労さまと申しあげます。

この際だから、特別職報酬等審議会の開催を求める次第であります。市長、その辺の考えはどのように思われますか。審議会委員は10名で、市民各層から市長が任命し審議することになっております。報酬の値上げどきだけ開催をしないで、やはり不景気の世の中で厳しい市民生活を考えれば、議員報酬の値下げの審議会を開いてはどうかと思う所存であります。

平成22年市議会議員の開催数は、定例会は4回、臨時会は3回で合わせて7回開催でありました。期間日数は定例会は65日、臨時会は3日であります。合計で68日余りの開催であります。全員協議会が9日間、合わせても77日であります。そのほか各議員におかれましては小学校や入学式卒業式、

その他山形県の議員研修、西村山の議員研修初め行政視察などと、多忙日常忙しい中努力されてもせいぜい私の換算では100日ぐらいじゃないかなと思います。それにしかり、市長は日夜年間約600回、土日に至っては朝から早く土日祭日で300回もあると6月の質問でお答えになっております。

平成22年現在で、議員報酬は36万円で、12カ月で432万円、税込みであります。期末手当が年2回で143万6,400円余り、これも税込みであります。政務調査費1人当たり年間18万円。行政視察1人当たり7万円、合計で600万6,400円がかかっている計算になります。これも市民の税金で賄われているはずで。

前市長のもとで大型事業がメジロ押しでありました。チェリーランドを初め、寒河江駅前開発、チェリークア・パーク、島地区の最上川緑地公園整備、現在のフローラの買収、そして市美術館、市開発公社の補償の問題など、これらの財政においてかなり厳しいような気がいたします。議会として議員みずから反省し、いく必要があると佐藤良一は考える所存であります。

ことし4月の選挙には18名に対し22名が立候補なされ、街頭で訴えたことや選挙公報に主張が載っております。どうか議員の皆様、その実現のため、市民の幸せのためぜひ頑張ってください。何よりだと私は思っております。

山形県の最低賃金は昨年10月現在では1時間当たり645円であることを考えれば、議員報酬も引き下げが必要ではないかと考えるわけであります。議員報酬でも最低でも6万円、もしそれ以上ならば10万円あたりが適当ではないかと佐藤良一は考えておりますが、市長はどのように考えておられるでしょうか。

6月議会でも内藤 明議員が質問されていますが、市長は議会でもっと論議なさってくださいと答弁なさっておりますが、まさか同じような答弁を繰り返すことはないかと私なりに心配しております。ぜひ、それ以上のことを考えてぜひ特別報酬等審議会を開催されれば幸いだと佐藤良一は思っております。

以上で、質問終わりますが、市長の御理解ある答弁を期待しております。各議員に至ってはこれからも一生懸命頑張ってもらいたいと思います。ぜひ、佐藤良一の質問に御理解いただければ、心より議員の皆様をお願いを申しあげる所存であります。ぜひこの際、議員みずからの議員報酬の問題でみずから、議会みずから判断しなきゃならない時代に来ているわけであります。ぜひそのことを考えながらこの4年間と言わない、早くても3月ころまでは結論出していただければ幸いだと思っております。市長、ぜひ御理解ある御答弁をお願いします。大体、市長さんの答弁は、議会に余り口を出したくない、介入になるから、おっしゃるとおりであると思います。でも、議場には議員の皆様の要求でテレビカメラも入っております。全国津々浦々まで中継なっております。そのことを考えてもらいたい。議員初め職員、この夏電気の節電に協力しながら本当に身を悪くしないか、佐藤良一心配しているわけであります。ぜひ、その辺の御配慮をくださるよう、どうか議員の皆様も、市長も当局の皆様もぜひ理解くださるようよろしくお願い申しあげまして、第1問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 皆さん、おはようございます。

佐藤良一議員からは議員報酬についての御質問をいただきましたので、お答えをしたいと思います。

すが、議員からもありましたけれども、議員の皆様には市民生活の安全安心のために、また市民の皆さんの御要望のために御相談に乗っていただいて、そしていろんな形で市政に反映させていただいているということで、会議の出席回数のみならず日夜にわたって御尽力いただいているところでもありますし、またこの4月の統一地方選挙において勝ち抜いてこられた18名の方であります。言ってみれば、直近の民意を肌で感じている皆さんだろうと思っているところでもあります。そういった意味から、議員報酬の件についても皆さんそれぞれいろんなお考えをお持ちのことだろうと思います。

佐藤議員からは特別職報酬等審議会を開いてはどうかというお尋ねでありますけれども、御案内のとおり特別職報酬等審議会については必要な都度で開催できるということでもあります。そういった意味からすれば、我々はいつでも開催できるという状況にあるかと思っています。これは内藤議員にもお答え申しあげましたとおりでありますけれども、まずは議会の中で十分議論を深めていただいております。議会の中での十分な議論がないままに議員報酬について審議会に諮問するという考えはございません。あくまで、議会の意思を尊重していくという姿勢を守っていきたいと考えているところでもあります。

ちなみに、県内13市で議員報酬を独自に減額している市については、尾花沢市が平成23年7月までに期限つきで実施をしたという例がありますが、現在は尾花沢市は終了しておりますので、現在は県内で独自に減額している市はないと聞いているところでもあります。いずれにいたしましても、まずは議員の方々が十分な議論をしていただくことが肝要かと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 やはり佐藤良一思ったとおりに、6月議会で内藤議員に答弁なされたとおりで思っております。

それはそれで、市長の考えはいいとしても、市長初め議員は住民の直接選挙で選ばれているわけでありまして、当然、議長も公約をなされております。議員一人一人が、また選挙公報初め街頭でいろいろと公約の実現のために頑張っているわけでありまして、全国的に見ましても知事や市長、区町村は長はみずから退職金半分するだの返上するだの言っていて、条例改正を行っているのが各自治体に見受けられます。議員報酬に至っても議員がなかなか議員みずからの報酬を引き下げる、議員定数削減と同じようにみずからできなけりやそのまま経過がするようなわけでありまして、やはり、この際ですからぜひ議員みずからやるのか、それともできないのならばやはり特別報酬審議会等の開催を強く求めるわけでありまして。

また、北海道の例を申しあげますと、北海道の夕張市は日本で一番厳しい自治体であります。赤字再建団体に入りまして、議長職におきましては23万円、議員にありましては18万円であります。それまでのいろいろな問題が議会と市当局側でいろいろと事業をなされたものがお互いに責任があったと私なりに考えております。やはり寒河江市もそういうことのないように佐藤市長と議員18名で何とか議員報酬の審議会等合意に至れば幸いだと思っておりますが、市長はどのようにお考えになりますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 佐藤議員から財政状況についていろいろ御指摘がありましたけれども、本議会冒頭

にも申しあげて今議会に決算の報告などもさせていただきましたけれども、さまざまなこれまでの行財政改革の努力、もちろん議員の皆様の多大なる御理解、御協力ということもあって財政的な数値、指標については徐々にではありますけれども、改善傾向を示しているのではないかと考えているところであります。もちろん、職員の定数についても大綱、そして指針というものをつくらせていただいてそれに沿った形で努力をしている状況になろうかと思えます。そういった意味で、寒河江市の財政状況については徐々に改善していることについて御理解をいただきたいと思えます。

その問題と、この議員報酬の問題は若干質を異にするとも見受けられるところでありますけれども、たとえ佐藤議員がおっしゃるように審議会ですることが仮に決まったとしても最終的に議会の方に上程をしていくということになるわけであります。そういうことからすればやはり議員の皆さんの御理解、それぞれの議員の皆さんの合意形成というものが基本的なところでやはり必要になるのではないかと思いますので、その辺のところは御理解をいただきたいと思っているところであります。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 やはり、各自治体を運営されている知事初め市区町村の首長さんは膨大な権限を持っているわけであります。人事権から予算を持っているわけであります。市長には当然予算調整権というのを権限を持っているはずであります。当然、議会にもそのことをお話しなされて予算編成を行っていると考えられます。やはり、そういうことを考えながら市政運営に取り組んでいると、私なりに考えているわけでありますけれども、この辺は十分市長も認識されると思っているわけであります。

やはり、このままでいけば1年後には住民投票の実施だって考えられるわけであります。名古屋市初め鹿児島県の阿久根市のように住民運動が行われて実際選挙も行われているわけであります。どちらも二十歳以上の住民から選挙で選ばれるわけであります。そのことを考えながらやはり、私佐藤良一はぜひ議員みずからやりますと声が上がりなければ、当然市長は議員、特別職の議員報酬と審議会を諮問すべきだと私なりに思っておりますけれども、再度お尋ね申しあげます。もし、そのような事態が起きたならば市長も同じ考えで出直しの立候補する気あるのかどうかであります。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 佐藤議員いみじくも言われましたけれども、議会の意思がまず大事だろうと思えます。そういった意味で議会の意思を議論を通じてまとめていただくということが先決だろうと思っているところでありますので、御理解を賜りたいと思えます。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 この際ですから、議長は寒河江市の代表でありますので、ぜひその点も検討なされるよう私から要望申しあげたいと思えます。議会と執行部は車の両輪と言われておりますので、その辺でぜひ議員と議長、寒河江市執行部との両輪がうまくいけるよう期待して質問を終わらせていただきます。

川越孝男議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号7番について16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

○川越孝男議員 おはようございます。

寒河江市議会も今定例議会からインターネットによる中継・録画配信が実施されることになりました。社民党市民連合が2005年に、4年前から既に実施をしていた飯豊町を視察し、議長への報告でその実施に向けた提案を行ったのが始まりでした。さらに、2006年12月議会の一般質問で提言をしていたもので、ようやく実現の感はありますが、このことによって議会改革が一段と進むものと期待をするものであります。

私は通告している課題について市民の皆さんから寄せられた声をもとに、私の考えや提言を含め質問いたしますので、市長の率直な答弁を求めるものであります。

通告番号17、市政全般について（1）福島第一原発事故と脱原発政策について伺います。

3月11日に発生した福島第一原発事故は明らかに人災であります。そして想定外のことでありまませんし、想定外として事故の原因や責任をあいまいにすることは同じ過ちを繰り返すことを古今東西の歴史が証明していることを忘れずに、国民が冷静かつ科学的に対処追及することが極めて重要だと思います。行政や政治も当然のことであります。

福島第一原発の最終的な収束は廃炉以外にないと思います。そのためには20年から40年かかると言われていますし、高濃度に放射線汚染された土地は国で買い上げ、もとに戻れないという人が出ることも想定されています。原発関連で成り立っていた雇用を初め、地域経済や地域社会を原発にかわる産業の創造などどうするのか、地域の人たちで探し出すこと、それを国や国民が支援することが重要だと思います。

私は40年以上原水爆禁止運動を続けています。その根拠の一つは、広島・長崎への原爆投下で世界で唯一核兵器による被爆体験をしていることであります。

二つには、66年過ぎた今でも被爆2世、被爆3世の苦しみがつくり出されている放射線内部被曝の恐ろしさです。この放射線被曝は核兵器だけでなく原子力発電所やウラン鉱採掘現場でも起きています。ノーモア広島、ノーモア長崎にノーモア被爆者の理念を加えて運動をいたしています。ことしからはノーモア福島も含めました。1984年昭和59年7月2日寒河江市平和都市宣言がなされています。

「寒河江市平和都市宣言

みどり豊かなふるさと寒河江を
核の黒い雨で汚してはならない
市民のしあわせなくらしと
永久の平和を守るために
すべてのひとびととともに
非核三原則を堅持し
核兵器の廃絶を求め
全市民のかたい誓いとして
平和都市を宣言する。」

と宣言されています。

この中の「核の黒い雨で汚してはならない」とは、まさに放射線被曝を起こしてはならないとい

うことの誓いでもあります。したがって、私は核兵器の廃絶とともに放射線被曝を引き起こす原発は認めることができないのであります。そして、核と人間の共存はできないという思いであります。そこで、以下の点について市長の見解を伺いたいと思います。

一つは原発の安全性について。これまで専門家から多くの指摘があったわけではありますが、それを無視して「日本の原発は大丈夫」と原発を推進してきた政府や電力会社の姿勢についてどう思われているのかであります。

二つ目には、一般論でなく、福島第一原発事故が国際原子力事象評価尺度で史上最悪と言われたチェルノブイリ原発事故と同じレベル7と評価され、収束のめどさえ立たない状況に直面した現在、日本の原発政策についてどうお考えなのかお尋ねをしたいと思います。

三つには、原発事故後の東京電力や政府の情報開示のあり方についてもお聞かせをいただきたいと思います。

四つには、脱原発、自然エネルギーへの転換を大胆かつ積極的に図るべきだと思います。昨日の遠藤議員に対する答弁では、待ちの姿勢が感じられてなりませんでした。もっともっと主体的にこの問題に取り組む姿勢を伺いたいと思います。きのうは、太陽光発電、小水力発電、地熱発電などが示されたわけではありますが、寒河江でできるものとしてはそれにバイオマス発電なども取り組める課題の一つではないかと思います。したがって、このことについて市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

次に、(2) 市庁舎耐震対策について伺います。当局の説明によると市庁舎の耐震補強と建てかえを含め検討した結果、市庁舎の建てかえとなれば一つには建設費が17億円うち一般財源として11億円必要となるが、基金はゼロでその確保には今後10年程度の積立期間が必要になること。

二つには、建てかえまでに長期間要するために、その間に大地震が発生し庁舎が被災したときには迅速な復旧活動に大きな支障を来すとともに、職員の安全確保ができないなど課題があること。

一方で、寒河江市地域防災計画では市庁舎に災害対策本部を設置することになっており、これからの災害に備えて市庁舎の耐震化は喫緊の課題であり、災害対策の第一歩であることから耐震補強に多額の費用を要するものの早急に対応できる耐震補強が望ましいとの結論に達し、免震法による耐震補強工事関係の補正予算が今議会に提案されています。

市庁舎は永久的なものではなく、建てかえは必要であります。その建設費の財政支出を平準化するため、基金積立の必要性を私が初当選した1991年から提案し続けてまいりました。平成9年から平成15年までの実施計画には毎年1億円ずつあるいは5,000万円計上されてきたわけではありますが、実質的な積み立てがなされていないのであります。また、耐震対策についても再三の提案に対し市当局は、市庁舎は特殊な構造のため耐震補強工事ができないので、耐震診断をやっても意味がないとして拒否し続けたのであります。そこで、私が黒川紀章建築都市設計事務所と直接連絡をとる中で無償での耐震診断が実現し今日に至っているわけであります。

この間の問題点としては、一つは今回市庁舎の建てかえをしないで耐震補強で対応するとのことだが、これまで当局はこうした重要な事業を実施する場合、広く市民の声を聞いて進めたいと言われてきました。また、新第5次振興計画の中でも市庁舎整備検討委員会を設置することになっているのであります。ところが、今回もまた設計事務所と市の職員だけで決定されているのであります。

二つには、再三にわたる市庁舎の耐震化の提案について、当局は耐震化できない建物だと拒否し

続けてきました。しかし、できるし、やらなければならないのは明らかになりました。また、庁舎建設基金積立の提案についても平成9年から15年までの計画については、先ほど申しあげましたように毎年5,000万円の積み立てを計上しながら積み立てはされていません。この間の当局の判断は、まさに失われた10年の思いがしてなりません。同時に、職員を含めた当局の自浄作用の欠如であります。

三つには、市庁舎は築44年になります。免震補強で耐用年数は30年間保証されても、新聞報道にあるように建物の強度を高める耐震補強がされていません。鉄筋コンクリートの劣化や耐用年数も考慮しなければならず、今後何年間使えるのか定かではありません。また、庁舎5階部分が使用できない状態では、庁舎の有効活用ができているのか、さらに二重投資にならないのか疑問であります。そこで、2点について伺います。

一つは、現市庁舎は免震補強として使用することはわかりました。基金を積み立てながら次の庁舎建設も遠からず来ます。その場合、別の場所に建設することを想定しているのか伺います。

二つには、こういう前段申しあげた問題、事態が起こるのは中長期の財政計画、とりわけ財政面の需要見通しがつくられていないことが要因の一つだと思います。このことについての見解と今後その必要性はますます大きくなると思われますが、中長期の財政見通しといいますか、計画の作成についての見解を伺います。

次に、(3) 最上川寒河江緑地公園整備の課題について伺います。現地を見ると、この7月からの降雨による増水時には隣接する川べりの柳の木には流木やビニールなどのごみで無残な姿となり、景観上問題です。2008年12月議会での指摘に、当局は中山町分を含む川べりの整備は寒河江緑地と密接な関係があり、最上川をカヌーやボートで下り緑地に入るルートとしても、またフットパスとつながる散策路としても整備が必要なので、国交省と協議をしたいとの答弁でしたが、ことし8月時点で中山町に対しても協議も要請もされていなかったのであります。さらに、2.2メートル増水すれば緑地公園が冠水の危機にさらされたのではないかとと思われる現場状況でありました。

計画では、洪水限界水位は長崎観測点では14.27メートルとなっています。これを1.53メートルオーバーした15.8メートルの推移が1967年8月29日に記録されています。ゲリラ豪雨の発生など気象異変を見たとき、改めて洪水対策やリスクについての検証が必要だと思います。

今回整備された外周道路の路肩の一部が最上川の侵食によって崩壊するなど、放置できない状況になっています。

ところが、8月2日時点で寒河江市より国交省に対する護岸工事の要請がなされていなかったのので、早急に提出するよう市当局に求め今月5日付で要望書を出していただきました。昨日、国交省河川国道事務所からいただいた資料及び説明によりますと、この区間の川岸ののり肩については、河川工事を要しない現況完成区間になっているのであります。こういった心配が2004年12月議会で松田伸一議員より取り上げられ、当局は整備に当たって国交省との協議の中で降水時における堤防への影響や治水上及び管理上の問題について綿密に検討を重ね、すべてクリアし着手している、また整備地の流域形態については明治以降変わっていないことや、皿沼地区の堤防は昭和21年から33年に築堤、48年に修正測量が行われ、その資料からも最上川寒河江緑地の場所はほとんど形態に変化はないと答弁されています。議会に示された計画図面には、公園整備地と最上川本流の間には十分な河川敷地が載っておりました。ところが、前述のとおり整備に影響が出るところまで侵食され

続いているのであります。そこで、3点について伺います。

一つは、議会答弁したことに対する対応がなぜ遅いのか。なぜもっとスピード感を持った対応ができないのか伺います。

二つには、護岸工事を早急にすることが重要であります。そこで、護岸工事の要望した場所及び候補、そしてその実現の見通しについて伺います。

三つには、安全対策として早急に設置してほしいのは、先ほど来申しあげている外周路へのガードレールの設置であります。

それから、もう一つは、水面広場の安全さを設置をしてほしいという強い地元からの要望もありますので設置すべきと思いますが、このことについての市長の所見をお伺いいたします。

次に、(4) 私道整備助成金制度の改善について伺います。この制度の対象となる道路は生活道路として利用されている道路で純然たる私道と、以前から官地の道路として不特定多数の人々が利用し、現在土地の所有は寒河江市となったが、市道に認定されないでいる道路、いわゆる公衆用道路です。補助金の額は事業費の50%以内で100万円を超えない額となっており、受益者負担があります。そこで伺います。

私は、公衆用道路を整備する場合の受益者負担は、私道、純然たる私道の整備と異なり本来なくすべきだと思います。理由についてはだれでもが通行できる公衆用道路だからであります。現行の見直し是正について市長の見解を伺って第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 川越議員から市政全般にわたって多岐にわたる御質問をいただきました。順次お答えを申しあげたいと思います。

まず、福島第一原発事故と脱原発政策についての御質問でありますけれども、第1点は事故発生前までの政府と電力会社の姿勢についてどう理解をしているかであります。

世界的に原子力発電開発が始まったのは御案内のとおり1950年代以降であります。スリーマイル島原発事故、チェルノブイリ原発事故によって原子力のリスクに対する認識が大きく上がったわけでありまして、日本におきましても、政府や原子力に携わる電力会社はこの原子力発電には潜在的な危険性が有しているということを認識をして多重防護の考えを基本に、念には念を入れてきているわけでありまして。安全であるということで説明してきたということになるかと思いますが、このことによって私も含め多くの国民がそのような認識であったと思います。

しかしながら、このたびの原発事故の状況というのはそうした安全神話が崩れる、これまでの認識を改めさせられたものであったと言っても過言ではないと感じているところでございます。

次に、事故発生後の政府と電力会社の情報開示のあり方についても御質問をいただきましたが、現代の情報化社会においてはマスメディア、インターネットなどから多くの情報がリアルタイムで得られるということではありますが、その反面に正しい情報と不確実な情報が錯綜するということでもあります。風評被害を初めとしてさまざまな悪影響が見受けられるという状況があるかと思えます。多過ぎる情報によって、だれが本当のことを言っているのか、だれを信用していいのかという不安がまたストレスとなっていると懸念しているところであります。このたびの原発事故のような場合にこそ、正確で迅速な情報提供というものが必要であると痛感しているということでもあります。

次に、国の原発政策に対する見解ということでありまして、前の菅首相は「脱原発依存」ということを掲げていたわけでありまして、野田新首相におきましては長期的には脱原発を進めていく方向と伺っているところであります。つきましては、「脱原発依存」を進めるために代替エネルギー資源の開発を進めていく必要があると思っておりますし、きのうも申しあげましたが、安全であると言ってきた国の基準で今回の事故が発生したということでありまして、安全判断の基準というものを改めて見直す必要があると思っているところであります。

次に、再生可能エネルギー活用の本市の取り組みということで御質問をいただきましたが、昨日の遠藤議員の御質問にもお答え申しあげましたけれども、昨年度から県と一体になって再生可能エネルギーの活用について勉強会をしているところであります。県においては今年度に事業化可能性調査を実施する予定としているところであります。

きのうは太陽光、小水力、地熱ということを申しあげましたが、もちろんほかにもバイオマス等もいろんな形で可能性を調査していくということにしているところであります。特に、寒河江は農業、それから工業、いろんな面でそういうフィールドが整っているという県の考えもあって、その中で寒河江の土壌で地域で調査を進めていくということで、今積極的に取り組んでいこうという姿勢でありますので、御理解を賜りたいと思っているところであります。

次に、市庁舎の耐震化についてお答えを申しあげたいと思いますが、川越議員の御質問の中にもありましてダブっているところがあるかと思いますが、御容赦願いたいと思います。市庁舎につきましては、御指摘のとおり東日本大震災以前の時点におきましては今年度中に検討委員会を立ち上げて、あるべき姿と今後の方向性について検討していくということにしておったところであります。

しかしながら、その後に大震災が発生して御案内のとおり三陸沿岸部の地方自治体の庁舎が甚大な被害を受けて多くの職員も犠牲となって、自治体の行政運営に大変な支障が出てきたということでありまして、災害時に対応する職員の安全の確保、さらにはもちろんのこと災害対策本部となる庁舎の重要性というものについて我々は改めて認識させられたところであります。そのような状況をかながみまして、黒川紀章建築都市設計事務所の協力を得て庁舎の耐震補強の方法や庁舎建てかえの場合の事業費の積算を行っていただき、その方向性について検討を進めてきたところであります。検討の中で、耐震補強の各工法の中では免震補強工法だけが庁舎の構造耐震指標の目標値Ⅰs値0.9以上をクリアできるということから、費用はある程度かかるわけでありまして、その分庁舎内にいながら、職員が庁舎内にいながら施工ができ執務機能にも影響を及ぼさない工法であるということが明らかになったところであります。

また、市庁舎建てかえの事業費の積算を行いましたけれども、新庁舎建てかえの概算額は現庁舎と同規模の床面積5,000平方メートルであれば約17億円の試算となったところであります。この額につきましては、あくまでも建設費だけであります。現庁舎の解体費用、それから仮設庁舎費用などが含まれていないわけでありまして、さらに、数億円の費用が必要になると考えられるところであります。この17億円の事業費に対する財源なども検討させていただきましたが、建設費だけでも約11億円の一般財源が必要になる見込みでありますことから、早急な建てかえについては財政的に見ても大変厳しいものがあると思っているところであります。必要な一般財源の確保には今後10年程度の積み立ての期間が必要になると見込まれたところでございます。

その一方で、議員御指摘のとおり寒河江市地域防災計画では市庁舎に災害対策本部を設置することになっております。これからの災害に備えて市庁舎の耐震化を図るということは喫緊の課題であると認識しておりますし、災害対策の第一歩であると判断をいたしまして早急に対応することができ耐震補強の方向で行くことにしたものであります。そうした意味で、今議会に関連予算を提案させていただいたところであります。

御質問の市庁舎を別の場所に建設することを想定しているのかという御質問でありましたが、先ほど申しあげましたとおり、現庁舎の床面積でこの場所に建設する場合を想定して積算していたものであります。別の場所への建設を想定した検討は行っておりませんでした。したがって、今後庁舎建てかえの具体的な構想機運というものが熟した場合に庁舎場所の検討はなされていくものと考えているところであります。

次に、中長期の財政計画についてお尋ねがございましたが、持続可能な健全財政を維持していくためには中長期的な財政見通しは当然立てておかなければならないと思っております。現在の実施計画の3カ年間の財政計画というものを策定しているわけでありすけれども、それよりも長期にわたる財政計画については国の財政制度などの変化により不確定な要素が多々あるわけでありす。御案内のとおり、財政計画というのは年度ごとに歳入と歳出双方を見込んで策定をするというものでありまして、歳入の見通しが不透明な中で長期的な財政計画を策定するというのは現実的になかなか難しいものだろうと思っているところであります。

しかしながら、今後財政需要が見込まれる、例えば橋梁長寿命化の事業費でありますとか公共施設耐震化事業費などについては耐震診断などによりまして概算額を把握することは可能となるわけでありすので、現時点の確かな情報をもとにしてその他の財政需要も含め見通しは立てておかなければならないと考えているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

続きまして、最上川寒河江緑地護岸の整備について御質問をいただきました。

まず、最上川護岸の崩落についてでございますけれども、この緑地は平成14年度から整備を進めてまいりましたが、これまでも最上川の流れというものは河道の中では毎年のように変化しているわけでありす。今回のような本流の接近というのは、ここ一、二年ほど前から急激に見られるようになったものでございますので、その後においては出水時に巡視などの警戒を続けてきたところでございます。今年度に至りまして、6月の大雨による出水によって御質問にもありましたが、事業箇所に影響が出てくるおそれが出てきたために担当の山形河川国道事務所寒河江出張所と護岸整備について協議を行ってきたところであります。原因は最上川の河床の低下、さらにそれによる水の流速の変化で河道が変わり護岸工をしていない部分の土砂が流出したためと考えられているところでございます。本年度、最上川上流・村山地区改修期成同盟会において要望を行うとともに、先ほど御指摘がありましたが、本市においても早急に護岸工の整備を実施していただくよう東北地方整備局・山形河川国道事務所に要望書を提出しているところでございます。

次に、緑地の川べりについてでございますけれども、最上川寒河江緑地の整備に合わせてカヌーやボートの船着き場機能とフットパスとつながる散策ルートの整備の必要性について認識をして国道交通省と河川敷の整備などの、それから雑木の伐採などについて協議を行ってきたわけでありす。しかしながら、この場所は出水時になると水をかぶる、いわゆる遊水地の機能を持つ河川敷となっておるわけでありす。過去には出水により通路がなくなってしまう河川国道事務所では立入

禁止の措置を行った経過もあるようでございます。また、野鳥の営巣等も確認されておりますことから、最上川寒河江緑地の包括占用区域外で国の整備事業となるために河川敷の整備については今のところ実現は難しいと考えているところであります。ただ、景観上と安全性の観点から、雑木の伐採等の整備については引き続き河川国道事務所に要望を行いまして、平成24年度中の全面供用開始に向けて整備をしていただきたいと考えているところであります。

次に、護岸要望箇所の園路の幅員確保と安全対策について申しあげますと、先ほど申しあげましたとおり早急に護岸整備工事をしていただくよう国に要望しているわけでありますけれども、この中で園路の幅員確保が可能となるよう協議をしていくとともに、安全さくの設置についても護岸工の完成後に河川国道事務所と協議をして許可を受けながら実施してまいりたいと考えております。なお、安全さくの設置までの間は、仮設の安全さくの設置などについて十分な対策を講じていきたいと考えているところであります。

次に、水面広場全体の安全対策ということもお尋ねございましたが、当施設は親水施設ということであるために計画当初から安全対策の検討、関係機関との協議を行ってきたところであります。安全施設は外側からとなりますと第一に2本のロープによるさくの設置、それから万が一転落した場合の補助用のロープの設置、そして救助用の浮き輪の設置などを計画しているところであります。景観や見晴らしなどについても十分考慮しながら計画したところですが、今後も平成24年度の全面供用開始に向けまして小学校や地区の方々と十分話し合いを進めながら、なお一層の安全対策を進めていく考えでございます。また、その注意喚起の看板の設置、あるいは広報などについても鋭意努めてまいりたいと考えているところであります。

最後に、私道整備補助金の改善について御質問いただきましたが、この制度は市民の生活環境の向上を目指して昭和52年度から実施をしてきたわけであります。私道整備の補助と申しますのは、通常一般の通行に利用され一定の基準を満たしている私道について、路面の舗装や側溝整備等の工事費の一部を助成している、そういう制度であります。補助金の額は事業費の50%以内、100万円を限度とするということでございます。通常、官地と呼ばれております法定外公共物で市道となっていない生活道路の整備につきましても個人所有の私道整備補助金の補助率と同様に事業費の50%以内としているわけであります。これは、私道についてはさまざまな、御指摘のとおり所有形態があるわけでありますけれども、個人所有敷地の私道も法定外公共物を敷地とする私道についても生活道路としての利用形態は同じでございますので、道路敷地の所有形態にかかわらず市民がみずから生活道路の整備を行うことに対する助成制度として、同様の取り扱いをして行ってきたところであります。今後とも市民生活の利便性向上のため、本制度を有効に活用していただきたいと考えているところでありますが、御指摘の点なども今後いろいろ研究していかなければならないとも思っているところでありますので、よろしく願いをしたいと思います。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 1問目に対してそれぞれ詳しく答弁をいただきましたけれども、さらに理解を深めていきたいと思いますのでお尋ねをいたします。

まず、原発事故の関係でありますけれども、これまでの進め方、あるいは事故後の情報の開示のあり方について市長からそれぞれ答弁ありました。しかし、今回私全体的に質問しているのは、国に限らず寒河江市も同様のことがあるものだから、質問項目だけでなく前段にこういう問題点とし

てこういうことがあると指摘をしながらお尋ねをしました。そこで、原子力発電を進めてきた当局の、政府などの姿勢、それから事故後の情報開示のあり方について市長の一定の見解出されましたけれども、これを寒河江市の行政執行に当たって反面教師としてとらまえていく市長の姿勢をお聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 もって他山の石としたいということでありますけれども、やはりいろんな情報が大量に、そして錯綜する中でいかに的確な情報を迅速に伝えていくか、そのために我々は何をしなければならないのかということをやはりこの大震災、いろいろ我々としては大震災について学ばなければならないことがあるわけでありますけれども、その一つとしてそういうことを肝に銘じてこれから市政運営、市の情報開示というものについて進めていかなければならないと感じているところがあります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひそのようにやっていただきたいと思います。

あと時間も10分になったので、全体的にはそれぞれ1問1答方式でも聞いていけない部分ありますので、後段の方の部分などについてあるいはいろんな部分、議会の場だけではなくて決算審査やいろんな場があるわけでありますから、問題意識は提起していますので、その場でも説明をしていきたい。よりよい市政をつくるために取り組んでいきたいと思いますが、時間の中で、範囲でお尋ねをしていきたいと思います。

脱原発、自然エネルギーの転換の部分でありますけれども、きのうも答弁ありました。県となどいろいろな協議の場、勉強の場を設けて取り組んでいるのでという話があったわけであります。こういう課題こそ全国的に皆やっているわけでありますけれども、寒河江市としてはどういうことができるのかということをもとに研究するように市長から職員に指示を出す、職員がいろいろ検討する、そして県との協議の場に寒河江としてはこういうものがあると提起できるような、国から示され県で示されそのマニュアルを待っているような時代ではないと思いますので、具体的に私、西川町の土地改良区の総代もしています。先般、総代会がありました。西川町の土地改良区では、具体的に小水力発電などがもう提起をされています。したがって、寒河江市などでもいろんなところで小水力発電できる場所などがあるわけでありますから、そういう部分についてまず改良区という団体などもありますけれども、市の内部でまず職員たちがそういうものをまず研究して、そしていろんな機会にそれを出していく、いろんな団体にも協議に持ち込んでいく、こういうことをすべきだと思いますが、そうしたときに市長がそういう指示を、市の職員も指示待ち職員ではだめなんですけれども、そういう方向性をまず出すべきだと私は思うんですけれども、これは4万市民だれも異論のない部分だと思います。こういうものこそよそに先駆けてやるべきだと思いますが、市長の見解をお尋ねします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおりであります。今回のいろんな実証実験の県とのコラボでの調査を進めるということについても、市の中でいろんな可能性、いろんな場面での可能性などについても検討した、それを県との協議の中で、事業化目指して進めていくという状況にあらうかと思いますが、そういった取り組みがさらにいろんな部署でいろんな施策の中で広がっていくということが大

事だろうと思いますので、いいきっかけにしたいと思います。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 これもまたぜひ今の答弁どおり実践をしていただきたいと思います。

それから、庁舎の問題お尋ねしますが、今回は大震災があったので、いろいろ市民の意見を聞いて検討するいとまがなかったとか、そういう形になったということのようでもありますけれども、先ほどもありましたように、この庁舎体力的に補強したんでないわけなんですね。今回、その補強工事は。地震を地下に、クッションを入れて揺れを逃がすという、こういう工法なわけです。しかし、建物自体はもう劣化もしているし、耐用年数もあるし、もう30年間、それで延長はできるといっても、体力的にもたないと思うんです。そうしたときに、別の場所に何年か後に建てかえをせざるを得ないとなったときに、今回のやつは錢がかかりますけれども、二重投資になりはしないかという問題があるわけです。したがって、こういう問題も、結果論でありますけれども、私は10年も、20年前から指摘をしてきている。ということで、やはり今のとおりでいくとやむを得ないという形でいっても二重投資になりはしないかという問題があります。

こういう部分は確かに緊急性があるにしてもやはり広く意見を聞く、あるいはまた本当に30年間延長はできても、この建物自体はどうなのかという部分、先ほどでは免震以外、地震の揺れを逃がす以外の工法では国の基準をクリアできないということも新聞報道にもなっておったわけでありまして、私ども議会の説明ではそういう説明受けていませんでした。新聞報道で私わかったんです。

ということについてもきちっとやはり、先ほど市長が言ったように情報というのは正確な情報をスピーディーに出すということを痛感したと言われながら、今回の問題だってそういうことが起きていますので。こういうことを謙虚に受けとめて生かしていただきたいと思いますと思いますが、そのことについてもお聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今回の庁舎の耐震化工事の調査については、川越議員からは御指摘をいただいたわけでありまして。我々としては現時点ではそういう状況からして早急な対応が必要だということで、考えのもとにそういう予算も提案させていただいたわけですが、御指摘の点は十分受けとめさせていただいて今後市政に反映させていただきたいと思っているところであります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今のことについてもぜひそのようにやっていただきたいと思います。

それから、財政需要見通し、これも立てなければならないという、財政計画のこと私も前から何回も言っています。入りと出と両方しなければいけないわけですので、財政面での財政需要額というのか、これを教えていただきたい。それは立てておかなければならないという先ほどの答弁でした。したがって、これはすぐつくらなければならないんだと思いますし、そういうつくったものが私ども議員という立場で寒河江市の事業のあり方、事業そのものの取捨選択をする上で極めて重要な資料データになるわけでありまして、そういった策定されたその種の情報はつぶさに議会に示していただきたいと思いますけれども、このことについての見解をお尋ねをします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 財政計画となるとなかなか難しいものがある、ただこれからどういう大規模な事業

が予想されるかあるいはそれに伴う事業費がどの程度見込まれるかということはきちっと見込みを立てていなければならないと思いますし、そういった状況などについては議会の方にもお示しをしてまいりたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 この点についてもぜひそのようにやっていただきたいと思います。

それから、あと時間ありませんので、全体的に前に答弁されているようなことやなんかが、もちろん長もかわりますし、職員も管理職の皆さんも人事異動でかわるわけであります。したがって、前にどう言っていたかわからないという、後の人が後始末しないとならない状況が多々この間も出ています。したがって、その都度議会などの答弁はその場しのぎでなくてきちっと将来を展望した責任ある答弁をしていただきたいと思いますということと、同時に答弁したものは当局としてきちっと管理、あとの事後のフォローをしていくとか点検をしていくということが極めて重要だと思いますので、この点についての見解もお尋ねしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 議会に対する我々の市政の答弁ということについては、これまでもそうでありますけれども、今後についても誠意を持って対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 時間がありますので、先ほども申しあげましたように、この場だけでなくいろんな機会を通じながら先ほど指摘しているような問題点を解消しながらよりよい寒河江市をつくり上げるために、私は議員という立場で引き続き取り組んでまいりますので、このことを申しあげながら私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休 憩 午前 1 1 時 0 5 分

再 開 午前 1 1 時 2 0 分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お願いがあります。質問者、そして答弁者につきましてはマイクの効果的な活用をお願いを申し上げます。

内藤 明議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号18番から20番について、15番内藤 明議員。

〔 1 5 番 内藤 明議員 登壇〕

○内藤 明議員 私は通告に従って一般質問を行いたいと思います。質問に先立って市長並びに教育委員長に誠意ある答弁をお願いしておきたいと思います。

初めに、自治基本条例の制定について佐藤市長にお尋ねをいたします。

市長は、平成20年12月の市長選挙で市民参加のわかりやすい市政を推進しますという政策を掲げ

られ当選を果たされました。そのことを実践されてか、新第5次振興計画は地域ワークショップによる話し合い、地域説明会などによって市民主体でつくり上げたと御自身のあいさつの中で述べられております。私はそうしたまちづくりが議論を重ねることによって、さらに前進するようお願い質問をしたいと思います。

さて、御承知のように首長は選挙時にこのように政策を公約し、当選後はそのことを強力に推進するリーダーシップを発揮しなければなりません。しかし、それが首長の仕事のすべてではなく、他方で自治をはぐくみながら市民自治システムを整備する大事な仕事があると私は考えております。そのことはその自治システム整備に力を入れて、それを活用することによって市民や職員の知恵や活力を引き出そうとするやり方で、このことをしっかりとやらなければ市民に対する長としての責任を果たすことにはならないものと考えております。

首長個人の力量で一時的にまちづくりの水準を高め客観的にすぐれたまちづくりが行われたとしても、その首長の任期は永遠ではなく、その交代とともにしぼんでしまいがちであります。これでは、いつまでたっても地域の自治能力は高まることはないのではないのでしょうか。

そこで、私は市民自治という視点でその普遍性を持たせるために、自治基本条例を制定し自治システムを整備しながら市民との協働のまちづくりをさらに前進させるべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、首長の多選を禁止する条例の制定についてお尋ねいたします。自治体の首長の多選弊害についてはそのよどみなどが招いた不祥事として報じられ、これまで何度となく全国的に明るみになってまいりました。平成11年に旧自治省が設置した首長の多選見直し問題に関する調査研究会の報告書にもあるとおり、「独善的傾向が生まれ、助言を聞かないなどの政治の独走化を招くおそれ」などを初め、そこには多くの弊害が指摘をされております。このような弊害が指摘される首長の多選について、市長はどのような見解をお持ちになっているのか、初めにお伺いしたいと思えます。

また、こうした首長の多選を制限することについては昭和29年都道府県知事の3選を禁止する法案を初めとして国会等で議論されましたが、いずれも廃案となった経過があります。その後、首長の多選については地方分権をめぐる動きの中でも議論の対象となり、地方分権推進委員会の第2次勧告、地方分権推進計画、平成11年の前述した多選見直し問題に対する調査研究会等で議論されてきたことは皆様御承知のとおりでございます。さらに、平成19年総務省の首長の多選問題に関する調査研究委員会は、首長の多選制限について憲法上問題なしとして地方自治関係者や国会、政党を初め各方面に国民的議論を期待しているとしております。こうしたことを受けて多くの自治体で首長の多選を制限する条例制定がなされてきております。本市においても首長の多選を禁止するなどの制限する条例を制定すべきと思いますが、市長の所見をお伺いしたいと思えます。

次に、名誉市民と表彰基準についてお尋ねをいたします。市長や議員等にあつた方を市政発展や地方自治発展等を理由にした名誉市民や市の表彰の対象とするのは、その職務上からすれば当然のことで、なくすべきだという市民の声が多数あります。市民の目線からすれば審査会や選考委員会など第三者が入るとはいえ、これはまさに手前みそに受けとめられて、私もそうした市民の意見は当然のことだと考えております。そのことを真摯に受けとめ、他の事由による表彰ならともかく市長や議員歴での表彰基準は見直しすべきと考えます。また、名誉市民も同様と思えますが、市長の

見解を伺いたいと思います。

続いて、放射線量の測定と安全基準についてお尋ねいたします。文脈の都合上、最初に教育委員長にお尋ねいたします。

学校の校庭利用をめぐる放射線量の基準について、文部科学省はこれまで示してきた年間20ミリシーベルトの目安を撤廃する方針を固めたと、去る8月25日付朝日新聞が報じております。私の主観を入れないために、以下そのまま引用をいたします。

「基準を定めたことし4月に比べ大幅に線量が減ったため、児童生徒が学校活動全体で放射線量を年間1ミリシーベルト以下に抑えろとの目標は維持するという。目標達成のため、学校で毎時1マイクロシーベルトを測定した場合は除染が必要との考えを示す予定で、26日にも福島県に通知を出す。ただし、校庭利用の制限基準はしないという。東京電力福島第一原発の事故を受け、文科省は4月福島県の学校で毎時3.8マイクロシーベルト以上が校庭で測定された場合、校庭の利用を制限すべきだという暫定基準を示した。子供が年間に受ける放射線量が20ミリシーベルトに達しないように設定された値だったが、保護者から「上限20ミリシーベルトでは高過ぎる」との批判が相次いでいた。文科省はこの夏、基準を改めて検討。自治体による土壌処理も進み、福島県内の学校の線量は現在3.8マイクロシーベルトを大きく下回っていることから「役割を終えた」としてこの基準を撤廃する考えだ」と掲載しております。

そこで伺いますが、文科省はこれまでこれを全国の都道府県に知らせ学校活動を行う際の参考にしてほしいとしているようですが、国際放射線防護委員会の勧告する放射線管理基準の年間1ミリシーベルトに照らして、文科省のこうした放射線量に対する基準をめぐる動向について本市教育委員会としてどのような見解をお持ちかお尋ねしたいと思います。

次に、市長にお尋ねいたします。こうした文科省の基準に対して全国には独自の基準を設けて対応する自治体があります。千葉県野田市は去る6月22日国が定めた上限の年間20ミリシーベルトを放射線量の被曝限度年間1ミリシーベルト、1時間当たりで0.19マイクロシーベルトとする独自の基準を定め市内の幼稚園、小中学校などで基準量を超えた場合は対策を講ずると発表いたしました。また、東京足立区では放射線量の測定値が毎時0.25マイクロシーベルト以上となった場合、年間被曝量が国際放射線防護委員会の勧告する放射線管理基準の年間1ミリシーベルトを超えると設定し、区立の小中学校の砂場の使用中止を決めて土壌を取りかえるなどの対策をとるとしております。同じように、葛飾区でも小中学校や幼稚園などの砂場の空間放射線量を測定した結果、毎時0.25マイクロシーベルト以上の数値が出た29カ所の砂場を使用中止し、再測定することになっているとしています。

寒河江市においても放射線量が毎時0.48マイクロシーベルトのホットスポットがあると、オークラ出版の放射線量ホットスポットマップに掲載されていますし、安全安心のまちづくりの視点からこうした独自の基準を定めて対応すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

また、本市では小中学校や保育所等で放射線量の測定がなされておりますけれども、同じところでも比較的測定値が高いとされる砂場や芝生あるいは草むら、側溝なども含めて子供たちの生活実態に合わせて実施すべきと思いますが、市長並びに教育委員長にその見解を伺いたいと思います。

最後に、収穫期を迎え米などの農産物に対する風評被害が懸念されておりますが、その対応策について伺いたいと思います。実りの秋を迎える中で、米どころの新潟県では検査対象のすべての水

田からセシウム137が検出されたとされ、魚沼市も3月の一時期、放射線量のホットスポットになったということで生産者が不安になっているということが言われております。また、8月11日鉾田市では空間放射線量が毎時0.1マイクロシーベルトを超えたために、収穫を前に実施する予備調査の対象となった市内3カ所の水田から刈り取り検査をしたところ1カ所の米からセシウムが検出され、ほかの2カ所からは検出されなかったとメディアが報じましたが、生産する生産者の動揺する姿が映し出されておりました。

県が4月22日に行った本市の空間放射線量率は、地上50センチ、1メートルともに毎時0.12マイクロシーベルトで、土壤中の放射線濃度は、放射性ヨウ素は検出されず、セシウム137については183ベクレルで健康への悪影響はないとされております。しかし、生産者の皆さんはこの刈り取りを前にして風評被害が懸念され不安を隠せない状況にあります。市の対応策を伺って私の第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 内藤 明議員からは行政全般についてさらには放射線量の測定と安全基準、米などの農産物に対する風評被害対策ということで多岐にわたって御質問をいただきましたので、順次お答えを申しあげたいと思います。

まず、自治基本条例について御質問をいただきましたが、この件については平成21年3月議会、また平成22年12月議会においても御質問をいただいたところでございます。その際にも、自治基本条例と申しますのは自治体の憲法と言われているわけでありまして、一般的に情報の共有化や市民参加、協働などの自治の基本原則、そして情報公開、市民、首長、行政などの役割と責任などについて定められるものということを申しあげたところでございます。

私は、就任以来市民の皆さんと一体となったまちづくりを目指し、新第5次振興計画におきましても「市民が主役のまちづくり」というものを掲げながら市政運営をさせていただいているところであります。そういう意味では、自治基本条例に相通ずるものがあると認識しているところでございます。

しかしながら、まずは自治基本条例を定めることによる市民主役のまちづくりへの効果などについて調査研究させていただきたい旨を、平成21年3月議会の際に答弁させていただいたところでございます。

先行して制定された自治体の例などを調査、お聞きしたところでありますけれども、自治意識にさほどの変化は感じられないという報告から行政主導で条例を制定するよりは、むしろ住民みずからその必要性を認識をして機運が高まった上で制定の方向に向かうということが望ましいのではないかと、平成22年12月議会の際に答弁をさせていただいたところでございます。今もその考えに変わりはないわけでございます。

私は、就任以来、情報発信の活性化を進め、各種審議会委員の公募、さらにワークショップやパブリックコメントを実施してきているところであります。また、市民が地域づくりについて主体的に考えみずから実践していく地域活性化推進事業や重点プロジェクトの進捗状況を説明をして、市民目線での行政評価をいただく市民100人評価委員会なども現在進行しているところでございます。このような市民の皆さんの市政参加が今後より一層活発になって、その延長線上として市民が自治

基本条例について自発的に盛り上がり制定に至るということが、市民と一体となった本物の条例になるものと考えているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、首長の多選を禁止する条例の制定について御質問をいただきました。御案内のとおり、総務省の研究会であります「首長の多選問題に関する調査研究会」におきまして、「多選制限については必ずしも憲法に反するものではない」という考え方が平成19年5月に示されているところでございます。ちなみに、全国の状況を見ても神奈川県で初めて神奈川県知事の在任の期数に関する条例を、知事の任期を連続3期12年までとする多選禁止条例を平成19年10月に全国で初めて可決、成立したところであります。しかし、施行日は「別途条例で定める」となっておりまして、現在まで定まっておらず法的な拘束力はないという状況になっております。

一方、多選禁止条例ではなく努力規定として多選自粛条例を制定している市区町村は全国には横浜市や川崎市、金沢市、さらには大田区、中央区などがございますが、そのうち川崎市、大田区は次期の首長まで対象としないで現職の首長を対象とする自粛規制を制定している自治体もあるようでございます。これは選挙の際に公約した首長がみずから自粛条例を制定しているようでございます。

私は多選によって研究会の指摘にもありますような独善的な傾向が生まれたり、助言を聞かないなどの政治の独走化を招いたり、その弊害の方が多いということになれば、おのずと有権者の判断というものは首長に対して厳しいものになってくると思っているところであります。多選を制限する条例制定についてどうかという御質問でありますけれども、全国的に見てもこうした自治体はいまだ少数であります。国民的議論が高まっているとは必ずしも言いがたい状況になっておりますので、今後の議論の推移や国や他の自治体の動向などを十分注視してまいりたいと考えているところであります。

首長の多選ということになれば、市長としての私自身に関することでもあろうかと思いますが、現在の私の心中といたしましては、私に負託されました任期におきまして4万3,000寒河江市民の福祉向上のために全力を傾注してまいり、その1点でございますので、御理解を賜りたいと思っているところであります。

次に、表彰基準などの見直しについての御質問をいただきましたので、お答えを申し上げたいと思います。御案内のように市の表彰につきましては地方自治の振興、さらには市政の興隆発展に寄与し、市政に功労のある者、また篤行者を表彰することを目的に昭和36年より条例で定めているところであります。公共公益の発展のために長く尽くした方をたたえ、他の模範として市民の方々に知らしめることで、さらなる公益増進を図る目的で行っているものでございます。その基準に該当する方であればどなたでも表彰のなるものとして理解しているところであります。特別に市長や議員であった方を制度の対象から外すということについては、積極的な理由は見当たらないのではないかと考えておりますし、栄典制度全体の面から見ても必ずしも適当でないのではないかと考えているところであります。

また、名誉市民につきましては社会の進展及び文化の興隆に貢献された方に対し、その功績と榮譽をたたえることを目的に昭和56年に条例で定められておるわけでありまして、けれども、同様の理由によりまして見直すことは現在のところは考えていないと思っているところでありますが、御指摘の点もありますので、今後の研究課題とさせていただきたいと思っているところであります。

次に、放射線量の測定と安全基準について御質問をいただきました。独自の基準を定めるべきではないのかなということでもありますけれども、寒河江市内におきましては市内の各地域を代表する場所として、また子供たちの安心安全を確認するために市内全小中学校と市立保育所、それから市役所合わせて22地点におきまして6月以降に月2回の空気中の放射線量の測定を実施して、その測定結果を速やかにホームページ等で公表しているところでございます。そして、測定結果については、これまでは福島県内の学校の校舎・校庭などの利用判断における暫定的な目安である毎時3.8マイクロシーベルト、そして放射線量低減のための土壌対策の対象となる毎時1マイクロシーベルトを本市における参考としてきたところであります。

しかしながら、御案内のとおり8月26日に文科省から「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について」の通知が出され、学校において児童生徒等が受ける放射線量は自然放射線等を含まない数字としまして、原則年間1ミリシーベルト以下とする。またこれを達成するために毎時1マイクロシーベルト未満を目安とするという言葉があったところでございます。

本市におきましては、現時点ではこの8月26日付の文科省の数値を参考とすることが妥当であると考えているところであります。

また、学校や保育所の砂場などの放射線測定について御質問いただきましたが、局地的に放射線量が高い場所、いわゆるホットスポットの把握につきましても8月26日付の文科省の通知において、測定して当該場所を特定し除染等のしかるべき措置を行うことが重要であるとされておりますので、本市におきましても砂場などの放射線測定を行い子供たちの安全安心の確保を図ってまいりたいと考えているところであります。

最後に、米などの農産物に対する風評被害対策について御質問をいただきました。米に限らず農産物の、農作物の風評被害を最小限に食いとめる方策につきましましては、放射性物質検査を実証して検査結果を公表することによって農作物の安全性を消費者に広くかつ正確に伝えることが極めて肝要かと考えているところであります。

米の放射性物質検査におきましては国から8月3日に検査の基本的な考え方が示されているわけでありまして。米は日本人の主食であり、摂取量が多く他の品目と比べ生産量も多い、さらには長期保存が可能であること、また生産農家数も極めて多く直接販売等を含め多様な流通形態にあることから収穫前の予備調査と収穫後の本調査の2段階の調査を行い、予備調査の結果によっては本調査を詳細に行うなど他の品目に比べ入念に調査するよう指示がなされているわけでありまして。調査対象の区域としては、本県を含む14都県が示されているわけでありまして。予備調査につきましましては、収穫前の段階で放射性物質濃度の傾向を把握するために実施するものであります。国の方針では本来山形県は予備調査を実施する必要はないとなっているわけでありまして。米の主産県として調査をする必要があるという判断から県内では8月下旬から9月上旬にかけて、平成の合併前の旧市町村単位の44カ所で実施をされているところであります。

検査の結果、玄米1キログラム当たり200ベクレルを超えた場合、その旧市町村は重点調査区域となり作付面積約15ヘクタールごとに細分化して本調査を実施することになり、200ベクレルを下回った場合は昭和の合併前の旧235市町村単位で玄米を採取し調査するとなっているところであります。本市におきます予備調査については8月31日に1カ所で稲の刈り取りが行われており、9月12日ごろにその結果が公表される予定であります。本調査は収穫後に放射性物質濃度を測定し、出

荷制限の可否を判断するものであります。本県では9月12日に開始され、わせのあきたこまちや、なかてのはえぬきなどが対象となっております。本調査で玄米1キログラム当たり500ベクレルを超える放射性セシウムを検出した場合には、旧235市町村単位で出荷が制限されるということになります。寒河江市では7カ所から玄米がサンプルとして採取され、9月20日ごろに県内一斉に検査結果が公表される予定であります。また、つや姫につきましては、県独自のブランド戦略調査として県内44カ所で9月下旬に調査の予定であり、県産米の安全をアピールするため実施することとなっております。

本調査の結果が発表されるまで米の出荷は自粛するよう指示されているところであり、本市も農家の方には9月1日に農事実行組合を通じチラシを配布して周知を図っているところであります。また、市民の方には9月5日号の市報の配布に合わせ全戸にチラシを配布してお知らせしているところであります。

米についてはこうした国や県、市を挙げての安全性の確認と公表によりまして、安心して食べられる主食として国民の信頼が得られていくものと考えているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

〔渡邊満夫教育委員長 登壇〕

○渡邊満夫教育委員長 内藤議員から、私には放射線量の測定と安全基準について二つの質問がございました。

最初の、今回の文科省の放射線量の基準をめぐる動向についてお答えしたいと思います。

ただいま議員からの御指摘にありましたように、文部科学省は8月26日、それまでの福島県内の学校の校舎・校庭などの利用判断における暫定的な考え方というものを見直しまして、学校に、ただいま市長の答弁にもありましたけれども、学校において児童生徒等が受ける線量については原則年間1ミリシーベルト以下とし、校庭・園庭の空間線量率については毎時1マイクロシーベルト未満とする、などの今後の対応策を示したところであります。これは従来の基準、考え方が、今後できる限り児童生徒などの受ける線量を減らしていくことが適切であるとした上で、夏休みが終了するおおむね8月下旬までの暫定的なものというものであったことと、それから福島県内での学校の校舎・校庭の線量低減、低くなっている、そういう状況などを踏まえて今回新たに基準を示したものと理解をしております。

このような安全基準につきましては、基本的に児童生徒、子供たちの生命を守り安全を確保すると、できるものであり、するものでなければならないということを考えております。現在寒河江市では市内の22カ所を定点として独自に空気中の放射線量を測定しておりますが、この22カ所の測定地点には市内の小中学校全校のグラウンドが含まれております。この学校におけるこれまでの測定結果を見てみますと、最高の値でも毎時0.14マイクロシーベルトでありまして、今回示された文部科学省の新基準である毎時1マイクロシーベルトの値を大きく下回っているという現状にあります。

2番目の、ホットスポットと言われる学校の砂場などを含めて放射線量の測定をすべきではないかという質問でございますけれども、ただいまこれについても市長の答弁がありましたが、今後御指摘の場所につきましてもこれらも含めて実施してまいります。そのようにして児童生徒の安全の万全を期してまいりたいと考えております。

以上であります。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午後１時といたします。

休 憩 午前１１時５７分

再 開 午後 １時００分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。内藤議員。

○内藤 明議員 第１問に御答弁をいただきましたが、さらに議論を深めるために、理解を深めるために再度質問させていただきたいと思いますが、自治基本条例の制定についてお尋ねをしましたが、平成21年３月、それから平成22年12月にも同じような質問があったということで、私も答弁見ておりませんでしたので、大変失礼したと思っていましたが、前にも私もこの議場で自治基本条例の制定についてお伺いしたことがあります、前にもこういうことを申しあげたと思っておりますけれども、当時の市長はそうした考え方といいますか、理念といいますか、そういうものをお持ちでなかったのかどうかわかりませんが、グラウンドワークとかあるいは協働という用語をお使いになっておったわけでありましたが、しかしどうも私にはそうした用語だけをつまみ食いをしたように感じておったわけでありまして、ですから当時のミニコミ紙なんかで、昔人足今グラウンドワークなんてやゆされたことがあったと思っております。

市長言われましたとおり、自治基本条例については自治体の憲法のようなものと仰せになりました。今現在、市長が市政運営に当たって市民参加やワークショップ、あるいは公募による評価員制度なども行いたいということでやっている。これはいいんじゃないかという考え方のようにありますが、私はさっきも申しあげましたとおり、そうしたことに普遍性を持たせなくちゃいかんのではないのかなと思っております。市長だってもちろん生身の体でありますから、いつどんなことが起こるかかわからない。こうした今やっていることが次の代、あるいはどなたが市長になってもこうしたことがやられるようにということでこうした提起をしているわけであります。

そういうことで、市民全体でやろうねといういわば憲法と市長言われましたが、私は教本みたいなものじゃないかなと思っておりますけれども、そういう中では市長は盛り上がりが必要なんだと言われました。そのことも私はわからないわけじゃありません。しかし、制定に至るプロセスも必要だと言われました。大事だと言われましたかな。そう言われました。それも私は十分わかります。しかし、時には行政側が先導といいますか、市民を醸成するといいますか、そういうことも必要なんじゃないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどもお答え申しあげましたけれども、私自治基本条例について要らないとか否定するものでは毛頭ありません。そういった自治体の憲法だということを申しあげたわけでありまして。それはいずれやはり必要になるのではないかと思います。そういった必要になったときにどうしてもほかの例を引くと恐縮でありますけれども、自治体の例などを見るとどうしても形をつくって、仏をつくって魂入れず的なところがあるのではないかと思います。ですから、そういった意味で市民の皆さんがやはりこういうものをつくっていく必要があるんじゃないかということを自覚をしていくような土壌づくりということから始めていくということが必要なのではないかと思っております。行政からやらされてでき上がる条例であっては、果たしてその効果というものが懸念される

と思いますし、まずは今の段階ではいろんな形を通して市民主役になっていくまちづくりを進めていきながら、そういった条例の制定の機運が高まればと思って努力をしているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 市長の申されるとおり、それは私も全然わからないわけじゃないんです。そのことも大変大事なことだと思います。そういうプロセスですね。しかし例えば、こんなことを申しあげては大変失礼ですが、必要に迫られてこの条例が出されるというだけでは、これは今までもそうだったと思いますけれども、ないですね。

例えば、一番最初に情報公開条例をつくった金山町がそうだそうであります、そうしたところでもそうした住民の盛り上がりなどがあってそうした条例がつけられたわけではないと思いますし、多分本市でも情報公開条例が制定されておりますが、その際だってそんなに住民の盛り上がりがあったわけではないと思います。したがって、そういう意味では行政が先導する、あるいは市民の意識を醸成するといいますか、そういうことだって私は必要なんじゃないのかなと思いますので、そういう行政については市長はどうお考えになりますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 情報公開条例の例を引かれたわけでありますけれども、情報公開条例と自治基本条例についてはやはり市民の立場からすると若干意味合いが違うのかなと思うわけでありますけれども、そういった行政がリーダーシップをとってこういう新たな取り組みをしていくことは中には必要かと思えます。ただ、何度も申しますけれども、やはり行政からやらされているようなものは私としてはつくりたくない、できれば実のある市民が積極的に参加できる、そういう条例の制定に持っていければと思っておりますので、そういった機運を醸成するためのさまざまな取り組みというものを現時点していると御理解いただきたいと思います。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 私、うがった見方しているわけじゃないと思いますけれども、もしかするとこの条例をつくると、一定の行政側には枠がはまるといいますか、今までやっていることと同じだから必要ないという考え方もおありなのかわかりませんが、しかしそうした条例をつくれば行政側にとっては「ねばならない」ということが出てくるわけであります。そういうことからしますと行政側にとっては、一面やりにくくなる面があるのかなと思います。

市長はそういうことはないと思いますが、理念でわかっているけどやりたくないということではないですね。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 現在いろいろな形で市民参加の取り組みをしているわけでありますけれども、現在制定されている他の自治基本条例の枠を超えた、いろいろな市民参加の取り組みというものを寒河江市でも実施をしているわけであります。そのために、いろんな我々の仕事の上でも新たな負荷と申しましょうか、その中で事業展開をしているということになっておりますので、そういった意味からのおっしゃるような視点での基本条例の制定について消極的だという御理解は当たらないと思います。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 私の余計な心配だったのかもしれませんが、であればなお結構なんです、研究を

していきたいということでもありますから、議会用語の研究とか検討とかなかなかいろんな広い意味で使われますので、本当の意味で研究をしていただきたいと思われま。

時間も経過しておりますから、次の問題に入りたいと思いますが、多選、市長のわかりやすく言えば市長の多選禁止の条例についても伺いました。それは市長の政治的な考え方でもありますからそれはそれで結構なんです、私はそういう意味で市長というのはつまり人、物、金を一同に掌握している最高権力者なんですよ。したがって、そうしたところに長くとどまると政治の、先ほど申しあげましたが、独善化とか人事の偏向とか行政のマンネリ化とか、こういうことを招くおそれあることを指摘したわけでもありますけれども、そういう意味で市長の任期期間というものは2期8年、長くて3期12年あたりが適当なのではないかなと思っております。そういうことに関しては市長はどう思いますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この件についてはなかなか難しい回答になろうかと思います。と申しますのは、先ほど申しあげましたとおりそのことについては私自身に関連する問題でありますので、現時点では先ほど申しあげましたとおり市長の、寒河江市長ということであれば市長の多選については、私は今の時点では現在の任期中に全力を傾注しているということで考えているところであります。

ただ、一般の首長の多選についてどうかということでもありますれば、先ほどの例もありますとお研究会の指摘などもあって、多選になればそういういろんな面での弊害が生じてきている例もあるというところは十分認識しているつもりであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 質問が多岐にわたっているものですから、時間も大分経過してきたわけですが、御自分の自身の問題にかかわるということではなかなか答弁しづらいということでありました。任期中で全力を傾注するというのは当然のことだと思いますが、市長御自身のいわゆる政治哲学としてはどうなのか、こういうことでございます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 多選というのをどの程度多選と判断するかなどということも一つの議論になろうかと思っておりますので、そういった研究会のいろんな御指摘というものは謙虚に受けとめ、またある程度理解をしていると思っております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 次の議題もあるんですが、なかなかお答えできないといいますか、厳しいような立場にあるのかなと思っているわけですが、私も知っておりますが、長く務められても立派な首長、市長さんもおられます。ですから、資質の問題があると思いますけれども、例えばことわざにありますとおり「流れる水は濁らず」とかいろいろありますね。そうしたことを十分踏まえていただいて今後の対応をしていただきたいなと、御自身の身の振り方をしていただきたいと考えております。

市長も年齢が私より一つか二つ上でいらっしゃいますので、大体70歳近くなると3期ぐらいなるのかな。大体およそ見当はつきますけれども、ぜひそうしたところについても注意して市政運営に当たっていただきたいと思います。

それから次に、名誉市民、それから表彰規定の見直しということも伺いました。端的にお尋ねし

ますが、市長御自身が名誉市民や表彰の基準に照らして対象にされた場合は市長はどうなさいますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど申しあげましたけれども、この表彰規定については長く市政全般にわたって、地方自治の功労ということもありますが、そういったところで市政の発展に貢献された方と理解をいたしますので、私は現時点ではまだ長いというわけではもちろんありませんので、そういったことは現時点では考えておりません。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 そんなに難しいわけじゃないんですね。

私もこうした問題につきましては、例えばこの前も全国議長の20年表彰で川越議員が表彰されましたが、そんなのやめるべきではないかと申しあげたことがあるんですが、これは何もけちつけるわけじゃないですよ。そういう意味からして、なった場合どうされますかということなんです。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども申しあげましたけれども、市政の発展ということの中には自治の振興、自治の発展に貢献した方ということの中にも当然入る、対象になると理解しているところでもありますので、議員の人もそうですけれども、首長もその対象からその顕彰の対象から外すということについては積極的に外す理由というものなかなか見つからないのではないかと理解しております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 こうした問題についてはおいおいいろんな機会に、別のところででもお話をさせていただきたいなと思っています。

それでは次に、放射線量の独自基準についてお伺いしたところでありますけれども、時間も大分経過しておりますので、端的にお聞きしたいと思います。文部省の言うように例えば小中学校・保育所等の測定に関しては砂場等も実施したいというお話でございました。市長もそうお答えになったと思いますが、実際、今やられているのは地上50センチとか1メートル、こういうところではかられて、0.1あたりを境にして0.12とか0.09とかその辺を条件にあると承知をしていますが、生活実態に合わせて地面とか砂場であれば地面とか、草むらであれば草むらの上とかそういうところで実測していただきたいなと思いますが、そうしたところについてはいかがですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今おっしゃるとおり、そういった実際の子供たちやあるいは市民の人たちが生活している高さ、レベルにおける測定というものを念頭に置きながら進めていきたいと思っています。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 所管は別ですが、教育委員会も同じですよ、考え方は。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 同じでございます。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ちょっと別な角度で教育委員会にお聞きをしたいと思いますが、給食の食材についてセシウムが検出された牛肉を食材として使ったということで報道がなされた自治体がありますけ

れども、本市では給食の食材などについての測定とかはやられておりますか。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 お答えします。

子供たちの安全安心というのが一番大事なことでありますので、食材の購入については特に地産地消ということを主に心がけておりまして、先日も牛肉のことについてありました。全頭検査のことで安全が確認されたという証明書をもって牛肉を購入するという、山形県産を対象にして購入するというので給食に供していますし、農産物についてもそれぞれ県で検査しているわけでありまして、そのことについても安全は確保されているのかなと考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ただいまの答弁はわかりました。

それで、この前実は中学校給食を試食させていただく機会がありました。その際に、私気にかかったものですからお聞きしますが、薬物ですね、薬物が冷凍食品を使っているということでの説明があったものですから、少し心配しているんですが、今地産地消のお話がありましたけれども、当時は私はJ Aさがえ西村山の方と連携されて仕入れなさっていると思っておったものですから、ちょっと困惑したんですが、そうした冷凍物の食材は生産地はどこになっていますか。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 野菜、薬物についてはできれば地産地消ですべて間に合えばよろしいわけですが、季節によっては当然入らないものもあるわけです。ただ、今私の手元にどこからという産地についてはわかりませんが、青果市場の方を通して、市場を通した品物で購入しているということしか今の時点では申しあげられません。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 青果市場から取り入れているから今わからないということではありますが、ぜひそういうこともお調べになって対応されるようお願いしておきたいと思えます。

あと1分少々になりました。

最後に、農産物の風評被害の対応をお伺いいたしました。県等の基準に基づいて調査方針であるということも答弁としてなされましたが、私ここに食の安全安心のためにというチラシも持っています。だから大体のことはわかりますが、ただきょうの朝日新聞にちょうどきょう入りました。「基準あいまい食に不安」という見出しでこういうふうに入ったんですね。その中に放射性物質の値が国の暫定基準以下あるいは不検出であっても、検出できなくても消費者の不安をぬぐえず生産の現場は戸惑うということで書いてあります。その中に筑波大大学院の氏家清和助教授ですか、この方が調べたらしいんですが、放射性セシウムの暫定基準であっても買わないと答えた人は県産米、いわゆる各地、茨城、宮城、福島県の県産米について首都圏で5割以上が、それから関西圏で6割以上に上ったということですね。不検出でも、検出できなくても買わないという人も首都圏で約3割、関西で約4割以上いたということでもあります。このことをぜひ踏まえて対応していただきたいということをお願いして、私の答弁を終わります。質問を終わります。

那須 稔議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号21番、22番について、17番那須 稔議員。

〔17番 那須 稔議員 登壇〕

○那須 稔議員 私は新清・公明クラブの一員として、通告してある件に関心を持っている市民を代表し、私の考えを交えながら質問をさせていただきますので、市長の見解を伺います。

それでは、通告番号20番、環境行政について伺います。

初めに、寒河江市環境基本条例の制定について伺います。

私たちの寒河江市は北に月山・葉山、東に奥羽山脈、南に蔵王、西は朝日連峰に囲まれ緑豊かな自然環境と田園の広がりから恵みを受け、清流寒河江川と山形県の母なる川最上川が流れる美しいまちとして長い歴史を築いてきました。この自然に恵まれた寒河江市も生活の便利さ、物質的な豊かさを優先した生活様式の変化に伴い、さまざまな環境異変が生じ急速な取り組みが迫られています。美しい郷土、そして地球を次世代に残していくことは今を生きる私たちの責務であります。このような環境問題に取り組むために、「共存・共栄」、「安全・安心」、「循環型社会」、「参加と協働」を柱とする取り組みの方向性を示した寒河江市環境基本条例を策定することが望まれます。

昨年12月議会での質問に対して市長は、平成5年に策定された環境美化基本方針から既に17年を経過し、時代環境も変化しており、そういった状況の変化を踏まえて来年度に全面的な見直しをしてまいりたいと考えている。そして環境美化基本方針の見直しの際には当然市民の皆さん及び事業者、行政も含めたすべての市民が協働の理念のもとによりよい環境を創造していくことを内容とする環境基本条例の制定も、当然のことながら念頭に置いて進めていかなければならないと考えているとの答弁をしています。

それに、新第5次振興計画においても環境を守り快適な暮らしの実現を目指し、将来にわたる自然と調和する快適な都市環境の構築を図るために寒河江市環境美化基本方針の見直しを図ることをうたっています。そこで伺います。

一つには、環境美化基本方針の見直しについてどのように検討されてきたのか。策定に当たってのスケジュールをどのように考えるのか伺います。

二つには、環境美化基本方針の見直し、あるいは計画の策定に当たっては市民合意の形成という観点から市民参加を促す手だてを講じる必要があると考えますが、この点についての考えを伺います。

三つには、環境に配慮されたまちづくりは行政だけではなし得るものではありません。市民、事業者の協力が必要と考えます。市民や事業者の合意形成を図るための取り組みについてどのように考えるのか伺います。

2点目には、温室効果ガス削減に向けた取り組みについて伺います。

現在の環境は大量生産、大量消費、大量廃棄による社会活動によって地球温暖化やオゾン層の破壊などといった地球的な規模の環境問題を引き起こし、私たちの生存基盤にまで影響を及ぼすに至っています。こうした環境問題の中で温室効果ガスによる地球温暖化については、その影響が広い地域に及び長い期間影響を及ぼすなど、地域から地球規模にまで及ぶ問題として深刻視されており、その解決には行政・事業者・市民が協力して一体となって取り組むことが求められています。

本市においては、平成21年から経済の活性化を目的としていますが、寒河江市住宅建築推進事業補助金を活用し、太陽光発電システムなどの設置に対する費用が助成されるなどの取り組みがされ

てきています。そこで、さらなる温室効果ガス削減に向けた取り組みとして以下の取り組みについて考えを伺います。

一つには、電動アシストつき自転車の購入費助成について伺います。温室効果ガス削減に向けた取り組みをしている先進市では、マイカー通勤から自転車通勤を検討する市民に対して、電動アシストつき自転車の購入について補助制度をつくっております。本市においても通勤や買い物時における自動車使用から自転車への転換を促進することにより二酸化炭素の削減を図り、地球温暖化対策を推進するための電動アシストつき自転車の購入費の助成をしてはいかがなものか考えを伺います。

二つには、公民館分館への太陽光発電システム設置助成について伺います。公民館分館は生涯学習の場として地域住民が集い来る地域の公的な施設であります。これらの公民館分館に、温室効果ガス削減などの温暖化対策の取り組みとして太陽光発電システム設置を希望する場合、寒河江市住宅建築推進事業補助金の対象外となっているため助成されません。地域住民の温暖化対策の取り組みの推進と太陽光発電等の有効な利用促進を図るためにも、公民館分館に対して太陽光発電システム設置の助成をすることについていかがなものか考えを伺います。

三つには、クールアース・デーの取り組みについて伺います。地球温暖化対策は自治体だけでなく各家庭や市民一人一人の取り組みが欠かせない重要な課題であります。ふだんの生活の中でエアコンを少し控えるなど、また水や電気を節約するなどといった身近にできる市民参加型の運動の推進が望まれます。そういった取り組みの一つがクールアース・デーであります。クールアース・デーは7月7日七夕の夜に全国で一斉に照明を消すことで温室効果ガス削減への国民の理解を深める運動として2008年に創設されました。毎年7月7日を地球環境の大切さを再認識し、家庭や職場における取り組みを推進するためとして七夕の日をクールアース・デーとして進められています。そこで伺います。

今回の震災、特に原発問題等があり節電意識の取り組みが叫ばれています。今後市民みんなで地球環境を考え、環境にやさしい取り組みの輪を広げ温室効果ガス削減に向けたクールアース・デーによるライトダウンなどの取り組みについての考えを伺います。

四つには、公共施設への太陽光発電システムなどの設置について伺います。平均気温の上昇や地球規模での気象が急激に変化しており、その原因は温室効果ガス排出によるものであることは科学的に疑う余地がありません。このまま排出が続けば私たちの生存基盤である地球環境に多大なる影響を与えることも懸念されています。そんなことから、地球温暖化対策として温室効果ガスである二酸化炭素を排出しない自然エネルギーの利用が注目されています。中でも、太陽の光を利用した太陽光発電はクリーンな石油代替エネルギーとして、ほかのエネルギーに比べ安定した供給源としてももちろんのこと、地球温暖化防止の観点からも新しいエネルギー源として期待されています。

本市においては、国の交付金において昨年白岩小学校と南部小学校に太陽光発電システムを設置しています。このように太陽光発電システムを公共施設に設置して積極的に活用されることが望まれます。そこで伺います。

地球温暖化防止のシンボルとして、役所みずから市民に対して温室効果ガス削減や節電などについて取り組みを周知するためにも、公共施設へ太陽光発電システムを設置する必要性が高いと考えますが、見解を伺います。

3 点目には、地球温暖化対策推進計画などの策定について伺います。

地球温暖化への国の対策として「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成10年に成立しました。その後、平成14年に改正があり、京都議定書の締結を受けて目標達成計画の策定、必要な体制の整備が図られました。この地球温暖化対策推進法においては、地方公共団体の責務として温室効果ガスの排出の量の削減のための措置を講じること。また事業者や住民が温室効果ガス排出の抑制などについて行う活動の促進を図るための情報の提供などについて努めるものとしており、地方公共団体に重要な役割があることを明示しております。そして、新第5次振興計画では、市内全域の温室効果ガス抑制のために地球温暖化対策推進計画を策定し、温暖化に対する意識改革を図るとなっています。そこで伺います。

一つには、各自治体において役所などみずからの事業活動で排出量を削減するなどの温暖化対策を進めることが義務づけられています。そこで、本市の市役所においても温室効果ガスの削減に向けた地球温暖化対策実行計画の策定が義務づけられていますが、どのようにされているのか伺います。

二つには、平成14年地球温暖化対策推進法の改正によって温室効果ガスの排出抑制等の計画の策定に努めるものとされ、地域推進計画の策定が法的に位置づけられました。昨日の一般質問の答弁で、来年度に策定する予定との答弁がありました。策定される地球温暖化対策推進計画について、位置づけをどのように考えるのか見解を伺います。

次に、通告番号21番、人に優しい対策について。

初めに、自殺予防対策について伺います。

平成22年度における交通事故死亡者数は全国で4,863人、これに対して自殺による死亡者数は3万1,690人となり交通事故死の6倍という恐ろしい社会現象となっています。交通死亡事故の撲滅を目指す取り組みは多く見られます。自殺対策についても十分な取り組みが望まれるところです。

自殺者が13年連続で交通事故死亡者の4倍から6倍を超える3万人台となっている現状の中で、国を初め自治体が自殺防止へ必要な手を打つことを責務とした自殺対策基本法が平成18年に成立しております。同法は、自殺が個人の問題だけにとどまらず、その背景に過労や倒産、いじめなどの社会的要因があることを踏まえ、自殺は社会の問題であると位置づけ、自殺対策を社会的な取り組みとして自治体の責務を明記しています。その上で、自治体に取り組むべき基本的な施策として一つには自殺防止に関する調査研究や情報収集、それに二つには自殺未遂者など自殺の危険性が高い人の早期発見システムの構築や発生回避など、三つには自殺未遂者と自殺者の親族に対する心のケア、四つには市民団体やNPOなどへの支援、五つには自殺防止に関する教育、広報活動の推進などが打ち出されております。このように自殺防止対策は基本法の成立によって大きなターニングポイントを迎えましたが、しかし依然として多くのとうとい命が失われています。自治体においても実行力ある有効な対策の実施が強く望まれるところです。そこで伺います。

一つには、本市における過去5年間の自殺者数の推移と自殺者の主な要因について、調べられる範囲内で伺います。

二つには、専門医による心の相談体制と自殺予防対策についてどのように取り組まれているのか伺います。

三つには、関係機関や団体と連携して本市の自殺者の原因や防止対策について推進し支援するた

めの自殺予防対策協議会の設置についての考えを伺います。

次に、視覚障がい者への取り組みについて伺います。この質問は辻議員からもありましたが、質問において重ならないように質問をさせていただきます。

視覚障がい者による身体障害者手帳の所持者は本市において現在112人の方がおられます。こうした方々に対する情報の提供の手段としては従来から点字が普及しており、公共施設や駅、エレベーターなどさまざまな場所でこの点字による案内を見かけます。しかしながら、中途失明の方がふえたこともあり、視覚障がい者のうち点字を判読できる方は全体の約10%程度にすぎず、大多数の視覚障がい者の方にとって情報を入手する手段としては音声に頼る以外にありません。そんな中、視覚障がい者への日常生活用具の給付として対象になっている活字文書読み上げ装置の設置を積極的に推進し、情報のバリアフリーをより一層進めていくことが望まれています。

それに一人では外出できない視覚障がい者に付き添って買い物などの外出の際に案内してくれる移動支援の取り組みも求められています。そこで伺います。

一つには、視覚障がい者の方々の情報バリアフリーを推進していくためには、本市においてこうした活字文書読み上げ装置の設置や音声コードによる情報提供を進める一方で、利用の方が利用しやすい環境を整えていくことも必要だと思います。そのためにまず、行政の窓口で活字文書読み上げ装置を導入してはいかがなものか伺います。

二つには、一人では外出できない視覚障がい者に付き添って歩行の介助や誘導するなどの移動のための支援の取り組みについて、業者による個別ヘルパー派遣もありますが、それとは別に身体障害者福祉協会などへ委託する形でガイドヘルパーとして登録し、必要に応じて視覚障がい者が利用できるようなボランティアを主体としたガイドヘルプの導入についての考えを伺います。

以上で第1問とします。

私の質問の中で、通告番号がそれぞれずれておりまして、最初の通告番号が20番が21番で21番が22番となりますので、よろしくお願いします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 那須議員からは環境行政について、それから人に優しい行政の展開、対策についてということで何点か御質問をいただきましたので順次お答えを申しあげたいと思います。

本市の環境行政につきましては、平成5年に策定をいたしました環境美化基本方針に基づいて市民、事業者、行政が一体となり自然環境の保全活用、快適な居住環境の整備に鋭意取り組んできたところであります。しかし、議員御指摘のとおり環境美化基本方針策定から17年が経過をして策定当時と都市基盤整備の状況を初め環境に対する市民の意識も大変変化してきておりますので、新第5次振興計画において環境美化基本方針の見直しを掲げたところであります。見直しの方法といたしましてはこれまでの環境美化基本方針というものを発展的に解消し、新たな環境行政の基本となる「寒河江市環境計画」を策定していきたいと考えているところであります。

この環境計画策定には、計画を位置づけるための条例の制定ということが必要となっておりまして、現在条例制定に向けた準備作業を進めているところであります。

次に、環境条例策定から環境計画策定に当たっての市民参加についてお答えを申しあげたいと思いますが、条例は環境計画を策定するための手続的な条例ということになるわけでありましてけれど

も、内容といたしましては目的、定義などを定めていく条例になるわけであります。この条例制定に当たりましては検討委員会というものを設置をして条例の骨格をまとめていただいて、その段階におきまして市報、ホームページなどを活用してパブリックコメントを求めて多くの市民の皆様から御意見をちょうだいしてまいりたいと考えているところであります。もちろん、条例の制定でありますから当然のことながら議会の皆さんにもお示しをして御審議をいただくということになってくるわけであります。また、環境計画策定におきましても、市民、団体、事業所、公募委員などで組織をします審議会というものを設置をして審議をいただく考えでございますが、条例策定、その後の計画の策定におきましても多くの市民の皆さんから御参加をいただいて議論をしていただくと考えているところであります

次に、環境に配慮したまちづくりと市民の合意形成についてお尋ねがございました。御指摘のとおり、環境に配慮したまちづくりは行政だけでなし得るものではないわけであります。本市におきましては、市民の皆さん、団体、事業者、行政が一体となって一斉クリーン作戦やらフラワーロード植栽事業を初めとするさまざまな環境美化事業が実施され、多くの方々に御協力をいただいているわけでございます。こうした合意形成を図っていくためには、各事業の実施に当たり市民の皆さんそれから事業者の皆さんの声を真摯に受けとめてこれを反映していくということが基本であろうと思います。引き続き、市民の皆さんの声を大切にしながら第5次振興計画で掲げております「環境を守り快適な暮らしの実現」に向けたまちづくりを進めてまいりたいと考えているところであります

次に、電動アシストつき自転車の購入費助成についてお尋ねがございました。電動アシストつき自転車については、山形県自転車軽自動車商協同組合の調査によりますと昨年度県内では約1,100台販売されております。全国的に見ても年々販売台数が増加傾向にあるようであります。自動車から自転車への転換が促進されれば、当然のことながら温室効果ガス排出が削減され温暖化対策の推進につながると考えているところであります。

御質問の電動アシストつき自転車の購入費の助成につきましては、既に一部の自治体において実施をされているようでございます。本市の温室効果ガス削減に向けた取り組みにつきましては、今後策定を予定しております温暖化対策推進計画の中で具体化されるものと考えておりますので、この電動アシストつき自転車への購入費の助成につきましても、計画策定時における議論の内容、他の自治体の状況なども参考にしながら検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、公民館分館への太陽光発電システム設置助成についてお答え申し上げたいと思います。現在、公民館分館を新築、購入、改造、増築する場合、または駐車場を舗装する場合については、公民館整備事業費補助金による助成制度があるわけでございますけれども、現在のところこの太陽光発電システムの設置は補助対象にはなっておりません。しかしながら、御指摘もありましたが、昨今の再生可能エネルギー特別措置法の制定など国のエネルギー政策として再生可能エネルギーの活用が求められている状況にあるわけであります。つきましては、多くの分館から要望が寄せられるという状況などによりまして、ただいまの補助金の交付規定を改正するなどの対応について教育委員会の方とも十分協議していく必要があると考えているところであります。

次に、クールアース・デーの取り組みでございますけれども、御指摘のとおり毎年7月7日をクールアース・デーとすることが平成20年に決定をされ、官公庁や企業を中心にライトダウンなどの

温室効果ガス排出削減に向けた取り組みが行われているところであります。ことし、山形県におきましては、震災の影響による電力不足に対応するため山形方式の節電県民運動を展開したところであります。節電と地球温暖化防止対策に鋭意取り組んでいることにつきましては、御案内のとおりでございます。

本市におきましては、今年度5月1日から10月31日までの6カ月間をクールビズの取り組み期間といたしまして、施設において冷房温度設定の見直し、照明機器の適正使用などを実施しているところでございます。また、市民の皆さん、事業所の皆様方には市報において節電と地球温暖化防止対策の呼びかけを鋭意取り組んでいるところでございます。本市といたしましては、引き続き市民、事業所、行政が一体となって温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを実施をしてクールアース・デーの周知にも一層努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、公共施設に太陽光発電システムを設置することについて御質問がありましたが、先ほど御指摘ありましたとおり、寒河江市におきましては、現在南部小学校と白岩小学校に太陽光発電施設を整備し、子供たちの地球温暖化に対する理解や環境教育に活用しているわけであります。先ほど申しあげましたが、太陽光などの再生可能エネルギーの活用の一層必要性については十分に認識しているところでありますので、本市の公共施設につきましては現在限られた財源の中でその重要性や緊急性を勘案しますと、耐震化というものを優先せざるを得ない状況にあるわけでありますが、鋭意その活用についても十分検討して進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、地球温暖化対策推進計画についてお答えしたいと思います。地球温暖化対策推進に関する法律によりまして、市町村が定める地球温暖化防止にかかわる計画というのは御指摘のとおり二つあるわけであります。一つは、地方公共団体の事務及び事業において温室効果ガスを削減するための実行計画であります。もう一つは、市全域の温室効果ガス排出抑制のための計画であります地域推進計画というものでございます。

まず、市の事務事業における実行計画につきましては、寒河江市の行財政改革指針・前期アクションプランにおいてお示しをさせていただいておりますとおり、今年度中の策定に向けまして現在準備を進めているところでございます。また、この計画の策定に当たりましては7月26日庁内に地球温暖化対策実行計画検討委員会というものを設置をいたしまして、各市有施設における温室効果ガス排出量の現状把握や温室効果ガス排出量削減を行うに当たっての問題点の把握及び改善点などについて鋭意協議を行ったところでございますが、具体的な取り組みの中身といたしましては、日中の時間帯における照明の消灯、パソコン等における省電力モードの徹底、ハイブリッド車等のエコカーの導入並びに適切な冷房温度設定による運転管理及び木材を活用したバイオマス燃料による暖房機の運転などについて実施検討しているところでございます。

二つ目の、市全域を対象とした地域推進計画につきましてはありますが、先ほど御質問にありました市の環境条例及び環境計画と密接に関連するものと考えているところであります。先ほど申しあげましたが、環境条例に基づいて環境計画を策定することになっているわけでありますけれども、この環境計画の目標を達成するための分野別計画がこの地域推進計画になってまいります。また現在、県においては県の環境計画を初め地球温暖化対策に係る計画についても鋭意見直しを行っている聞いておりますので、この寒河江市の地域推進計画につきましては先ほど申しあげました市の環境計画策定後に県の計画策定状況などを見定めながら、策定を進めてまいりたいと考えて

いるところであります

次に、自殺予防対策ですが、御指摘のとおり全国の自殺者数は平成10年以降3万人を超えているわけでありまして、平成22年度における自殺者数は3万1,690人ということでありまして、毎日90人近くの方が自らの命を絶っているということになるわけでありまして。こうした状況を踏まえて、国を挙げて自殺対策を総合的に推進するという観点から自殺対策基本法というものが平成18年6月に成立をし、施行されているわけでありまして。この基本法に基づいて国が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱が策定をされ、具体的な施策が明記されているわけでありまして。

お尋ねの、本市におきます過去5年間の自殺者数の推移でありますけれども、平成18年は16人、平成19年が6人、平成20年が18人、平成21年が6人、平成22年は5人となっております。過去5年間で51人となっているところであります。この主な要因、原因という質問でありますけれども、寒河江市に限った原因・動機別の状況というのは公表されておきませんので、県の平成21年度の状況によりまして、健康問題が最も多く、続いて経済・生活問題、家庭問題の順になっております。健康問題では精神障害のうつ病や統合失調症が多く、経済・生活問題では負債、生活苦、失業等が多いようでございます。

次に、心の相談体制と自殺予防対策の取り組みについてお答えしたいと思いますけれども、ハートフルセンターの窓口におきまして健康相談という形で来庁される方には随時対応し、電話による相談も行っているところであります。また、社会福祉協議会でもふれあい相談を行っておりまして、お互い連携を図りながら対応しているところでありますが、専門的な指導が必要とされる場合には県の保健所や精神保健福祉センターなどの相談機関と連携し対応しているところであります。

今年度は国の地域自殺対策緊急強化事業によって自殺予防PRのために相談窓口等に関する広報用パンフレットを作成をいたしまして、この10月に全戸配布を行いまして普及活動に努めてまいることにしております。また、精神科専門医による相談を10月から実施をして心の健康や生活にかかわる相談に取り組み、悩み軽減や早期解決に努めていきたいと思っております。自殺者を出さないよう医療機関を含め関係機関とさらに連携を深め対応していきたいと考えているところであります。

次に、自殺予防対策協議会の設置についてお尋ねがございましたが、国の自殺対策の指針であります自殺総合対策大綱では、都道府県及び政令指定都市においてさまざまな分野の関係機関、団体によって構成される自殺対策連絡協議会等を設置するというにされているわけでありまして。山形県におきましては自殺対策推進会議というものを設置をして総合的な自殺対策を推進してきているところでございます。また、精神保健福祉法におきましては、都道府県が精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図ることになっているわけでありまして、県主催による自殺対策担当者会議、地域自殺対策研修会、さらには県精神保健福祉協会によりまして事例研究検討会など開催をして市町村との情報共有を図りながら担当職員のレベルアップを行っているところであります。各保健所、県精神保健福祉センター、そして社会福祉法人いのちの電話などとも十分連携を密にしながら自殺予防に努めている状況にあるわけでありまして。

県の自殺対策推進会議につきましては、医療、警察、司法、教育、労働経済、福祉、行政などの関係機関で構成されている会議でありまして、広域的、専門的な立場にある有識者が自殺者の原因や予防対策について調査、分析、協議を行って対策の推進に努めているとお伺いしているところであります。

議員の御質問にありました本市の独自の協議会の設置ということではありますが、県の自殺対策推進会議の動向、他市の状況などを見きわめながら対応してまいりたいと考えておりますが、いずれにいたしましても自殺予防対策というのは御指摘のとおり大変重要な課題と理解しておりますので、今後ともよりきめ細かな対策を鋭意講じてまいりたいと考えているところであります。

次に、視覚障がい者の方々の情報のバリアフリー化の推進についてお尋ねがございましたが、特に行政の窓口で活字文書読み上げ装置を導入してはいかがかということでもあります。視覚障がい者の方々に対する行政情報提供につきましては先般の辻議員の御質問にもお答え申しあげましたが、ボランティア団体の「おとわの会」が市報等の内容を録音したカセットテープの配付を行っているわけでありまして、大変好評であるとお伺いをしているところであります。

現在身体障害者手帳所持者で等級が1級・2級の重度の方は、8月末現在で約60人の方がいらっしゃいます。この60人の方、ほとんどが家族と一緒に暮らしをされているようでございます。市の窓口には視覚障がい者の方が家族や知人の方を伴って来庁されるか、家族の方が代理で必要な手続をされているというのがほとんどとなっているところであります。

御質問の活字文書読み上げ装置を活用していくためには、御案内のとおり視覚障がい者御自身がパソコンで自分の意思や伝えたい情報を音声コードに変換をしてその印刷されたものを持参することが前提になるわけでありまして、障害者福祉サービスの日常生活用具としての読み上げ装置、さらにはパソコンで音声コードに変換できるソフトも補助対象にはなっておりますので、その普及が図られることがまず肝要かと思っております。議員御提案の件につきましては今後視覚障がい者の方々の要望、他の市の状況なども十分参考に検討してまいりたいと考えているところであります。

最後に、ガイドヘルプの導入についてでございます。お一人では外出できない視覚障がい者に付き添って、歩行の介助や誘導をするための移動支援の取り組みということになるわけでありまして。このガイドヘルプの派遣事業と申しますのは、ガイドヘルパーとして協力をいただける方を市町村に登録をしていただいて利用したい障がい者の方々から申請がありますと、その申請内容を審査をして派遣していくというものでございます。実施形態は市町村が窓口となり実施しているところでもありますとか、身体障害者関係団体に委託をしているところもあるようであります。寒河江市の移動支援事業につきましては先般もお答えしたところでありますけれども、福祉サービス事業所に委託をして実施しているところでもあります。平成18年に障害者自立支援法が施行されまして身体障害・知的障害・精神障害の福祉サービスについて一元化されたわけでございます。自立支援法の施行前から視覚障がい者ガイドヘルプ派遣事業が実施されていた市町村もありまして、自立支援法の施行に伴って市町村の創意工夫により利用者の状況に応じて柔軟に実施できる、地域生活支援事業の移動支援事業に整理統合された経過があるわけでございます。

また、このたびの自立支援法改正によりまして重度の視覚障がい者に移動支援を行う新たなサービスとして、同行援護がこの10月から導入されることになっております。同行援護の対象となる方は同行援護を利用して、また対象とならない方については現在の移動支援事業を利用させていただくということになるかと思っております。

議員の御提案のガイドヘルプの事業の導入につきまして、今行っております移動支援事業の利用状況などあるいは新たに始まる同行援護の状況などを見ながら検討していきたいと思っております。いずれにしても福祉サービスの充実に鋭意努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたい

と思います。以上であります。

○高橋勝文議長 那須議員。

○那須 稔議員 それでは、引き続いて質問をさせていただきたいと思います。

多岐にわたる質問に対しまして丁寧にお答えいただきまして大変にありがとうございました。

環境基本条例の制定でありますけれども、先ほど市長は現在条例の制定についてそれぞれ取り組んでいるという答弁がありました。今年度中に当然出てくると思うんですけれども、条例と一体になるのが計画だと思うんです。ですから、その計画はいつまでにつくられるのか。

先ほどの話ですと、地球温暖化推進計画が来年度つくるわけですから、当然地球温暖化推進計画というのは、条例と計画に当然ぶら下がる格好でついて回りますから、そういう意味では条例と計画いつごろまでに出されるのか、スケジュールは非常に重要になってくるのではないかなと思いますので、その辺のスケジュールについてお聞きをしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 まず、条例の制定につきましては現在制定に向けた準備作業を進めているとお答え申しあげましたが、今年度、できれば今年度の策定を目指して来年度から施行していきたいと考えているところであります。先ほども申しあげましたが、計画、環境計画の前提となる位置づけを決めるための条例でありますので、条例の制定を踏まえて環境計画が策定に向けて取り組むということになりますから、条例が制定し、そして来年度環境計画を策定していくという今のところ予定をしているところであります。それに伴って地域の温暖化の計画も進めていくということになるかと思っています。

○高橋勝文議長 那須議員。

○那須 稔議員 具体的なスケジュールはすぐには出てこないかと思いますが、これは大事な条例でもあるし計画でもあるので、その辺はスケジュールはちゃんと決めていただいてその上で作成していただくことが大事なのではないかと思っています。

それと、環境条例というのは寒河江市の環境にとっての憲法みたいな条例ですから、非常に重要な条例であるし計画です。それで、先ほど条例をつくる際には検討委員会を立ち上げ、また計画をつくる際には審議会、条例で定めた審議会となりますので、その審議会の中で作成するという話もある。これは非常にメンバーといいますか、当然条例についてはどういう形でされるのか。それから計画については先ほど市民の声ということが出てまいりましたけれども、どういう形で市民の声をとられるのか。当然これは策定委員会の中には市民が入ってくると思いますけれども公募の規定などを見ますと、20%以上の規定もあるし、それから市民参画の計画を見ますと女性については3割ということが出ておりますけれども、実際には環境条例計画というのは非常に女性の声とかあるいは市民の声というのが重要になってくるのではないかなと思いますけれども、その辺どう考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 条例制定のための検討委員会、それから計画策定のための審議会ということでありまして、基本的には同じような構成で進めていきたいと思っています。もちろん、条例制定には審議会という名称はもちろん使わないわけでありまして、基本的に条例制定のための検討委員会についても審議会と同様に女性のメンバーでありますとか公募のメンバーでありますとか、そう

いった市民の方の広く参加できるような検討委員会を設置をしてまず条例の検討をしていただく。条例ができて、もちろん条例は議会で御可決いただかなければなりません、その後の計画の策定についても、その条例のための検討委員会のメンバーが基本的に審議会のメンバーに移行できるようになってはどうかということで、今内部で検討しているところであります。いずれにしても、検討委員会も審議会についても多くの市民の皆さんの声を反映するような体制というものをつくっていくようなことで今検討を進めていると御理解をいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 那須議員。

○那須 稔議員 当然、市民の声というものを条例の作成の検討委員会と、それから計画策定、同じような構成メンバーと言われましたけれども、これから当然市民の声をとるためには公募ということが始まってくるわけですが、その点先ほど言ったようにどの程度の公募をされるのか。あるいは女性についてもどの程度参加されるのかなどについて、再度質問をさせていただきますけれども、これは非常に重要な時点で市民の声というの、当然とっていただくということになるんですけれども、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今検討中でありますけれども、御指摘のように女性の委員については30%という一つの目安がありますし、また公募委員についてもできるだけ多くの皆さんに参加していただく、あるいは3人とかそういう形になるのでしょうか。具体的な数字は別でありますけれども、そういった市のいろんな審議会等での構成メンバーにとっても、構成メンバーと同様の、そういう委員構成で進めていきたいと考えております。

○高橋勝文議長 那須議員。

○那須 稔議員 それから、この条例の進行管理でありますけれども、条例がつくられて当然進行していきます。進行管理については、どうされるのか。計画ですね、計画の進行管理、済みません。当然条例をつくって計画をつくりましますから、計画の進行管理、先ほどの市民の声というのも当然とっていききたいという話がありましたけれども、その条例の進行の中に途中でどのくらいの達成率といいますか、あるいは地球温暖化の中に入ってくれば削減量についてなども入ってくるわけですから、その辺の進行管理、当然大きな組織をつくれるのか、その中で進行されていくのか、その辺の管理についてお聞きをしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のように、これからのいろんな計画というものは、第5次振興計画も同じでありますけれども、達成それぞれの計画の進捗状況、達成状況というものを公にしてそれに対していろんな御意見をいただくというのが必要かと思ひますし、この環境計画につきましても御指摘のとおりその進行状況についてお示しをして公表しながらさらに御議論いただく、市民の皆さんからいただくという形で進めていきたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 那須議員。

○那須 稔議員 それといま一つは、環境というのは非常に大事で、進行管理する中でアクションといいますか、実行計画、要するにこの部分とこの部分に対しては当然力を入れて重点的に達成するというような実行計画というのも出てくると思うんですけれども、その辺の実行計画等について今回の環境、条例、計画、進行管理の中でその実行計画などについて考えているのかどうかお聞きを

したいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 実際の計画というんですかね。具体的なアクションプランということになるかと思いますが、先ほど申しあげました温暖化のための地域計画なども一つだと思っているところでもありますので、環境計画全体の計画の具体的な分野ごとの計画というものがそれぞれ出てくると理解をしているところでもあります。また、具体的な分野ごとのどういう計画をつくっていくか、どういうアクションプランを立てていくかということについては、環境計画の策定の中でも大いにいろいろ御意見をちょうだいしていくことになるかと思っています。

○高橋勝文議長 那須議員。

○那須 稔議員 時間がありませんので絞って質問させていただきますけれども、次に、公共施設への太陽光発電設置ということについて質問させていただきたいと思います。

先ほど市長の方からは当然地震が起きたばかりですから、地震対策の方に力を入れながら太陽光についても活用ということで答弁がありました。それで、先ほどの第1問でも話しましたが、市の方では白岩小学校と南部小学校、これは環境といいますか、教育といいますか、そういうものを主体としながら、当然節電も意味しながらセットされていると思うんですけれども、公共施設について当然古いものがあるわけですので、太陽光が設置できるものかどうかということも当然懸念されるものもあると思うんです。その辺について公共施設について調査をするような考えがないのかあるのかどうか。それから、これから新築される公共施設についてはどうされるのかお聞きをしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 これから仮に新築するような公共施設があるということであれば、当然のことながら太陽光発電というものを念頭に置きながら建設を進めていかなければならないと思っておりますが、現在の使用施設について太陽光発電の設置可能性があるかどうかということについてははまだ調査をしておりませんので、そこは検討していかなければならないと思います。

○高橋勝文議長 那須議員。

○那須 稔議員 それでは、私は新清・公明クラブでことし7月会派で視察に行ってきました。これは川越市であります。川越市は平成9年から太陽光発電を導入していきまして、今回政府で平成17年からやられている補助制度の見本になった市でありまして、非常に200ぐらいの市の施設があるんですけれども、今のところ80が太陽光発電を導入していると。学校56はすべて導入になっているという話でありました。

この市では公共施設については当然対価でいきますと、太陽光発電は非常に少ないわけですから対価にならないんですけれども、市民サイドに対する訴えということから公共施設に太陽光発電を設置をしてきたということを言われておりまして、非常にアピール性が高いということでありました。そして太陽光発電につきましては、市民の方々についても当然補助制度が、国でもありますので、市でもありましたから、県でもありましたから、そのような補助制度を使ってその平成9年から既にやられているということで非常に前向きな姿勢が感じられるなということを見てまいりました。

寒河江市にとっても、当然これから今言ったように進めていくわけでありまして、川越市

の例などを、この辺話をしましたけれども、市長のその辺の見解どうなのか。当然学校全部、公共施設についても半数ぐらいのものが設置なっております、これから新しくつくる公共施設はすべてこの太陽光設置をするということを言っておられますけれども、市長の見解をお聞きをしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今、那須議員御指摘ありましたけれども、これまでも国はもちろんでありますけれども、県も市においてもいろんな促進のための支援措置を講じてきたところであるわけでありすけれども、何せ雪国であるということが一つのネックになってなかなか普及が図られていない、少ないという状況もあるわけでありす。行政の施設がその範をとるべきではないかという意見ももつともだと思っているところでありすので、我々も先ほど御答弁申しあげましたとおりでありすけれども、できる限り今後太陽光発電施設の導入につきまして検討を進めていきたいと思ひます。

○高橋勝文議長 那須議員。

○那須 稔議員 最後になりますけれども、1点だけ地球温暖化実行計画、先ほど市長の方からは今庁内の方で取りまとめているということがありました。これはどう処理をされるのか。削減された量、あるいは対策、それからアピール度、その辺を当然市報とかホームページの方で公表すべきではないかなと思ひますけれども、その辺について今後の取り組みの仕方、どう考えていらっしゃるのかお聞きをしたいと思ひます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 もちろん、市内全域の計画はもちろんでありますけれども、寒河江市役所、市の行政の取り組む実行計画についても、我々としてある程度姿がまとまった段階においては市民の皆様にお知らせをしていく、あるいはいろんな御意見をちょうだいすることを当然考えていきたいと思ひているところでありす。現在、取りまとめ中でありすので、御理解を賜りたいと思ひます。

散 会 午後 2時26分

○高橋勝文議長 これで一般質問は全部終了いたしました。

以上をもちまして本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会をいたします。

御苦労さまでした。

平成23年9月9日（金曜日）第3回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員長
高子武	農業委員会会長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	丹野敏晴	財政課長
犬飼弘一	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
奥山健一	水道事業所長	櫻井幸夫	病院事務長
荒木利見	教育長	小畑広明	学校教補佐員
清野健	生涯学習課長	片桐久志	監査委員
大泉辰也	監査委員長		

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第 5 号

第 3 回定例会

平成 2 3 年 9 月 9 日（金曜日）

午前 9 時 3 0 分開議

再 開

- 日程第 1 認第 1 号 平成 2 2 年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 2 認第 2 号 平成 2 2 年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第 3 号 平成 2 2 年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第 4 号 平成 2 2 年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第 5 号 平成 2 2 年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 6 号 平成 2 2 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 7 号 平成 2 2 年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第 8 号 平成 2 2 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第 9 号 平成 2 2 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について
- 〃 1 0 認第 1 0 号 平成 2 2 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 1 1 認第 1 1 号 平成 2 2 年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- 〃 1 2 議第 4 7 号 平成 2 3 年度寒河江市一般会計補正予算（第 4 号）
- 〃 1 3 議第 4 8 号 平成 2 3 年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 〃 1 4 議第 4 9 号 平成 2 3 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 1 5 議第 5 0 号 寒河江市市税条例等の一部改正について
- 〃 1 6 議第 5 1 号 寒河江市都市計画税条例の一部改正について
- 〃 1 7 議第 5 2 号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 〃 1 8 請願第 5 号 3 0 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出に関する請願
- 〃 1 9 請願第 6 号 原発からの撤退と自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 2 0 質疑
- 〃 2 1 予算特別委員会設置
- 〃 2 2 決算特別委員会設置
- 〃 2 3 委員会付託
- 休 憩
- 再 開
- 日程第 2 4 寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選結果報告について
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前9時30分

- 高橋勝文議長 おはようございます。
ただいまから、本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

- 高橋勝文議長 日程第1、認第1号から日程第19、請願第6号までの19案件を一括議題といたします。

質 疑

- 高橋勝文議長 日程第20、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。
認第1号に対する質疑はありませんか。新宮議員。
- 新宮征一議員 この場で質問するのが妥当なのかあるいは決算特別委員会なのか（「マイクをつけてください」の声あり）所管の委員会で質問すべきなのか悩んだんですけれども、決算の処理の仕方にかかわる問題なのでこの場で質疑させていただきたいと思います。よろしいですか。
- 高橋勝文議長 はい。
- 新宮征一議員 決算というのは当然予算に対してどのぐらい金を使って、何らかの理由があって、不要になったと、いわゆる不用額ですね。支出済額、それから不用額、そしてもう一つは翌年度に繰り越すと、繰越額と三つで合わせたものが当然予算額に匹敵してくるわけなんですけれども、今回気がついたのは翌年度の繰越額、これでこれまでは私は翌年度に繰り越すというのはほとんどが繰越明許費、これで処理されてきております。ところが、今回の平成22年度の決算書を見ますと、翌年度への繰越額の中で処理の仕方、繰越明許費と事故繰越しと、こういう処理がなされております。したがって、事故繰越し額というのはどういう性質のもので、一般的に使っている繰越明許費からこれを分類するというのはどういうことなのか、どういうことかというよりその中身ですね。事故繰越しの中身を説明してもらえば、当然繰越明許費との違いがわかってくるわけなんですけれども、その辺についてお尋ねをいたします。
- 高橋勝文議長 丹野財政課長。
- 丹野敏晴財政課長 それでは、繰越明許費と事故繰越しと二つの違いということでございますけれ

ども、繰越明許費につきましては議会の議決を得て翌年度に繰り越すということになってございます。つまり、今年度完成が見込めないということで事前に前もって翌年度に繰り越すという場合、議会の議決を得て翌年度に繰り越すということになっております。

事故繰越しにつきましては、一たん予算に計上した後何らかの事由により年度内の完成が困難になったという場合には、事故繰越しということでこれは議会の議決を得ないで繰り越すことができるというものでございます。

今年度その事故繰越しということで非常に多かったわけですが、これは東日本大震災によりまして、例えば工事の方の材料が調達ができなくて平成22年度で完成できなかったという、そういった特殊な事情がありましたので今回事故繰越しということにさせていただいたということでございます。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 今回の説明ですと、当然議会の議決を必要とするものとそうでないものの違いだという、十分わかりました。そして、今回これが特に目立つのは現業関係なんですね。いわゆる第8款の土木費、しかもその中でも第13節の委託料あるいは15節の工事請負費、中にはこれに二つに使い分けられている部分もあるんですけれども、それから下水道事業会計ですね。そういったもので、ほとんどが13節と15節に分かれているので、今の財政課長の説明でその区分についてはわかりました。

今回は東日本大震災によって事故繰越しというのが非常に多くなってきたというのが十分理解できるわけですが、これまではそういったものはなかったと理解してよろしいんですか。

○高橋勝文議長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 事故繰越しは過去にはあったと思います。これは用地取得のおくれというところで過去に何年か前に1件あったと、あと駅前の方の、特別会計の方の事業でも事故繰越しというのがあったと記憶しております。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 一般会計そのもので、税収ですね。市税初め、市営住宅、そういうそれと、保育所ですね、そういう滞納のがかなりあるような感じもいたします。その辺のことをどのようにやっていられるのかお知らせくだされば幸いです。

また、この予算は市長が就任されて2年目の予算でありますし、その辺の評価といいますと市長は何点点数つけられるのかと私思っ、一応お聞きしたいと思っております。

○高橋勝文議長 犬飼税務課長。

○犬飼弘一税務課長 お答えいたします。

税の滞納繰越額ですけれども、繰り越しですけれども、滞納繰越しにつきましては滞納繰越分の納税額以上に新たな滞納が発生して累積しているような状況にございます。近年の景気低迷により所得の減少などにより、納税額が単年度分の課税額まで至らずに累積している方も多数おります。今回は年度末の特別納税相談の実施中に3月11日に発生した東日本大震災の影響なども、大きく収納に響いたと受けとめてございます。なお、繰り越し分が発生、増加しないようにさまざま滞納整理の一連の作業をしているわけですが、今年度におきましてもコールセンターの設置や納税相談員の制度もつくりまして滞納処分に係る一連の業務をさらに推進し、税の公平性が損なわれ

ないように努めてまいりたいと考えております。

よろしくお願いします。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 議員御質問の市営住宅の滞納のことにつきまして、状況について御報告したいと思います。

平成19年以降については100万円を切るような形で滞納額については順次削減してきたところでございますけれども、本年度も87万8,000円という金額の滞納分が発生してしまいました。対象者は6人ほどいらっしゃるわけですが、個別に面談して計画的な納入についての計画を立てるということで個別指導を行っているところでございます。計画書の提出などもお願いしているところでございますけれども、それが実施できないということになれば保証人も含めて指導しているわけですが、長期にわたるような状況があれば退去も含めて検討しなければなりませんけれども、現在個別指導を実施して納入について促進を図っているところでございます。

以上でございます。

○高橋勝文議長 柴崎子育て推進課長。

○柴崎良子子育て推進課長 保育料の滞納につきましては年々やはり増加傾向にありますが、できるだけ現年分で子供さんを預かっている間に滞納を少なくして、過年度分についても頑張って納税というか納めていただくように指導はしておりますけれども、昨年10月子ども手当の支給分につきまして滞納が大分たまっている方につきましては現金で窓口払いなどにしまして返済計画などを提出していただきまして、できるだけ滞納額が少なくなるように頑張ってきたところでございまして、平成21年度から見ますと数字にも出ておりますけれども、前は1,000万円ちょっと超えておりましたけれども900何万円ということでさらに少なくするように頑張ってまいりたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 今保育所のがありましたけれども、指定管理者がなっているところが2カ所あるはずで。そのうち市直営と指定管理者の割合でどちらの方が多いのでありますか。

○高橋勝文議長 柴崎子育て推進課長。

○柴崎良子子育て推進課長 指定管理者につきましても、保育料につきましては市で決定して市で納付の方もしておりますので、指定管理者との割合というものは特段多いとか少ないとかはないようです。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 冬の除雪でありますけれども、各地域に山間部と平野部で違いますけれども、その間で市の除雪車初め民間から借り上げている業者にやっているものがありますけれども、燃料の高騰などでやはりその辺の開きなどはどのように対応なされているのか、また委託している業者が物損事故や交通事故などがあつたのかどうか。あつたなら早急に市に報告あつたのかないか、その辺お願い申しあげます。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 除雪についてでございますけれども、市内の除雪につきましては直営と委託と両方やっているところでございます。路線ごとに分けながら対処しているところでございますけれども、現在除雪の延長に占める委託率は80.7%、これは平成22年度でございます。委託業者数

は38社でございます。除雪の燃料等の高騰ということでございますけれども、現時点において昨年につきましては今回の冬につきましては大変な大雪でございまして、補正等もお願いしながら実施させていただいたところでございます。ただ、寒河江市の場合につきましては除雪協力会ということで、関係除雪団体との良好な関係を持ちながら実施しておりますので、計画的に除雪ができてい
るのではないかなと思っているところでございます。

本年度につきまして、交通事故等の報告については本年は事例はなかったのではないかと思います。ただ、除雪した中で例えばブロック塀を傷つけたとかそういった事案はあったようでござい
ますけれども、それについては業者の方に過失がないということであればこちらの方で修繕というこ
とで対処しているのが実態でございます。

以上でございます。

○高橋勝文議長 認第2号に対する質疑はありませんか。手を挙げて、挙手をしてください。

認第2号に対する質疑はありませんか。（何事か言う者あり）認第2号に対する質疑はありませ
んか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 今の問題で早急に休憩して議運を再開して検討させるようお願い申し上げます。

○高橋勝文議長 暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 9時47分

再 開 午前10時11分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会運営委員会の結果につきまして、
議会運営委員長の報告を求めます。沖津議運委員長。

〔沖津一博議会運営委員長 登壇〕

○沖津一博議会運営委員長 ただいまの議会運営委員会の協議の結果について申し上げます。

ただいまの進行につきましては、認第2号に進んだものとして取り扱い、認第2号以降は「ほかに
質疑はありませんか」という確認をすることに決まりましたので、よろしくお願い申し上げます。
以上、御報告申し上げます。

○高橋勝文議長 ただいま、沖津議会運営委員長より報告がありましたように決していかがでし
ょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高橋勝文議長 そのように決しました。

認第2号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 下水道でありますけれども、寒河江市の下水道は昭和58年10月から供用開始されて
おります。その中でやはり自分も何回か問題視してきたものが汚泥の処理であります。汚泥の処理、
セメントの原料になると聞いておりますけれども、大体1カ月単位年間どのぐらい発生の量がある
んでしょうか。そしてセメント会社に運んでいる、売るといふか、その金額は幾らになるん
でしょう。また、下水道工事に対して負担金というものも発生するわけでありまして。その負担金の割合、
それも滞納があるのかどうかであります。あそこは職員と一緒に業者に管理委託されてお
りまして、ずっと同じ会社であります。その辺で業者の管理するときの、そういうことに対し、競争
を意識するために入札などを考えているわけあるのかないのかであります。

下水道の使用料に対しては水道料金と一緒にっておりますけれども、井戸水も使っている方もいると聞いておりますけれども、3月末まで井戸水の利用者は何人だったのかであります。滞納者初め負担金ですね、受益者負担金、工事やるときの滞納もあると思われましてけれども、その辺の実態はどのようになっているのでしょうか。

○高橋勝文議長 山田下水道課長。

○山田敏彦下水道課長 質問が非常に多い……、順次お答えしますが、抜けた場合はまた追加させていただきますのでよろしくお願いします。

最初に、汚泥の量でございますが、1日当たり7.1トン、年間にしますと約2,500トンという数量でございます。

それから、セメント会社という処理、汚泥の処理上についてのことでございますが、セメント会社につきましては岩手にございまして、3・11の震災で被災しましてその後復旧のめどが立っていないということがございます。平成22年度につきましては、その時期までそちらの方に処理を行って委託しております。全体の半分程度が、そのセメント会社の方に処理を委託しているところでございます。

それから、業者の方が現在委託している処理業者は3社でございますが、近年汚泥の処理業者が非常に県内でも多く出ておりますので、その入札関係でございますが、今年度からこれからでございますが、その入札を検討しているところでございます。検討といいますか、入札をすべく準備しているところでございます。

それから、井戸水の関係の話がございました。井戸水の利用者につきましては、汚水量の認定ということでプラス水道で利用した分にプラスなるものでございますが、現在井戸水を使用している件数は123件でございます。

それから、滞納関係の対応ということでございますが、こちらに関しましてはやはり個々に負担金、分担金、それから使用料等でございますけれども、すべて個別に自宅訪問を行いながらいろいろ御相談をさせていただきながらその催促を進めているという状況でございます。

汚泥の処分金ということでございますが、合計3社の合計、そして汚泥の処分ににつきましては処分委託料とそれから搬送関係の委託料で構成されております。業者は違いますが、その合計で約4,787万8,000円でございます。

以上です。

○高橋勝文議長 佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 やはり寒河江地区、大きい人口であります。その中で一応文化的な生活していると、やはりいろいろと水道料金上がれば使用料金も上がるわけでありまして、下水道。やはりどうしても、だったら井戸水使うかなという家庭もあるような感じもいたしますけれども、その辺の年次計画を立てしっかりと運営されるようお願い申し上げます。

○高橋勝文議長 ほかにございませんか。

認第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第4号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 やはり、国民健康保険はみんな安心して使える状態になっていけばいいんですけれ

ども、やはり滞納しますと半年だの3カ月だの1カ月だのというものがペナルティーとして課せられます。寒河江市でも恐らく滞納している方も当然いるわけであります。その辺の対応ですね。どのように取り組んでいるのか。また、件数は何件くらいあるのでしょうか。大体、発生したときからその対応なるまで、何年ぐらい、何カ月ぐらいかかるのでしょうか。

○高橋勝文議長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 ただいまのは恐らく短期証のことで資格証のことで御質問ということで、1点は。そういうことでございますので、平成22年度資格証の交付世帯でございますが、74世帯になっています。また、短期証の交付世帯であります、222世帯になってございます。

以上です。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 合わせて約300件近くありますけれども、そういう発生するまでの間、期間、月日ですかね、大体どのぐらいで把握なされているのでしょうか。それとも医療機関からいろいろ問い合わせあつてなるのかであります。その辺の取り組みですね。どのように対応なされているのでしょうか。

○高橋勝文議長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 滞納者の措置の関係と理解して、質問ということでございましょうか。

滞納しますと、すぐに短期証とかあるいは資格証という発生ではなくて、どうしても滞納しますと私どもの方ではいわゆる納税相談の通知を健康福祉課ではしてございます。納税相談に応じてくださる方、あるいは滞納している方で分納されている方もいらっしゃいます。そういう方ではなくて、悪質でしかも納税相談にも応じない方々について措置委員会ということで年2回ですけれども、庁内の措置委員会をしまして、その中で先ほど申しあげた短期証なり、つまり資格証というのは御案内のとおり国民健康保険の資格を持っていますが、窓口では10割負担していただくという制度ですけれども、ですからそのようなことで対応しています。

○高橋勝文議長 ほかにありませんか。

認第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第10号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 寒河江市立病院ですね。寒河江市初め西村山地域、河北病院に次いで大きい病院でありますけれども、なかなか経営上が大変であります。一般会計からも監査委員の指摘のとおりかなりの繰出金が行われております。初めは160、今は125の入院ベッドがありまして平均しますと80

弱であります。2年前から院外薬局でありますか、表でお薬もらうようになりましてけれども、自分から考えますと薬剤師が6名でしたか、存在しておりますけれども、その辺の経営にも大きくかわっているんじゃないかなと私なりに思います。また、病院の看護婦さんですね、患者1人に対して10人ですか。入院患者125のベッドあって平均的80でありますけれども、その辺のことを考えながらどのようにやっていかれるのかどうか、内部検討でなされたのかどうかであります。

また、監査委員にお聞きいたしますけれども、その辺を強く意見書に反映されているのかどうかであります。

○高橋勝文議長 櫻井病院事務長。

○櫻井幸夫病院事務長 お答え申し上げます。

この件は、市立病院の現在の経営状況を受けての、一つは薬剤師の業務状況、あるいは看護師の配置状況という2点の御質問かと思っておりますけれども、それについてお答え申し上げたいと思います。

まず、薬剤師の業務でございますけれども、御指摘のとおり今6人の体制で従事しております。平成20年6月から院外処方になっておりまして外来の部分については院外薬局での調剤と、こういう形になっていることは御承知のとおりでございます。

それで、今の業務でありますけれども、薬剤師の業務、複雑多岐にわたっておりまして、特に今は入院患者さんの薬剤管理指導といいますか、こういったことを中心にしながらお薬の指導でありますとかあるいは持参薬の調査とかあるいはそういったことで医師の負担軽減といいますか、そんな形でも頑張っているところでございます。あと、医薬品の安全情報等の管理加算ということで、いろいろお薬は日進月歩でございますので、そういった情報を集めたりあるいは院内で提供したりと、こういう業務を行っていただいているところでございます。抗がん剤の調整といいますか、これは従前看護師さんが行っていたわけですが、こういったことを薬剤師さんが分担して行っていると。こういった中でチーム医療の一翼を担っていただいているということの状況でございます。

それから、看護師さんについてでありますけれども、看護師につきまして9月1日現在の状況を申し上げますが、現在常勤の看護師さんが75人でございます。それから臨時の看護師さんが4人。パートの、いわゆる看護補助職員といいますか、この方が10名いらっしゃいます。合わせて89名体制となっているわけですが、このうち3人が育児休暇、1人が病気休暇という形になってございます。そのスタッフでそれぞれ三つの病棟、あるいは外来、手術室、あるいは地域連携室という形で配置しておるわけですが、特に病棟勤務についてでございますけれども、御案内のとおり病棟勤務につきましては今、夜勤が可能な臨時の看護師さん含め52名の体制でシフトをしております。御指摘のように10対1の入院基本料の看護基準でそれぞれの病棟に配置しているわけですが、365日3交代制、準夜、深夜、2人ずつ、これ毎日回しているわけです。所定の休暇などを含めた所定の勤務日数、あるいは夜勤には72時間ルールというのがございまして、1人9回までしかできません。そういったことを踏まえてそれぞれ計算しますと、今の現状の看護師さんの体制ではいわゆる125床の7割程度のカバーかな、7割というと88人になるわけですが、カバーかなという状況でそれぞれ毎月の勤務体制を組んでいただいているところでございます。

以上のような状況でございます。

○高橋勝文議長 片桐監査委員。

○片桐久志監査委員 病院の職員体制をうまく使っているのかという御質問に受け取ったんですけれども、それでよろしいですか。

確かに、病床利用率が60%台ということで、非常に他の自治体病院に比べますと低い率になっております。そんなことから監査委員の結びのところにも書いてございますけれども、現在保有している医療資源を最大限に活用し、診療報酬の増加とか患者サービスの向上に結びつく方策を十分検討されたいということに監査の意見には述べさせていただいております。

それで、先ほど病院の事務長からもありましたけれども、そのほかにも亜急性期の病床を従来は12床だったんでありますけれども、これを18床まで伸ばして亜急性期病床の利用率を昨年までは71.1%であったわけでございますけれども、76.2%ということで、病院内部での努力も経営改善に少しは健全化に向けて数値的には伸びているのかなと見ておるところでございます。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 今の今日の医療でありますけれども、自治体病院で決められるのは大体特別室の料金ぐらいで、あとは全部厚生労働省の医療単価に基づいているわけであります。どこの自治体病院でも本当に大変であります。我が寒河江市でも本当に大変な経営状態であります。やはり、その辺のことを考えていろいろやっていただきたいと思います。

また、事務委託やその他の委託も行っておりますけれども、今日の医療の関係で一般会計からこれだけ行っているんだ、やっているんだとみんな思われるといういろいろ苦しい立場だと思われまけれども、新しい市長になってから山大医学部やその他の機関と連携なされていると思われまけれども、市長に一つお尋ねいたします。今の状態で病院経営が本当に成り立つのかどうかであります。市長の決意のほど、監査委員報告初め議員各位のことを思って市民各層のことを思い、どのようにお考えなさっているのかお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 佐藤議員から市立病院の今後の経営見通しということでお尋ねありましたけれども、議会の皆さんにも何度もこれまで御説明しているわけでありまけれども、なかなか経営的にも大変厳しい状況にある市立病院でありますけれども、これをやはり今後も市民の病院として存続をしていくためにどういった手だてがあるのかということで、今盛んに検討を進めているところであります。もちろん医師の問題もありますので、市立病院、市だけではなかなか検討ということにもなりませんので、それは山大医学部、あるいは県、それから医師会などとも一緒になって去年度からいろいろ検討してきているわけであります。

そういった中で、今後寒河江市立病院が西村山地域の中心的な病院としてどういう役割を果たしていくのか、そして地域のニーズにこたえられる病院としてどうあるべきなのかということで、今盛んに検討しているところであります。そういう計画の案なるものも県から示されているわけでありまして、それに基づいて現在さまざま我々としても議論を重ね、そしてまた医学部、それから県と一緒にこの西村山地域の全体の医療を踏まえた市立病院のあるべき姿というものを現在検討しているところであります。

いずれにいたしましても、基本は市民のための病院として今後とも引き続き存続するのが基本であります。その前提に立って経営的にも改善をしていくということが必要だろうと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 やはり、自分も昭和58年に議員になりましたときから、あのとき3億円でこっちもさっちもいかなかったわけであります。やはり、その後市立病院をそのまま医師会にやったらどうか、労災病院にしてはどうかなんていうお話もありましたけれども、県内の自治体病院でいち早く事務委託を委託してやったわけであります。それからずっと、自治体病院に事務委託が行われるようになりました。それまでは直営の職員でやっていたのが現状であります。その辺の努力は市当局、私なりに感謝申し上げたいと思います。それだけ、人件費の方がいろいろとあったわけであります。

やはり医療の進歩が進んでいるわけであります。そして、高齢者の社会でありますし、やはり一般会計から6億円近くもありますけれども、何とか市民病院で存続だけはお願い申し上げたいと私なりに思っております。やはり、議場にいる議員もそして執行部の皆様もぜひその辺何かいいアイデアあったならどんどん意見を申しあげて、国にも県にも意見を申しあげ地域医療のためにぜひ頑張ってもらいたいと思っております。自分の意見に対して、市長、意見がありましたならばぜひお願い申し上げます。

○高橋勝文議長 ほかにございませんか。内藤議員。

○内藤 明議員 実は私、病院の評価委員にもなっていますので、発言するのはどうかなと思っているんですが、今後のことを、病院経営の今後のことを考えた場合にやはり医師の確保というのが非常に重要なポイントになると思います。それで、前にも医学部あるいは医療大学等に進む学生に奨学金制度を設けたらいかがなのかなと考えて質問申しあげたことあるんですが、県にはそうした奨学生制度があるわけでありますけれども、そうした奨学金を受けて卒業して医師になる、そして最後には県立病院あたりにとまるんですね。ですから、市でも長いスパンということで、少し長い目で、投資になるのかわかりませんが、そうした奨学金制度を設けてやるのも一つの方法ではないのかなと思っておりますが、そうしたところの市長の御見解を承りたいと思います。

○高橋勝文議長 櫻井病院事務長。

○櫻井幸夫病院事務長 やはりお医者さんは病院を運営していく上での根幹でありますから、常々お医者さんの確保には努力していかなければいけないのかなということだろうと思っております。

今、奨学金制度の御提案だったわけですが、確かに県にはございます。市立病院単体でどうかということですが、現時点で具体的な検討のテーブルには乗っておりません。今後の一つの貴重な御意見として承っておきたいと思っております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 貴重な御意見というほど貴重ではないかもわかりませんが、ぜひ今後の病院経営を考えた場合には一つの大きなポイントだと思いますので、本当に市長サイドにおかれまして御検討いただきますようお願いしておきたいと思っております。

○高橋勝文議長 ほかにございませんか。

認第11号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第47号に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 昨日も一般質問でもお尋ねしたんですが。

○高橋勝文議長 もっとマイク近づけてください。

○川越孝男議員 市庁舎の耐震補強工事の関係についてですけれども、端的にお尋ねをしたいと思います。この免震補強工事をして I s 値は幾らになるのかということが一つです。

それから、建物を補強するのではなくて、震度というか揺れを逃がすわけですので、この工事して震度幾らまで大丈夫になるのが 2 点目です。

それから、3 点目がコンクリートの劣化状況、これらはどのように今現在判定されているのか。今回の説明資料によりますと、補強後は耐用年数が 30 年程度と言われています。現在、築 44 年この建物たっているわけでありましてけれども、74 年という形になるわけですね、それ足しますと。本当に耐震上はそうであっても、建物自体が、鉄筋コンクリートとしてのこの建物自体が本当に 74 年おいておくというか、そこまでと考えてこの手法をとられたのかどうか。

それからこの大丈夫だというのも、今現在 5 階を空にしている状態でありましてけれども、この庁舎からすれば 1 階から 4 階までそれぞれ事務室的になっています。もちろん 1 階には議場ありますけれども、5 階が倉庫になっていて、5 階建ての建物なわけです。それが 5 階使えないでということになれば、この建物の 5 分の 4 きり使わないことになるわけでありまして、これらのことが 5 階にも十分使った中で I s 値なりが大丈夫ということになっているのかどうか。あるいは 30 年その状態でもつという判断されているのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 I s 値の問題でございますが、幾らになるのかということでございますが、こちらの方につきましては黒川事務所の方から確認はとっておりません。

それから、震度幾らに耐えられるかということでございますが、こちらの方につきましてもこれから免震の設計、どういう工法でいくということを決めていくということでございますので、こちらの方についても今の段階では不明ということでございます。

それから、コンクリートの劣化状況ということでございますが、耐震診断におきましてはコンクリートの中性化が若干進んでいるという診断結果ということでございます。それを受けまして平成 20 年度に中性化防止工事ということで、コンクリートの表面にそれを防止する薬剤を塗布しているということになってございます。ですから、コンクリートを劣化が進まないようにしているという状況でございます。

74 年考えておるかということでございますが、74 年使えるというのが一番ベターなんだろうけれども、そこまで使えるかどうかということにつきましては今後の庁舎の方の劣化の状況というものを見定めた上で、何年使えるかということを決めていかなければならないんだろうと思います。

それから、今現在 5 階の方が空になっているということでございますが、この免震工事を実施いたしましても庁舎自体揺れるということには変わりないということでございます。地下の方でその揺れを吸収するという格好になるわけでございますが、建物自体、やはり 5 階にまた書類を入れるということになりますとやはり頭でっかちということで、重量の方がかかってくるということもございまして、免震工事を行っても庁舎 5 階につきましては書庫という使用形態ではできないということと考えておるところでございます。

以上です。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 しかし、今聞いて皆さんどう思うかですけれども、I s 値は国の基準をパスすると

いう、この方法きりないという、この方法というか耐震補強ではこれをクリアできないと、したがって免震の方法をとったというわけですがけれども何ぼなるかわからない。今から聞いてみないとわからない。今回補正出ているわけですから。そして、30年間延びるというけれども、もう既に44年たっているんです。74年です。鉄筋コンクリートのこの建物は耐用年数50年と私ども教えられてきました。ということで、これが今一番金もかかるんだけれども、この方法きりないという言い方ですけれども、私はそういうことからすれば、本当にこれ、使いたいといったって使われない状態も来るのでないかという、今のようまだ、今現在聞いてもわからないわからない、だからわからないんですが、こういうことをきちっとした上で、私はちゃんと検討すべきなんではないかなという思いがするんです。

したがって、新第5次振興計画の中でも市庁舎の問題についてはちゃんと委員会をつくってするとなっていながら、時間がなかったから設計屋と市の職員だけで判断した、決定したと言われても一番肝心な部分がまだわからない中で進んでいるというのはいかがなものかと、これだめだとか何か言っているんでないんです。非常に心配だからなんです。あるいは、議会というのはこういう部分をきちっと調べてそして理解納得をしてやるべきことだと思いますので改めてお聞きをしたいし、この庁舎というのは将来的にも残していきたい、一つの考え方として、したがって今回免震による補強をしていると、その中で事務も別のところに移らないでできないからやっていくと、そして一定の時期に基金ためて別のところに建てるということがあるんだったら一つの考え方としてあり得るかもしれません。しかし、きのうも言われたようにそういうことも定かでない。金銭的な比較をしたのは、これを取っ払ってここに同じスペースのものを建てた場合にこうだということでありますけれども、そういうことをやはり広く市民の意見を聞きながら判断するということが今極めて重要だと思うんです。ということで、改めて市長の見解を。だめだとかなんかというのでありません。そういうことをするべきでないかということで、お尋ねをしているんです。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 誤解を招くといけませんから申しあげたいと思いますが、耐震指標の目標Ⅰs値でありますけれどもきのう御答弁申しあげましたけれども、0.9以上を確保していくためにはこの免震構造の耐震化というものが可能だということであります。それから、基本的にこの庁舎をどうしていくのか、市の、市役所の建物をどう考えていくのかということに最終的にはなるわけでありますけれども、今回免震化を進めて耐震化を進めていって耐用年数が30年ぐらいの工事をするということは、つまるところこの庁舎を今後も市役所の機能を持つ、機能を果たす庁舎として使っていくという前提になるのは自明のことだと思っております。

ただ、おっしゃるとおりその30年、30年間きちっと使えるかどうかということは今後の状況の変化あるいはこの庁舎の老朽の度合いというものを見定めていかなければなりません、そうしたときにこの市役所の庁舎というものをどういう形で次の庁舎をしていくか、持っていくかということについては、ここの場所につくろう、あるいは別の場所に移転しようということがいろいろ構想として出てくるわけであります。そういったときにはさらにいろんな議論が出てくるわけでありますので、そうした時点では多くの市民の皆さんからいろんな議論をいただいて進めていかなければならないと思っているところであります。その辺のところは御理解をいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 市長の今の考え方ひとつわかりました。

しかし、これをこういう、今の基準をパスをしていない、これを補強して免震でやっていくというのが本当に将来にとっていいのかどうかというのは一つの大きな判断をしなければならない重要な部分だと思うんです。それは次の庁舎というものとも関係をしていくという意味でね。今、市長の判断はこれを市庁舎として免震の対応をしながら使っていくというわけですが、これだっ
て物すごい金かかるわけですから、ということでこれが本当にいいのかどうかという部分を市の職員と設計屋だけでなくやはり検討をすべきでないのかというのが私の意見なんですが、そのことについてお尋ねもしたんです。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 そういった川越議員の御意見もあろうかと思いますが、我々としては議会の方に原案もお示しをしながら、そして市民の代表である議員の皆さんの御意見もちょうだいしながらまず進めていくというのが基本だろうと思いますから、そういう前提でしているわけでありすけれども、結果的にこの庁舎を耐震化を進めてその補強工事をして市民が安心して市の業務に市役所に訪れることができるあるいは職員が安心して仕事ができるというのが、この大震災を踏まえての我々の一番大きい教訓であろうかと思しますので、新たな庁舎を新築をしていくということについては資金的な面、あるいは予算、時間的な面ということを考えればそのこと自体現状ではなかなか難しいと、我々は早急な対応はできないと思いますので、基本的な考え方としてこの現在の庁舎を耐震化をしてさらに使っていくというのが基本的な考え方としては方向性としては間違っていないのではないかと思うところであります。そういった意味では、多くの市民の皆さんにも丁寧に御説明をしていくということは今後とも必要かと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤議員。マイクを使ってください。

○佐藤良一議員 この庁舎の全体を見ますと半地下でありますし、後ろには二の堰あり長岡山があります。当然、地下水が、私なりに思うであります。表のスロープに対してつららが下がっていると自分が指摘して初めて気づいたようなアルカリ反応があるわけであります。調査する、実際地下に埋められている柱の基礎の部分ですね。かなり傷んでいるような感じもいたします。ただ、上からだけですから、今現在、これから調査するんですけれども、そういう水の流れも検討なされているのかどうかであります。ましてや、一番簡単なのは後ろにボイラー室がありますけれども、そこにまたタンクがあります。そのタンクの自体を見ますと一番わかるはずであります。タンクも40年間も同じ状態であるわけでありますから。その辺の調査もボイラーもあるわけであります。ボイラーは交換しているわけでありますけれども、タンクは交換していないはずであります。まして、地下ですからコンクリートそのものも調査なされておられません。そのようなことも含まれているのか、この調査に対してどのように対応なさるのでしょうか。まさか周り皆掘って、その辺をよくしてもらえるようお願い申し上げます。

○高橋勝文議長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 庁舎近くの地下水の問題ということでございますが、今回の補正予算の中に地質調査費を計上してございます。そんなことから、地下水が多分どこに存在しているとかそんな状況がわかるのではないだろうかということで考えておるところでございます。

それからタンクの方の調査ということでございますが、免震工法につきましては、庁舎周りを全

部掘るような格好になります。地下部分を出していく。出していくという工法になると思いますので、当然にしてそのタンクという部分が傷んでいるのであれば、そちらの方の更新ということも必要になってくるということで考えておるところでございます。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 やはり、想定外という、この市役所建てたときから全然掘り起こしていないわけがありますから、やはり地下水の問題が当然出てくるわけであります。その辺を十分検討しながらやってもらいたいと思います。

○高橋勝文議長 ほかにございませんか。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分いたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時10分

○高橋勝文議長 休憩引き続き前に会議を開きます。

議第48号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第49号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第50号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第51号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第52号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○高橋勝文議長 日程第21、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第47号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議第47号については議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

決算特別委員会設置

○高橋勝文議長 日程第22、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第1号から認第11号までの11案件については議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く16人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、認第1号から認第11号までの11案件については議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く16人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委 員 会 付 託

○高橋勝文議長 日程第23、委員会付託であります。このことにつきましてはお手元に配付してあります委員会付託案件表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務文教常任委員会	議第50号、議第51号、 議第52号、請願第5号、 請願第6号
厚生常任委員会	議第49号
建設経済常任委員会	議第48号
予算特別委員会	議第47号
決算特別委員会	認第1号、認第2号、 認第3号、認第4号、 認第5号、認第6号、 認第7号、認第8号、 認第9号、認第10号、 認第11号

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時13分

再 開 午後 3時15分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選結果報告について

○高橋勝文議長 日程第24、寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選結果報告についてであります。

休憩中に決算特別委員会が開催され、正副委員長が互選されましたので、御報告いたします。
決算特別委員長荒木春吉議員、決算特別副委員長太田芳彦議員、以上でございます。

散 会 午後 3時16分

○高橋勝文議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成23年9月9日（金曜日）予算特別委員会

○出席委員（17名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	木村寿太郎	委員	13番	新宮征一	委員
14番	佐藤良一	委員	15番	内藤明	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	鴨田俊廣	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
犬飼一好	総務課長	菅野英行	政策推進課長
丹野敏晴	財政課長	富澤三弥	建設管理課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局 会長	宮川徹	商工振興課長
那須吉雄	健康福祉課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
荒木利見	教育長	小畑広明	学校教 育課 長 補 佐
清野健	生涯学習課長		

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局 局長	佐藤肇	局長 補 佐
佐藤利美	総務 主 査	兼子亘	主 任

議事日程第1号
第3回定例会予算特別委員会
平成23年9月9日（金曜日） 本会議休憩中開議

会 開

日程第 1 議第 47 号 平成 23 年度寒河江市一般会計補正予算（第 4 号）
 “ 2 議案説明
 “ 3 質疑
 “ 4 分科会分担付託
 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前 1 1 時 1 7 分

○那須 稔委員長 おはようございます。

ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議案上程

○那須 稔委員長 日程第1、議第47号平成23度寒河江市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案說明

○**那須 稔委員長** 日程第２、議案説明であります。

お諮りいたします。議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案説明は省略することに決しました。

質 疑

○那須 稔委員長 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って質問、答弁とも簡潔明瞭に行うようお願いをいたします。

初めに、議第47号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款から歳出第4款までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出第6款から歳出第11款までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第47号第2表及び第3表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○那須 稔委員長 日程第4、分科会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおりそれぞれの分科会に分担付託をいたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分 担 付 託 案 件
総務文教分科会	議第47号第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第3款の一部、歳出第10款、第2表、第3表
厚生分科会	議第47号第1表中歳出第3款の一部、歳出第4款
建設経済分科会	議第47号第1表中歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款

散 会 午前11時19分

○那須 稔委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成23年9月9日（金曜日）決算特別委員会

○出席委員（16名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	10番	辻登代子	委員
11番	荒木春吉	委員	12番	木村寿太郎	委員
13番	新宮征一	委員	14番	佐藤良一	委員
15番	内藤明	委員	16番	川越孝男	委員
17番	那須稔	委員	18番	鴨田俊廣	委員

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
犬飼一好	総務課長	菅野英行	政策推進課長
丹野敏晴	財政課長	犬飼弘一	税務課長
安彦浩	市民生活課長	富澤三弥	建設管理課長
山田敏彦	下水道課長	小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
宮川徹	商工振興課長	安孫子政一	情報観光課長
那須吉雄	健康福祉課長	柴崎良子	子育て推進課長
横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長	奥山健一	水道事業所長
櫻井幸夫	病院事務長	荒木利見	教育長
小畑広明	学校教 育課長補佐	清野健	生涯学習課長
片桐久志	監査委員	大泉辰也	監査委員 局長

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第1号

第3回定例会決算特別委員会

平成23年9月9日（金曜日） 予算特別委員会終了後開議

開 会

- 日程第 1 寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選について
- 〃 2 認第 1号 平成22年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第 2号 平成22年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第 3号 平成22年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第 4号 平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 5号 平成22年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 6号 平成22年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第 7号 平成22年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第 8号 平成22年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 10 認第 9号 平成22年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について
- 〃 11 認第10号 平成22年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 12 認第11号 平成22年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- 〃 13 議案説明
- 〃 14 質疑
- 〃 15 分科会分担付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前11時25分

- 安食俊博事務局長 初めての決算特別委員会でありますので、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の新宮征一委員に臨時委員長をお願いいたします。
- 新宮征一臨時委員長 初めての決算特別委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、年長の私が委員長の職務を行います。暫時の間、御協力をお願いします。
- ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。
- 出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選について

○**新宮征一臨時委員長** 日程第1、寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

これより、委員長の互選を行います。

お諮りいたします。委員長の互選については指名推選によることとし、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

では、私から、委員長には荒木春吉委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員長には荒木春吉委員が当選されました。

委員長より就任のごあいさつをお願いいたします。

○**荒木春吉委員長** ただいま推選された1950年とら年生まれの荒木です。市政充実発展と民生安定向上、そして決算特別委員会の活性化に微力ながら努めます。議場全員の御協力よろしく申し上げます。

これより、副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。副委員長の互選については指名推選によることとし、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

では、私から副委員長には太田芳彦委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、副委員長には太田芳彦委員が当選されました。

副委員長より自席にて就任のごあいさつをお願いいたします。

○**太田芳彦副委員長** ただいま、決算特別委員会副委員長に就任しました太田芳彦です。委員長を補佐し、全力で職務に当たりますので、よろしくお願いいたします。

議 案 上 程

○**荒木春吉委員長** 日程第2、認第1号から日程第12、認第11号までの11案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○荒木春吉委員長 日程第13、議案説明であります。

当局より議案の説明を求めます。

初めに、一般会計から病院事業会計までについて。横山会計管理者。

○横山一郎会計管理者 平成22年度寒河江市一般会計及び各特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

決算の対応につきましては、さきの本会議におきまして市長から説明申し上げておりますので、私からは各会計の事項別明細書により款及び項をもとに、内容を絞って御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては1,000円未満を四捨五入して1,000円単位で申し上げますので、御了承くださるようお願い申し上げます。

最初に、認第1号平成22年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。72ページをお開き願います。

歳入第1款市税の収入済額は50億25万1,000円で、一部業種の業績回復の動きがあったことから法人市民税は増となったものの、個人市民税は依然として厳しい状況であり、市税総額では前年度より6,027万7,000円の減となりました。

第2款地方譲与税は1億5,177万3,000円で、前年度より298万4,000円減少しております。

第3款利子割交付金は1,407万3,000円で前年度より194万5,000円減少しております。

第4款配当割交付金は529万1,000円で、前年度より75万3,000円増加しております。

第5款株式等譲渡所得割交付金は159万5,000円で、前年度より14万6,000円減少しております。

第6款地方消費税交付金は4億円で、前年度より68万9,000円減少しております。

第7款自動車所得税交付金は3,476万3,000円で、前年度より503万3,000円減少しております。

第8款地方特例交付金は6,720万8,000円で、前年度より320万2,000円増加しております。

第9款地方交付税は47億6,021万円で、前年度より3億6,035万6,000円増加しております。これは、基準財政収入額が大幅に減ったことが主な要因であります。

第10款交通安全対策特別交付金は930万7,000円で、前年度より23万円減少しております。

第11款分担金負担金は1億8,777万5,000円で、前年度より985万3,000円増加しております。

第12款使用料及び手数料は8,550万6,000円で、前年度より919万2,000円減少しております。これは、道路占用料条例改正により占用料が減ったことや、入居者の収入低下による市営住宅家賃が減ったことが主な要因であります。

第13款国庫支出金は15億4,083万1,000円で、前年度より2億316万8,000円減少しております。これは、平成21年度に交付された地域活性化生活対策臨時交付金等が減ったことが主な要因であります。

第14款県支出金は9億5,102万1,000円で、前年度より1億7,705万7,000円増加しております。これは、緊急雇用創出事業やグループホーム建設補助事業、保育所緊急整備事業及び子ども手当支給事業などに対する補助金がふえたことが主な要因であります。

110ページ。第15款財産収入は6,069万4,000円で、前年度より382万8,000円減少しております。

第16款寄附金は1,692万5,000円で、前年度より473万6,000円増加しております。これは、東北地方太平洋沖地震における避難者への義援金が主な要因であります。

第17款繰入金は1億8,295万3,000円で、前年度より793万2,000円増加しております。これは地域

活性化基金繰入金などがふえたことが主な要因であります。

第18款繰越金 2 億8,011万2,000円は、前年度からの繰越金であります。

第19款諸収入は 8 億1,094万円で前年度より 7,080万6,000円減少しております。

第20款市債は15億4,210万円で前年度より 2 億5,600万円増加しております。これは臨時財政対策債の増額及び地域情報通信基盤整備事業債の新規発行によるものが主な要因であります。

以上、歳入合計は161億433万7,000円となりました。

次に、歳出について御説明申しあげます。130ページをお開き願います。

第 1 款議会費の支出済額 1 億6,563万6,000円は議会運営に要した経費であります。

第 2 款総務費17億950万7,000円の主な支出内容は、庁舎の維持管理費、企業立地推進費、さらには地域情報通信基盤整備事業費、寒河江の旬情報発信事業費、国勢調査事業費などであります。

次に、160ページ。第 3 款民生費39億8,808万5,000円の主な支出内容を申しあげます。

第 1 項社会福祉費19億9,670万1,000円の内訳は、総合福祉保健センター管理事業費、国民健康保険特別会計繰出金、老人福祉施設整備資金償還補助事業費、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療対策事業費、重度心身障害者医療給付事業費、障害福祉サービス事業費などであります。

172ページ。第 2 項児童福祉費18億2,409万6,000円の内訳は、放課後児童対策事業費、子育て支援医療給付事業費、子ども手当及び児童扶養手当支給事業費、保育所運営事業費などであります。第 3 項生活保護費 1 億5,394万9,000円は、生活保護世帯に対する扶助費などであります。第 4 項災害救助費1,334万円は、東北地方太平洋沖地震における災害救助経費であります。

第 4 款衛生費16億7,765万4,000円の支出の主なものを申しあげます。

第 1 項保健衛生費 2 億5,716万6,000円の内訳は、市民健康づくりに関する経費、各種予防接種事業費、浄化槽設置整備事業費、がん検診などの健康診査事業費、市民浴場管理運営事業費などあります。

192ページ。第 2 項清掃費 7 億5,050万5,000円はごみ処理対策事業に要した経費、寒河江地区クリーンセンター分担金などあります。第 3 項病院費 6 億6,998万2,000円は市立病院事業会計に対する負担金と補助金であります。

第 5 款労働費4,856万9,000円は新規学卒者の雇用対策として実施したインターンシップ事業委託料や、勤労者の生活安定のための融資制度への原資預託金などあります。

第 6 款農林水産業費 4 億 2 万7,000円の支出の主なものを申しあげます。

第 1 項農業費 3 億7,364万3,000円は農業委員会管理運営事業費を初め、管理運営事業費と生産振興対策事業費、農産物ブランド化推進事業費、県営土地改良事業構築に係る市負担金、中向地区農道橋整備事業費などあります。

206ページ。第 2 項林業費2,616万3,000円は林業振興事業費及び林道舗装整備事業費、荒廃森林整備事業費などあります。

第 7 款商工費 9 億2,896万8,000円は商工業資金融資円滑化事業費や地域消費拡大推進事業費、新商品開発支援補助事業費、中心市街地活性化センターの維持管理事業費及び改修事業費、祭振興事業費、観光物産振興事業費などあります。

次に、218ページ。第 8 款土木費21億6,495万8,000円の支出の主な内容を申しあげます。

第 1 項土木管理費4,553万2,000円は県単独道路改良事業などに係る市負担金、都市基盤施設総合

情報整備事業費などであります。第2項道路橋梁費4億2,164万4,000円は道路の維持及び舗装整備事業費、除雪事業費、市道の改良整備事業費などであります。第3項河川費2,386万円は箕輪下山地区地すべり観測委託料などの河川総務管理事業費、用悪水路整備事業費などであります。第4項都市計画費16億2,145万円は、木の下土地地区画整備事業負担金及び社会資本整備総合交付金事業費、最上川寒河江緑地整備事業費、公共下水道事業特別会計繰出金、都市計画道路下釜山岸線整備事業費、県施行の柴橋日田線整備事業に対する負担金、公園街路樹等の維持管理費、花咲かフェアINさがえ推進事業費などであります。

234ページ。第5項住宅費5,247万2,000円は市営住宅の維持管理費の管理費や地域住宅交付金事業費、住宅建築推進事業費などであります。

第9款消防費の支出済額5億1,878万円は西村山広域行政事務組合に対する地方交付金分担金を初め、市消防団活動に要した費用及び消防ポンプ自動車購入費などの消防施設整備事業費などあります。

次に、第10款教育費の支出済額14億7,407万円の支出の主な内容を申し上げます。

第1項教育総務費1億5,241万円は学習補助員配置事業、命と心をはぐくむ学校づくり支援事業、スクールバス運行事業、学力診断事業費などあります。

248ページ。第2項小学校費6億3,883万6,000円は耐震化工事などの小学校管理事業費、学校保健及び学校給食事業費、コンピューター機器導入設備などを行った情報教育推進事業費などあります。

254ページ。第3項中学校費2億9,660万6,000円は陵西中学校大規模改造事業耐震化工事などの中学校管理事業費、学校給食施設整備事業費及び教育振興事業費、情報教育推進事業費などあります。第4項社会教育費3億422万円は文化センターの維持管理や改修工事及び自主事業などに要した経費、さらには各地区公民館の維持管理や活動に要した経費、図書館の管理運営費や図書資料購入費、慈恩寺国史跡指定総合調査事業費などあります。

270ページ。第5項保健体育費8,199万8,000円は市民体育館などの社会体育施設管理運営事業費、体育施設整備事業費及びスポーツ振興のための各事業に要した経費などあります。

第11款災害復旧費135万円は留場大堰法面復旧工事費や市道臥龍橋線道路災害復旧に係る委託料などあります。

第12款公債費22億6,770万円は市債の元利償還金などあります。

第13款予備費充用は延べ18件2,958万7,000円であります。

以上、歳出合計は153億4,530万3,000円となり、歳入歳出差引残額は7億5,903万4,000円となりました。これより繰越明許費と事故繰越しの翌年で繰り越すべき財源8,488万2,000円を差し引いた実質収支は6億7,419万2,000円となるものであります。

また、地方自治法及び基金条例の規定により基金への繰り入れにつきましては、財政調整基金に3億4,000万円、減債基金に1,000万円の繰り入れを行ったところであります。残る3億2,419万2,000円は翌年度に繰り越いたしました。

次に、認第2号平成22年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。280ページです。

歳入第1款分担金及び負担金4,163万8,000円は下水道受益者分担金及び負担金であります。

第2款使用料及び手数料4億9,061万6,000円はそのほとんどが下水道使用料であります。

第3款国庫支出金2億3,156万4,000円は全額国庫補助金であります。

第4款繰入金7億3,025万1,000円は一般会計からの繰入金であります。

第5款繰越金657万7,000円は前年度からの繰越金であります。

第6款諸収入は407万3,000円であります。

第7款市債3億6,750万円は公共下水道整備のために借り入れたものであります。

以上、歳入合計は18億7,221万9,000円となりました。

次に、歳出第1款公共下水道事業費支出済額は8億2,296万円で汚水、雨水管渠の維持管理費と整備費及び浄化センターの維持管理費と建設事業費などであります。

第2款公債費10億4,584万7,000円は市債の元利償還金及び一時借入金利子であります。

第3款予備費充用はありませんでした。

以上、歳出合計は18億6,880万7,000円となり、歳入歳出差引残額は341万2,000円となりました。

これは、全額が繰越明許費と事故繰越しに係る財源となるものですので、実質収支では差し引き残額はございません。

次に、298ページの認第3号平成22年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成22年度については、県施行による田代地区簡易水道が施設整備中のため歳入歳出はございませんでした。

次に、認第4号平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。304ページです。

歳入第1款国民健康保険税は9億7,139万1,000円。

第3款国庫支出金は10億3,399万4,000円。

第4款療養給付費等交付金は2億4,525万3,000円。

第5款前期高齢者交付金は7億3,940万6,000円。

第6款県支出金は1億8,364万8,000円。

第7款共同事業交付金は5億2,504万8,000円。

第9款繰入金は3億2,666万5,000円。

第11款諸収入は473万3,000円などであり、歳入合計は42億3,918万9,000円となりました。

次に、歳出第1款総務費6,988万9,000円の支出の主なものを申し上げます。

第1項総務管理費は管理費6,308万2,000円は国保連合会負担金などあります。

そのほかについては、第2項の徴税費621万2,000円、第3項運営協議会費8万1,000円などあります。

第2款保険給付費27億6,773万2,000円。

第3款後期高齢者支援金など4億2,953万4,000円。

第4款前期高齢者納付金等75万円。

第5款老人保健拠出金276万9,000円。

第6款介護給付金2億326万5,000円。

第7款共同事業拠出金5億1,041万4,000円であります。

これらはいずれも保険給付などに要した費用であり、合計で歳出総額の94%を占めております。

第8款保健事業費2,259万8,000円は特定健康診査等事業費や保健衛生普及事業費などであります。

第11款諸支出金5,746万1,000円は保険税の還付金と寒河江市立病院の保健事業などに対する繰入金などであります。

第12款予備費充用は3件、1,434万5,000円であります。

以上、歳出合計は41億6,492万6,000円で歳入歳出差引残額は7,426万3,000円となり翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第5号平成22年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。344ページ。

歳入については第6款諸収入の349万8,000円が主なもので、歳入合計は571万6,000円となりました。

歳出の主なものは第2款医療諸費51万円で、これは平成20年3月の老人保健制度廃止以前の医療給付費及び審査支払手数料などであります。そのほかは事務的経費であります。

以上歳入合計は571万6,000円で歳入歳出差引残額はありませんでした。

次に、認第6号平成22年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。356ページです。

歳入は、第1款保険料2億6,274万1,000円。

第5款繰入金1億1,945万9,000円。

第7款諸収入363万6,000円などであり、歳入合計は3億9,282万1,000円となりました。

次に、歳出は第1款総務費470万2,000円は電算システム保守業務委託費のほか事務費であり、第2款後期高齢者医療広域連合納付金3億7,920万1,000円は制度運用を行っている山形県後期高齢者医療広域連合への保険料等納付金であります。そのほかは健康診査等事業費と事務的経費であります。

以上、歳出合計は3億8,768万2,000円となり、歳入歳出差引残額は513万9,000円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第7号平成22年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。372ページです。

歳入の第1款保険料は4億5,025万4,000円で、第1号被保険者保険料は所得階層別に八つの段階に設定し賦課を行ったものであります。

第3款国庫支出金は6億7,195万7,000円であります。

第4款支払基金交付金7億9,803万2,000円は社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

第5款県支出金4億37万6,000円は介護給付費負担金及び地域支援事業交付金であります。

第7款繰入金4億9,376万9,000円は一般会計繰入金及び基金繰入金であります。

これらに、繰越金や諸収入などを加えた歳入合計は28億4,497万4,000円となりました。

次に、歳出の第1款総務費8,308万3,000円は、介護予防ケアプラン作成業務などの委託料や要介護認定調査費などの事務的経費であります。

第2款保険給付費26億2,178万1,000円は介護サービス、介護予防サービスなどに要した費用で、歳出合計額の93.5%を占めております。

第3款基金積立金1,713万6,000円は介護給付費準備基金への積立金が主なものであります。

第4款地域支援事業費7,510万3,000円は介護予防事業と包括的支援事業、任意事業に要した経費であります。

以上、これらに諸支出金などを加えた歳出合計は28億257万7,000円で歳入歳出差引残額は4,239万7,000円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第8号平成22年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。400ページです。

収入の第1款分担金及び負担金1,421万5,000円は西村山地域4町の負担金であります。

第2款繰入金846万円は本市の介護保険特別会計からの繰入金であります。

第3款繰越金173万6,000円は前年度からの繰越金であります。

以上、これらに諸収入を加えた歳入合計は2,441万4,000円となりました。

次に、歳出の第1款介護認定審査会費2,207万円は、要介護等認定に係る審査判定業務に要した講習及びその他審査会の運営に係る経費であります。

以上、歳出合計は2,207万円で歳入歳出差引残額は234万4,000円となり翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第9号平成22年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）の歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。408ページです。

歳入は、第1款高松財産区が20万2,000円。

第2款醍醐財産区が26万1,000円。

第3款三泉財産区が27万6,000円で、歳入合計は73万8,000円となりました。

歳出は第1款高松財産区が15万3,000円。

第2款醍醐財産区が21万1,000円。

第3款三泉財産区が22万7,000円で、歳出合計は59万円となりました。歳出につきましては、いずれの財産区とも管理会の運営費や財産区林の保護育成などに要した経費であります。歳入歳出差引残額は14万8,000円で翌年度に繰り越しいたしました。

以上、一般会計及び8特別会計の決算の概要について補足説明申しあげましたが、詳しくは重要な施策の成果に関する説明書をごらんくださるようお願いいたします。

続きまして、認第10号平成22年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について計数を中心に御説明申しあげます。

初めに、1ページ、2ページの収益的収入及び支出について申しあげます。

収入は第1款病院事業収益19億3,976万5,000円で、支出は第1款病院事業費用18億92万3,000円であります。

次に、3ページ、4ページ。資本的収入及び支出についてであります。

収入の第1款資本的収入は4億6,310万円で、内訳は第1項企業債が3億8,210万円で、第2項他会計負担金が4,700万円、第4項他会計補助金が3,400万円であります。

支出の第1款資本的支出は4億6,334万円で、内訳は第1項建設改良費が2,931万8,000円、第2項企業債償還金が4億3,402万2,000円であります。

収入が支出に対して不足する額24万円は損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

次に、5ページ損益計算書について申しあげます。

1の医業収益は、入院収益及び外来収益、他会計負担金など合計14億4,011万6,000円となりました。

2の医業費費用は合計18億1,995万4,000円で職員の給与費、診療材料費、委託料などの主要経費の費用であります。

3の医業外収益は、他会計負担金、他会計補助金など合わせて4億9,781万1,000円となりました。

4の医業外費用は、企業債利息など合わせて6,913万2,000円となっております。

5の特別利益及び6の特別損失はありません。

これらの結果、4,884万2,000円が当年度純利益となり、当年度未処理欠損金は5億7,564万円となったものであります。

次に、6ページ。剰余金計算書について申し上げます。

利益剰余金の部、1の欠損金については、繰越欠損金年度末残高6億2,448万2,000円から当年度利益の4,884万2,000円を差し引いた額5億7,564万円が当年度未処理欠損金となったものであります。

資本剰余金につきましては、1の国庫県補助金の当年度末残高1億2,711万8,000円に2の他会計補助金の当年度末残高3,400万円を加えた1億6,111万8,000円が翌年度繰越資本剰余金となるものであります。

次の、欠損金処理計算書につきましては、当年度未処理欠損金5億7,564万円を平成23年度に繰り越すものであります。

次に、7ページ、8ページの貸借対照表について申し上げます。

資産の部は、1の固定資産については有形固定資産のうち土地の増減はなく建物構築物、器械及び備品、車両の取得及び処分による増減並びに減価償却累計額の増減により合計額が13億9,760万8,000円となり、これに無形固定資産5万2,000円を加えた固定資産合計は13億9,765万9,000円となりました。

2の流動資産は、現金預金、未収金及び貯蔵品で流動資産の合計は2億9,804万4,000円となりました。

3の繰延勘定は、控除対象外消費税額882万9,000円となりこれらの資産合計は17億453万2,000円となりました。

次に、8ページの負債の部であります、4の流動負債は一時借入金及び未払金で合わせて2億2,560万1,000円となりました。

次に、資本の部は、5の資本金は自己資本金及び借入資本金合わせて18億9,345万4,000円となりました。

6の剰余金については資本剰余金合計が1億6,111万8,000円で、欠損金合計が5億7,564万円となり、剰余金合計はマイナス4億1,452万2,000円となりました。

その結果、資本合計は14億7,893万2,000円となり、負債資本合計は17億453万2,000円となりました。なお、10ページ以降に事業報告書、収益使用明細書、資本的収支明細書等を添付しておりますので、御参照くださるようお願いします。

以上、一般会計及び8特別会計並びに市立病院事業会計の決算について説明を終わらせていただきます。

○荒木春吉委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午後 0 時 0 5 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

○荒木春吉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

水道事業会計について議案の説明を求めます。奥山水道事業所長。

○奥山健一水道事業所長 認第11号平成22年度寒河江市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

なお、1,000円未満を四捨五入し1,000円単位で申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、決算書 1 ページ、2 ページの収益的収入及び支出についてであります。収入の第 1 款水道事業収益は前年度比2.9%増の12億2,057万7,000円で、支出の第 1 款水道事業費用は前年度比3.5%増の9億4,278万1,000円となったところであります。

次に、3、4 ページの資本的収入及び支出についてであります。収入の第 1 款資本的収入は3,901万7,000円で、その内訳は工事負担金と国庫補助金であります。

一方、支出の第 1 款資本的支出は5億20万6,000円となり、収入額が支出額に対して不足する額4億6,118万9,000円につきましては、内部留保資金などで補てんいたしました。

次に、5 ページの損益計算書について御説明申し上げます。

初めに、1. 営業収益は11億5,011万4,000円で給水収益が主なものであります。

2. 営業費用は8億4,276万4,000円で、水道施設の維持管理費や人件費などの営業活動に要した経費であります。

3の営業外収益は1,207万4,000円であり、4の営業外費用は企業債の支払利息等で5,354万8,000円となりました。この特別利益は幸生簡易水道における2月、3月分の水道料金であります。

6の特別損失は、過年度水道料金還付金や不納欠損金などで519万4,000円であります。

その結果、当年度純利益といたしまして、2億6,138万8,000円を計上することができたところであります。

当年度の未処分利益剰余金は、前年度繰越利益剰余金5,151万1,000円を加えまして、3億1,289万9,000円となります。

次に、6 ページの剰余金計算書であります。平成22年度末の積立金は1の減債積立金4,280万7,000円と2の建設改良積立金5億2,424万6,000円を合わせて5億6,705万3,000円となっております。

3の未処分利益剰余金ですが、前年度決算での未処分利益剰余金は3億1,351万1,000円でありましたが、減債積立金に4,000万円、建設改良積立金に2億2,200万円を積み立てしまして、残りの5,151万1,000円につきましては繰越利益剰余金とさせていただいたところであります。

(3)の当年度純利益は2億6,138万8,000円に5,151万1,000円の繰越利益剰余金を加えまして当年度の未処分利益剰余金は3億1,289万9,000円となるものであります。

続きまして、7 ページ。資本剰余金であります。1の給付金は増減がありませんで、1,399万円であります。

2. その他資本剰余金は資本的支出に充てた工事負担金等が新たに6,079万1,000円発生しました

ので、当年度末の残高は29億1,653万6,000円となりました。

3. 受贈財産評価額は、平成21年度限りで廃止した幸生簡易水道特別会計より引き継いだ水道施設財産7,312万8,000円であり、翌年度に繰り越される資本剰余金の合計額は30億365万4,000円となるものであります。

次に、8ページ。剰余金処分計算書（案）について御説明申しあげます。

当年度末処分利益剰余金は3億1,289万9,000円ですが、減債積立金に4,000万円、建設改良積立金に2億2,100万円を積み立て、残金5,189万9,000円を平成23年度に繰り越そうとするものであります。

次に、9ページ、10ページの貸借対照表について御説明申しあげます。

初めに資産の部ですが、年度末現在高から各資産の減価償却額を差し引いた有形固定資産の合計額は、84億8,666万6,000円となります。

（2）の無形固定資産48万6,000円と合わせて固定資産の合計額は84億8,715万2,000円となるものであります。

2の流動資産であります。現金預金、未収金、貯蔵品で、合計額は10億3,759万3,000円となります。

次に、負債の部であります。3の流動負債は未払金、預り金及びその他流動負債で、合計で1億5,548万5,000円となります。

次に、資本の部であります。4の資本金合計は54億8,565万6,000円となります。この剰余金がありますが、剰余金合計は38億8,360万5,000円とあります。その結果、資産の部合計と、負債資本の部の合計は左右それぞれ等しく95億2,474万6,000円となるものであります。

なお、12ページ以降に決算附属資料として添付しておりますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

質 疑

○荒木春吉委員長 日程第14、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、質問の際はページ数を明示し要点を簡潔に一括して発言され、また答弁も要領よくされますよう御協力をお願いします。

最初に、認第1号歳入全部について質疑はありませんか。那須委員。

○那須 稔委員 本会議でも出ているわけでありすけれども、市税の収納状況です。

先ほど、課長の方からは今回の3・11があったということで市税の収納状況が落ちたというような話がありました。監査委員の意見書の資料を見ますと、ここ5年間の市税の収納状況を見ますと、92.8%ということで、非常に低い状況になっております。しかし、県内では高いということなんですけれども、それで、市の職員とか収納相談員の方も頑張っていらっしゃると思いますけれどもこの市税の収納状況、それからいま一つは不納欠損、今回平成21年と平成22年の対比で、1,880万円ほどプラスになったということで、この不納欠損が収入未済額に入りますとこれは当然収納率もまだまだ下がってくる、とこのような数字になってくるわけです。

不納欠損の1,800万円、プラスになった理由と、それから先ほど課長からありましたけれども、収納の今の状況、収納相談員が配置をされて収納されておられますけれども、その辺のことについてだんだん下がっている状況でありますから、この辺の状況、考えがありましたらお聞きをしたいと思います。

○荒木春吉委員長 犬飼税務課長。

○犬飼弘一税務課長 お答えいたします。

収納状況ということなんですけれども、5月から納税相談員2名を配置して、今納税相談に力を入れて収納を進めております。これまでの納税相談員の相談件数、計数して徴収した、納めていただいた額は約1,500万円ほどになっていると思います。

納税相談員を配置したことで、職員の納税相談の時間が大分省けるようになりましたので、こちらの方で滞納整理の方の時間を多くして整理に当たっているという状況でございます。

あと、不納欠損が1,800万円ほど多くなったのはどういうことかということですが、これにつきましては大口の債務者というか滞納者が今回3件ほどありまして、3件合わせて1,720万円ほどなんですけれども、こちらの方が破産、また競売が終結したということで、不納欠損になったものです。

以上です。

○荒木春吉委員長 那須委員。

○那須 稔委員 この決算は、ちょうど収納、納税相談員が5月から配置になりましたから、国保相談員と前の相談員の中で収納されているような状況だと思いますけれども、国保相談員の方も2名おられて、その相談員の方というのは要するに相談されて収納されるという、主に徴収が主だったと思いますけれども、今回は納税相談員は相談を含めながら収納ということになるわけでありまして、2名の納税相談員で私は納税というのは市役所で待つのではなくて、当然訪問指導もしているかと思いますが、訪問指導というのが非常に大事なところではないのかなと。

それで、前にプロジェクトを組んで収納活動などをやったときがありますけれども、やはりこちらから出向くと、非常に収納者にとっても大事でありますし、収納者の生活状況を知るといのは非常に大事なことです。そこから相談が始まってくると思いますから、ですから納税相談員の方も訪問指導、このところにシフトを置いてすべきではないかなと。ちょうど、今回の納税相談員の配置の際にも話があったんですけれども、相談、要するにこちらに出向いて、市役所に出向いてくるというのが主流で余り訪問ということが、ありますけれどもそんなに主流ではなかったと聞いておりますけれども、その辺やはりこちらから出向いて相談を聞きその中で納税をしてもらうということが大事なところではないかなと思いますけれども、その辺、今の状況からしますとどういうふうな、納税相談員の状況、どういうことになっているのか。

それから、相談の中で多重債務者とかそういう方が出る場合は当然あります。そうした場合に、どのような相談体制でどのように解決をするように相談に乗っているのか。その辺聞きたいと思います。

○荒木春吉委員長 犬飼税務課長。

○犬飼弘一税務課長 お答えします。

初めに、訪問指導でありますけれども、納税相談員につきましても訪問し納税相談をしながら徴

収するという業務は行っております。ただ、これまで国保相談員が行っていたような訪問徴収とい
いますか、ほとんど集金業務になってしまったんですけれども、そちらの方ではなかなか納税意識
が薄れてしまうということもありまして、前々から納税相談に力を入れてきたところでございます。

これまで同様、こちらに出向かれない方につきましては当然ながらこちらの方で出向いて相談を
するようにしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

多重債務関係でございますけれども、納税相談に来ていただひてお話ししたときに、やはり借金
で払えないという話をする方もおられます。そのような場合については多重債務について相談窓口
があることを説明して、担当である市民生活課へ誘導しているところでございます。しかし、なか
なか当事者からしますと地元の市の職員や周りの方には多重債務などの問題を隠しがちでありまし
て、なかなか相談いただけないのが実情かなというふうに思ひます。

多重債務につきましては、司法書士会や東北財務局の無料相談など多くの相談窓口が設けられて
おりまして、市報においても広報しているところでございます。多重債務を整理し、滞納者の生活
再建を図り税の滞納解消に結びつけたいと私どもも思ひますので、今後とも納税相談において
積極的に多重債務者を掘り起こして、その解消のため誘導してまいりたいと考えております。

以上です。

○荒木春吉委員長 那須委員。

○那須 稔委員 納税相談員は、要するに訪問指導も当然するわけでありましてけれども、これはシフ
トをやはり訪問指導と、訪問相談ということに置いていただひて、今後とも納税意識の高揚に努め
ていただきたいと思ひます。

いま一つは多重債務者でありますけれども、多重債務者が整理をしてその部分だけ、要するに税
金に移行するというのは非常に難しいわけですね。当然安くすることができませんので、ただ多重債
務者の生活改善がなるということは非常に大事な点で、やはり次の納税につながってまいりますの
で、その辺やはり積極的に多重債務者がおりましたら、相談窓口の方に紹介していただひて生活改
善をするというようなことで取り組んでいただきたいと思ひます。

私からは以上です。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款及び歳出第2款について質疑ありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 全体にかかわる部分で2款でお尋ねをしておきたいんですが、平成22年度に委員会
というものはいかほどの数、それぞれの審議会、委員会というやつ、幾つあったのか。

それから、委員の数、何人、トータル的に。

それから、何回かそれぞれ開かれているというふうに思ひますので、延べ人数、これ全体に共通
するのでここでお尋ねをしておきたいと思ひます。でないと、そうでないとそれぞれの課ごとに委
員会というものはあるものだから、そういうものをどこかで総務課あたりでまとめているのかどうか、
なかったら後ででもいいですけれども、委員会の数、委員の人数、それから1年間で延べ参加され
た委員の数、これを教えていただきたいと思ひます。

○荒木春吉委員長 総務課長。

○犬飼一好総務課長 個々の委員会の数、人数、延べの開催数については現在手持ちの資料がござい

ませんので、後ほどまた整った段階でお知らせしたいと思います。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○川越孝男委員 できるだけ早くいただきたいと思います。議会終わってからではだめですので、早くお願いしたいと思います。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出第3款及び歳出第4款について質疑ありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 165ページの食の自立支援事業関係安否確認の関係ですけれども、私ちょっと平成22年度やられていたんだか何だかわからないんですが、前にやっていて、ことはやっている。ヤクルトの高齢者の一人世帯の安否確認の関係、これ平成22年度はやられていたのかどうかまずお聞かせをいただきたいと思います。

それから、続けて聞けと言われたから聞きますが、4の1の4、それから4の1の3の関係、公害の関係では、2点お尋ねします。

一つは駅前の土壤汚染の関係がもう県で対応していますけれども、これが終了、浄化全部終わったのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、公害の関係で苦情40件寄せられたということで、訪問しながらそれぞれ対応しているということでもありますけれども、すべて解決されているのかどうなのか。継続している案件というのが、地域から上げられたやつであるのかどうか教えていただきたいと思います。

それから、合併浄化槽の関係でありますけれども、申請されたものはすべて給付対象になったのか。これはもちろん要件満たされていなくてだめだというのはだめだと思いますけれども、時期的に前の年していないからもう予算がないからとかでだめだとか、要件を満たしていながら時期は取っ払ってと前になっているから、ということですので対応なったのかどうか教えていただきたいと思います。平成22年度の。

○荒木春吉委員長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 初めのヤクルト配付の関係でございますが、平成22年度の事業には入ってございません。

○荒木春吉委員長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 お答えいたします。

駅前の土壤汚染の関係については、終結をしたということでございます。

次に、苦情でございますが、すべてを解消したということではございません。継続して引き続き御指導を申しあげたり、お願いをしている部分が残っているところでございます。

合併浄化槽につきましては補正をいただきましたが、大雪と雪解けがおくれたということから申し込みいただいた方のうち3名が断念をなさっております。そのほかについてはすべて補助金を差しあげているという状況でございます。

以上でございます。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○川越孝男委員 それでは、公害の苦情の3件というのは継続して解決に向かって対応しているのかどうなのか。平成22年度はそうやってきても平成23年度も大分半年過ぎていきますので、もう

既にその3件の解決しているのかどうなのか。この辺教えていただきたいと思います。

それから、決算でヤクルトの関係はいいです。

○荒木春吉委員長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 継続して年度を越えていろいろと対策をとっているかという御質問なのかと思いますが、今年度新たに発生したものもございまして、昨年度来続けて引き続き対応をしているというケースもございまして。

以上であります。

○川越孝男委員 去年のやつ40件あって、そのうち何件が解決して何件解決しないで平成23年度に繰り越してきているというか、案件として、それはもう既に半年たっているから終わったということもあるだろうし、解決なかなか難しいものもある、逆に言うと難しいものがあるのかどうなのかというふうなお聞きをしたいんです。もう少し、県などとも一緒になって解決のために対応しなければならないような案件があるのかどうなのか。今市とその当事者との間だけで解決するのか、その辺の状況をお聞きしたいんです。ことしのはまた新たにあるというのはまずいいです。ということでお聞かせをいただきたいと思います。

○荒木春吉委員長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 お答えします。

法的な規制があるものが大部分でございまして、規制の対象外におきまして騒音あるいは悪臭、こういった苦情が寄せられる場合がございます。これらにつきましてはやはり法的な制約は受けないということなので、引き続き数年にわたってその軽減あるいは対策をとっていただくという状況がございます。正確にここは何件ありますということについては手元に資料を準備しておりませんので、御容赦願いたいと思います。

以上です。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。新宮委員。

○新宮征一委員 4款1項4目公害費なんですが、ページ数は189ページです。

休廃止鉱山鉱害防止対策事業ですね。300万円何がしもらっています。そのうちの一番大きいのは委託料で約300万円近くあるわけですが、この対策事業というのはあれなんですか。幸生鉱山のものと、銅山のものと推測されるわけですが、これ永久にこの事業は継続しないとダメなものなのかどうか。それからこの内容ですね。業者に委託しているんだと思うんですが、どのような処理をなされているのか、その辺ちょっとわからないものですから、お知らせいただきたいと思います。

○荒木春吉委員長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 休廃止鉱山の鉱害防止対策事業につきましては、幸生永松銅山の大切坑が休廃止になっておりまして、そこから排出される坑廃水を5月から11月までおよそ180日間消石灰を使いまして中和作業を行っているという内容でございまして。これにつきましては、県から市の方に移管なった事業でございまして、国の動向としましてはできるだけ削減をしていくという予定でございまして、地元の意向をお聞きしますと、周年あるいはずっとこれからも続けていただきたいという要望がございます。具体的に、県から委託した、移管なった事業でございまして国の指示によって現在も続けているという状況であります。国の動向ではできるだけ廃止あるいは縮小という

ことで情報は入っておりますが、地元の要望を考えますとできるだけ継続していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○荒木春吉委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 今の答弁ですと、国の方ではもうやめたいと、だけれども住民の意向をとらえる、住民の方々は継続してほしいと、したがって継続していきたいという今の答弁だったと思うんですが、本当にこれ全く害がないのであればとめてもいいと思うんです。ただし、地元では心配だ。鉦害そのものがあるから継続してほしい、こういうことだと思うんです。そうしたとき、国で、やめたいというのは何を基準にしてやめるんですか。鉦害そのものがないという心配ないという判断でやめたいという意向なのか、全くその辺がきちっとしたものがないと、地元では継続してほしい、国では予算の関係だか何だかわからないけれどもやめたいんだ。本当にやめても心配ないものであれば、地元の意向がどうであれ、どうであれというよりもきちっと説明をしてデータで示してこれだけ安全なんですよということであれば、地元でもあえてそれにこだわる必要もないのかなと、その辺のが国の基準というか何を基準にして国の方ではやめたいというふうに言うておられるのか。それもこれも害そのものが本当にあるのかどうかなんです。その辺の内容についてお聞かせください。

○荒木春吉委員長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 国でどのようにしてやめるかという基準を決めるかということですが、これにつきましては今年度、休廃止鉦山防止技術等調査研究事業ということで、今年度その水質とか処理後の水質、そういったものについて十分な検討を踏まえてその上で結論を出されるという内容だそうでございます。

以上でございます。

○荒木春吉委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 ということは、今年度ということは平成23年度中に調査をしてその調査結果を発表すると、こういうことなんですか。だとすれば、その調査結果に基づいて今後のこの事業に対する継続あるいは廃止というものが決定される、こういうふうに理解してよろしいんですか。

○荒木春吉委員長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 国の方針はそうに決められるとお聞きしているところであります。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 私どこになっているのかわからないけれども、福祉の老人福祉保健センターの温泉の源泉から施設までの配湯、給湯の関係ね。この関係前からきちっと調べてほしい、調べますとなっているんですが、ここですのか管財の方ですのかちょっとわからないものだから、直接施設の方の関係のところでお尋ねしているんですが、この状況どうなっているか教えてください。

○荒木春吉委員長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 前に川越委員の方からもそういう御質問がありまして、私の方でもこれまでに資料等確認をしているのですが、その時代背景などもありまして、字切図にこのように配管されていると明記されているという資料がない状況であります。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○**川越孝男委員**　そういうふうにしていくと後々問題があるからきちっと調べて後でもわかるようにつくってほしいと、そういうふうに対応しますとなっていたっけからね、前の人、当時の人がしてくれないと後で引き継いだ人が大変でわからなくなるんだと思います。この間、市のやり方でいっぱいあるんですね。議会では対応しますとなっているのよ。ところが、3年も4年もそのまま放置されるわけです。そうすると、人事異動で後から行った担当者がわからなくなるということがいっぱい起きていますので、こういう部分について、今言ったように字切図に書かれたやつがない。だけれども、当時あの施設をつくって配管をしたであろうから、業者に当然発注をしたであろうから、そういう件、調べさえするとあるんだろうと思います。ところが、先ほど来申しあげており今までであれば市役所の5階にあった書類が別のところにある。調べるにも調べようがないということが起きているのではないかと私心配されるんです。発注した図面だって、必ずあるわけですから、調べていただきたいと思います。そうしないと、この前も田んぼからお湯噴き出たことがあるんですね。そのとき取り上げて私言ったわけですから、そういうものをそのまま放置しておくというのはだめだと思いますので、こういう状況について市長は余り詳しくはないと思いますけれども、そういう実態があるということ、今の課長の答弁でもわかると思いますので、こういうことについてどう対処していく考えかお聞かせをいただきたいと思います。

○**荒木春吉委員長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　議会の中、あるいは議員活動を通じてさまざまな市の方の情報あるいは資料の管理というものが求められているわけでありまして、我々としても職員今答弁を申しあげましたが、誠意を持って対応しているわけでありまして、なかなかその要望におこたえをできないような場合もあるわけでありまして、そこら辺はある程度御説明をして御納得をいただくことも必要かと思いますが、全体的にそういうことが現在においても傾向として見られるというところであれば、さらに襟を正していかなければならないと思いますし、さっきの件についても改めて我々の方として調べていく必要があると思っているところであります。

○**荒木春吉委員長**　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

歳出第5款から歳出第8款までについて質疑ありませんか。内藤委員。

○**内藤 明委員**　多分7款の商工費にかかわるんだろうと思ってお尋ねをしますが、なお債務負担行為にもかかわりあると思いますが、市民の皆さんから聞かれてわからなかったものですから、実は4年間私空白あったものですから、どうなっているかわからないのでお聞きをしますが、従来6月議会に株式会社チェリーランドの営業報告ということでなされておったんですが、市民の皆さんからチェリーランドの、高速道路が無料化になったので非常に営業状況が悪いんでないかという話がありまして、どうなっているんだろうという話がありました。私も6月あたりに営業報告なるのかなと思っておったんですが、それもならないし、12月決算あたりに状況が変わってその辺になるのかなと思っておたら今回もなっていないということで、今回じゃあ聞かれたから聞いておこうと思っているんですが、何か経過があって営業報告というのがなされなくなったんですか。例えば、月山観光開発株式会社の営業報告ということの、かつて従来はしておったと思うんですが、そこはどうなんですか。

○**荒木春吉委員長**　丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 チェリーランドと月山観光開発の方の行政報告というか、それにつきましては昨年度から議会の方には報告をしていないという状況になってございます。ただ、これまでやってきたという経過もございましたので6月の議会開会中にチェリーランドと月山観光開発の決算書を置きまして閲覧できるようにしておるところでございます。

以上です。

○荒木春吉委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 私見逃しましたので、それはどこにあるんですか。

○荒木春吉委員長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 6月議会開会中につきましては議会事務局の方に置いております。それ以外につきましては、財政課の方に閲覧に来ていただければお見せするという格好になると思います。

○荒木春吉委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 行かないと見せてもらえない。こういうふうになった経過があるんですか。そうやってそうしていると理解していいわけですね。

何とこの、不親切になったといえますか。私もわからなかったのでお聞きしなかったんですが、従来から見ると大変、何ていいますか、そうした報告そのものが非常に後退しているように感じますね。何でみんなに配らないというか、そしてこういう会議の場に報告しないようになったんですか。

○荒木春吉委員長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 法律上も議会に対して報告する義務がないということ。それからチェリーランドにつきましては、これまで損失補償でしたね、ずっとやっておったんでございますが、そちらの方の債務負担という部分も切れましたので、それを機に行政報告をしないということにした次第でございます。

○荒木春吉委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 債務負担の期限が切れたというのは、それもわかりました。私今までそれも聞こうかなと思ったんです。初めてそれもわかりましたので、ただ、法的にする必要ないものを今までそれでは議会に丁寧に前佐藤市長がやっていたということですね。今の市長は今度なってからこの丁寧な配慮はやめたということですか。

それは、じゃあこの際申しあげます。ぜひ、法的にであろうとなかろうと、義務があらうとなかろうと、やはり市民の、議員は代表ですから、一応私も代表のつもりですよ。ですから、そうしたものが聞かれるときあるんですよ。ですから、法的に義務があらうとなかろうと、こうした議会には提出していただいて、多分議長か何かも監査か何かなさっているんでしょう。市長も、代表権があるかないかわかりませんが、役員構成変わっているかもわかりませんが、多分何か役員につかれているんだと思います、まだ。したがって、そうしたところを丁寧に市民に説明すること。市民が主体ですから、市長も言っているでしょうが、そういうふうに。そういうふうにぜひしていただきたいと思いますが、どうですか、市長。

○荒木春吉委員長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 去年からそうしたということですがけれども、その際にも議会の方にも御説明をしてそういう形にさせていただくということでありましたから、我々の方としてはそういうことで、こ

としもしているわけでありますけれども、そういう御意見が多いなどということであれば検討させていただきたいと思います。

○荒木春吉委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 私は意見が多いかどうかはわかりませんが、市民が知りたいという人がいる以上は、私も聞かれたものですから、もしかして12月議会あたりでわかるのかなと思ったが、そんなの何もないし、どうするんだろうと、議会事務局にあるというのも全然知らなかったので大変申しわけなかったんですが、ぜひ大勢、そうした知りたいという状況が大勢であろうとあるいは少なからうとぜひ出していただくように改めてお願いしておきます。きょうはこれでいいです。

○荒木春吉委員長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 別に情報を全く開示していないわけではなくて、先ほど申しあげましたとおり議会の方にも期間中提示をして必要とあればごらんいただくという形にしておりますので、そこら辺は意見を聞いて対処したいと思います。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○川越孝男委員 今の関係ですけれども、確かに昨年議員の方に議会側から、議長の方からありました。それについてはこれまでも法的にしなければならぬというものでもないただけれども、議会に報告あったので資料ももらいたいししてほしいと、私は言いました。ところが、いや法的なやつなんだからカットさせてもらおうということだったんです。そういうことが、議会の方から、そういう声もあったし、そして私はコピーでいただきました。そうすると事務方だって大変なんですね。また改めて必要だとなるとコピーとったりしないとならないわけですから。そういう去年の6月に変更する際に、議会の方から引き続きあってほしいという意見があったということは市長に伝わらなかったんですか。そこ、きょう初めて聞いたようなことですので。そういう声は、去年6月変更する際も私言っていますけれども、議会側に、それが市長の方に伝わっていたのかいないのかだけ教えていただきたい。市長自身に伝わっていたかなんだか。

○荒木春吉委員長 那須副市長。

○那須義行副市長 議会の方に全体としてこういうやり方に改めていきたいというお話を申しあげましたところ、いろいろな意見はあったそうでありますけれども、最終的にはそれが先ほど申しあげたとおり議会事務局なりにそういう決算書を備えつけて見られるような状態にするということでお話を受けてそういう形になると。

あくまでも法令の遵守で、逆に市が半分以上出資している、そういうものについては報告する必要があるわけですが、50%に満たない出資しているもの、まだいっぱいございますので、そのうち二つだけ過去の例でそういうことをやっていたということですが、やっていた理由がだんだん薄れてきましたので閲覧をするような形に切りかえて議会全体としての御了解をいただいで変更したということでございます。

○荒木春吉委員長 川越委員。立ってしゃべってください。

○川越孝男委員 私今質問したのは、今副市長が言ったようなことで去年6月あったわけです。それで法律ではしなければならぬというものでないけれども、より、法律どおりしてたらずっと落ちるんです。それより、どう透明度を高めるかとか公開度を高めるかということが今求められているわけですから、ずっとやってきたものを、今言った理由わかりますよ。だけれどもやっていたんだ

からしてほしい。そしてまた、コピーとってもらったりしてもらっているわけですよ。そういうことを市長に、去年の転換する段階で議会からそういう声もあったんだということを市長のもとに伝わっていましたかということを知っているわけだ。

きょう内藤委員からの発言で、そういう声があるんだったら検討しますという、先ほど市長答弁されておったものだから、去年6月の段階でそういう声が届いていましたかということを知いたんです。市長に知っているんです。

○荒木春吉委員長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 去年の段階でそういうことでこちらの方で判断させていただいて、そういう対応をさせていただきましたけれども、中での議論の中身については私まで直接お話はなくてそういう形で対応が議会の方で了解をされたという話はお聞きしております。

○荒木春吉委員長 那須委員。

○那須 稔委員 8款について2点ほどお聞きをしたいと思います。228ページの公園費と234ページの住宅費でありますけれども、市内には近隣公園とかあるいは街区公園とかあるいは都市公園緑地、いろんな公園があります。それらの公園の砂場の衛生管理というものをどうされているのか1点、お聞きをしたいと思います。

それからもう1点は住宅でありますけれども、平成21年から住宅診断、耐震診断の派遣事業、やっておられます。それから耐震改修事業、やっておられます。その実態というものがどうなっているのか、この2点お聞きしたいと思います。

○荒木春吉委員長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 那須委員の方から2点御質問ございましたので、お答えしたいと思います。

一つは、公園の砂場の衛生管理ということでございますけれども、現在私どもの方で公園台帳で管理している公園が97ございます。そのうち、砂場のある公園は10カ所になってございます。衛生管理ということでございますけれども、過去に、十数年前に町会長さんあるいは地域の方に適切に衛生管理注意してくれということで御要望をした経過があるということには聞いておりますけれども、詳細についてはわかっておりません。砂場だけについて直接の衛生管理を管理項目としているということでは現時点ではやっておらないのが実態でございます。ただ、これまでのような、トラブルの発生等について報告も受けていないのも実態でございます。

それから2点目でございますけれども、住宅の耐震の関係でございます。住宅の耐震関係の事業につきましては平成21年から耐震診断士の派遣事業と耐震診断の事業を行っておるところでございます。耐震診断につきましては平成21年が10件、平成22年は3件でございました。本年のことを言ってもあれですけれども、耐震診断の市の派遣事業の利用率の向上を図るために本年度からは個人負担なしにしてということで実施をしております、本年度まだ途中ですけれども9件ほどの申し込みがある事情でございます。

耐震改修の事業でございますけれども、現在のところ利用いただいている実態はございません。

○荒木春吉委員長 那須委員。

○那須 稔委員 砂場の衛生管理でありますけれども、ちょうど私のところにも砂場がありまして、ある父兄から砂場で子供が遊んでいる最中におもちゃで遊んでおってそれをなめる癖があるということで、衛生状態どうなのかということで、私もちょっとインターネットで調べてみました。そう

しましたら、砂場の大腸菌の問題が出ていますと、普通海水浴場の状況を見ますと100ミリリットル基準でA A基準からCまで、それぞれ大腸菌の数で遊泳禁止までありますけれども、1,000個以上の大腸菌の場合は遊泳禁止ということで、これは不適ということになっております。実際、砂場の砂100グラムに入っている大腸菌の数は5,000個から1万個だということが、実態がわかりまして砂場の衛生管理というのが非常に大事なんだということが、私も知ることができました。今課長からもありましたけれども、寒河江市内の砂場の状況を見ますと、トラブルが起きていないということでもありますけれども、今後砂場で遊ぶ子供たちで衛生というものを考えますと何か対策をとらなければならないのかなと。当然砂場にはいろんな犬とか猫とか来まして排出物を当然置いていきますから、そういうものが大腸菌の温床になっているんじゃないかなと思いますけれども、その辺の衛生管理の対策、どう考えるのか。考え方をひとつお聞きをしたいと思います。

もう1点は耐震診断と耐震改修でありますけれども、耐震診断、耐震診断は9件、平成23年度、無料ということで若干今回の東日本大震災を受けて伸びているようでありますけれども、耐震改修につながらないと。せっかく診断しても改修につながらなければ、これは意味がないので、その辺は耐震改修につながる方法、これどう考えているのかお聞きをしたいと思います。

○荒木春吉委員長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 2点御質問ございましたけれども、お答えしたいと思います。

砂場の衛生管理の考え方の問題ですけれども、確かに大腸菌の問題についてはいろいろ話題になるようでありまして、根本的な解決策がなかなかないというのは、砂場に犬猫等の侵入を防止する決定的なものがないというのがあろうかと思います。それを見越して衛生管理をすると消毒とか砂の天地がえとかあるいはビニールシートで覆ってしまうとかいろいろ事例はあるようでございますけれども、いかんせんこれが決定的というのがないのが実態のようでございまして、私どもでも関係する町内会の方でも利用実態などをお聞きしながら利用する町内会さんの意向などをお聞きすることをしながら、今後の対策について検討してまいりたいと考えているところでございます。

住宅の耐震診断、改修までなかなかいかないということがございまして、耐震改修につきましては県の住宅リフォーム総合支援事業補助金の制度を受けて実施しているわけでございますけれども、設計施工管理についてまで分離してやればまた別なのかもしれませんけれども、現時点の県の制度が耐震改修工事を実施するといった場合に設計と施工管理も補助金の中に含めていいですよという制度になっていまして、そこを、設計だけしてあとしなないよということになっても困るという意向があるのかどうかわかりませんが、現時点での制度としてはそうなっているところでございます。そういった意味では耐震の診断の段階で概算の事業費なんか出せるようなことまでできないかどうか、その辺は今後調査研究させていただきたいと思います。

○荒木春吉委員長 那須委員。

○那須 稔委員 砂場の衛生管理でありますけれども、これは実態といいますか、当然公園には砂場がありますから、その辺どういう実態になっているのか。まず私は実態調査をすべきではないかなと思いますので、その辺含めながら対策をとっていただきたいと思います。

それから耐震診断につきましては、先ほど課長からもありましたけれども、実際には改修までつながらない、当然診断をやって改修と、そして寒河江市の場合は設計も含めて改修に入っていますから、当然設計する段階で改修が条件づけられます。そういう意味では非常にやりづらい。ですか

ら、人によっては700万円、800万円の工事をするのに二、三十万円の設計かかります。そうした場合に二、三十万円の設計も全部込みで改修になってしまいますと当然判断ができないわけですから、設計段階でどのくらいかかるかなということを判断基準に置きながら設計することが大事でありますから、設計の、診断設計についても補助を出すと。ですから、耐震診断も当然無料。それから耐震設計も補助を出しながら最終的に耐震改修まで結びつけるという今課長からありましたけれども、設計についても当然補助を出しながら判断基準の一つにしてもらって、最終的には耐震改修まで持っていくということが私は望ましいんじゃないかなと思いますけれども、その辺も御検討をお願いしたいと思います。

それから、総合評点はどれくらいなのか。総合評点、要するに総合評点があつてそこから当然設計でこれだけの耐震のものをつくるということが出てまいりますので、寒河江市内の総合評点は幾らなのかお聞きをしたいと思います。

○荒木春吉委員長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 設計の部分については今後、御要望もあつたということで、研究させていただきたいと思います。県の事業受けてのものですから市だけで判断できない部分もあろうかと思っていますので、今後要望のあつたことも含めて研究していきたいと思います。

それから、上部構造の評点の部分ですけれども昨年までは1.0ということで、改修した場合1.0以上の評点がなければだめだということだったんですけれども、本年度から0.7ということで、県の指針も引き下げられております。大変、那須委員もおっしゃるとおり耐震工事については多額の費用を要するというので、1.0までということについてはなかなか御利用いただけない県内の実態もあつたということで、0.7につきましては、一応の倒壊する可能性はあるけれども人身は守られるというレベルだと県の方で考えているようでございまして、それに合わせて一応耐震改修工事については0.7以上が確保されれば対象となるという形で現在制度としては運用されているところであります。

○荒木春吉委員長 那須委員。

○那須 稔委員 今、課長からありましたけれども、寒河江市の総合評点が0.7と、これは実際に国土交通省、国の基準からしますと0.7というのは倒壊する可能性がある、高いと、当然倒壊するのが0.7なんですね。当然、120万円の2分の1の補助をして56年以前の建物に補助を出すわけでありまして、0.7の基準ということで出して倒壊したのでは、これ元も子もないわけでありまして、これは私は評点を上げるべきではないのかなと。県の基準も0.7という話がありましたけれども、国土交通省の指導では1.0以上というようにうたっておりますけれども、この辺問題ないのかどうかなんですね。当然耐震改修する側は評点が低い方が金がかかりませんから、改修工事がしやすくなるんですけれども、結局建てる建物がある程度、今回の3・11の地震が来て倒壊したんでは元も子もありませんので、市が補助を出して結局倒壊したのではこれは要するに倒壊した方も大変でありますし、そんなところもどうなのか。0.7という基準、どういう考えを持っているのか。今、課長の方からは県の基準に合わせたという話なんですから、実際に私は上げるべきではないかと思っておりますけれども、もう一度お考えをお聞きしたいと思います。

○荒木春吉委員長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 先ほど申しましたとおりこの種の事業、県の住宅リフォーム総合支援事業

の補助金の制度を活用して使っているということもございますので、一応県の指針に合わせているということでございます。

総合評点につきましては1.5以上が倒壊しない。1.0から1.5未満が一応倒壊しないと。0.7以上で1.0未満が倒壊する可能性があるということと、0.7未満については倒壊する可能性が高いということでございます。現時点で県の方の基準で示しているのは0.7以上ということで、倒壊する可能性はあるんですけども人身についての影響は、人命にまではいかないという判断だと思っておりますけれども、そういうことでこの制度の利用促進ということで、今動いているのかなと思いますけれども、本来であれば前年度まで1.0だったわけですから、その点については、御指摘の点について県あたりとも要望を聞きながら再度、こういうことがあったということで、研究してまいりたいと思います。

○荒木春吉委員長 質疑ありませんか。内藤委員。

○内藤 明委員 8 款の除雪事業の関係でお尋ねしますが、除雪。

今、市道の除雪されている総延長はどのぐらいありますか。それから担当課の方に私道の方の除雪の依頼が来ていると、あると思いますが、その総延長がどのぐらいなのか、わかれば教えてくださいと思います。

○荒木春吉委員長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 市道の総延長についてはわかっておりますけれども、私道については現在手元に資料がございませんので、確かに要望を受けて私道についても除雪をさせていただいておりますけれども、その要請の路線延長については今手元資料がございませんので、後ほど調査して報告したいと思います。

○荒木春吉委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 総延長と、私道の総延長、要望来ている総延長、どのぐらいあるのか聞いたのは、市民の皆さんからいつもあるんですけども、一たん担当課に私道の除雪に関して担当課に要望出して当日 8 時まで担当課に連絡すると来ていただけると、こういうことになっているわけですが、市道であろうと私道であろうと雪の積もるのは大体同じなんですよ。市道が多くて私道は少ないなんていうことになっていないわけですから、要するに私は市道の除雪に入ったときに請け負っている近くの業者があれば同時にそこを除雪する、そういうふうシステムを変えていった方がいいんじゃないかなと、こう思うんです。もちろんそれは私の管理下にないという思いもあるのかもわかりませんが、ただ市民生活上からするとそういう方向性で行った方がいいんじゃないかなと、そう思っているんですが、市長どう思われますか。

○荒木春吉委員長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 申しわけございません。昨年度の実施率ではないですけども、平成22年度に除雪計画を立てた時点での私道の除雪延長については4.53キロメートルを一応計画しておりました。ただ、要望があったところというところを前提にしておりますけれども、先ほど内藤委員がおっしゃった要望がなくても早朝路線に組み入れるべきでないかというお話ですけども、今回の除雪の中から当該委託路線の中に私道が入っていてそれがある程度戸数も多くて早朝に掃かないと出勤とか何かが大変だということで、事前のお申し出があったところについてできる限り早朝の一斉除雪路線の中に組み入れるということも本年、昨年の冬から一部導入はさせていただいていると

ころでして、随時改善はしていきたいと思っております。

○荒木春吉委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 なかなかいいことですね。ぜひ、そういったことを、いいものは広げていくというふうにしていだきたいと思ひますし、ただ気をつけていただきたいのは、「あそこは私道だけ除雪になっている、おれんところはならないのはなしてだ」こうなるものですから、ぜひそれは早目に対応していただくように一応私からお願いしておきましょう。

○荒木春吉委員長 佐藤委員。マイク。

○佐藤良一委員 商工会の繰越明許ですね、どのようになったのかです。あと、土木の方も繰越明許や事故繰越しが結構ありますけれども、その問題、どのように対応なされているのかであります。

233ページ、花咲かフェアでありますけれども、そこに市職員が土日に何人ぐらい動員されているのか。また、平日は何人動員されているのか。また、代休何人にとっていられるのかであります。これにボランティアには結構無償、ボランティアでかかわっておりますけれども、市職員には日当が出るはずなんですけれども、その辺の取り扱いどうなっていますか。

○荒木春吉委員長 済みません。佐藤委員。ページ数と、1何々、2何々って言うてくれる。答弁だれするかわからないから、1何々、2何々って言うてくれますか。（「もう1回」の声あり）ページ数と項目、1何々、2何々ってだれが答弁していいかわからないので、ページ数言って。

○佐藤良一委員 209ページです。商工会の繰越明許、どのようになっているんですか、その後の経過。

○荒木春吉委員長 それが一つね。次、二つ目は。ページ。

○佐藤良一委員 219。土木です。繰越明細と事故繰越し明細あるんですけれども、5月31日までの出納閉鎖、地震あったかどうか、それが原因なのかどっちなんですか。

3点目。

○荒木春吉委員長 ページ数。

○佐藤良一委員 233。花博事業です。それに対して市職員が平日何人かかかわっているのか、土日に対して職員が何人かかかわって代休をとっているのかであります。

わかりましたか。

○荒木春吉委員長 3点。ちょっとお待ちください。宮川商工振興課長。

○宮川 徹商工振興課長 1問目についてお答えいたします。

209ページの商工費の部分であります。これにつきまして、繰越明許費で634万2,000円と計上させていただきます。これは中小企業人材育成事業、端的に申しあげまして、技術交流プラザの冷暖房設備工事、それからその設計管理委託料、この部分を繰り越しをさせていただいたという内容となっております。

○荒木春吉委員長 犬飼総務課長。

○犬飼一好総務課長 花咲かフェアの関係については私からお答え申し上げます。

課を超えた協力イベントということで現在職員が配置しながら行っているということでございますけれども、基本的には緊急雇用の臨時職員で対応しているという状況でございます。開催中ではございますけれども、職員の配置する関係でいいですと開催期間中23日間で平日16人、土日が112名と、合計で128名ということで従事しているということでございます。振りかえの方は先ほど申

しあげました土日の関係が112名が振りかえ休日という対応を行っているところでございます。

○荒木春吉委員長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 繰越明許の部分については、昨年度の議会の中でもありますけれども、公園整備事業につきましては給水ポンプとかあるいはチェリーランドの給水ポンプとか谷沢の方のいこいの森の修繕等について年度内にできなかったということで今年度に入って工事を発注して既に完了しているところでございます。

最上川寒河江緑地整備事業についても現在発注工事中の事案がございます。それから、下釜山岸線の部分につきましては用地補償の部分とかということの部分で現在交渉中で、それに購入したり補償したり契約終わっている部分もありますけれども、現在進行中の分もあります。

住宅管理事業の中ではひがし団地の管更生工事などにつきまして、できなかった分について既に工事を発注して完了している部分もあります。

土砂災害の分については、陣ヶ峰の災害の部分でありますけれども、工事の部分だけがまだ発注できなかったということがあって既にそれも工事発注して6月いっぱいには工事完了して既に供用開始、道路の方は通行しているような状況でございます。

それから、事故繰越しの件でございますけれども、何件かございますけれども、工事に関しては3・11以降に最大の問題は材料が来なかったということでございます。アスファルト合材、これについては県のアスファルト合材の協会の方から当面供給ができないということがその当時ありまして、工事会社の方も重車両の軽油等が逼迫しているということがありまして、おくれるということがございましたけれども、この事故繰越しの部分については既に5月末までに完了して終わっているところでございます。

あと、1件委託料で事故繰越しがあったんでございますけれども、これは橋梁の長寿命化の整備計画の委託なんですけれども、最終的にこの長寿命化の委託契約につきましてはその調査、報告書の意見を求めなければいけないことになっていまして、これが東北大学の地震工学の先生の意見を求めるということになっていまして、その先生が地震の関係で東北管内飛び回らなければならないということで日程がとれなくて5月になってから意見書いただいて報告書の完了を見たところでございます。

以上でございます。

○荒木春吉委員長 佐藤委員。

○佐藤良一委員 土木の方はわかりましたけれども、商工観光課の技術交流プラザのことを聞いておりますけれども、技術交流プラザ、地震みたいのあったからというか油の関係でおくれたのかどうなんですか。その辺、お願い申し上げます。

あと、花博のあれで、土日合わせて112人、職員で23日で16人ですけれども、代休とっているんですか。それとも給料お払いしているんですかということを聞いたんです。その辺の感じはどのようなんでしょうか。

○荒木春吉委員長 宮川商工振興課長。

○宮川 徹商工振興課長 お答えします。

詳細については、申しわけございません。私自身も確認していなかったんですが、基本的に時期的なものがございまして多分できなかったのではないかと思いますけれども、東日本大震災の影響

もあったと理解をしているところでございます。

○荒木春吉委員長 犬飼総務課長。

○犬飼一好総務課長 先ほどの土日の関係の従事に対してということでございますけれども、土日従事した職員につきましては平日振りかえ休日に対応したということでございます。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出第9款から歳出第13款までについて質疑ありませんか。新宮委員。

○新宮征一委員 第9款消防費であります。237ページ9款の1項2目です。

非常備消防費の関係なんです、これは消防団関係の予算として、予算といいますか、決算額で4,900何がし、この推進事業で、決算されております。これ、その中でも消防団員に対する報酬だと思うんですが、1,871万9,000何がし決算なっております。

きょうお聞きしたいのは、さきごろの秋季の西村山全体の消防操法大会ですか、あったはず。あったはずというよりもありました。そのときに、寒河江の選手といいますか、出たチームがあったわけですが、エンジンがかからなかった。最終的に何回してもエンジンがかからなくてタイムオーバーで失格になった。こういう話を聞きました。本当に消防団の皆さんは日夜大変御苦労されているというのは十分、常々感謝をしながらいるわけですが、したがって、この操法大会などというのはもう半年も前からあるいは3カ月も前から毎朝選ばれた選手の方々は訓練に訓練を重ねて仕事を持ちながらやっているというのは非常に御苦労だと感謝しております。

しかし、これはイベントだからエンジンがかからなかった、本当に夕方からの反省会では皆泣きながらおったそうです、実態は。それなりに非常に、団員の方はそれ以上に悔しかった思いがあると思いますが、イベントですからある意味で笑い話で過ごされるかもわかりませんが、これももし有事の場合であれば大変な問題なんですね。大変な問題なんです。

したがって、常々機械器具の点検あるいは整備、これらに関してそれぞれの分団でポンプを持っている分団はさまざまな形でやられていると思うんですが、どのような日常に、例えば1週間に1回エンジンをかけてみるとかそういうふうにものがなされておられるのか。日常的な点検あるいは整備についてお聞かせいただきたいと思います。

○荒木春吉委員長 犬飼総務課長。

○犬飼一好総務課長 委員御指摘のとおり、さきの操法大会において確かに私も当日その場にいましたけれども、エンジンがかからなかったということがございました。6月上旬ぐらいから西村山郡の総合大会のために準備をしながらそれぞれ練習を重ねてやってきたんですね。練習の段階では全然そういったことはなかったんですが、本番のときにそういった事態が起きてしまったということで、エンジン操作員が緊張し過ぎてしまってエンジントラブルが起きてしまったということで、後の反省会のときに私もお聞きしております。

御質問の件でございますけれども、日常の点検ということでございますが、それぞれの消防団員の中で機関員という方々がいらっしゃいますけれども、毎月1日と15日、消防の機械点検を行っているようになっておりますし、さらにはエンジンの機能検査を毎年行っていると。要するにエンジンの調子はどうかということで専門家から見てもらう機能検査なども行っているという状況で、そういった有事の際にすぐ対応できる体制をとっているということでございますが、たまた

ま今回の操法大会の件については本人たちも非常に悔しい思いをしたということもあったようでございますけれども、そういうことのないように今後とも常々日常点検するようにさらに私の方から消防団の方に周知徹底させていきたいと思ひます。

○荒木春吉委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 ありがとうございます。

本当にこれはごくまれな事例であつて、常々そんなことはないと思ひ信じております。しかし本当に有事の場合は笑い事にならない大事な問題なので、今課長からあつたようにこれからもそういう方向で指導していきたいという話だったので、もしポンプが古くなつたり、私が聞いたところでは、今のエンジン、ポンプじゃなくて今のエンジンとは違ふキャブ式のエンジンだった。こんなことも聞きました。したがつて、キャブ式の場合ですと、何回もやっていると油が上がつてそういう現象で今回はできなかった、ああいう現象が起きたと聞いているんですけども、いわゆるこれは非常に大事な部分ですから、ポンプのエンジンは常に新しいタイプのポンプに買いかえる、そのぐらひのものを行政としては当然考えていかなければならない問題かなと思ひますので、その辺も今後の検討課題として取り上げていただきたいと思ひます。

終わります。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。佐藤委員。

○佐藤良一委員 今の話で関連しているんですけども、消防用のホースで全国的に交換、無料交換したわけですけども、寒河江市の消防団のホースもあつたのかないかで、そのときの危機管理室は会計課長だったと思ひますけれども、そのときお話ししたはずなんですけれども、寒河江市では何本ぐらひ交換、無料だったと思ひられますけれども、どのように対応なされましたでしょうか。

○荒木春吉委員長 犬飼総務課長。

○犬飼一好総務課長 消耗品でポンプ用のホースを交換したのは把握しておりますけれども、無料というのは私どもわからない部分がありますが……、その製品が欠陥があつて無料で交換したという実態があるということでございます。

○荒木春吉委員長 佐藤委員。

○佐藤良一委員 寒河江市の消防のホースが悪いというわけじゃなくて、つくつたところで欠陥でいろいろと公正取引委員会ですか、そつちの方で指示ありまして新聞広告も出まして、まだ気づかないところがあつたら申し出てくれれば交換いたしますと内容が新聞広告に出ていたんです。そのときの危機管理室長さん、今会計課長さんでありますけれども、自分申しあげたんです。だったら、交換するのを忘れたんなら、無償で交換してくれるんですからやつたらどうですかと言つたんですけども、寒河江市消防団のホースは何本ぐらひ交換したのかなと思ひてお聞きしたんです。

いろいろと車に載っている場合傷むわけでありまして、その対応どのようなだったのかなと思ひてお聞きしたんです。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。答弁要るの。犬飼総務課長。

○犬飼一好総務課長 交換した本数の正確な資料、私今持ち合わせておりませんので、後ほど御報告したいと思ひます。所轄の分科会の方で報告したいと思ひます。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○川越孝男委員 251ページ。10の10の2。

小学校給食の関係でお尋ねをいたします。地元食材ということで、これまでもずっとと言われて取り組んでいくということで言われてきたわけですが、実態を調査をしたり、どういう実態になっているか、それからやはり調理する側と生産者の側の意識改革というのはえらい大切だなという思いをしていますので、実態調査などしたことがあるのかどうかと、しているとすればどういう実数になっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○荒木春吉委員長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 中学校については、食材納入組合というのをつくって具体的にやっているわけですが、小学校につきましては、具体的に納入組合というものと委託契約結んでいるわけがありませんので、その都度各学校が寒河江産の何ということで今のところは納めているということですので、そういう意味でいうと寒河江市の小学校の昨年度の実績というのはデータ的にはあると思いますが、今手元に持ち合わせていませんので、後でお示ししたいと思います。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○川越孝男委員 中学校給食始まるずっと前から、学校給食に地元食材をとすることは議会でも出され教育委員会も地元食材を使うという形でずっと来ているわけです。そしてもちろん中学校に、ことしから始まったわけですがそこは生産団体との契約という形になっておるんですが、小学校でも葉物野菜などは加工のやつを使う。中学校はこの間内藤さんの質問でもあったわけですが、担当者に聞いてみたら小学校でも既に使っている学校があるんですということだったので、そしてしたがって前から使っているところがあるんです、生産地はわかるのと言ったら、「わかんね、ただ国産だということはわかる」というお話でした。全部の小学校でないそうです。ということもあるものだから、少し、ただ、スローガンのようにしたってやはり、現場のきちと調査をしながら、生産者でつくる人だの意識改革をしないと、私はだめだと思っていますので、高畠とか川西とか置賜地区でやっているああいうことをぜひ研究していただいて、献立をつくる人、生産者、一緒になって意識改革しないとだめだと思います。ロスあってだめだということなんだそうです。地元の材料が。したがって、限られた時間の中で調理をする、むだを、有効に使いたいとなると効率を追求すると往々にしてそっちに行っているということがありますので、そしてこの間言ったように、これは平成23年度になるんだけれども、中学校では葉物野菜は加工のやつ使っていると言われてしますので、ぜひそこら辺言っていることとしていることが一致するように、そこはやはり教育委員会で調査しながらやって、だめだでない、少し実態を調査して対応していただきたいと思いますので、そのことについての見解だけお聞かせをいただきたいと思います。

○荒木春吉委員長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 葉物についての冷凍物については私も聞きましたけれども、たまたま非常に野菜の値段が高いときとかどうしても手に入らないときは使うんだということであって、日常的にはできる限り地元の葉物を使うことを心がけて、冷凍物でなくて市場を経由した生のもの、そういうものを使うように心がけているんだけれども、たまたまそういうときにあったと、こういうことであって、常にそういうものがメインであるということではないということですので、小学校もそういうことだと私は認識しております。

地産地消というのは小学校でも中学校でも私たちも言っていますし、そういうことを心がけていますので、小学校現場の食材を発注する立場の人もそういう意味で寒河江産の何とか、そういうと

きには前もって農協とか業者の中を通して使っているんだと思います。ただ、川越委員も指摘されたように同じようなものをたくさんそろえるというのは、単なる農協を通してだとできるのかもしれないけれども、個人の農家ということではなかなか難しいということもあって、そこら辺は農協さんと前もって言うとそれがそろったものが入ってくるという実態で、そういうことの中でそれぞれの学校が工夫しているということだと思います。できる限り、ふやせるようにわたしたちも努力をしてまいりたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○川越孝男委員 努力してもらうのは結構です。

全国的にも評価されるような取り組みをしている地域があるわけでありますからその辺もぜひ参考にしながら研究していただきたいということで申しあげておりますので、ぜひ受けとめていただきたいと思います。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第2号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第3号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第4号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第5号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第6号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第7号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第8号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第9号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第10号に対する質疑ありませんか。佐藤委員。

○佐藤良一委員 総括的に言うと、6億円も寒河江市で出資しているなんていうことも、本会議で申しあげたんですけれども、やはり一般会計からも行っているわけだし、医師会の研修制度終わってから本当にどこの自治体病院も大変であります。やはり患者10人に対して1人の看護婦さんであります。病棟数も少ないのであります。だんだんと160から120、入床が80近いだけになります。その国の取り組みですね、薬価基準も外部になったのであります。本当のことを言えば6人の薬剤師、これが大きいんじゃないかと思うんです。医師も半年に1回ずつかわります。その辺の実態が私なりに今日に至ったんじゃないかなと思っています。やはり、皆さん本当のこと言わないで、金を出すだけだからうまくない、じゃあ私なりに納得できない面もありますよ。その辺の感じですね。

薬価基準、外部からもらうようになったんだったら薬の仕事がまるきり少なくなっているわけであります。当然、薬剤師もいるわけであります。その辺に対してどのように取り組んでいかれるのかどうかであります。

○荒木春吉委員長 櫻井病院事務長。

○櫻井幸夫病院事務長 確かに、外来調剤といいますか、薬代の収入はなくなっているわけですから、収入的には減っていることは事実でございます。先ほど、薬剤師さん方の業務につきましては申しあげましたけれども、そういった中でとにかくお医者さん方の負担軽減になるような業務、あるいは看護師さん方との連携、そういったことをやりながら多岐にわたる薬剤師さん方の業務をとにかくやっていただく、このことに尽きるのではないかなと思っているところであります。

○荒木春吉委員長 佐藤委員。

○佐藤良一委員 やはり公務員ですから、あしたから要らないなんて失業保険出すから、そういうこともいかないんですから、その辺改善、今まで病院の中で薬をもらっていたやつがみんな外部からいただくわけですし、やはり一番大きいのはここじゃないかと私思うんです。患者さんが120床のときの160から125になって現在80人弱ぐらいであります、入院患者。病院経営は1カ月に1人回転なればえらい経営上よくなるのであります。そういうばかり言ってられないですから、やはりもっと内部努力もなされると思っております。事務委託なんか一番早いんですから。県内の公立病院で。

もう一つお聞きしたいのはリハビリ、理学療法士、自分も議員になったとき岐阜県の下呂温泉に行ってまいりました。そのとき大体、温泉にある病院は元陸軍病院だったと聞いております。そのとき聞いたときの1人の理学療法士できるのが15名。

○荒木春吉委員長 佐藤委員、質疑は簡潔明瞭に、何を聞きたいんだかそれではわからない。簡潔明瞭に。

○佐藤良一委員 リハビリするに、理学療法士1人15人しかできないんです、委員長。よく聞いてください。

○荒木春吉委員長 演説だ、それは。質疑でない。

○佐藤良一委員 助手入れて15人だけです。だったら、リハビリの患者何人いるんですか、1日。どのぐらい収入あるんですか。委員長、そんなことばかり言うから私なりにお聞きしたいんです。だから聞いているんです。

○荒木春吉委員長 質疑だと言ってる。おれに聞いたってしょうがない。おれが答弁者じゃないんだから。櫻井病院事務長。

○櫻井幸夫病院事務長 理学療法士、作業療法士、それから言語聴覚士という形で今市立病院には11名のそういう技師の方がいらっしゃいます。議員おっしゃるように、1人15人ということは単位がありまして、1単位20分なわけですけども、したがって1日にできる数は決まっていると、こういうことになると思います。

それで、あれですか。今のリハビリの人数とか金額ということですか。済みません、その辺は調べさせていただいて、後ほど御報告申し上げたいと思います。恐れ入りますが、よろしく願いいたします。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第11号に対する質疑ありませんか。那須委員。

○那須 稔委員 認第11号水道事業会計の決算でありますけれども、今回3・11の地震が起きましてライフラインということで、結構問題が起きてまいりました。今回水道の決算、当然4抔の方でも耐震補強などを含めながらやってきたと思いますけれども、特に水道管で送水管と配水管、非常に耐震がされないと影響が大きいとこのように思いますけれども、その辺、具体的に送水管のキロ数がどのくらいで耐震化率がどのくらいになっているのか。あるいは配水管についても距離数がどのくらいでまたどのくらいの耐震化率になっているのかお聞きをしたいと思います。

○荒木春吉委員長 奥山水道事業所長。

○奥山健一水道事業所長 水道管の耐震化ということでございますが、寒河江市の全体の水道管の延長は約323.5キロメートルでございます。そのうち、導水管につきましては約6キロ。そのうちの耐震管につきましては大体400メートルほどで、耐震化率につきましては6.61%ということでございます。

次に、送水管、これは浄水場から配水池まで行く管でございますが、これにつきましては1万5,405メートル、耐震管の延長につきましては約3,568メートルほど、耐震化率は23.17%になっております。配水管につきましては302.061キロ、耐震管の延長は2万7,279メートルほど大体9.3%。送水管全体の率としましては9.7%ほどの耐震化率となっております。

今後の進め方でございますが、耐震管につきましては4抔と幸生地区で国庫補助事業を行いまして老朽管の更新工事などをやっておるわけでございますが、4抔につきましても平成26年度まで。幸生地区につきましても平成28年度までということで整備を進めるということでございます。このたびの震災で私どもの方もライフラインということについては大切さについては改めて認識したところなんでございますが、この漏水管の更新につきましては現在水道ビジョンを策定を進めているところでございます。その辺の計画の中に入れながら進めていきたいということで考えております。

以上でございます。

○荒木春吉委員長 那須委員。

○那須 稔委員 今所長の方からありましたけれども、水道管の耐震化率が全体的には9.7%ということで非常に低いわけです。特にライフラインといいますか、浄水場から配水池までの送水管、これが非常に口径が大きいと。これが耐震でやられますと当然配水管の方にも影響してまいりますので、この辺の送水管の耐震化の方から急がなければならないんじゃないかと思います。

先ほど、水道ビジョンに入れながらと、当然水道ビジョン、ことし中につくるということになっているかと思いますが、早急に手当てをしないといつ地震が起こるかわからないわけでありますから、その辺は水道ビジョン、当然ことし中につくるわけでありますけれども、まずは送水管の方からの手当て等についての考え方について何かありましたらお聞きしたいと思います。

○荒木春吉委員長 奥山水道事業所長。

○奥山健一水道事業所長 送水管につきましては今委員の方から話があったように、口径も大きいものですから事業費も膨大な事業費を要するわけでございます。その辺のこともありますものですが、計画的に入りと出を勘案しながら計画的に進めていかなければならないのではないかとこのことで考えております。

○荒木春吉委員長 那須委員。

○那須 稔委員 水道管の耐震化。これは4拵の方でもしてきましたけれども、4拵は当然老朽管更新ということで配水管が主でありますから、送水管については今もありましたけれども23%ほどと。ですからあとの77%はこれからでありますから、早急に急がなければならないと思いますので、その辺は4拵ではなくて水道ビジョンということでこれに入れながら早急に手当てをしていただくように要望して終わります。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。佐藤委員。

○佐藤良一委員 28ページ、その他の会計に関する重要事業で各企業から寄附行為が行われているんですけれども、寒河江市の水道工事に適任していたのかどうかであります。事前協議やったのかやらないのかであります。その辺の経過であります。どのようになっているんですか。各社から金額が表示されていますけれども、その工事するとき寒河江市の工事に該当しているのかどうかであります。

○荒木春吉委員長 奥山水道事業所長。

○奥山健一水道事業所長 寒河江市におきまして水道工事をする場合につきましては、寒河江市給水装置工事設計基準というのがございまして、工事につきましてはその設計基準に基づきまして全部やっただいているというところがございます。

今28ページにありました寄附の部分につきましては、当然にしてその基準に基づいた構造ということではいただいております。これにつきましては口径につきましても口径は50ミリ以上ということで管の埋設場所につきましては市道に埋設なったということで、こちらの方、そういう基準に合ったものをいただいている、寄附をいただいているということでございます。

○荒木春吉委員長 佐藤委員。

○佐藤良一委員 ではこの全体の延長にしますと何メートルぐらいの長さあるんですか。口径の交換ですか。それとも黒い、普通の家庭用の管なんですか。1,000万円近くの会社もあるようですけれども、その辺の経過措置はどのようになっているんですか。

○荒木春吉委員長 奥山水道事業所長。

○奥山健一水道事業所長 具体的な延長につきましては、今資料の手持ちがございませんので後ほどということをお願いしたいと思います。

○荒木春吉委員長 佐藤委員。

○佐藤良一委員 委員長にお願いがあります。いつまで報告するか、委員長から御指名するようお願いします。後から後からと言ったって議会中にするのか、委員長から明確に指示なされるようお願い申しあげます。

○荒木春吉委員長 はい。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

じゃあ、奥山水道事業所長。

○奥山健一水道事業所長 議会開催中には報告したいと思います。

○荒木春吉委員長 佐藤委員、いいですか。佐藤委員。

○佐藤良一委員 議会中といいますと21日までの開催でありますけれども、だからいつの、最終日な

のかそれとも予算委員会なのかどっちなんでしょうかと、まずはっきり言ってくればいいんです。

最終日じゃもう終わりなんですから。どっちなんですかとはいっきり、委員長から何月何日までこうしてくださいよと言えはするわけなんですから。後日後日じゃね。最終日、はい、ひょこっとではうまくないんです、委員長。

○荒木春吉委員長 私に言ったってしょうがない。奥山水道事業所長。

○奥山健一水道事業所長 事務局の方にきょうの夕方まで届けたいと思います。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○荒木春吉委員長 日程第15、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおりそれぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分 担 付 託 案 件
総務文教分科会	認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第10款、歳出第12款、歳出第13款、認第9号
厚生分科会	認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第10号
建設経済分科会	認第1号中歳出第2款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款、認第2号、認第3号、認第11号

散 会 午後2時54分

○荒木春吉委員長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成23年9月21日（水曜日）予算特別委員会

○出席委員（17名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	木村寿太郎	委員	13番	新宮征一	委員
14番	佐藤良一	委員	15番	内藤明	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	鴨田俊廣	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
犬飼一好	総務課長	菅野英行	政策推進課長
丹野敏晴	財政課長	富澤三弥	建設管理課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長	荒木利見	教育長
小畑広明	学課校長 教育補佐	清野健	生涯学習課長

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

予算特別委員会議事日程第2号 第3回定例会予算特別委員会
平成23年9月21日（水曜日） 午前9時30分開議

再 開

- 日程第 1 議第47号 平成23年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）
〃 2 分科会審査の経過並びに結果報告
（1）総務文教分科会委員長報告
（2）厚生分科会委員長報告
（3）建設経済分科会委員長報告
〃 3 質疑・討論・採決
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

- 那須 稔委員長 おはようございます。
ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

- 那須 稔委員長 日程第1、議第47号平成23年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 那須 稔委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教分科会委員長報告

- 那須 稔委員長 初めに、総務文教分科会委員長の報告を求めます。辻総務文教分科会委員長。

〔辻 登代子総務文教分科会委員長 登壇〕

○辻 登代子総務文教分科会委員長 おはようございます。

総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は9月16日、委員全員出席し、開会いたしました。

付託されました案件は、議第47号、第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第10款、第2表、第3表であります。審査の内容を申しあげます。

初めに、議第47号平成23年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）、第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「市民に対するデマンド交通で1時間当たりの単価契約によるとなっているが、単価は幾らか」との問いがあり、当局より「予算で見込んでいるのは、小型タクシーが2,000円、ジャンボタクシーが2,200円を見込んでおりますが、実際には業者から見積もりをもらうので単価は変わってくると思います」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「災害救助事業の扶助費は、何人くらいの予定か」との問いがあり、当局より「今後見込まれる人数として2学期で21人、3学期で23人を見込んでおります」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「田代小学校の耐震工事ですが、I s 値が0.27とっておりますが、300万円ほどでその値はどれくらいになるのか」との問いがあり、当局より「0.77に改善されるということです」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申しあげます。

委員より「市債の借り入れについて、1カ月以上かかるのか、すぐに借り入れできるのか」との問いがあり、当局より「借り入れにつきましては、起債計画書を県の方に提出することになり、来年あたりになるのではないかと考えているところです」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上をもって、総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生分科会委員長報告

○那須 稔委員長 次に、厚生分科会委員長の報告を求めます。國井厚生分科会委員長。

〔國井輝明厚生分科会委員長 登壇〕

○國井輝明厚生分科会委員長 おはようございます。

厚生分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月12日、委員全員出席し、開会いたしました。

付託されました案件は、議第47号、第1表中歳出第3款の一部、歳出第4款であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第47号平成23年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）、第1表中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「公共事業の耐震化事業は、平成25年度から今年度に前倒しになったが、改修事業も前倒しすることを念頭に置いているのか」との問いがあり、当局より「具体的な改修事業の予定は、診断の結果によることになります」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第47号、第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「肺炎球菌ワクチンの接種は、該当者にどんな形で通知をするのか。また該当する年齢と何割の人数が予算措置になるのか」との問いがあり、当局より「市報と市内の医療機関等において周知をする予定です。対象者は75歳以上で、10%程度が受けると推測しております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、厚生分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済分科会委員長報告

○那須 稔委員長 次に、建設経済分科会委員長の報告を求めます。工藤建設経済分科会委員長。

〔工藤吉雄建設経済分科会委員長 登壇〕

○工藤吉雄建設経済分科会委員長 おはようございます。

建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月13日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第47号第1表中歳出第6款、第7款、第8款及び歳出第11款であります。審査の都合上、第6款の審査終了後に第11款の審査を行い、その後に第7款、第8款の順で審査することを諮り、異議なくそのようにすることに決しました。それでは、順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第47号平成23年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）、第1表中歳出第6款を議題

とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「さくらんぼ産地強化対策事業費補助金は、紅秀峰に限らずその他の銘柄も該当するのか」との問いがあり、当局より「紅秀峰に限らず、すべての品種が該当します」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第11款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、特に御報告する質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容について申し上げます。

委員より「交通安全上の街路樹等の管理について関係者等から要請されてからの対応ではなく、早急に対応すべきと思うが、その考え方について」の問いがあり、当局より「常日ごろの早期メンテナンスがコストの抑制につながると思いますので、公園も含め街路樹等のちょっとした管理について実施できるよう検討していきたいと考えております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○那須 稔委員長 日程第3、質疑・討論・採決であります。

初めに、総務文教分科会委員長報告に対する質疑はありますか。新宮委員。

○新宮征一委員 ただいまの報告で、16日に委員全員出席という報告がありました。ちょっと確認のためにお聞きしますが、委員は何名出席されたのか教えてください。

○那須 稔委員長 辻委員長。

○辻 登代子総務文教分科会委員長 ただいまの質疑にお答えいたします。

委員長ほか5名でございます。

○那須 稔委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 委員長ほか5名ということは、6名ということになりますね。おかしいんじゃないですか。

この寒河江の議会で、常任委員会の委員というのは三つの委員会に6人ずつ割り振られておる。これは、会議規則にもきちっと載っています。これは、18人の議員全員がそれぞれの委員会に所属する。これは、ごく当然のことなんです。

ところが、特別委員会、つまり予算特別委員会、決算特別委員会というのが、その都度本会議で設置を決めるときに人数も決めているんです。したがって、今回の場合は9月9日の本会議で予算特別委員会、決算特別委員会が設置されました。予算特別委員会には議長を除く17人の構成で、予算特別委員会を設置することに御異議ありませんか、異議なし。全会一致で設置された。決算特別

委員会は、同じように議長と議選の監査委員を除く16人の委員の構成をもって決算特別委員会を設置する、これに御異議ありませんかということで異議なし。全会一致で設置されているんです。したがって、議長が常任委員に入っている総務文教分科会では、6人の委員というのはおかしいんです。委員長を初め、5人が分科会に出席しなければならない。

これは、ちょっと決算の方まで含んで大変申しわけないけれども、皆さんから理解してもらうために申しあげますけれども、決算特別委員会の建設経済分科会では、議会選出の監査委員がおりました。先ほどと同じように、本会議で付託されたものについては、これは常任委員の1人ですから当然なんですけれども、分科会には決算特別委員会の委員になっていない監査委員が入るというのはおかしいだろうということで、会議からは退席してもらっています。同じ会場にありましたけれども、これは傍聴者名簿にきちっと記載をして、傍聴者の立場でおられました。

したがって、今回のただいまの報告ですと、6人が出席というのはおかしいんです。今、ここにも議長はいないですよ、予算分科会に。ということは、委員になっていない者が分科会に入ること自体がおかしいので、これは前にこの議会でも議選の監査委員も一時期は代表監査委員の隣に座っておったこともありました。しかし、それがおかしいということでもって、これも今はなくしているんです。そういう方法をとってきているはずなんです。その辺の解釈をどのようになさって、名前は聞かなくとも議長も入っておったというふうに理解できるわけなんですけれども、その辺はどうなんですか。

○那須 稔委員長 辻委員長。

○辻 登代子総務文教分科会委員長 議長を除いて5名です。

○那須 稔委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 これは、記録に残るのではっきりしますけれども、じゃあ議長は出席していなかったということでもよろしいんですね。私は、出席しておったというように聞いているんですけれども、間違いはないですか。虚偽の報告をされては困りますからね。

○那須 稔委員長 暫時休憩します。

休 憩 午前 9時50分

再 開 午前10時01分

○那須 稔委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○那須 稔委員長 辻委員長。

○辻 登代子総務文教分科会委員長 先ほどの発言の訂正をさせていただきます。

総務文教分科会は、委員長以下5名でございます。議長として、高橋議長は出席しております。以上です。

○那須 稔委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 じゃあ、発言があつたのかどうか。先ほどの報告ですと、これは全会一致ということですから問題はなかったと思うんですが、採決なんかになった場合、これにカウントされるということであれば非常に大きな問題になるというように思いますので、今後のあり方については十分注意していただきたいということを申しあげて終わります。

○那須 稔委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、建設経済分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論を省略いたします。

これより議第47号を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長の報告は、いずれも原案を了とするものであります。

本案は分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって議第47号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉　　　　　　会　　　　　　午前10時04分

○那須 稔委員長　　以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

大変に御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長　　那　　須　　　　稔

平成23年9月21日（水曜日）決算特別委員会

○出席委員（16名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	10番	辻登代子	委員
11番	荒木春吉	委員	12番	木村寿太郎	委員
13番	新宮征一	委員	14番	佐藤良一	委員
15番	内藤明	委員	16番	川越孝男	委員
17番	那須稔	委員	18番	鴨田俊廣	委員

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
犬飼一好	総務課長	菅野英行	政策推進課長
丹野敏晴	財政課長	犬飼弘一	税務課長
安彦浩	市民生活課長	富澤三弥	建設管理課長
山田敏彦	下水道課長	小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
宮川徹	商工振興課長	安孫子政一	情報観光課長
那須吉雄	健康福祉課長	柴崎良子	子育て推進課長
横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長	奥山健一	水道事業所長
櫻井幸夫	病院事務長	荒木利見	教育長
小畑広明	学校教 育課長 補佐	清野健	生涯学習課長
片桐久志	監査委員	大泉辰也	監査委員 局長

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第2号

第3回定例会決算特別委員会

平成23年9月21日（水曜日） 予算特別委員会終了後開議

再 開

- 日程第 1 認第 1号 平成22年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 2 認第 2号 平成22年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第 3号 平成22年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第 4号 平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第 5号 平成22年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 6号 平成22年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 7号 平成22年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第 8号 平成22年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第 9号 平成22年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について
- 〃 10 認第10号 平成22年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 11 認第11号 平成22年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- 〃 12 分科会審査の経過並びに結果報告
（1）総務文教分科会委員長報告
（2）厚生分科会委員長報告
（3）建設経済分科会委員長報告
- 〃 13 質疑・討論・採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前10時10分

○荒木春吉委員長 おはようございます。

ただいまから決算特別委員会を再開いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

○荒木春吉委員長 日程第1、認第1号平成22年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、認第11号平成22年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてまでの11案件を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

○荒木春吉委員長 日程第12、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教分科会委員長報告

○荒木春吉委員長 最初に、総務文教分科会委員長の報告を求めます。辻総務文教分科会委員長。

〔辻 登代子総務文教分科会委員長 登壇〕

○辻 登代子総務文教分科会委員長 総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月16日、委員全員出席し、開会いたしました。

付託されました案件は、認第1号中、歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第10款、歳出第12款、歳出第13款及び認第9号であります。審査に入る前に、審査の進行について、認第1号中歳出第10款の審査を歳入全部の審査の後に行うことについて諮り、異議なくそのようにすることに決しました。

また、付託案件の説明の省略を諮り、異議なく省略することに決しました。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、認第1号平成22年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中歳入全部を議題とし、質問に入りました。

質疑の内容について申し上げます。

委員より「地方交付税の関係で、三位一体の改革で交付税が減ってきたと聞いているが、ここ最近はふえているのか、減っているのか」の問いがあり、当局より「平成22年度につきましては、非常に大きい伸びになっております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第10款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容について申し上げます。

委員より「障害児通学支援事業の事業内容と人数について」の問いがあり、当局より「特別支援学級が各学校にあり、そこに在籍する児童生徒で、自力で通学することが困難な場合にタクシーで登校の際の送迎を行うもので、現在対象者は6名です」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第1款を議題とし、質疑に入りましたが質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款の一部を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容について申しあげます。

委員より「新寒河江温泉管理事業について、どこが請け負っているのか」の問いがあり、当局より「山形環境エンジニアリングに現在指定管理者でお願いしております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、質疑に入りましたが質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第9款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「県の防災ヘリコプターの負担金の積算割合について」の問いがあり、当局より「均等割として20%、人口割として40%、財政力割として40%で案分されておりまして、全市町村で負担金を出しております。合計は6,484万7,000円となっております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第12款を議題とし、質疑に入りました。

質疑の内容を申しあげます。

委員より「繰上償還は今回もあるのか」の問いがあり、当局より「平成22年度につきましては、繰上償還はありません」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第13款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「予備費からの充用が結構あり、3款4項1目への充用をどのように使われたのか」の問いがあり、当局より「3款4項1目への充用につきましては、東日本大震災における災害救助費に要した経費に充用しました」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第9号平成22年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りましたが質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上をもって、総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生分科会委員長報告

○**荒木春吉委員長** 次に、厚生分科会委員長の報告を求めます。國井厚生分科会委員長。

〔國井輝明厚生分科会委員長 登壇〕

○**國井輝明厚生分科会委員長** 厚生分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は9月12日、委員全員出席し、開会いたしました。

付託されました案件は、認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第10号であります。審査に入る前に、付託案件の説明の省略を諮り、異議なく省略することに決しました。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、認第1号平成22年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中歳出第2款の一部

を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「平成22年度に町会長において事故がなかったのか。事故があった場合の対処はどうか。また、町会長以外の代理の人が事故に遭った場合はどのような救済措置があるのか」との問いがあり、当局より「平成22年度においては、町会長の事故はありませんでした。事故が起きた場合は、非常勤特別職の公務災害の対応になります。町会長以外の代理の方が事故に遭った場合は、適用条件がありますが、全国市長会賠償責任保険が適用になります」との答弁がありました。

委員より「住民基本台帳カードの発行枚数は非常に少ないが、市としてどのように考えているのか」との問いがあり、当局より「政府決定の社会保障・税番号大綱によりますと、平成26年6月をめどに住基カードを改良したＩＣカードの交付が予定されておりますので、その動向を重視しながら、市として住基カードの多目的利用について対応していきたいと考えております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「地域福祉計画の策定が終わり、次に活動計画を策定することになるが、どのような活動計画を策定していくのか」との問いがあり、当局より「地域福祉計画と活動計画は一体的であり、具体的には社会福祉協議会の民間福祉活動計画として具現化されます」との答弁がありました。

委員より「放課後児童対策事業で、高松地区には学童保育をつくる機運はないのか」との問いがあり、当局より「学校とＰＴＡが保護者に対してアンケート調査を行い、集計をしているところです。今後は、学童保育を希望する方に対し説明会を開く予定をしております」との答弁がありました。

委員より「次世代育成支援対策支援事業のファミリーサポート事業について、登録会員と利用件数の推移はどうなっているのか。また、子育てサロン事業の利用の推移はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「ファミリーサポートセンターの登録会員数は、平成20年度は515名、平成21年度は523名、平成22年度は551名です。利用件数は、平成20年度は1,807件、平成21年度は2,131件、平成22年度は2,830件です。子育てサロンの参加者は、平成20年度12回で374名、平成21年度14回で529名、平成22年度15回で626名です」との答弁がありました。

委員より「児童扶養手当支給事業が父子家庭も該当するようになったが、該当する人数はどれくらいいるのか。父子のひとり親家庭と医療費対象者件数は何件あるのか」との問いがあり、当局より「児童扶養手当の受給者は272名おり、その中で父子については年末時点で21名該当しております。所得制限等で全部支給が7名、一部支給が13名、支給停止が1名です。父子のひとり親家庭の医療費援助対象者は、38名で16世帯です」との答弁がありました。

採決の結果、多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第4款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「食生活改善推進委員の人数の推移はどうなっているのか。現在の状況と今後の配置について」との問いがあり、当局より「平成20年度は95名、平成21年度は99名、平成22年度は113名と

増加しています。現在は担当地区は決めていませんが、今後は地区に根づくように推進協議会で検討をしてみたい」との答弁がありました。

委員より「乳幼児健康診査の3カ月健診について、現在は一部に4カ月に入った乳児を3カ月健診として実施しているが、3カ月中に実施する方策はないのか」との問いがあり、当局より「3カ月健診については、股関節脱臼の検診もあわせて行っており、股関節脱臼は3カ月過ぎに発見されやすいため現在の健診時期を設定しております。今後につきましては、医師等と協議をして検証してみたい」との答弁がありました。

委員より「がん検診の対象者については、平成20年度に40歳以上から30歳以上へ引き下げたが、30歳以下の方は該当していない。対象年齢を引き下げることについてどう考えるか」との問いがあり、当局より「国では40歳以上を対象としていますが、寒河江市では30歳以上を対象としております。子宮がん検診につきましては20歳以上を対象としており、それ以外の検診の対象者につきましては、受診率の動向を見ながら検討してみたい」との答弁がありました。

採決の結果、多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第4号平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「保険給付費から病気の傾向や予防対策が見えてくると思うが、市としてどのような対策をとっているのか」との問いがあり、当局より「疾病に対しての健康教室や特定健診の推奨を進めております」との答弁がありました。

採決の結果、多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第5号平成22年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りましたが質疑もなく、採決の結果、多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第6号平成22年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りましたが質疑もなく、採決の結果、多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第7号平成22年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「特定高齢者の把握はどのようにしているのか。特定高齢者のメニューはどんな形で取り組んでいるのか」との問いがあり、当局より「成人病検査センターにおける健康診断の際に特定高齢者の判断をしたり、また結核検診で把握をしております。特定高齢者のメニューとしては、ふれあいサロンの委託、運動機能向上のためのデイサービス、スイミングクラブでプールの水を使った運動機能向上等を実施しております」との答弁がありました。

採決の結果、多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第8号平成22年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りましたが質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第10号平成22年度寒河江市立病院事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質

疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「市立病院における一般病床の利用率は、県内の病院の状況と比べると低い。また、医業収支も低い状況にあるが、病院としてこれらの状況をどのように感じ、今後の対策についてどのように考えているのか」との問いがあり、当局より「病院経営において医業収支をふやすには、入院患者や外来患者をふやすことであります。費用の削減や医師の確保を含め、寒河江西村山における市立病院の方向性、特徴づけを十分考慮しながら取り組んでいく必要があると考えております」との答弁がありました。

委員より「平成23年度将来に向けたアクションプランを組み上げることについて、市では現在どのような状態で進んでいるのか」との問いがあり、当局より「市立病院が今後どのような役割を果たしていけるのか。例えば、回復期のリハビリや療養病床を視野に入れた検討ということで、今進めております。病床利用率や市民の利便性を考えながら、一定の方向づけをしまいたいと考えております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、厚生分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済分科会委員長報告

○荒木春吉委員長 次に、建設経済分科会委員長の報告を求めます。工藤建設経済分科会委員長。

〔工藤吉雄建設経済分科会委員長 登壇〕

○工藤吉雄建設経済分科会委員長 建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月13日及び16日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳出第2款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款、認第2号、認第3号及び認第11号であります。審査の都合上、第5款の審査終了後に第7款の審査を行い、その後第6款、第11款第1項、第8款、第11款第2項の審査を行うことを諮り、異議なくそのようにすることに決しました。また、委員より付託案件の説明要求があり、協議の結果、付託案件の説明をお願いすることに決しました。それでは、順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、認第1号平成22年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についての歳出第2款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容について申し上げます。

委員より「クアパークの法面の関係で、国に買い取っていただきたいということを毎年文書で出しておくべきと思うが、そのように行っているのか」との問いがあり、当局より「買い取りの要請については文書で行ってはいませんが、実際に出向いて要請をしております。今後は、文書でも行っていく方向で検討していきたいと考えております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第5款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが質疑もなく、採決の結果、

全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容について申し上げます。

委員より「ポケットパークは今後の駐車場の実態調査対象外ということですが、ポケットパークの目的も他の駐車場と同じ商店街の活性化のためにつくられた駐車場ですので、ぜひとも調査対象に入れてほしい」との意見がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容について申し上げます。

委員より「荒廃森林整備事業の関係で、荒廃山林に対して手をかけていく上での基準はあるのか」との問いがあり、当局より「基準はありません。景観的には目立つところを集中的にやっていった方が効果的ではないかということで、慈恩寺地区と平野山を行いました。今後は、景観や利用の問題などを念頭に置きながら、基準の設定を検討してまいります」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第11款第1項を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容について申し上げます。

委員より「都市基盤施設総合情報整備事業の件ですが、調査とデータ化とはどういうものになり、どのように生かされるのか。また、市民の利活用はできるのか」との問いがあり、当局より「政策推進課で管理している地図の図化システムに電柱や汚水ますなどの道路の占用物をデータ化して入れ、地図上でわかるようにするものです。また、市民の利活用については、パソコンのデータ画面ですので、日常的に公開するということは前提にしておりません」との答弁がありました。

委員より「下釜山岸線の関係ですが、平成24年までに完成するという計画だったのか」との問いがあり、当局より「実施計画では平成24年度になっておりますが、なるべく早期に完成したいということで、平成23年度の予算の中で完了したいというふうに考えております」との答弁がありました。

委員より「花咲かフェアの経済効果の数字的な裏づけ、データはあるのか」との問いがあり、当局より「総務省統計局で示している産業連関表の数式があり、これに当てはめて入力すると1億3,000万円という試算結果が出てくるようです」との答弁がありました。

委員より「運転手や添乗員、ガイドなどから宿泊先や今後の行程、昼食会場など数字的なものをきちんと把握しポイントを絞って、次年度は少しでも多く寒河江市に滞在してもらえるような方向を持っていけるように、後追い調査をすべき」との意見がありました。

委員より「住宅建築推進事業負担金補助金の関係で、800万円の不用額が出ているがなぜか」との問いがあり、当局より「木造住宅の耐震事業の工事をする市民に対しての補助事業と高齢者住宅減災対策推進事業ということで、高齢者の寝室などについて震災による被害をなくすような工事の補助事業ですが、利用者がなかったということです」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第11款第2項を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、特に御報告する質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第2号平成22年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容について申し上げます。

委員より「負担金などを賦課をして徴収していながら、いまだ供用開始になっていない世帯は1件もないのか」との問いがあり、当局より「現在は、供用開始の告示とともに賦課していますのでこういう事案はありませんが、そういったところがあるかどうかは確認させていただきます」との答弁がありました。

委員より「使用料の関係で、ホームポンプや自家用の井戸、温泉など自前のものを持っている場合の賦課するための基準や実態はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「メーターをつけていただき、その管を下水道につなぐ申請をしていただきますので、下水道料金の中に入っております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第3号平成22年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第11号平成22年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「寒河江市では、ずっと億単位の黒字を出しながら、将来に投資しなければならないということで市民に還元していないので、そのことについては改めるべきだ」との問いがあり、当局より「現在、水道ビジョン策定をしており、その中で水道料金についても検討に加えることにしておりますので、その結果を見て対応をしてみたいと考えております。なお、この件につきましては、市長の方にも話しておきます」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○荒木春吉委員長 日程16、これより質疑・討論・採決であります。

初めに、総務文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、建設経済分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論を省略いたします。

これより採決に入ります。

各分科会委員長報告中、異議のありました5案件を除く認第2号、認第3号、認第8号、認第9号、認第10号及び認第11号の6案件を一括して採決いたします。

ただいまの6案件に対する各分科会委員長の報告は、いずれも原案を了とするものであります。

6案件は、各分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、認第2号、認第3号、認第8号、認第9号、認第10号及び認第11号の6案件は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第1号を起立により採決いたします。

本案に対する各分科会委員長の報告はいずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成委員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第4号を起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長の報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成委員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第5号を起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長の報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成委員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第6号を起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長の報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成委員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第7号を起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長の報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成委員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

閉 会 午前10時47分

○荒木春吉委員長 以上をもって決算特別委員会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

決算特別委員会臨時委員長 新 宮 征 一

決算特別委員会委員長 荒 木 春 吉

平成23年9月21日（水曜日）第3回定例会

○出席議員（18名）

1 番	高 橋 勝 文	議員	2 番	阿 部 清	議員
3 番	遠 藤 智 与 子	議員	4 番	後 藤 健 一 郎	議員
5 番	太 田 芳 彦	議員	6 番	國 井 輝 明	議員
7 番	沖 津 一 博	議員	8 番	工 藤 吉 雄	議員
9 番	杉 沼 孝 司	議員	10 番	辻 登 代 子	議員
11 番	荒 木 春 吉	議員	12 番	木 村 寿 太 郎	議員
13 番	新 宮 征 一	議員	14 番	佐 藤 良 一	議員
15 番	内 藤 明	議員	16 番	川 越 孝 男	議員
17 番	那 須 稔	議員	18 番	鴨 田 俊 廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	那 須 義 行 副 市 長
渡 邊 満 夫 教 育 委 員 長	兼 子 昭 一 選 挙 管 理 委 員 会 長
高 子 武 農 業 委 員 会 長	犬 飼 一 好 総 務 課 長
菅 野 英 行 政 策 推 進 課 長	丹 野 敏 晴 財 政 課 長
犬 飼 弘 一 税 務 課 長	安 彦 浩 市 民 生 活 課 長
富 澤 三 弥 建 設 管 理 課 長	山 田 敏 彦 下 水 道 課 長
小 野 秀 夫 農 林 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	宮 川 徹 商 工 振 興 課 長
安 孫 子 政 一 情 報 観 光 課 長	那 須 吉 雄 健 康 福 祉 課 長
柴 崎 良 子 子 育 て 推 進 課 長	横 山 一 郎 会 計 管 理 者 (兼) 会 計 課 長
奥 山 健 一 水 道 事 業 所 長	櫻 井 幸 夫 病 院 事 務 長
荒 木 利 見 教 育 長	小 畑 広 明 学 校 教 育 佐 員
清 野 健 生 涯 学 習 課 長	片 桐 久 志 監 査 委 員
大 泉 辰 也 監 査 委 員 長	

○事務局職員出席者

安 食 俊 博 事 務 局 長	佐 藤 肇 局 長 補 佐
佐 藤 利 美 総 務 主 査	兼 子 亘 主 任

議事日程第 6 号

第 3 回定例会

平成 23 年 9 月 21 日（水曜日）

午前 11 時 05 分開議

再 開

（予算特別委員会付託関係）

- 日程第 1 議第 47 号 平成 23 年度寒河江市一般会計補正予算（第 4 号）
〃 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 3 質疑・討論・採決

（決算特別委員会付託関係）

- 日程第 4 認第 1 号 平成 22 年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
〃 5 認第 2 号 平成 22 年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 6 認第 3 号 平成 22 年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 7 認第 4 号 平成 22 年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 8 認第 5 号 平成 22 年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 9 認第 6 号 平成 22 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 10 認第 7 号 平成 22 年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 11 認第 8 号 平成 22 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 12 認第 9 号 平成 22 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について
〃 13 認第 10 号 平成 22 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
〃 14 認第 11 号 平成 22 年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
〃 15 決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 16 質疑・討論・採決

（総務文教常任委員会付託関係）

- 日程第 17 議第 50 号 寒河江市市税条例等の一部改正について
〃 18 議第 51 号 寒河江市都市計画税条例の一部改正について
〃 19 議第 52 号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
〃 20 請願第 5 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出に関する請願
〃 21 請願第 6 号 原発からの撤退と自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出に関する請願
〃 22 総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 23 質疑・討論・採決

（厚生常任委員会付託関係）

日程第 2 4 議第 4 9 号 平成 2 3 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

〃 2 5 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 2 6 質疑・討論・採決

（建設経済常任委員会付託関係）

日程第 2 7 議第 4 8 号 平成 2 3 年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

〃 2 8 建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 2 9 質疑・討論・採決

日程第 3 0 議会案第 1 0 号 3 0 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について

〃 3 1 議案説明

〃 3 2 質疑・討論・採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 6 号に同じ

再 開 午前 1 1 時 0 5 分

○高橋勝文議長 御苦労さまです。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について議会運営委員長の報告を求めます。沖津議会運営委員長。

〔沖津一博議会運営委員長 登壇〕

○沖津一博議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきまして、昨日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は議会案第10号の 1 案件であります。追加議案の取り扱いについては、日程第30、議会案第10号を上程し、日程第31で議案説明を省略、日程第32で質疑、討論、採決を行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ御報告といたします。

○高橋勝文議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第6号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第1、議第47号を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長の報告を求めます。那須予算特別委員長。

〔那須 稔予算特別委員長 登壇〕

○那須 稔予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第47号平成23年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）であります。

9月9日、委員全員出席のもと委員会を開会し、議第47号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長の報告の後、委員長報告に対する質疑を行い採決に入りました。

議第47号を採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○高橋勝文議長 日程第3、これより、質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第47号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 次に、日程第4、認第1号から日程第14、認第11号までの11案件を一括議題といたします。

決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第15、決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

決算特別委員長の報告を求めます。荒木決算特別委員長。

〔荒木春吉決算特別委員長 登壇〕

○荒木春吉決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、認第1号平成22年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号平成22年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成22年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号平成22年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号平成22年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第7号平成22年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成22年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成22年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について、認第10号平成22年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、認第11号平成22年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてであります。

9月9日、委員全員出席、当局からは市長を初め関係課長等出席のもと委員会を開会し、11案件を一括議題とし、会計管理者及び水道事業所長の議案説明を受け質疑に入り、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対して質疑を行い採決に入りました。

最初に、認第2号、認第3号、認第8号、認第9号、認第10号及び認第11号の6案件を一括して採決した結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第1号、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号の5案件について順次採決の結果、それぞれ多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○高橋勝文議長 日程第16、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

委員長報告中、御異議のありました5案件を除く認第2号、認第3号、認第8号、認第9号、認第10号及び認第11号の6案件を一括して採決いたします。

ただいまの6案件に対する委員長の報告はいずれも認定であります。

6案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第2号、認第3号、認第8号、認第9号、認第10号及び認第11号の6案件は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認第1号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第1号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認第4号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認第5号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認第6号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認第7号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定することに決しました。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第17、議第50号から日程第21、請願第6号までの5案件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第22、総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教常任委員長の報告を求めます。辻総務文教常任委員長。

〔辻 登代子総務文教常任委員長 登壇〕

○辻 登代子総務文教常任委員長 総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は9月16日、委員会委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第50号、議第51号、議第52号、請願第5号、請願第6号の5案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第50号寒河江市市税条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より、「過料の引き上げについて、上限はあるのか」との問いがあり、当局より、「地方税法で、今回10万円に定められたものです」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第51号寒河江市都市計画税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第52号スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容について申し上げます。

委員より、「スポーツ推進審議会該当の人数と、スポーツ推進員の兼務の人数は」との問いがあ

り、当局より、「スポーツ推進審議会は10名、スポーツ推進員の人数は19名ですが、兼務している方は1名おります」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

委員より、「願意妥当」との意見がありました。

採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第6号原発からの撤退と自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

委員より、「時期尚早であり、しばらく様子を見ながら徐々に原発を減らしていくのが一番いいと思いますので、賛成できかねる」との意見がありました。

別の委員より、「まさに願意妥当であり、これを採択するというのは何ら現時点での問題はないと思われますので、採択されるようお願いしたい」との意見がありました。

採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

次に、請願第5号が採択されましたので、意見書案を議題とし質疑等を求めましたが、質疑・意見もなく、採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議会案を提出することに決しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○高橋勝文議長 日程第23、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 請願6号関係についてお尋ねをしたいと思います。

委員長の報告では2通りの意見があったというふうなことでありますけれども、その片方の意見として「時期尚早なのでしばらく見守るべきでないか」という意見があったそうでありますけれども、その時期尚早とする理由はいかなるものであったのかということが1点です。

それから、もう一つ。そうした場合に、この願意をきちっと理解をする上でさまざまなとらえ方があるとすれば、請願者の説明を求める対応というのは、委員会として検討されたのかどうか。

この2点をお尋ねしたいと思います。

○高橋勝文議長 辻委員長。

○辻 登代子総務文教常任委員長 1点目の時期尚早につきましては、今国の政策もまだはっきりしていないということで、様子を見たいという委員の考えでございました。

そして、請願につきましては、今議員がおっしゃられたようなことはお話しになりませんでした。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今、委員長から見解、答弁をいただきましたけれども、時期尚早の理由は国の政策がはっきりしていないためというふうなことのようであったわけでありまして、そのことについて委員会の中では議論にならなかったのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

国の政策がきちっと決まって、転換がはっきり決まってからだったら、こういう請願は、意見書

というのは逆に言えば必要ないのではないかと。今、こういう事態が発生しながら、その政策転換が明確でないために、こういう請願が出ているのではないかというふうに思われるわけでありますけれども、その辺の議論というふうなものはなされたのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○高橋勝文議長 辻委員長。

○辻 登代子総務文教常任委員長 そのような議論はなされておりました。

○高橋勝文議長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

委員長の報告中、異議のありました請願第6号を除く議第50号、議第51号、議第52号及び請願第5号の4案件を一括して採決いたします。

ただいまの4案件に対する委員長の報告はいずれも可決及び採択であります。

ただいまの4案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第50号、議第51号及び議第52号は原案のとおり可決とし、請願第5号は採択とすることに決しました。

次に、請願第6号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は原案について採決いたします。

本案は原案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立少数であります。

よって、請願第6号は不採択とすることに決しました。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第24、議第49号を議題といたします。

厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第25、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生常任委員長の報告を求めます。國井厚生常任委員長。

〔國井輝明厚生常任委員長 登壇〕

○國井輝明厚生常任委員長 厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は9月12日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第49号の1案件であります。審査の内容を申しあげます。

議第49号平成23年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○高橋勝文議長 日程第26、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第49号を採決いたします。議第49号に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第49号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第27、議第48号を議題といたします。

建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第28、建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

建設経済常任委員長の報告を求めます。工藤建設経済常任委員長。

〔工藤吉雄建設経済常任委員長 登壇〕

○工藤吉雄建設経済常任委員長 建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は9月13日、委員全員出席し開会いたしました。

付託になりました案件は、議第48号の1案件であります。審査の内容を申し上げます。

議第48号平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、「市債の関係ですが、これは政府系縁故債。どういうふうなことで考えているのか」との問いがあり、当局より、「事業認可内の事業ということで、全額政府系の公共下水道債ということです」との答弁がありました。

委員より、「できるだけ可能な限り有利なものを利用するように」との意見がありました。
採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で、建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○高橋勝文議長 日程第29、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議第48号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 次に、日程第30、議会案第10号を議題といたします

議 案 説 明

○高橋勝文議長 日程第31、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第10号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○高橋勝文議長 日程第32、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会案第10号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。

議案第10号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

閉　　　　　　会　　　　　　午前11時39分

○高橋勝文議長　これにて平成23年第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。